

平成21年
11 月 宮崎県定例県議会会議録

平成21年11月25日開会

平成21年12月11日閉会

平成21年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月25日（水曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議長の報告（議員の委員会委員辞任許可等）	5
1. 議案第1号から第15号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 議案第13号から第15号まで委員会付託（給与改定関連）	7

自11月26日（木曜日）

至11月29日（日曜日）

休 会

11月30日（月曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第16号及び第17号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 常任委員長審査結果報告（議案第13号から第15号まで）	12
高橋総務政策常任委員長	12
横田文教警察企業常任委員長	13
1. 討 論	13
前屋敷議員（議案第13号及び第14号に反対）	13
1. 議案第13号及び第14号採決	14
1. 議案第15号採決	14
1. 一般質問	14
山下博三議員質問	14

- ・知事の政治姿勢について
- ・インフラ整備について
- ・農商工連携について
- ・農政問題について

・福祉政策について	
福田作弥議員質問 -----	27
・知事の政治姿勢について	
・米政策転換と本県農政の対応について	
・物流強化のための決断について	
・高齢者福祉施設等の諸課題について	
丸山裕次郎議員質問 -----	37
・農商工連携について	
・鳥獣被害対策について	
・畜産行政について	
・医師確保対策について	
・教育事務所再編について	
外山三博議員質問 -----	47
・来年度予算編成に対する基本方針について	
・消防団員確保について	
・入札制度について	
・青島活性化計画について	
・宮崎駅西口再開発計画について	
12月1日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	61
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	61
1. 総務部長発言 -----	62
1. 一般質問 -----	62
西村 賢議員質問 -----	62
・知事の政治姿勢について	
・事業仕分けについて	
・県後援の行事・イベント等について	
・県北の道路整備について	
・本県のIT戦略について	
・子育て・少子化対策について	
・全国学力調査について	
前屋敷恵美議員質問 -----	74
・雇用・失業対策について	
・生活困窮者への支援について	
・子育て対策（妊婦健診、ヒブワクチン）について	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障がい者の医療費問題について ・ 県立病院運営について 	
鳥飼謙二議員質問	85
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療の充実について ・ 発達障がい児への支援について ・ 予算編成のあり方について ・ 知事の政治姿勢について 	
田口雄二議員質問	98
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 医療・福祉行政について ・ 雇用対策について ・ 移住促進について ・ 観光行政について ・ 農林水産業の活性化について ・ 道路行政について ・ 教育行政について 	
12月2日（水曜日）	
1. 出席議員	115
1. 地方自治法第121条による出席者	115
1. 一般質問	116
新見昌安議員質問	116
<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者支援について ・ 道路行政について ・ 交通行政について ・ 子供の健全育成について ・ 情報システム共同化について ・ 生活弱者支援について ・ 捕獲シカ等のその後について 	
高橋 透議員質問	128
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな総合計画について ・ 知事の政治姿勢について ・ 水産業振興について ・ 道路行政について ・ 教育問題について 	
十屋幸平議員質問	142

<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・情報政策の推進について ・難病対策について ・森林環境税について ・県土整備行政について ・教育行政について 	
松田勝則議員質問	154
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・県民の健康について ・中小企業、県産品支援について ・児童虐待について ・教育問題について ・若者の雇用の支援について 	
12月3日（木曜日）	
1. 出席議員	173
1. 地方自治法第121条による出席者	173
1. 一般質問	174
松村悟郎議員質問	174
<ul style="list-style-type: none"> ・農業の経営環境について ・観光資源の掘り起こしについて ・沿道修景美化について ・教育事務所の再編について ・特別支援学校の施設整備について 	
河野哲也議員質問	186
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・福祉行政（介護問題、がん検診）について ・教育力の向上について ・シルバー人材センター事業について 	
押川修一郎議員質問	197
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・平成22年度当初予算について ・農林業行政について ・教育行政について ・生活排水について 	
12月4日（金曜日）	

1. 出席議員 -----	215
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	215
1. 一般質問 -----	216
黒木正一議員質問 -----	216
・水産業対策について	
・林業対策について	
・教育行政について	
中野一則議員質問 -----	229
・知事の政治姿勢について	
・平成22年度当初予算について	
・総合長期計画について	
・アンテナショップについて	
・農作業事故対策について	
・道徳教育について	
・病院改革の課題について	
浜砂 守議員質問 -----	242
・知事の政治姿勢について	
・宮崎県総合計画について	
・地域振興対策について	
・滞在型グリーンツーリズムについて	
・エコクリーンプラザみやざきについて	
・西米良村板谷トンネルについて	
・一ツ瀬川の改修について	
武井俊輔議員質問 -----	253
・知事の政治姿勢について	
・県の出先機関のあり方について	
・事業仕分けについて	
・各種委員の報酬のあり方について	
・航空路線に係る諸課題について	
・宮崎観光コンベンション協会等について	
・太陽光パネル導入について	
・国語力向上について	
1. 議案第16号及び第17号採決 -----	270
1. 議案第1号から第12号まで及び請願委員会付託 -----	270

自12月5日(土曜日)		
至12月6日(日曜日)	休	会
自12月7日(月曜日)		
至12月8日(火曜日)	常任委員会	
12月9日(水曜日)	特別委員会	
12月10日(木曜日)	休	会
12月11日(金曜日)		
1. 出席議員	-----	275
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	275
1. 常任委員長審査結果報告	-----	276
高橋総務政策常任委員長	-----	276
長友厚生常任委員長	-----	277
宮原商工建設常任委員長	-----	279
外山 衛環境農林水産常任委員長	-----	280
横田文教警察企業常任委員長	-----	282
1. 質 疑	-----	283
前屋敷議員	-----	283
1. 討 論	-----	285
前屋敷議員(議案第10号、請願の継続審査に反対)	-----	285
1. 議案第10号採決	-----	286
1. 議案第1号から第9号まで、第11号及び第12号採決	-----	287
1. 請願1件採決	-----	287
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	287
1. 議員発議案送付の通知	-----	287
1. 議員発議案第1号から第15号まで追加上程	-----	288
1. 討 論	-----	289
前屋敷議員(議員発議案第2号及び第9号に反対)	-----	289
1. 議員発議案第2号及び第9号採決	-----	291
1. 議員発議案第15号採決	-----	291
1. 議員発議案第1号、第3号から第8号まで、及び第10号から第14号まで採決	-----	291
1. 閉 会	-----	291
1. 資 料	-----	293
平成21年11月定例県議会日程	-----	295

議案送付文書	296
一般質問時間割	298
議案・請願委員会審査結果表	299
閉会中の継続審査・調査申出一覧	301
1. 議案議決件名一覧表	303
1. 意見書、その他	307
過疎対策の充実を求める意見書	309
新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書	310
高速道路無料化に関する意見書	311
国民の生活を守る経済・雇用対策の実施を求める意見書	312
電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書	313
道路・港湾整備予算の確保を求める意見書	314
農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書	315
農業共済事業の健全な発展を求める意見書	316
全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書	317
JAL（日本航空）経営再建に係る地方航空路線の維持確保を求める意見書	318
細菌性髄膜炎から乳幼児を守るワクチンの定期接種化を求める意見書	319
第6回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	320
森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現 を求める意見書	321
農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書	322
たばこ税増税の反対についての意見書	323
1. 請願一覧表	325
1. 議事経過	341

11月25日（水）

平成 21 年 11 月 25 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (41 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 萩 原 耕 三 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
欠 席 議 員 (1 名)

33 番 星 原 透 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| 知 事
県 民 政 策 部 長
総 務 部 長
福 祉 保 健 部 長
環 境 森 林 部 長
商 工 観 光 労 働 部 長
農 政 水 産 部 長
県 土 整 備 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 局 長
財 政 課 長
教 育 委 員 長
教 育 長
公 安 委 員 長
警 察 本 部 長
人 事 委 員 長
代 表 監 査 委 員 | 東 国 原 英 夫
高 山 幹 男
山 下 健 次
高 橋 博 明
吉 瀬 和 一
渡 邊 亮 利
伊 藤 孝 夫
山 田 康 隆
長 友 秀 平
日 高 幸 文
甲 斐 景 早
西 野 博 志
大 重 都 春
渡 辺 義 人
野 中 玄 雄
鶴 見 雅 男
黒 木 奉 武
城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
議 事 課 長
政 策 調 査 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 担 当 主 幹
議 事 課 主 査
議 事 課 主 査 | 浜 砂 公 一
岡 田 英 治
渡 邊 靖 之 章
富 永 博 章
日 高 正 憲
福 嶋 清 美
日 高 賢 治
山 中 康 二
前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成21年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○中村幸一議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、中野一則議員、武井俊輔議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

去る11月18日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成21年11月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計15件、その内訳は、補正予算案2件、条例8件、予算・条例以外5件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から12月11日までの17日間と

することに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

提案されます議案のうち、給与改定関連の議案3件につきましては、11月30日までの議決が必要となることから、他の議案に先行して、関係常任委員会で審査していただき、11月30日の本会議で採決する予定となっております。

次に、今期定例会は、11月30日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は26日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。12月7日、8日の2日間で各常任委員会を開催していただき、12月11日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提案される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月11日まで

の17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議長の報告(議員の委員会委員辞任許可等)

○中村幸一議長 ここで、御報告を申し上げます。

まず、去る10月21日、萩原耕三議員より、議会運営委員会委員及び少子化・子育て支援対策特別委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第13条第1項のただし書きの規定により、同日、議長において、これを許可いたしました。

また、去る11月9日、委員会条例第6条第1項ただし書きの規定により、議長において、押川修一郎議員を議会運営委員会委員に選任いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

◎ 議案第1号から第15号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第15号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成21年11月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告をさせていただきます。

1点目は、第22回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやぎ2009」についてであります。

「スポレクみやぎ2009」は、先月の17日から20日までの4日間にわたり、県内各地で開催いたしました。大会期間中はすばらしい天候に恵まれますとともに、県内外及び韓国から延べ12万6,000人の方々に参加いただき、各会場とも盛会のうちに無事終了することができました。

祭典に参加された選手の方々も、スポーツやレクリエーションの楽しさを改めて実感され、互いに友好や交流も深められるとともに、宮崎の伝統文化や豊かな自然、海の幸や山の幸、宮崎県民の温かい「おもてなしの心」などを十分満喫され、大満足で宮崎を後にされたのではないかと考えております。

県議会を初め、祭典を運営いただいたボランティアやサポーターの皆様、県民の皆様に、心より感謝を申し上げたいと思っております。

2点目は、新型インフルエンザ対策についてであります。

新型インフルエンザにつきましては、先月末に県内全域で警報レベルを超えるなど、本格的な流行期に入りました。

そのような中、予防対策の一つであります新型インフルエンザワクチンの供給が始まり、先月21日から医療従事者に、今月16日から基礎疾患を有する方や妊婦の方に、それぞれ接種を開始いたしました。

また、幼児への接種について、当初のスケジュールを前倒しして、来月4日から開始することとしたところであります。

現在、確保できる新型インフルエンザワクチンの数量が限られており、すべての優先対象者

に接種を行うまでには至っておりませんが、今後、国からワクチンが供給され次第、順次、接種を行っていくこととしております。

感染の拡大を可能な限り抑止するためには、県民の皆様一人一人が、うがい、手洗い、マスク着用など、感染防止対策を講じていただくことが極めて重要でありますので、学校や事業所等の御協力もいただきながら、感染防止対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。今回は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。

補正額は、一般会計65億9,332万円、特別会計5,934万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,347億2,866万9,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、経済・雇用対策として、国の臨時的な交付金をもとに新たな基金を造成するものが1件、既存の基金へ積み増しを行うものが2件あり、さらに既存の基金を活用した3事業の経費について措置するとともに、定住自立圏の形成を促進するため、圏域全体の医療機能の充実強化につながる民間投資に対し支援するための経費について措置することといたしました。

福祉保健関係では、新型インフルエンザワクチンの優先接種者のうち低所得者等への負担軽減を図るため、市町村が実施する接種費用の助成に対して支援するとともに、増加が見込まれる重症入院患者に対応するために、医療機関が

行う人工呼吸器の整備費用を助成する経費について措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金53億5,794万8,000円、繰入金12億838万5,000円、その他2,698万7,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第4号「宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例」は、大規模地震等災害時の医療提供体制の維持を図るために、災害拠点病院等が行う耐震化整備事業の円滑な実施を目的とした基金を創設する条例であります。

議案第7号「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例」は、県民生活の平穏を確保するため、客引き行為等の規制を強化するとともに、卑わいな行為及びつきまとい行為等に対する罰則を強化することにより、これら悪質性及び迷惑性の高い行為の防止を図るための条例の改正であります。

議案第13号から議案第15号までは、職員の給与改定等に伴う関係条例の一部を改正する条例であります。

先般行われました県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告や国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、一般職職員の給料表及び諸手当の改定等の措置を講じるとともに、国の特別職の給与改定状況等を踏まえ、特別職等の期末手当に係る改定を行うものであります。

このほか、議案第3号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」外7件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案しました議案の概要について

御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第13号から第15号まで委員会付託

○中村幸一議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第13号から第15号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案については、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から29日までは、常任委員会並びに議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時開会、先ほど付託いたしました議案につきましての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時12分散会

11月30日（月）

平成 21 年 11 月 30 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 萩 原 耕 三 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 16 番 外 山 良 治 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 高 山 幹 男 | 男 |
| 総 務 部 長 | 山 下 健 次 | 次 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 | 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 伊 藤 孝 利 | 利 |
| 県 土 整 備 部 長 | 山 田 康 夫 | 夫 |
| 会 計 管 理 者 | 長 友 秀 隆 | 隆 |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 | 平 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長 | 西 野 博 之 | 之 |
| 教 育 委 員 長 | 大 重 都 志 春 | 春 |
| 教 育 長 | 大 渡 辺 義 人 | 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 男 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | 武 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | 雄 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|---|
| 事 務 局 長 | 浜 砂 公 一 | 一 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 田 英 治 | 治 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 章 | 章 |
| 議 事 課 長 | 富 永 博 章 | 章 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 | 美 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 議案第16号及び第17号追加上程

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第13号から第15号までにつきましての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第16号及び第17号の各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し議題にすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第16号及び第17号について御説明を申し上げます。

まず、議案第16号は、教育委員会委員大重都志春氏が平成21年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として谷口美恵子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

次に、議案第17号は、収用委員会委員矢野鴻次氏が平成21年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として齊藤晃一氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明が終わりました。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 次に、議案第13号から第15号までの各号議案を議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕 総務政策常任委員会から御報告申し上げます。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号及び第15号について、慎重に審査をいたしました結果、議案第13号については賛成多数で、議案第15号については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

議案第13号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、平成21年度の人事委員会勧告等を踏まえ、所要の改正を行うものであり、給料月額を平均で0.2%引き下げ、期末勤勉手当について支給月数を年間で0.3月分引き下げる等の改正を行うものである。また、平成21年4月から11月までに支給された給与の公民較差相当分について、12月に支給される期末手当で所要の調整措置を実施する。この改正により、職員1人当たり年額で約13万円の減額、全体では一般会計で約23億円の減額となる」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「今後、さらに購買力が落ち込み、地域経済に及ぼす影響が懸念される。地元消費を呼びかける市町村があるように、県においても職員等に県内消費について啓発していくことが必要ではないか」との意見がありました。

また、議案第15号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえ、県議会議員及び知事、副知事など特別職に係る期末手当について、支給月数を年間で0.25月分引き下げる改正を行うための改正である」との説明がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 文教警察企業常任委員会でございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第14号について、慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

議案第14号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、平成21年度の公民較差に基づく人事委員会勧告及び教員給与見直しの状況を踏まえ、所要の改正を行うものであり、給料月額を平均で0.2%引き下げ、義務教育等教員特別手当の最高限度額を月額1万5,900円から1万1,700円に引き下げる等の改正を行う。また、平成21年4月から11月までに支給された給与の公民較差について、12月に支給される期末手当で調整を行う規定を設ける」との説明がありました。

このことについて、委員より、「今回の改正により、12月支給の期末・勤勉手当にどのような影響があるのか」との質疑があり、当局よ

り、「40歳の教員で配偶者と子供2人を扶養というケースでは約5万4,000円の減額となり、今回の条例改正による年間予算の減額は、教育委員会全体では約13億円となる見込みである」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内いたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第13号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第14号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

県は、人事院勧告に準ずるとする県の人事委員会勧告を受けて、県職員及び市町村立学校職員の給与に関して、給与月額及び期末手当・勤勉手当等の引き下げを行うとしています。

この給与引き下げに反対する理由の第1は、人事院が本来果たさなければならない役割を投げ捨てていることです。人事院は、公務員労働者の憲法で保障された労働基本権を制約する代償措置として設けられたものであり、本来、公務員労働者の労働条件の向上に資する役割が求

められていると考えます。しかし、人事院は、1999年から毎年のように給与や期末手当の引き下げを勧告し、県もそれに準じてきました。しかも、2002年には、小泉内閣が打ち出した総人件費抑制政策が、本来中立であるべき人事院にも押しつけられてきました。こうして人事院勧告そのものが旧政権の圧力でゆがめられてきており、これでは人事院本来の役割が果たせないどころか、弊害さえもたらしていると言えます。

第2に、ここ10年以上続けられてきた公務員労働者の給与や期末手当の引き下げが、公民較差の是正などと言いながら、果てしのない公務員と民間の賃金引き下げ競争をつくり出していることです。今、政府はデフレ宣言を行い、デフレから脱する方向性を見出すとして追加経済対策を取りまとめようとしていますが、デフレから脱するためにも、個人消費を温めることが必要です。今回の公務員給与の引き下げは、それに逆行するものではないでしょうか。

県が人事委員会勧告どおりに給与削減を実施すると、職員1人当たり年額で約13万円の減額が試算され、全体で約23億円の減額に上るとされています。こうした人事院勧告に準拠する自治体の給与の引き下げは、職員やその家族の生活にとどまらず、民間企業、広範な労働者や県民生活に悪影響を及ぼし、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことは明らかです。したがって、今回の給与等の引き下げ改定は認められるものではありません。

以上、反対の理由を述べまして、議案第13号及び第14号に対する反対討論といたします。

〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第13号及び第14号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第13号及び第14号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第15号採決

○中村幸一議長 次に、議案第15号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱い、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。11月議会、一般質問初日であります。きょうは、4名とも自民党議員が一般質問を行うことになっておりますが、トップバッタ

一でありますので、三振を食らうなということ
でありますから、ヒットを打って塁に出て、ホ
ームベースまで帰ってきたい、そういう思いも
込めて一般質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いしてま
います。

政権与党の権限のうち最たるものは、集めた
税金をどう配分するかという権限、すなわち予
算編成権を握ることにあります。前内閣は、7
月1日に来年度予算の概算要求基準を決め、8
月31日は財務省が各省庁から概算要求を受け付
ける締め切り日でありました。こうした、まさ
に予算編成の一つの山をあすに控えた8月30日
でありましたが、その後の展開については御案
内のおりであります。

議会制民主主義をとる諸外国においても、今
回の我が国と同様な政権交代はまれなことでは
なく、保守党から労働党へかわったイギリスを
初め、シュレーダーからメルケル首相の政権に
かわったドイツ、ミッテランからサルコジ大統
領にかわったフランス、ブッシュからオバマ大
統領へかわったアメリカと、軒並み政権交代と
言えるものであります。しかしながら、このよ
うな諸外国の例と我が国を比較すると、いわゆ
る55年体制以降初めて50年ぶりの本格的な政権
交代であります。

まず、政権与党の民主党は、マニフェストに
盛り込んだ政策の財源を捻出するため、麻生内
閣が成立させた補正予算約14兆円のうち、3兆
円程度の執行を中止し、予算内容を組み替え、
景気対策予算を減額するという前例のない事態
が出現いたしました。

そして今、事業仕分けであります。もちろん
評価の声もあります。見なれない事態に拍手を
送る国民もいると思いますが、世の中、効率の

みで論じていいものか、費用対効果のみでいい
ものか、あの穏やかな宇宙飛行士の毛利さんの
「赤字だからといって小中学校をつぶします
か」という言葉には、同感せざるを得ません。

「火事を起こさなければいいのだから、消火器
を常備するのは無駄だ」という議論に聞こえま
す。こうした事態の進行は、この国の先行きに
暗い影を落とさざるを得ないものと言えるので
はないでしょうか。交付税制度の見直し論が提
起され、農道整備事業の廃止、危険国道の改良
費の凍結など、地方財源を直撃しそうな論議が
まかり通ろうとしております。

また、県の来年度の予算編成方針を見ても、
「国の動向を見ながら」という表現で、ある意
味、同情を禁じ得ませんが、極めて見通し不透
明と言わざるを得ません。そこで、知事にお伺
いたしますが、この政権のもと、地方の声が
くみ上げられていくとお考えであられるのか、
どう対処していこうとしておられるのか、お伺
いをいたします。また、現在の事態は、本県の
来年度予算編成にどのような影響が懸念され
ると予測されておられるか、あわせてお伺いを
いたします。

ところで、知事も年が明けると在職3年が経
過し、4年目を迎えることとなります。県民の
間では、知事の2期目の話に関心が持たれるよ
うになってまいりました。ことし夏の国政への
転身騒動では、多くの県民が引き続き県政を
担っていただくことを願っており、知事の支持
率も、ある新聞社の8月調査では82%と高いも
のであります。そうした中、このたびの県の
次期総合長期計画の策定に当たっては、20年後
の本県の姿を明らかにし、これを見据えた部門
別計画の策定や、4年間のアクションプランを
策定されるということであり、私は、このことは

知事の県政運営に対する並々ならぬ決意のたまものではないかと考えております。来年夏には参議院議員選挙もあり、また県民が心配をいたします。ここで、県民に対し、次期知事選に向けての知事の意欲のほどを明確にお聞かせいただきますようお願いをいたします。

次に、インフラ整備について県土整備部長にお伺いをいたします。

予算削減が各方面に大きく影響を及ぼすことが十分予想されるところでありますが、中でも心配しているのは、道路や港湾などのインフラ整備のおくれている本県にとっては、ますます取り残され、地域間格差が広がってしまうのではないかと考えております。とりわけ、高速道を初めとする道路整備が、九州では最下位、全国的に見ても下位グループである本県に対する影響は大きいのではないかと考えております。そこで伺います。民主党政権になって大幅な公共事業の削減が予想されておりますが、インフラ整備、とりわけ高速道や都城志布志道路を含めた国・県道等の道路整備についておくれることはないのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

県では、新政権における方針決定に伴い、去る11月15日に、平成22年度政府予算に対する重点要望事項23項目を民主党県連に提出いたしました。また、特に重要な課題につきましては、今後、担当大臣等にも直接要望を行えればと考えております。私はかねてから、地方から大挙して上京し、要望書を抱えて霞が関を回ることに大いに疑問を持っておりましたので、新政権の手法がうまくいくこと、そしてこのシステム

によって本県の要望が実現することを期待しておるところであります。

しかしながら、現在進めておられる事業仕分けや、先日、九州地方整備局長から説明を受けた公共事業の概算要求状況などを見ますと、ますます疲弊していく地方の実情、地方の叫びが予算や政策にどの程度反映されるのか、不安を覚えるのも事実であります。御案内のとおり、新政権は、地域主権の確立、国民目線での政策決定をマニフェストの柱に据えておられますので、この新しいシステムが有効に機能することが非常に重要になると考えております。したがって、我々の提案や要望の内容は、政府内でしっかり検討、議論をいただき、公平公正な判断がなされるものと考えており、その結果については納得のいく説明をいただけるものと期待をしております。

次に、国の予算削減の影響についてですが、国の平成22年度予算編成につきましては、新政権のもと、マニフェストを踏まえ再提出された概算要求では、子ども手当の創設に係る地方負担の問題や公共事業費の大幅削減、増額分が事項要求とされている地方交付税の動向など、地方にとって重要な問題が不安定、不明確な状況であり、大きな影響を受ける可能性があると考えております。加えて、この概算要求の一部について、先週まで行政刷新会議のワーキンググループにより事業仕分けが行われましたが、その中では、地方全体の固有財源である地方交付税を仕分けの対象としたり、農道整備事業を廃止と判断するなど、これらの結果による本県への影響を懸念しているところであります。今後、こうした事業仕分けの結果が、行政刷新会議での最終判断や財務省の査定を経て各府省庁の予算にどのように反映されていくの

か、現段階では不透明な状況でありますので、引き続き、国の予算編成の動向を注視するとともに、地域の実態や意見を国に対し積極的に伝えていくなど、的確に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、次期知事選についてであります。私はこれまで、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向け、一日一日を全身全霊で県政運営に取り組んできたところであり、現時点ではっきりしていることは、1期目の任期を全うするというだけであります。今後、県民の皆様幅広い意見も聞いた上で、しかるべき時期に私自身が判断して結論を出すことになると考えております。以上です。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 〇お答えいたします。

公共事業の削減による道路整備への影響についてであります。10月15日に発表されました国土交通省の平成22年度概算要求におきましては、道路事業費が今年度当初予算と比べて約20%の減額となっております。また、本県の道路整備への影響が懸念されるところであります。また、11月24日に九州地方整備局長から知事に説明をされた本県関係の平成22年度直轄事業の事業計画におきましては、東九州自動車道の北郷一日南間や国道10号都城道路などにつきまして、今年度当初予算から大幅な減額となっており、このままでは事業進捗のおくれにより都城の定住自立圏構想など地域の各種プロジェクトにも多大な影響を及ぼすのではないかと、大変危惧しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 〇ありがとうございました。次期知事選については、知事も県民の世論をしつ

かりと受けとめたいということであり、大変政情不安定なときでありますから、県民の声をしっかりと受けとめていただきますようお願い申し上げます。

引き続き、県土整備部長にお伺いしてまいります。そもそも、現在の社会資本整備は都市部に集中しているのが現状であり、地方に行けば行くほど、道路、河川などいろんなところで必要とされるべきインフラ整備ができていないのが実情であります。「コンクリートから人へ」という言葉は都市部の話であって、社会資本整備が進んでいない地域は、人、命を守ることや地域の活力を生み出すことをあきらめろと言っているようなものであります。

今月24日、国土交通省九州地方整備局より、県庁で国道などの建設事業に関する2010年度当初予算の概算要求について説明がありました。ちょうどその日の夕方、都城商工会議所創立80周年記念祝賀会が開催されておまして、都城市長より、都城志布志道路予算大幅削減の情報が伝えられ、出席者の皆さんの落胆の表情は、言葉の言いあらわし方もありませんでした。翌日の新聞報道によりますと、都城市の九州自動車道都城インターチェンジと鹿児島県の国際港湾志布志港までを結ぶ国道10号志布志道路は、本県分13.4キロメートルのうち、1期分5～7億（21年度17億9,500万円）に削られ、2期分は0～1億（21年度1億円）の内容であります。一刻も早い完成を願い、大幅増額予算を期待しておりました。平成の大合併により1市4町、17万人の人口になり、合併特例債を利用し、都城インターチェンジ付近に市郡医師会病院移転も着々と準備が進められております。公共事業削減のあおりを受け、都城志布志道路の整備計画がおくれればおくれるほど、地域住民

の抱いていた拠点都市構想などもまた夢となるわけであります。特にこの道路は、都城地域の今後の発展にとっては最重要な道路であります。もっと積極的に整備促進の要望を行うべきであると考えますが、県土整備部長の見解をお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 都城志布志道路につきましては、都城インターチェンジから五十町インターチェンジ間を国土交通省において、国道10号のバイパスとして平成12年度から整備が進められております。一方、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間につきましては県が整備をしております。平成22年度の完成供用を目標といたしております。都城志布志道路は、南九州の物流を担うなど重要な道路でありますことから、その重要性は十分認識をしているところでありまして、11月15日に民主党宮崎県連政策会議に対し整備促進の要望を行ったところであります。また、先ほど申し上げましたが、11月24日に九州地方整備局長から知事に平成22年度直轄事業の事業計画を説明された際にも、整備促進について強く要望をいたしております。今後とも、県議会を初め、県民の皆様の御支援、御協力をいただきながら、早期整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○山下博三議員 これ以上インフラ整備がおくれることになれば、南九州の発展、いや、九州全体の発展もおくれるのではないかと大変危惧をいたしております。知事は常日ごろ、県民総力戦と力強く言われておりますが、予算確保に向けて県民の先頭に立ち、県民総力戦で国・政府に対し力強く要望していただきますようお願い申し上げます。知事の決意のほどをお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 議員御指摘のように、そしてまた山田部長が申し上げたとおり、今後とも、重要なインフラ整備、社会基盤整備については、声を大にして国あるいは新政権のもとに届けてまいりたい、要望、提案をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○山下博三議員 ぜひ、我々県議団も一致団結して執行部とともに陳情、要請をしてまいりたい、そのように思っております。

次に、本県における農商工連携と本県県産品、特に農畜産物の販路拡大の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いをしてまいります。

本県は、全国でも有数の食料生産基地であり、農畜産業は本県経済の柱であって、特に都城地域はその中枢を占めております。農畜産業の安定した所得を確保するには、生産者の意欲向上による生産量の増大はもとより、安全・安心な食品を求める国民の声にこたえるような品質の農産物を供給することが必要であります。そのためには、例えば野菜、牛肉、豚肉など、素材そのものの品質向上に取り組むことはもちろんであります。安定した価格と所得を確保するには、加工や流通にまで踏み込んで、付加価値の高い商品を開発、販売することが不可欠であり、農商工連携の取り組みに期待するところであります。また、農商工連携により開発された製品の販路をどのように拡大していくかが今後重要になると思われませんが、少子高齢化による人口減少の兆しが見られる我が国の市場だけにとどまらず、急速に成長を遂げている中国を中心としたアジアの国々に販路を拡大していくことが、将来のために必要であると考えております。

以上を踏まえてお伺いしますが、県ではこれまでも農商工連携に積極的に取り組んでいくと答弁をされており、県独自の支援策として25億円の農商工連携応援ファンドを創設し、支援を行っておられるところではありますが、現時点におけるこのファンドによる支援状況について、具体例を含めお伺いをいたします。また、農畜産業の盛んな都城地域における取り組みや支援について、特筆すべきものがあればお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 農商工連携応援ファンドにつきましては、6月に8件、11月に6件を交付決定したところでございまして、合計で14事業に対し3,000万円余の助成を行うこととなっております。

内訳としましては、新商品開発や販路開拓に対する助成が11件で、新たな技術開発に対する助成が1件、農商工連携の支援機関の活動を支援する事業が2件となっております。中でも新商品の開発では、例えば銘柄鶏肉を使ったハンバーグやブルーベリー葉と黒酢を使ったサプリメントなど、農畜産物を活用した食品や飲料の開発に係るものが8件と、大部分を占めているところでございます。また、都城北諸県地域の事業では、地元の喫茶店と農業法人、社会福祉法人が連携して取り組む、青大豆と黒酢を使ったスイーツ食品の開発のほか、農商工連携の支援機関として国の認定も受けております社団法人霧島工業クラブが行います農商工連携セミナーや専門家派遣など、合計2件の取り組みを支援することとしております。このほかにも、ITを活用した生産管理等に取り組む農業生産法人等の例がありますが、都城北諸県地域は、我が国を代表する農業地域でございますので、今後とも、地元の農畜産資源を活用した取り組み

が出てくることを強く期待しているところでございます。以上でございます。

○山下博三議員 同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。商工観光労働部では、「みやぎ県産品東アジア販路拡大戦略」を策定して、本県の県産品について、中国を初めとする東アジアにおける販路拡大を図っておられると聞いております。具体的にどのような取り組みを行っておられるのか、あるいは何を行おうとしておられるのか、特に本県の農畜産及びその加工品についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 急速な経済発展を遂げる中国等への県産品の販路拡大を図っていくため、県では、東アジア販路拡大戦略に基づきまして、さまざまな事業を展開しているところでございます。具体的には、それぞれの国・地域の実情に合った物産フェアや商談会の開催、流通関係者の招聘などに取り組みますとともに、輸出促進セミナーの開催や専門家による商品開発アドバイスなど、県内企業の輸出力強化に取り組んでいるところでございます。

現在、香港や台湾におきまして、焼酎を初め、本県産のカンショや漬物等が定番化してきているほか、宮崎牛の海外指定店第1号が香港に誕生するなど、着実に県産品の販路拡大が進んできていると考えております。また、輸出の障壁が高いものの、経済成長に伴い富裕層が増加する中国に対しましても、販路開拓の第一歩として、県産品の常設棚の設置を現在検討しているところでございます。国内市場の縮小が見込まれる中、東アジアへの販路開拓は、本県農林水産業、食品産業の振興を図る上で極めて重要であると認識しておりますので、本県の農畜産物及びその加工品を中心に、今後とも、意欲

ある県内企業、団体と連携しながら、その輸出促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下博三議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。今、1次、2次、3次産業を合わせて6次産業という言葉がよく使われておりますが、これも第1次産業であります農業が安定して生産できることが一番大事であると思ひておりますから、ぜひ今後、農政水産部ともしっかりと連携を密にさせていただきますように、お願ひ申し上げておきたいと思ひます。

次に、農業関係の公共事業について農政水産部長にお伺ひしてまいります。

政府の行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分けでは、農林水産省関係で対象となっている97事業のうち、公共事業や基金を中心に廃止や国庫返納など次々と報告されております。特に公共事業の中では、農政の重点事業の一つであります農道整備事業は、歴史的意義は終わったとして廃止、かんがい排水事業については、継続的なコストカットを進めるべきとして予算要求の縮減20%と、大変厳しい表決結果が出されております。今回の農道整備事業の廃止との結果は大変衝撃的であり、来年度予算の確保ができなければ工事中の橋梁は一体どうなるのか、道路が途中で途切れてしまうのではないかなど、地元は大変不安に思ひております。本県農道の実施状況とその影響についてお伺ひをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 現在、県内におきましては、14の路線を対象に農道の整備に努めているところでございます。その整備状況につきましては、全延長110キロメートルのうち87キロメートルは既に完成し、残りの23キロメートルの区間が実施中もしくは未採択となっ

ております。農道の整備は、大型の農業機械導入による農作業の効率化や、農産物輸送の合理化に大きく寄与しており、特に中山間地域では重要な生活道路としての役割も担っております。もし事業が廃止され、補助金が打ち切られるようなことになると、厳しい地方の財政状況等を踏まえると本県の農道整備の推進は極めて困難となり、地域農業の振興や農山村の活性化等に多大な支障が生じるものと懸念されるところであります。

○山下博三議員 今、答弁のあったとおりであります。私の地元都城では、広域農道や各種農道の整備により、農産物の集出荷や輸送の合理化が図られ、農業・農村の振興に大きく寄与していると考えております。現在、基幹農道整備事業和田2期地区でメインとなる橋梁工事、これは上部工なんです、本年度から来年度にかけて2年にわたる契約で実施されると聞いております。仮に、来年度、国の予算が打ち切られた場合、施工中の工事についてどうなるのか、お伺ひをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県営農道整備事業のうち、複数年契約によります施工中の工事につきましては、現在、トンネルとか橋梁工事で3件を実施中でございます。仮に国の予算が打ち切られた場合の施工中の工事につきましては、当該市町村を初めとする関係者と十分協議を行い、今後の取り扱いを決定していく必要がありますが、先ほど申し上げましたように、厳しい地方の財政状況等を踏まえますと、工事の大幅な遅延や継続についての判断をせざるを得ない状況も想定されるところでございます。以上であります。

○山下博三議員 大変な影響が出るかと思うんですが、廃止もしくはこのようなことになった

ときの14路線については、それぞれ今後、地元の議員、自治体、一緒になって現地検討会を開かせていただきたい、そのように思っております。

次に入らせていただきますが、私の地元で進められております国営かんがい排水事業都城盆地地区では、木之川内ダムが既に完成し、平成22年度からは、いよいよダムからの水が供用を開始されようとしています。それに附帯する末端関連事業については、まさにこれからピークを迎えるところであり、今から畑地かんがいを重点的に進めていかなければならない状況にあります。このようなときに、国の概算要求では対前年比84.7%となされ、その上、今回の仕分けでは、かんがい排水事業は予算要求の縮減、さらに20%との表決が出されており、末端関連事業の進捗に影響を及ぼすのではないかと、大変心配いたしているところでもあります。そこで、本県の国営かんがい排水事業の実施状況と、今回の事業仕分けでの予算要求の縮減20%となった場合の影響について、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県では現在、県内で4地区の国営かんがい排水事業と、これに附帯します関連事業を積極的に進めているところでもあります。このうち、国営の都城盆地地区、綾川2期地区は来年度完成予定でございますが、西諸地区、尾鈴地区はダム本体工事に着手したばかりであり、また関連事業はこれから整備の最盛期を迎える状況でございます。

このような中、国の概算要求額の削減に加えて、今回の事業仕分け結果を踏まえ、さらに予算額が減額されると、国営事業並びに関連事業の推進に大きな影響が生じるものと危惧しているところでもあります。この結果、農家の

方々が実際に水利用できる時期が大幅におくれ、収益性の高い畑作農業の振興に多大な影響が生じるとともに、さらには、施設の維持管理を行います土地改良区の運営への影響等も懸念されるところでございます。以上です。

○山下博三議員 この畑かん事業の予算削減が、末端の地域、水を求めている農業振興地域にどれほど影響が出てくるか、大変危惧をいたしております。今、県内5つの畑かん事業が実施されておりますが、特に都城、尾鈴、西諸は、22年、23年、26年度でそれぞれ国営事業のダムが完成いたします。水はたまって、後、支線水路の工事がおくれますと、地域農業振興というのは大変影響してまいりますから、ぜひともこの予算確保については、絶対的に確保に向けて努力していきたい、そういう思いであります。まだ西諸については1割も県営工事は進んでおりませんから、ぜひこのこともしっかりと国・政府に予算要求をしていきたい、そういう思いであります。

次に入らせていただきます。今回の事業仕分けでは、「仕分けの時間が1時間程度で短い」「447の対象事業を選定したプロセスが明らかにされていない」などの意見があるほか、地方重視を言いながら、都会の論理が際立っているなど、地方の声が果たして届いていくのか、非常に懸念をいたしております。農業が基幹産業であります本県にとりまして、農家の生産向上に寄与する農道整備や、かんがい排水事業を初めとする農業基盤整備を積極的に推進することは、極めて重要であると考えます。そこで、今回の事態を受けて、県は今後どのように対応していけるのか、国に対して本県の実情と農業農村事業の必要性をもっと強く訴えていくべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県の農業・農村の振興を図るためには、かんがい排水事業や農道整備事業を初めとする農業農村整備事業の推進は必要不可欠なものでございまして、一般の事業仕分け作業における廃止とか予算の縮減といった方針は、農業を基幹産業とします本県にとりまして、多大な影響を及ぼすものと懸念をしているところでございます。県といたしましては、これまでも、本県における農道や畑地かんがい整備の必要性、整備状況などの実情を訴えつつ、事業の存続や予算の確保について、国に対して要望してきたところでありますけれども、今後とも、あらゆる機会を通じまして、積極的に国へ働きかけてまいりたいと考えております。以上であります。

○山下博三議員 次に、同じく農政水産部長に、戸別所得補償制度のモデル対策についてお伺いしてまいります。

私の地元である都城北諸地域においては、これまで米の生産調整に協力しながら、飼料作物や麦、大豆といった地域の特色を生かした転作作物の栽培を進めてまいりました。転作作物を進める上で、地域独自の取り組みとして、農家がそれぞれの水田にさまざまな作物をつくるのではなく、地域の話し合いの中で、米の作付を行う地域と転作作物をつくる地域に分けて、3年程度で回していくブロックローテーションに取り組んでまいりました。さらには、高齢化の進む地域農業の担い手として集落営農法人の設立に積極的に取り組むなど、国の米対策改革大綱や構造政策の流れを踏まえて、農業構造改革にいち早く取り組んでまいりました。このような取り組みを進めてきた地域であります。今、集落営農のリーダーを中心に、今後どのように地域の営農を進めていけばいいのか、大変

不安を感じております。といたしますのも、来年度から実施される民主党政権の農政改革の柱である戸別所得補償制度のモデル対策がどのように取り組まれるのか、明確でないからであります。

このモデル対策は、22年度予算の概算要求において、米をつくらせない形の現行の生産調整を廃止し、戸別所得補償制度により食料自給率向上、農山漁村の再生を図ることを目的に、総額5,618億円が計上されております。具体的には、標準的な生産に要する経費と販売価格の差額を全国一律の基準で補償する「米戸別所得補償モデル事業」と、大豆、飼料用米などの生産を行う販売農家に対して全国一律の単価で助成金を農業者に直接交付する「水田利活用自給力向上事業」の2本立てとなっております。今までの制度では、助成金の使い方は地域の特徴を生かすという観点から地域の判断にゆだねられていましたが、全国一律ということになり、農業者からは、「来年から水田農業をどのようにすればいいのか」「新たな助成体系の中で何をつくれればいいのか」など、さまざま不安の声が聞こえております。そこでまず、県は戸別所得補償制度のモデル対策についてどのように受けとめておられるか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 戸別所得補償制度のモデル対策のうち、米戸別所得補償モデル事業につきましては、生産費を基準に補償水準が算定されますことから、農家の再生産を確保する上で一定の評価はできるものと考えますけれども、全国一律の水準で補償が行われますことから、小規模農家が多く生産費が全国平均より高い本県にとりましては、生産費に見合う補償が受けられないことなどが懸念されます。

また、もう一つの柱でございまして水田利活用

自給力向上事業につきましては、助成体系が大幅に簡素化されておりました、わかりやすい制度とはなっておりますけれども、本県の重要な転作作物であります野菜等が対象となるか明確となっていないといったことや、これまで構造改革を推進する観点から、団地化等に対する加算助成を重点的に行ってきました地域におきましては、交付金の減額とか、あるいはブロックローテーションへの影響などが懸念されるところであります。

このように本県の実情を考えますと、さまざまな課題があると考えておりますが、いずれにつきましても、水田農業の担い手像とか、あるいは構造改革の方向性など、今後の水田農業のあるべき姿を早急に示していただくことが重要であると考えております。以上であります。

○山下博三議員 モデル事業については、評価できる点もあるものの、さまざまな課題もあるということであります。県ではこれまで、農業構造の改革を進め、意欲ある担い手として認定農業者の育成確保を進めるとともに、高齢化等の進行の進む地域においては、集落営農組織の育成を積極的に進めてこられました。これまでの成果として、集落営農組織や集落営農法人がどれぐらい設立され、どのような生産活動を行い、それぞれどのように地域貢献してきたと思われませんか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農地の利用調整とか農業機械等の共同利用等によります集団的な農業生産活動に取り組んでおります集落営農組織は、本年9月末現在で県内に105の組織がございますが、このうち集落営農法人であります。特に集落営農法人につきましては、転作田を活用した大豆、飼料作物、加工用・業務用野菜の生産など、地域

が一体となった経営を通じまして、農地の有効利用や規模拡大を積極的に行っております、雇用の確保とか若者の集落定着など、地域農業の振興に大きく貢献していると考えております。以上であります。

○山下博三議員 一定の地域貢献があったということでありまして。国の対策の行方が全く見えない中で、県は今後、集落営農法人の育成をどのように進めていこうとしておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 集落の農地を将来にわたりまして安定的に担い、地域農業を支える集落営農法人の育成は、大変重要でありまして、現在、策定作業を進めております第7次の農業・農村振興長期計画におきましても、重要な担い手として考えているところでございます。このため今後とも、関係機関・団体と連携しながら、農作業受託や転作作物の生産のほか、契約取引や加工品開発等によります農商工連携の推進など、経営の安定化や多角化に向けた取り組み等を支援することによりまして、集落営農法人の育成はもとより、その維持発展に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 引き続き、集落営農法人の育成を進めていくということでありまして、今回、概算要求されている5,618億円のモデル対策について、新聞等の情報をもとに本県にどれぐらい交付されるのか、試算をしてみました。県全体では、転作部分である食料自給率向上対策として、現在の助成金総額とほぼ同水準の31億円程度、また米の戸別所得補償として、生産調整に協力すれば10アール当たり1万円以上が交付されるということであり、その額が20億円程度ということで、合わせると50億円を上回る交付金が見込まれるかと思われまして。しかし、冒

頭に申し上げましたように、先進的な集落営農法人の設立に積極的に取り組んできた地域において集落営農のリーダーと話をする、「転作作物として、飼料用米やホールクロップサイレージなど水を使う作物が入った場合、ブロックローテーションが組めなくなる」とか、「団地化加算金がなくなることにより助成金が減る」という不安の声が高まっております。そして何よりも、これまで地域が一体となって取り組んできた集落営農が今回の対策で崩壊するのではないかという大きな懸念を抱いておられるのが実態であります。このような現場の声を踏まえ、県は今後、戸別所得補償制度のモデル対策にどのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県におきましては、これまでも、担い手を中心とした水田農業の構造改革の推進や、地域の特色を生かした多様な作物の生産振興を図るなど、生産性の高い水田農業経営の確立に、関係者が一体となって取り組んできたところであります。このような中で、今回のモデル対策の実施に当たっては、団地化等に対する加算助成や、野菜等の地域特産作物を助成対象に加えるなど、地域の実態に即した制度となるよう、国に対しまして要望を行ったところであります。県といたしましては、これまでの集落営農の取り組みの成果等を今後とも持続発展させていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、国に対しまして本県の実情を強く訴えていくとともに、新たな対策も有効に活用しながら、農家所得の向上と生産性の高い水田農業経営の確立に努めてまいりたいと存じます。

○山下博三議員 ここでちょっと紹介したいと思うんですが、都城のモデル的にやっている

「きらり農場高木」、ここが今、4年目を迎えておるんですが、長期利用権設定（10年契約）76町、短期利用権設定（5年契約）68町、組合員312名、189ヘクタールを管理している農業法人であります。21年度の作付でカンショ17ヘクタール、ジャガイモ20ヘクタール、大豆40ヘクタール、米40ヘクタール、飼料作物40ヘクタール、里芋2ヘクタール、これだけの作付を計画的に行っている地域なんです、売り上げ見込みでことしは1億9,600万、雇用労賃3,700万を支払われます。事務・雇用費として310万、合わせて4,010万円、いわゆる雇用として支払われるお金が発生しております。当期利益1,980万円を見込んでおられます。これだけ国の制度を利用して今まで積み上げてこられた農業法人「きらり農場高木」に限らず、県内各地域にこういう法人が育ってきたと思うんですが、民主党の戸別所得補償制度でこの集落営農の積み上げたものが崩されることのないように、しっかりと地元の意見を聞いて新たな制度をつくらせていただきますように、お願いを申し上げたいと思います。

農政水産部長への最後の質問となります。県も、情報量が乏しい中であって、大変厳しいかじ取りが求められると思いますが、地域の農業者の不安解消を第一に進めていただきたいと思います。早期水稲地帯では、12月には種子の注文が始まりますし、ブロックローテーションに取り組む普通水稲地帯においても、来年度の作付計画を早く決定しなければならない極めて重要な時期であります。県では、それぞれの取り組み方針について、いつごろ確定し、農業者に周知徹底していくのか、今後の予定についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話ございま

したように、本県は早期水稻を抱えてございまして、次年度の営農準備等の関係から、少しでも早い時期に、県段階の方針とか進め方等について農業者に周知徹底することが大変大事であると考えております。このため、県といたしましては、これら地域の実情等を踏まえ、遅くとも12月中旬ごろまでには、県の水田営農対策協議会において、生産数量目標の情報あるいは当面の取り組み方針等を取りまとめ、速やかに県内の各市町村、JA等に対しまして説明を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、現場の農業者等にできるだけ混乱が生じないように、国の動向も注視しながら、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

○山下博三議員 農政問題最後の要望になりますが、お聞きください。今回のモデル対策については、具体的な仕組みや手続が明らかでない現状で、来年度の米や転作作物の準備を進めなければならない状況であります。これまでの情報等をもとに、私なりに試算をしてみました。実際にどれぐらいが本県、各地域に交付されるのか、まだわからない状況であります。さらには、今回の対策では、全国一律の所得補償単価では制度が目的としている生産費が補償されないという課題があります。また、米の消費量が減少する中で、米の生産調整が選択制となることから、米地帯、いわゆる東北や北海道の農業者が米の生産に取り組むのではないかとということも懸念されます。もしそうなると、間違いなく米の生産過剰となり、消費者米価が下落すると考えるのは私だけでしょうか。消費者米価が下がり、米が買いやすくなるかと思いますが、それが民主党政権の言う「国民生活第一の友愛社会」「人に愛」なのではないでしょうか。消費者米価が下がれば、それ以上に生産者の販売価格

は下がります。しかし、その下がった分を所得補償で補てんするという事かもしれませんが、農業者は、農産物の生産を通して、自分で努力し、生きがいを感じ、収穫をする喜び、働く喜びがあるのではないのでしょうか。

また、食料自給率を向上させるとありますが、単価を高くしてホールクroppサイレージの生産を拡大することが、穀物自給率向上につながるのでしょうか。ホールクroppサイレージとは、稲が乳熟期のときに刈り取って、牛の飼料にするということでありまして。私もみずから酪農経営の経験がありますが、ホールクroppサイレージが使える畜産農家は、酪農や肉用牛繁殖経営に限られており、飼料用自給率が低い肉用牛肥育経営などは、イタリアンライグラスや稲わらなどの乾草を必要といたします。ホールクroppサイレージが自給率向上になるのであれば、飼料作物も高い単価でもいいのではないかとこの疑問も残ります。

今後、このモデル対策が実施されていく中で、地域の実態に基づくさまざまな課題がわき上がってくるのではないかと、大変危惧をいたしております。国への要望の方法がこれまでと大きく変わり、民主党県連を通さなければ国への要望事項が上げられなくなったということでもあります。民主党県連の果たす役割が大変大きくなったようではありますが、今後、地域の実情を十二分に御理解いただき、いかに党本部や各省庁を動かすかが重要となってまいります。県におきましても、地域の実態を踏まえた制度そのものの改善や充実に向けて国に働きかけていただくとともに、農業者の不安を少しでも解消できるよう、関係者が十分に連携して知恵を出していただくよう、知事を初めとする執行部に強く要望いたします。

福祉政策に入ります。障害者自立支援法について福祉保健部長にお伺いします。

宮崎労働局から今月20日に、6月1日現在の障害者雇用促進法に基づき障がい者雇用が義務づけられている従業員56人以上の545社の雇用状況が発表されました。県内企業のうち、法定雇用率1.8%を達成した割合は65.1%で、前年より1.8ポイント増、3年連続で全国2位となり、企業の法令遵守に対する意識の向上があったものと思います。また、それぞれの障がい者受け入れのNPO、社会福祉法人等の事業所や、障害者就業・生活支援センター等のたゆまない努力の結果と、深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、平成18年よりスタートした自立支援法ではありますが、障がいのある人がだれしも健常者と変わらない社会生活が営まれる地域づくり、この理念は私は間違っていないと思っております。政権交代により自立支援法が廃止され、新たな制度づくりが議論されておりますが、どのような制度に移行していくのか、お伺いをいたします。

また、今回の仕分け作業において、「工賃倍増5か年計画支援事業費」が半減される方向であります。どのような影響があるのか、お伺いをいたします。

次に、精神障がい者の社会復帰に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国においては、障がい者に係る法制度の抜本的な改革と基盤の整備のため、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置する方針と聞いております。障害者自立支援法の廃止と、それにかわる新しい制度の創設についても、今後、この推進本部において、障がい者団

体等の意見を聞きながら、具体的な検討がされていくものと考えております。県としましては、その動向を注視しながら、障がい者にとってよりよい制度となるよう、必要に応じて国へ意見・要望を出すなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「工賃倍増5か年計画支援事業」についてでございますけれども、これは、障がい福祉サービス事業所等に対して、経営の専門家が新商品の開発や販路開拓等について助言を行う事業や、障がい者が製作した商品の共同販売を行う事業などに支援を行うものであります。今回、行政刷新会議の事業仕分け作業においては、この事業の重要性は御理解いただいたものの、平成22年度予算要求を半額に縮減すべき等の評価結果が出されたと聞いております。当該予算の今後の取り扱いについては、現時点においては不明確な部分もありますことから、県としましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、精神障がい者の社会復帰についてでございますが、精神障がい者の社会復帰のためには、地域社会での理解の促進や相談支援体制の充実に加え、居住の場の確保や就労に向けた支援が必要であると認識しております。このため県では、精神障がい者への理解を促す研修会を開催するとともに、本年10月からは、精神障がい者に関する電話相談を開始したところであります。また、グループホームやケアホームの開設に要する経費に対する助成を行い、居住の場の確保に努めているところです。さらに、精神障がい者の方に一定期間、企業などで職場体験をしていただき、集中力や対人関係の築き方を習得することにより社会的自立を促す、社会適応訓練事業を行っているところであります。

県としましては、今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、精神障がい者の社会復帰に向けた支援に努めてまいります。以上でございます。

○山下博三議員 以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕(拍手) 今任期5回目の質問でございます。今回も一問一答方式ですから、質問項目の通告と、口頭で趣旨をお伝えただけで恐縮ですが、知事、関係部長には御自身の言葉で答弁いただければ大変幸いです。

知事は今日まで、全国知事会、メディアなどを通して、地方分権、地域主権の旗振り役として大活躍、全国的に話題を提供され、いつも注目の的であり、時間的にも相当シビアであったと思います。しかしながら、新政権誕生後は、幾分じっくりと県政に取り組める環境になったかと考えますが、いかがでしょうか。知事にはどっしりと腰を据えて県政に打ち込んでいただけないかと期待をいたしております。

さて、私は先般、「構想日本」代表の加藤秀樹氏のセミナーを受講しました。「新政権で地域政策はどう変わる」とのタイトルに引かれまして、参加の申し込みをいたしました。しばらくして加藤氏が行政刷新会議議員兼事務局長に就任されたことで、セミナーには全国の首長や地方議会からの受講者が殺到し、大盛況でありました。気負うことなく淡々と話をされたセミナーの内容は、行政関係者ならだれしも問題点を認識しながら、改善あるいは踏み込んでいない事柄が多くありました。例えば、国の指示どおりすれば補助金が出るため、コストを考えない事業。全国画一の地域振興策は地域の発想と

か生活者からの視点が欠けているのに、地域ごとの多様な発想へ転換することのためらい。国の補助金・交付金・公共事業頼みから、もう一度、種火として残っている地域産業を一つ一つ丁寧に点検し、人材や、ばらばらになっている技術をつなぎ合わせ直し、今の経済や生活に合うものづくり、もの売りに組みかえていく必要がある。これが地域再生の切り札である。そこでかぎとなるのは人で、これをつなぐプロデューサー、コーディネーターが極めて大事となる。言われてみれば当然至極のことです。何かあったら国にお伺いをする癖がついている、また長年の上下関係がしみついている私どもには、そのような発想する気力すらなくなっていると、じくじたる思いでありました。

そこで、本県においてこのような役割を、どこが、だれが担うのかと考えますと、私は、知事を先頭にした県行政組織しかないと思い、これをプロデュース、コーディネートする活気、気力をまず取り戻す必要があると考えました。行政刷新会議の事業仕分けは、民間の企業では公開は別としても普通に行われている経営手法であります。これに一喜一憂するより、食料基地という最大の財産、そして国内では最も住みやすいと言われる気候風土、自然を持つ県土、この資源を知事を最高責任者にプロデュースし、コーディネートするシンクタンクとして県庁組織をいかに生かすか、またいかに効率的に県民に役立つ県行政へと改革するか、これが私どもの大事な仕事と考えます。そこで、このような行政刷新会議等の動きを踏まえ、知事は地域主権・再生の旗振り役としていかなるスタンスで今後県政に取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいのであります。

以下、質問者席において質問をいたしたいと

思います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 新政権におきましては、政治主導、国民目線を基軸としてさまざまな取り組みを行っているところであり、さらに今後、第2次補正予算や来年度当初予算の内容が明らかになるとともに、年内には将来に向けた中長期的な成長戦略が示されると伺っております。県といたしましては、このような国の動きを踏まえながら、必要な事項について国に提案・要望を行うとともに、県としても、戦略性を持って施策の構築及び展開を図っていく必要があると考えております。

このような観点から、先般策定いたしました来年度の重点施策におきましても、雇用の確保や地域医療の再生、中山間地域対策など、緊急的な課題への対応を定めるとともに、本県の成長につなげていくための将来に向けた課題への対応として、地域資源や強みを生かした新たな産業の展開や、太陽光を初めとする新エネルギーの利活用推進など低炭素社会実現に向けた先導的な取り組み、さらには子育て支援や地域を担う人材の育成などを定めたところであります。今後、このような施策に積極的かつスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。 [降壇]

○福田作弥議員 知事の全国段階での活躍には敬意を表しているわけですが、全国知事会等で強力に働きかけをされまして動き出した直轄事業負担金の廃止の問題ですが、全国で1兆円を超える負担金が不要になり、各県とも財政的にはゆとりが生じることになりましたが、これは素直に喜んでいいものか、まずお聞きをしておきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 国の平成22年度予算編成につきましては、新政権のもと、9月29日

に予算編成方針が閣議決定されまして、10月15日には各府省庁から概算要求が再提出されたところでもあります。その内容は、子ども手当の創設に係る地方負担の問題とか公共事業費の大幅削減のほか、地方交付税についても増額分が事項要求にとどまっている一方で、国税の減収見込みや、直轄事業負担金、暫定税率の廃止との関係などから、今後の地方財政対策をめぐる折衝において減額の可能性もあるなど、地方にとって重要な問題が不透明な状況にありまして、本県への影響が強く懸念されているところでもあります。このため、県といたしましては、国の予算編成の動向を注視するとともに、国に対し地域の実態や意見を積極的に伝えていくなど、的確に対応してまいりたいと考えております。また、御質問のある直轄事業負担金については、今後、制度設計等が不透明なことから、懸念もありますし、期待もあるところでもあります。

○福田作弥議員 私は、この動きに対しては大変ありがたいなと思っているんですが、一方では、直轄事業負担金の廃止相当金額を地方交付税から減額をされるおそれはないのかなということを、報道があった時点から感じておったんです。そういうことにならないように——言うなれば、ぬか喜びになる可能性がかなりあるなということを感じておるわけですが、その辺については知事は大丈夫だとお考えですか。

○知事(東国原英夫君) 先ほども申し上げましたとおり、一抹の懸念、そしてまた期待もあるところでもありますので、地方交付税等の減額がないように、国に対しては提言、要求をしていきたいと考えております。

○福田作弥議員 御尽力をお願いしたいと思

ます。

それから、最近、ショッキングなニュースを目にしました。本県におきましては、知事を先頭にオール県庁で企業誘致に取り組んでおるわけではありますが、この企業誘致と補助金に関するニュースであります。三重県にシャープが進出をして、亀山のテレビで大変有名であります。この第1工場を中国に売却したと。これについて、三重県が大変なことだということで補助金の返還手続を進めているという報道でありました。本県においても今後、企業誘致に関して大口の補助案件が出てくると考えるのですが、三重県の事例をどのように見ておられるのか、知事にお尋ねをしておきたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 近年のグローバル化した産業、経済の中では、誘致した企業が最先端業種の大企業であっても、市場の変化やスピードを予測できないこともありますので、短期間で撤退する場合も考えられます。しかしながら、大消費地から遠く、交通インフラの整備も進んでいない本県の厳しい立地環境や、本県の産業振興を図る上での製造業等の振興の重要性、さらには昨今の厳しい経済情勢下での雇用確保等における即効性などを考えますと、積極的に企業誘致に取り組む必要があると考えております。企業誘致に当たりましては、立地した企業が本県に根をおろし、事業を継続していただくことが重要でありますので、今後とも、企業に対して持続的な事業展開というものを強くお願いしてまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 もちろん、企業誘致には積極的に引き続き取り組んでいただきたいわけであり。三重県の場合は、補助金で取得した財産を譲渡する場合には、企業は知事の承認を得ることになっているようではありますが、このケ

ースでは、知事の承認なしに中国に液晶の第1製造工場を売却したということが引き金のようなであります。本県においては、こういうことはちゃんと念頭に置いて、そういう対策等は考えておられるのでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 三重県の場合は、恐らく補助金の返還要求等々がなされるかと思っておりますが、本県に関しましては、企業誘致に関しまして、そういったことがないように、企業に強くお願いを申し上げていきたいと思っております。

○福田作弥議員 次に、行政刷新会議に関係することではありますが、今、この会議が政府の公益法人関係の見直しを徹底的にやるということが報じられているわけであり。本県におきましても、県議会に行革委員会を設置し、県に関与する公益法人の検証をいたしております。90余りの団体に補助金や助成金、人的支援が行われておるわけであり。その中には、役割を終えたと思われるのに漫然と残っているもの、あるいは経営困難で債務超過も心配され、近い将来、県財政本体に悪影響を及ぼすおそれのある団体もあり、本県においても国同様に県関与の公益法人の徹底した見直しが必要だと思われ。知事はどのように考えておられますか。

○知事(東国原英夫君) 済みません、質問の趣旨がいま一つ整理できないので、もう一回、失礼ですけれども、お願いします。

○福田作弥議員 同じことでもありますから、時間の無駄ですね。行政刷新会議が公益法人の徹底見直しに着手するということが報じられていますね。本県でも今、県議会で行革委員会をつくりまして、検証はしておりますが、知事部局自体としても、先ほど申し上げたような理由か

ら、もう一回徹底した見直しが必要かなと考えますが、その点についての知事の御所見をお聞きしたいと思っています。

○知事(東国原英夫君) わかりました。失礼いたしました。御指摘のとおりだと思っております。公益法人あるいは出資法人に関しては、今後もお一層の行財政刷新と行財政改革という名のもとに見直していきたいと考えております。

○福田作弥議員 ぜひ、徹底した見直しをお願いしておきたいと思います。

本県について、いろんな分析がいろんな方からされておるんですが、宮崎県は、所得のランキングあたりから見ると非常に貧しいように見えるが、しかしその割には物がよく売れるとか、あるいは住みやすいとか、いろいろプラスの評価を受けております。それは何だろうなということで考えるんですが、私は、基幹産業の農業が数字に出にくい富を生んでおるのではないかと、そういう感覚的なものを持っているんです。そこで、農業の再生を通じて、地域コミュニティ、県の活性化をやる必要があると考えているんです。言うなれば、農業を核として県内外から人、物、金の流れを活発化させて、県内に内発的な成長のエンジンをつくるのが大事だと思うんですが、その辺、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 県民所得に関しましては、平成19年の数字がこの間、出たところがありますが、建築業、土木業の落ち込み以上に、食料品加工等々あるいは観光等のサービス業が伸びまして、県内GDPが上がりました。結果、県民所得は2万程度上がっております。ただ、県民所得イコール県民収入ではないということでございますので、県内の消費志向が高

いというのは、恐らく議員御指摘の県内の農林水産業等々が、この19年、20年、非常に元気がよかったのではないかと私も考えております。農業でございますが、今後、新産業として展開をしていかなければいけないと考えています。先ほど来、話がありますように、6次産業の問題、あるいは産官学の問題、あるいは農商工連携の問題、農業を新しい産業として、新しい成長産業として確立していく、そして進めていくというのが、我々に課せられた重要な課題だと考えております。

○福田作弥議員 次に移りたいと思います。米政策と言えば、これは農政の転換であります。本県の対応について、農政水産部長を中心にお尋ねをいたしたいと思います。

我が国の米政策は農政の象徴的なものなんです。40年以上にわたりまして減反政策が実施をされておりまして、7兆円の国費が投じられておるわけです。米の生産金額のピークは3兆8,000億ぐらいあったようですね。現在では1兆8,000億でありますから、かなり少なくなっています。国内の農業生産額のパーセンテージを見ますと、米は約22%、あとは畜産が2兆5,000億で30%ちょっと、野菜が2兆円で24.3%ぐらい、あと果実・フルーツが8,000億で10%弱。本県の場合は、3,000億強の中で米は160億からちょっとで、5%ぐらいしかないんですから、そんなに大きなウエートがあるわけではないんです。しかし、今までは、やっぱり農政の象徴でありますから、全国一律の政策に従順に従ってきたところではありますが、私はこの全国一律の農政に限界を感じています。長く現場におりましたから。もうそろそろ宮崎県版の農政を展開する時期ではないかなと考えておるわけです。そこで、新政権において農家戸別

所得補償方式が図られようとしているわけでありませんが、本県の対応についてお伺いしたいのでありますが、まずどのように対応されていく考えなのか、これは農政水産部長にお願いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 先ほどもちょっとお答えしましたように、現段階で所得の補償水準とかいろいろ不明確な部分がありますし、野菜等が対象に含まれるかどうか、あるいは加算等がなくなっているといったこと等もございまして、不透明な部分はあるんですが、県としましては、所得補償という観点では一定の評価はできるんじゃないかと思っています。ただ、まだまだ、本県の農業の実態から見たときに、合わない部分も多々あるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういった点につきましては、国のほうにも積極的に提言等もしながら、本県農業者、米づくり、転作を含めて生産性の向上、所得の確保が図られるように、我々としては努めてまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 私はかつて、本県の中部沿海地帯の早場米地帯におきましては減反するのは惜しいなということをいつも考えておりました。生産調整の、行政、市町村あるいはJAを含めての作業というのは、大変な、膨大な労務コストを要しております。本県の早期水稲は、米余り現象の中でも、よほど品質が悪いとき以外は、新米の優位性が以前ほどはありませんが、それでも普通地帯の米が出る前に完全に売り切っているんです。これは、一般の野菜的感觉に立てば、夏場の換金作物として依然、魅力があるんです。ですから、私は、党派は違っても、選択制となった生産調整は本県の約半分近い早期地帯においては非常に魅力ある制度かな

というふうに見ておるわけでありまして。それは、結果を見ないとわからないといえませんが、従前のように膨大な労務コストをかけて無理な減反を推し進めていくよりも、そのものずばり、生産者の自主性に任せたほうが、農家の現場からは喜びの声が上がってくるのではないかと推察するのでありますが、農政水産部長、どのようにお考えか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県の早期水稲でありますけれども、御案内かと思いますが、昭和36年ぐらいから防災営農計画の中で本県に導入されてまいりました。特に、コシヒカリが36年ぐらいから試験的に入っているんですが、平成6年ですか、一時は、60キロ3万円ぐらいまで、新潟のコシヒカリを越すような価格になりました。ところが、その後、低温保管とか流通の改善等がございまして、現段階を見ますと、60キロ1万5,000～6,000円という状況にございまして、県外の卸さんあたりの話を伺いますと、本県の早期米、1万5,000トンあたりが指定席かなと。ただ、よくて2万トン、以前は3万トンございました。それがそういう状況になってございます。そういう厳しい——今後どう動くかというところは、なかなか見通しがつきにくいところがございますけれども、きちっと需要に応じた生産、米づくりをしていく、あわせて、本県は複合経営が中心でありますから、転作作物を含めて経営の安定をどう図っていくかということが、今後の本県の農政の方向じゃないかなというふうに考えております。

○福田作弥議員 農政水産部長の立場からは、そのあたりが限界かと思うんですが、40%近い生産調整から、100%作付できるということは、これは耕作者の喜びであります。兼業農家でも、米をつくる人は600万円近い機械投資をやっ

ているんです。この稼働率が6割ぐらいですから、稼働率も上がりますし、償却もかなり進むと思うんです。さらに、何といたしましても農村の水田環境がよくなります。4割近い未耕作地がなくなるんですから。いろんな対策は打たれますが、現実には、ほかの品目が作付できない箇所がかなり多くて、やはり水田は水田という感じでありますから、非常に環境もよくなって喜ばれるのではないかと考えておりました、ことしの米政策の転換を非常に注目しておるところであります。さらに、県や市町村や農業団体が、生産調整という実りのない事務や作業のくびきから解放され、新たな農政の展開をしてほしい、こういう期待も持っておるところであります。

次に移ります。農政が転換されますと、農業のいろんな競合関係も出てくるんです。先般、私どもは会派で北海道の農業事情を視察いたしました。ちょうど本県の精液ストロー盗難事件が起こった後でございましたから、北海道のほうもげげんな顔をしておったんですが、以前に松形知事が、口蹄疫が発生したときに大変お世話をされた町でございまして、町長さん以下、たくさん関係者に出迎えていただき、勉強会ができました。そこで考えましたことは、北海道は本県と変わらないぐらいの和牛産地になっておるなということでもあります。しかも、レベル的に、農家段階で受精卵移植等が進んでおまして、コストの引き下げに成功しているということを、私なりに感じました。本県においては、もう少し和牛の繁殖コストの引き下げをやらない限り厳しいなということを考えています。かつて50万円台半ばの牛が今、全国平均では36万円台、本県でも中央地区の11月の競りを見ますと39万円ぐらいですから、大変厳しいと

考えておりますが、今の枝肉市況の低落や牛肉の消費の伸び悩みを考えますと、生産技術の改良とコストの引き下げが急務と考えます。農政水産部長、現況をどのように分析し、どのような対策をお考えになっておられますか、お聞きしたいと思います。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 御指摘ございましたように、最近の肉用牛を取り巻く環境は、まさに子牛価格の低迷、あるいは枝肉価格も低下しているということで、非常に厳しい状況にあるというふうに思っております。こういう中で、肉用牛生産農家の実態を見ますと、高齢化、担い手の減少といった状況がございますし、きちっと今後とも生産を維持していくためには、生産基盤をさらに、御指摘ございましたコスト低減等を含め強化していくことが大事であるというふうに認識しております。こういったことから、まずは経営感覚にすぐれた担い手をつくっていききたい、それから、高齢化等が進んでおりますので、ヘルパー制度あるいはコントラクターあたりのサポートシステムをつくりながら、いかにコストを下げるか、さらには効率的な飼養管理のための施設整備、牛舎等を含めた施設整備あたりの施策を、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。特に今後、将来を見据えた上で考えますと、平場なり中山間、それぞれの地域に応じた生産拡大に向けた取り組み——先般、椎葉まで私、現場を回りましたけれども、そういうところでも肉用牛生産、繁殖経営されているといった実態等を見ますと、そういった取り組みを積極的に支援しながら、さらには御指摘ございました受精卵移植の技術改良促進あたりまで、受精卵を使っていくといった取り組みなどを通じて、高品質化あるいはコスト低減できる肉用牛生産体

制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○**福田作弥議員** 次は、物流強化への決断について、知事にお尋ねをしたいと思います。

同じように、北海道では物流問題についても勉強させていただきました。なぜ北海道かと申しますと、資料を読みますと、これは亡くなられた黒木知事時代でございますけれども、本県のカーフェリーの始まりは、北海道の会社からのいろんなお助けをかりておりました。大体、長距離フェリーを使うというのは、内航では北海道と南九州ぐらいしかないんです。あとは高速道路とか、ほかの輸送手段が完備しておりますから、余りメリットがないんです。北海道と南九州、大体似ているんですね。そこで感じたんですが、物流の量は、北海道は大きいですから、3倍、4倍あるんですが、農畜産物が主体になるとか、内容的に似ているんです。

そこで私は、調査から考えまして、まず知事に決断いただきたいのは、港の絞り込みですね。3つ、どれを使おうかなど。我々も絞り込みについては、行政が決定すればそのとおりでございますが、川崎近海汽船にも今月行きましたからお聞きしましたら、「茨城県でも同じですよ。たくさんある港から1つを県が限定して、そこを使うようにしたんです。そこに集中的な投資をしたんですよ」と。当然、経済合理性、荷物の発生から、絞り込みについてはおのずから答えが出てくると思います。それから、スペースチャーターです。運航企業は赤字ではやりませんから、スペースチャーターの参加企業の確保が大事だと。それから、貨物専用船(ローロー船)以外は今の時代では成り立たないと、はっきりおっしゃいました。そして、やはり消費地に物流基地を持つ、この4点を教

わったわけでありましたが、知事としての御見解をお聞きしたいと思います。

○**知事(東国原英夫君)** 大消費地から遠隔地にあります本県にとりましては、物流の効率化というのは重要な課題と認識しておるところであります。このため、昨年7月に物流対策推進本部を設置させていただきました、産業界との意見交換や物流の実態調査などを行ってまいりましたが、今年度からは、これらの結果を踏まえまして、各企業・団体に対するモデルシフトの働きかけや、各産業ごとの物流の課題の把握などに取り組んでいるところであります。また、貨物量の確保という観点から、トラック輸送から関東向けのローロー船「南王丸」を初めとする海上輸送や鉄道輸送にシフトする貨物に助成を行う「物流効率化支援事業」なども実施しているところであります。

物流は、地理的条件はもとより、貨物の種類、出荷先、納品時間等の輸送条件がさまざまでありますので、利用港や運航形態など、それぞれのニーズに応じた取り組みも求められているところであります。今後とも、御提案の趣旨も考慮しながら、産業界と行政とが共通の課題認識に立ちまして、しっかりとした連携を図りながら、効率的な物流体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○**福田作弥議員** 1年前の御答弁とほとんど変わらないようであります。私は、この議会で物流に関してどういう論議が今までなされているのかということを見たんですが、かなり厳しい論戦がなされておりました、ある方——今ほかのお仕事をなさっていますが、県の物流対策は失策が多いということをごここで言明されている方もおられました。私はそこまで申しませんが、北海道と同じような条件下にありながら、

一步も進んでいないなと思うんです。

一昨年の子どもの会派の勉強会についても御紹介申し上げましたが、スペースチャーターということはわかっているんです。川崎近海汽船の「南王丸」も、8割を王子製紙がスペースチャーターしているんです。あと2割だけ企業が集荷の努力をすればいいわけですから、その辺をスペースチャーターの方式で参加企業を県の強力な指導のもとに募られまして、調整をされて、立ち上げを早くする必要があるんじゃないか、こういうふうを考えております。それを待ち望んでいる大きな団体もあるわけです。ぜひ知事、本腰を入れて頑張ってくださいと思います。私も30年これをやっていますが、途中まで行きましたが、途中でポシャってしまった。残念でなりません。ぜひ知事、頑張ってくださいと思いますが、いかがですか。

○知事(東国原英夫君) 本県の重要港湾は細島と宮崎と油津なんですが、それぞれに特徴あるいは目的があると思うんです。細島は外貿、外ですね。宮崎は、おっしゃったように主に農産物の取り扱い、そしてまたスペースチャーターは油津ということでございます。これはそれぞれに機能を果たしていると、私は考えております。それを総合的に物流に生かしていかなきゃいけないと思っておるんですが、おっしゃったように、北海道の事情というのは、苫小牧とか函館、これは海で運ぶしかなかった。鉄道も津軽海峡を通らなきゃいけないのでという事情があったようでございます。そしてまた、関東地域に最短で行けるのが船だったというような歴史的な事実もあるみたいです。本県の場合、北海道と似たところは、大阪、関東に向けて、鉄道、陸路よりも半分ぐらいの距離で行けるということで、非常に有利だと認識はし

ているところであります。そこに荷を集めて効率的な物流体制をとっていくということが肝要かと思っておりますので、物流対策推進本部を立ち上げさせていただいたところ、ここは歴史的に物流に関しては産業界の縦割りの状況があったと認識しております。それらを協力体制を得て、農産物や工業製品等々も荷を集めるということが大切なんじゃないかなと思っております。また、細島港に関しては、17号岸壁も国に対して今後も強く要望していきたいと思っておりますけれども、その辺に中国木材や、あるいは昭和シェルさんとかの荷が集まる予定ですので、その辺はスペースチャーターというような観点でも整理できる、トライできるんじゃないかなとは考えております。

○福田作弥議員 高速道路の無料化が予定されておまして、これは九州は確実だろうと思っております。そうしますと、今の宮崎—大阪間のフェリーについて、特に貨客併用のフェリーについてはかなり厳しいと見るんですが、それがなくなりますと、海陸併用の運送システムがなくなりますから、今が一番のチャンスだと思うんです。船価も下がりつつある。いわゆる準備期間ですね。やっていただきたいと思うんですが、高速道路の無料化に伴う宮崎—大阪間のフェリーの運航というのはかなり厳しいと見るんですが、県民政策部長、どのように感じておられますか。

○県民政策部長(高山幹男君) ただいまおっしゃいましたように、高速道路が無料化されますと、フェリーが、競争力といいますか、大変厳しい状況になるんじゃないかというふうに考えております。そういうことで、県におきましては、フェリーに限らず、鉄道とかバスとかを含めた公共交通機関への支援策を講じることな

く、高速道路の無料化がないように、今、国に対して要望しているところでございます。

○**福田作弥議員** いずれにしましても、長期間放置されている県政上の重要事項でありますから、私は、ぜひ知事をお願いしたいんですが、オール県庁で取り組んでいただきたい。ある先輩議員の質問には、朝から晩まで物流問題を考える課を設置しなさいとまでありました。そのように大事なことだと考えております。

次に移りたいと思います。次は、高齢者福祉施設等の諸課題について現場の意見を申し上げまして、解決策をお聞きしたいと思うんです。まず、何回も質問していますが、特養のショートステイ床の定床化は急ぐ必要があると考えるんです。1床(1ベッド)1,000万ぐらいのお金がかかっているものが毎日5~6床あいているような感じになりますから、これは有効利用されている施設があるとも聞いておりますが、そうでないところもある。一方では、各施設に50人も60人も入所待機者がいらっしゃるんです。福祉は最優先の課題なんです。お金をかけずに——介護保険制度の問題も絡んでくるんですが、そこを言いますと、今からの施設拡大はできないわけですから、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。前回の質問では、だめですという答弁でしたが、今、調査等をされまして、前向きな姿勢が幾分出たように感じますが、現況を担当部長にお聞きいたしたいと思っております。

○**福祉保健部長(高橋 博君)** ショートステイ専用床の定床化については、入所待機者対策として一定の効果があると考えております。しかしながら、定床化は介護報酬が増加し、住民の保険料にも影響しますので、現在、市町村の意向を確認しているところであります。以上で

ございます。

○**福田作弥議員** ぜひ、早期実現するようお願いをしたいと思います。これで新たなコストをかけずに——介護保険は別ですよ——建設コストをかけずに、かなりの入所待機者を救済することができると思いますから、積極的な取り組みをお願い申し上げます。

続きまして、同じ施設の関係でございまして、私は、福祉法人等の経営が今後悪化しないためには、できるだけコストをかけない施設づくりが大事だと思っております。補助金をもらうことも大事であります。それ以上にコストを抑えることが大事だと思います。そのためには、行政やあるいは公共性を持った組織等が持っている遊休施設が宮崎県にはたくさんありますが、それを有効利用することが大事だと思います。どうも近年、法律上の改正でそれができなくなった、こういう不都合を今、現実を感じておるわけでありまして。調整区域での既存施設の有効利用ができない、この件について福祉保健部長は福祉の担当者として、あるいは土地の用途規制等については県土整備部長に、ぜひ解決をお願いしたいと考えておりますが、御見解をお聞きしたいと思います。

○**福祉保健部長(高橋 博君)** 市街化調整区域内の遊休施設の高齢者福祉施設などへの活用につきましては、土地利用規制の問題がありますので、こうした御相談があった場合、まずは市や町の担当部局と協議を行うよう指導しております。今後、市や町からこうした案件について協議があれば、県土整備部にも検討をお願いしてまいりたいと考えております。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 福祉施設や医療施設などの公共公益施設につきましては、一定の集落に小規模のものが立地することを想定

していたことから、従来、許可不要とされておりました。しかしながら、モータリゼーションの進展等に伴う生活圏の広域化と安価な地価等を背景としまして、当初想定されていたような範囲を超えた立地が見られるようになったことから、平成18年の都市計画法改正によりまして開発許可が必要とされたところでございます。許可に際しましては、主として、周辺の市街化調整区域の居住者が利用する施設である場合や、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ福祉施策の観点から支障がない場合など、一定の要件を満たす場合には許可が可能なこととされております。お尋ねの遊休施設につきましても、これらの要件を満たせば、用途変更の取り扱いという形で許可できることとなります。今後とも、福祉保健部と連携しながら、個別施設ごとに判断してまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 ぜひ、連携をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、福祉の人材確保について、教育長のほうになるとは思いますが、お尋ねしたいと思います。

今、就職難の時代ではありますが、どうも福祉の現場には求人をしては応募が少ない、こういうおかしな現象があります。私は、やっぱり福祉の職場が厳しいからかなと思っているんですが、給与等については民間の企業とそんなに遜色ないんですね。今、県立の高等学校、職業系の高校等では特に就職がなくて、進学を希望するなど進路変更する時期になっていまして、そういう希望者も出てくると聞いております。そこで、教育の現場で、福祉の重要性あるいはそういう専門学校に進学することで国家資格が取得でき安定した職場につくことができるという

ことを、ぜひ教育の段階、高卒以前の段階で教えてほしいと思うんですが、いかがでございましょうか、教育長。

○教育長（渡辺義人君） 県立高校では、福祉科3校、総合学科1校におきまして、福祉分野の人材育成のための専門教育を行っております。ちなみに、昨年度の介護福祉士の国家試験の合格率として申し上げますと、93名が合格しております。その合格率は67.9%で、全国の高校生合格率の平均56.3%を大きく上回っているところであります。また、すべての学校におきまして、家庭科や公民科の授業の中で高齢者の生活や福祉について学んでおります。さらに、福祉を学ぶ専門学科はもとよりであります。多くの学校におきまして、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、福祉施設での体験活動や福祉ボランティア活動、福祉の現場で働く方に講話をしていただくなどの取り組みを通して、介護の仕事のやりがいや魅力、大切さなどを伝えているところであります。これからの高齢社会を支える人材育成は重要でありますので、今後とも、福祉保健部や関係機関と連携を一層深めて、本県の高齢社会を担う人材育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○福田作弥議員 ぜひ、現場での積極的な取り組みをお願いしておきたいと思ひます。

以上をもちまして、私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

まず、農商工連携について、6月定例県議会に引き続き行わせていただきます。

本県は、第1次産業の農業、林業、水産業が基幹産業であり、県民所得に占める割合でも第1次産業が高い県であります。この基幹産業である農林水産業を軸に、商工業と真の連携により地域経済の底上げと活性化が図られ、新しい宮崎パワーが構築されることを信じております。新しい宮崎パワーが構築されれば、新たな雇用の場の創出等により県民所得の向上が図られ、さらには国全体からすると食料自給率の向上の大きな力になると思っております。6月議会の私の質問に対し、「みやざき農商工連携応援ファンドの活用や農商工連携推進会議、そして宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業等を通じて積極的に取り組んでいく」との答弁をいただきましたが、これまでの具体的な実績はどのようなことがあったのか、担当部長にお伺いいたします。

農商工連携について、私なりに、地元の役場、JA、商工会、そして福岡在住の方も入った農商工連携に関する研究会を立ち上げております。福岡の方からは、「全国の地方、田舎に行けば、山があつて、川があつて、水がきれいで安全・安心な新鮮な農産物がたくさんあります」とよく聞かされます。また、「多くの県が農商工連携に取り組んでおり、農商工連携に取り組むに当たっては、宮崎県の地域特性、宮崎らしさを生かし、消費者ニーズに対応することをやらないと地域間競争に勝てない。そこで、

宮崎県は他にない特性として、高原町にある神武天皇の発祥の地や県内各地にある天孫降臨などの神話伝説が数々あり、神々の時代から引き継がれた聖地的な感じがあり、非常に興味深し、消費者ニーズでもある健康・美容といったスピリチュアル的な要素にもつながるものを農商工連携で取り組んでいくことで、他県との違いを出せるのではないかと議論をしております。特に近年、健康志向が高まっており、赤米、黒米、麦、ヒエなどの雑穀等の古代食に対し消費者が注目しております。宮崎県は、先ほど述べましたとおり、県内各地に神話があふれた地であり、古代食にふさわしい県と言えることから、「農商工連携により古代食産業という付加価値の高いブランドづくりに取り組む県として最適地ではないか」とか、「県として古代食産業に積極的に取り組むことにより、食と農、そして神話のコラボレーションによる観光振興にも大きな効果が期待できるのではないかと」といった議論もしております。

また、本県で本格的に古代食産業に取り組むに当たり、総称できるブランドネームが必要ということで、宮崎県は昔から「日向の国」と言われたり、また神々の時代から大事にしてきた食材を生かすというイメージとして、「日向神代食^{ひゅうががみよしろく}」というブランド名を提案してもらいました。私は、この日向神代食というのは、本県のイメージを持たせ、消費者の安全・安心、そして健康・美容によいとといったニーズをとらえたものと思っております。そこで、農商工連携により、安全で安心、そして美容・健康といったニーズをとらえた事業展開ができないのか、担当部長にお伺いいたします。

あわせて、食と農、そして神話のコラボレーションによる観光振興を、農商工連携により進

めるべきではないかと考えておりますが、担当部長の見解をお伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

本県では、鳥獣被害対策として、農地などへの電気さく設置の補助、有害鳥獣駆除、生態系調査、森林づくりなどさまざまな事業を、県、市町村、県民一体となって取り組んできておりますが、なかなか特効薬がないのが現状で、鳥獣被害の推移を見てみますと、平成18年度1億8,500万円余、平成19年度2億2,700万円余、平成20年度2億6,900万円余となっております。毎年被害が拡大しており、被害金額以上に、精神的にも大きな影響を受けております。私の地元高原町では、「シカ、イノシシの被害がだんだん広がっており、これまで作付できていた山里の農地では、つくってもつくってもすべてだめになる。圃場整備事業でつくった優良農地にもシカなどが来るのは時間の問題ではないか」といった意見や、野尻町では、「ハウスに猿が入り収穫前のメロンが被害に遭った」とか、「マンゴーにはまだ被害は出ていないけれども、時間の問題ではないか」といった声もあり、非常に深刻になっております。

そこで私なりに、全国で鳥獣被害にどのように取り組んでいるのか調査したところ、各地でさまざまな取り組みをされている中で目を引いたのが、鳥獣の天敵でもある犬を活用したモンキードッグでした。特に徳島県では「モンキードッグ利用ガイドライン」まで作成してございました。徳島県でもさまざまな対策を講じておりますが、野生鳥獣による農産物被害の増加が続いており、平成16年度には被害額が1億円を超えて非常に深刻な状況のときに、長野県でのモンキードッグの活用で、「犬猿の仲」と言われ

るように猿を追い払うのに効果があり、農作物被害が減少したという情報をつかみ、平成18年度から3カ年の県単事業で、モンキードッグを活用した鳥獣被害対策に取り組みました。平成20年4月には、先ほど述べました「モンキードッグ利用ガイドライン」まで作成しており、猿による被害額は、平成18年度3,000万円余、平成19年度3,900万円余と拡大してはりましたが、平成20年度には前年度比76%の2,900万円余となっており、利用している地域からはかなりの被害減少の効果があるということでした。このモンキードッグ事業に取り組むに当たり、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を所管する保健部局と協議し、平成18年度には条例改正まで行い、モンキードッグ事業ができるようになったということでした。

また、徳島県では現在、犬をモンキードッグとして訓練する訓練所が3カ所あり、訓練所に聞いたところ、「犬には猿を追う本能があり、訓練を3カ月から4カ月するとモンキードッグとして使えるようになる。モンキードッグは、猿を減らすのではなく、猿が通るコースを変えることで農作物の被害軽減につながる仕組みなので、導入した地域はかなりの効果があるが、他の地域へ影響が出ることもあるため、山に鳥獣が食べるものをふやすことも並行して取り組むことが重要だ」ということを聞くことができました。また、「モンキードッグを導入するに当たり、犬の放し飼いになるため、地域のコンセンサスを図ることも重要」という意見も聞くことができました。

そこでまず、本県がこれまで行ってきた鳥獣被害対策の総括をどのようにされているのか、お伺いいたします。

また、本県においても、鳥獣被害対策技術と

してモンキードッグの導入を図るため、利用ガイドライン等を整備するべきと思うが、担当部長にお伺いいたします。

あわせて、導入しようとする場合に法的な制限があるのかをお伺いいたします。

次に、畜産行政についてお伺いいたします。

本県は、昭和44年に設立した宮崎県家畜改良事業団による全県下を網羅・統一した事業や、畜産農家、県、市町村が連携し、日々、和牛改良の努力を重ねてきた結果、一昨年行われました和牛のオリンピックと言われる第9回全国和牛能力共進会で、9部門中7部門で優勝するというすばらしい成績を上げました。しかし、3年後に開催される次の長崎大会に向けて一致団結して頑張ろうとしていたやさき、ことしの4月上旬、私の地元にある県畜産試験場からの和牛精液ストロー盗難が発覚というショッキングなニュースが流れ、これまで「和牛精液の管理体制は万全」と言っていたことがもろくも崩れるだけではなく、「県は何をやっていたか」という悲痛な声を多く聞きました。これまで議会でも事件について質問がありましたので、事件の詳細には触れませんが、まことに遺憾なことであり、大変残念でなりません。種雄牛に要する経費として、平成21年度でも委託費約7,998万円、補助金約9,455万円、合計約1億7,453万円という貴重な県費を使って、知的財産と言える和牛精液を管理、また改良してきております。昭和44年から約40年間に、相当な経費、農家等の協力でできたこの知的財産とも言える和牛精液について、県では事件発覚を受け、9月の定例県議会での環境農林水産常任委員会で、「和牛精液管理体制強化を検討している」と報告しております。

そこでまず、これまでの精液の管理体制はど

のようなものであり、どのように総括しているのか、担当部長にお伺いいたします。

私も、9月定例県議会環境農林水産常任委員会で配付された資料をもとに意見交換を行いました。意見として、「これまでの和牛精液を管理しているシステムはあいまいで、時間的タイムラグが大きく在庫管理が不十分」「管理体制強化は、これまで各地域改良協会に加盟している人工授精師のみを対象にしているようだが、今回の事件でもあったように、冷凍精液保管用のボンベを持っている農家や、人工授精師協会に入っていない非協会員も強化対象に広げるべきではないか」とか、「事件が発覚した畜産試験場は、家畜改良増殖法によると、研究機関なので立入検査は不要になっているが、県畜産試験場の棚卸し、在庫管理は大丈夫なのか」といった意見を聞くことができました。また、「特殊技術を活用した精液証明書作成による精液の適正流通の確保を図るとあるが、精液ストローと精液証明書に同じナンバーをつけて流通させるべきではないか」といった意見も聞くことができました。そこで、県当局においても、さまざまな意見交換を行い検討されたことと思いますが、どのような意見が出され、どのような検討が行われ、今後どのような管理体制強化が行われるか、お伺いいたします。

次に、医師確保についてお伺いいたします。

新臨床研修制度がスタートして以来、地方と都市部及び小規模病院と大規模病院の医師の偏在が顕著になり、国でも医科大学の定員の増や都市部への研修医定員の見直しを行っております。しかし、医療の細分化により医師の絶対数が不足しており、また、救急医療や小児科、産婦人科といった特定の診療医師の不足が生じているのは御案内のとおりであり、医師不足は地

方に行けば行くほど深刻であります。県内の医師総数を調べたところ、平成10年の2,343名から、平成18年には214名増の2,557名になっておりますが、各医療圏ごとの医師数を調べたところ、宮崎東諸医療圏は1,159名から179名増の1,338名、宮崎県北部医療圏は265名から21名増の286名、日向入郷医療圏は133名から5名増の138名、日南串間医療圏は163名から3名増の166名、都城北諸県医療圏は336名から21名増の357名になっておりますが、残念ながら、この後に述べます医療圏は医師数が減少しております。まず、西都児湯医療圏は140名から7名減の133名になっており、私の住んでいる西諸医療圏では147名から、県内最大削減数の8名減で139名になっており、医療格差が広がっていると思います。

西諸医療圏の診療科ごとの推移は、外科医師はふえているものの、内科医師は69名から12名減の57名、小児科医師は7名から2名減の5名に、そして産婦人科医師は11名から5名減の6名になっており、急激に医師数が減少しております。さらに、ことしに入り小林市民病院の内科医師引き揚げなどがあり、医療崩壊状態になっております。そこで、県では僻地医療などの対策として医師派遣システムや修学資金貸与事業などを行っておりますが、県立病院や国立病院がなく急激に医師が減少している西諸医療圏に、優先して事業を進めることはできないのか、担当部長にお伺いいたします。

また、来年度には修学資金貸与事業で初めて医師が現場に出ると聞いておりますが、どのような状況になっているのかお伺いいたします。

最後に、教育事務所の再編についてお伺いいたします。

さきに行われました9月定例県議会の開会中

に、教育委員会より、来年度、教育事務所の再編を行うという報告がありました。昭和42年に県内7カ所の教育事務所体制となったが、教育指導主事の専門性の向上や市町村合併などに伴う対応のため、宮崎、都城、延岡の3カ所に再編するということでした。報告を受け、地元の役場、教育委員会などに今回の教育事務所の再編について聞き取り調査を行いました。私の地元の教育委員会などの意見として、「突如、再編計画が出された感じが強いので、市町村の状況等も配慮しながら段階的に進めてほしい」とか、「再編によって西諸教育事務所がなくなり都城教育事務所になると、距離的、時間的、精神的に、これまでどおりの連携がとれるのか心配。これまで2年に1回は各学校に来てもらい指導してもらっていたが、広くなり、学校数がふえるので、指導の弱体化があるのではないか」などという意見を聞くことができました。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、各市町村の教育委員会に教育指導主事を置くことができるようになりましたが、「各市町村の財政状況により配置にはばらつきが見られるので、県費負担による教育指導主事派遣はできないのか」といった意見を聞くことができました。そこで、教育事務所を再編するに当たり、現場である各市町村教育委員会との調整はどのように行われてきたのか、教育長にお伺いいたします。

また、現場が非常に心配している事項について、どのように対応されようとしているのかお伺いいたします。

あわせて、県費負担による教育指導主事派遣はできないのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、モンキー犬の導入に関する法令的な制限についてであります。犬の飼育者は、社会生活の安全や狂犬病予防対策及び動物愛護の推進等の観点から、原則、人の生命、身体及び財産等への危害を加えるおそれのない方法で、常に飼い犬をつなぎとめる係留義務があります。ただし、「宮崎県犬取締条例」及び国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の規定では、警察犬、狩猟犬等必要な訓練を受けた犬をその目的のために使用する場合や、野生鳥獣による被害防止を目的として追い払いに使用する場合は、係留義務の例外として認められております。したがって、野生鳥獣被害防止の目的で必要な訓練を受けた犬をモンキー犬として導入し、適正な管理のもとで飼養する場合は、法令的な制限は受けないものと考えております。

次に、西諸医療圏の医師確保に係る県事業の優先実施についてであります。深刻化する医師不足は、救急医療や僻地医療など本県全体の地域医療体制の確保に深刻な影響を及ぼしております。このような中、西諸医療圏において近年医師が減少している現状や、中核病院である小林市立病院の内科医の引き揚げが報道されるなど、県としても大変憂慮しております。このため県では、医療対策を重点施策に位置づけ、医師派遣システムや医師修学資金貸与事業など、全県を対象にした独自の医師確保策に取り組んでいるところであります。その具体的な運用に当たっては、全県的な医師不足の状況を踏まえ、医師の派遣の必要性・緊急性や、医師本人の希望等を総合的に勘案することとしております。西諸医療圏への医師派遣についても、この

ような考え方に即して判断してまいりたいと考えております。

次に、医師修学資金の貸与を受けた医師の動向についてであります。県では、平成18年度に医師修学資金貸与制度を創設し、今年度までに35名の医学生に貸与しておりますが、そのうちの1名が臨床研修を今年度で終える予定であります。この医師の貸与期間は2年間であり、制度上、貸与期間の2倍の期間、具体的には来年度から4年の間に、貸与期間と同じ2年間、県の指定する僻地等医療機関で勤務することが、貸与資金の返済義務免除の条件となっております。県としては、来年度からの勤務開始を大変期待していたところでありますが、御本人に確認したところ、来年度は大学に残り実力をつけたいという意向のようであります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

鳥獣被害対策についてでございます。近年、温暖化による野生鳥獣の生息域の拡大や狩猟者の減少、高齢化などによりまして、シカ、イノシシ、猿などの野生鳥獣による被害額は年々増加しておりまして、特に中山間地域では、農林家の生産意欲の減退をもたらすなど深刻な状況となっております。県ではこれまでに、電気さくや防護ネットの設置などの防除対策、有害鳥獣捕獲対策の推進、狩猟期間の延長といった規制緩和など、さまざまな対策を講じてきたところでございますが、十分な成果が上がっていない現状にあります。このため、特定鳥獣保護管理計画に基づきます特別捕獲などの実施により個体数管理を一層強化するとともに、狩猟免許の取得講習会の開催などによりまして狩猟者のさらなる確保を図ってまいりたいと考えており

ます。また、地域ぐるみの被害防止の取り組みが重要であるという観点から、野生鳥獣を近づけない集落環境づくりや被害防除対策を徹底し、さらには、地域住民を対象にしました野生鳥獣の生態などに関する普及啓発や地域の指導者の育成が必要であると考えております。今後とも、市町村等関係機関と緊密に連携しまして、より実効性のある鳥獣被害対策に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。農商工連携に関する一連の質問についてであります。

まず、取り組み実績についてでございます。みやざき農商工連携応援ファンドにつきましては、第1回目の公募で8事業、第2回目の公募で6事業、合計14事業を採択し助成することとしたところでございます。また、国が認定を行います農商工連携事業計画については、これまで3件が認定されておりますが、県産業支援財団を初めとする支援機関の活動を通じて、現在、新たに3件の申請が行われているところでございます。さらに、農商工連携のリーダー養成を目的とした研修会を9月から1月まで実施しているほか、11月初めに都城市で行われました「みやざきテクノフェア」においても、農商工連携や植物工場をテーマとするセミナーを開催するなど、普及・PRに努めたところでございます。このほか、関係機関の参加による「農商工連携推進ネットワーク会議」を7月に開催し情報交換等を行うとともに、今月から来年1月にかけて、関係機関の協力のもとに、シンポジウムや事業者間のマッチングを促進するための商談会等を開催する予定でございまして、引き続き、関係部局や関係機関との連携を図りな

がら、農商工連携の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康・美容等への事業展開についてでございます。県では、健康や美容等に対する関心の高まりを踏まえまして、本県の豊富な農林水産物に含まれるさまざまな機能性成分の研究を産学官共同で推進してございまして、その結果、本県の農林水産資源の中に、健康や美容に有用な機能性成分が含まれていることがわかってきております。このため、これらの機能性成分を活用した魅力ある新商品の事業化を図ってございまして、例えば、ブルーベリーの葉を使ったお茶の開発、あるいはチョウザメの養殖や調理方法の開発などの取り組みに対して支援を行っているところでございます。また、農商工連携応援ファンドにおいても、ハト麦を原料にした飲料や青大豆を使ったスイーツといった健康や美容につながる新商品の開発を採択しているところでございます。これらは、単に農産物を活用した新商品というだけでなく、新たな産業の創出にもつながるものでありまして、今後とも、安全・安心や健康・美容といった消費者ニーズに対応した事業展開を推進してまいりたいと考えております。

次に、食と農、神話のコラボレーションによる観光振興についてでございます。本県は、豊かな自然にはぐくまれた農産物を初めとする豊富な「食」や、日本発祥にまつわる「神話」といった数多くの観光資源に恵まれてございまして、県内には、地域固有の「神話・伝承」と「食」を組み合わせたさまざまな取り組みも見られるところでございます。魅力的な観光地づくりを行うためには、外部の視点も入れながら、その地域ならではのいろいろな素材を再評価しまして、それらを組み合わせる新たな観光

資源として磨き上げ、活用していくことが大変重要でありますので、県としましては、そのような各地域の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、農商工連携の取り組み実績についてでございます。「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」につきましては、8月からビジネスモデルの公募を行っておりまして、先般、県外のIT企業と宮崎市の農業法人が共同で新たな農業法人を設立し、大規模なトマト栽培を行うビジネスモデルを採択したところであります。この事業計画では、約20名の新規雇用により3ヘクタール規模の施設栽培を行いますとともに、栽培技術のデータベース化を図る先進的な取り組みであることから、県としまして積極的にコーディネートを行ってきたところであります。今後とも、関係機関・団体との一層の連携のもと、農業を核とした宮崎発の農商工連携モデルを創出し、本県農業・農村の活性化に努めてまいりたいと存じます。

次に、モンキードッグの導入についてであります。モンキードッグにつきましては、平成19年度から川南町の果樹園において実証事業を実施しているところであり、猿の目撃頻度が減少し被害が少なくなるなどの効果を確認しており、有効な手法であると認識しております。しかしながら、より効果的に被害を防止するためには、えさ場や隠れ家となる耕作放棄地の整備等を通じた鳥獣の住みにくい集落環境づくりや、大規模な被害防止さくの設置など、地域ぐるみでの取り組みが大変重要であると考えております。このため県では、今後、国や先進県の

取り組み事例等を参考にしつつ、モンキードッグの活用を含めた総合的な鳥獣被害対策について、関係機関と連携を図りながら幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、県有種雄牛凍結精液の管理体制についてであります。現在、県有種雄牛は、社団法人宮崎県家畜改良事業団で一括管理を行っておりまして、その凍結精液は、各地域の家畜改良協会を経て家畜人工授精師に譲渡されております。凍結精液の譲渡を受けた家畜人工授精師は、その利用状況を情報入力システムにより家畜改良事業団へ報告することになっております。しかしながら、現行のシステムでは、凍結精液ストローを毀損した場合とか、実際にみずから使用しなかった場合などは把握できないこと、また、使用の都度報告することが担保されていないことなどから、すべての利用状況が十分には把握されていなかったものと考えております。

最後に、管理体制の強化に向けた検討についてであります。県といたしましては、8月に、県と家畜改良事業団、各地域の家畜改良協会等で構成する「宮崎県家畜人工授精業務改善推進協議会」を設置いたしまして、県有種雄牛凍結精液の適正な流通を確保するための需給管理体制の整備について検討を進めてまいりました。この中では、凍結精液の不適切な流通を改善するためには、家畜人工授精師自身のモラルと法令遵守意識の向上に加え、立入検査の強化が重要であることや、凍結精液の利用状況を的確に把握できる仕組みの構築が必要であるなどの意見が出されたところであります。このため、今後、家畜人工授精業務の適正化を図るため、畜産試験場を含めた県有種雄牛凍結精液を所有するすべての家畜人工授精所の立入検査を強化す

ることなどを内容とします、新たなルールを定めることとしております。また、利用状況をリアルタイムで把握するために、インターネットを活用した需給管理システムを新たに導入することにより、県有種雄牛凍結精液が県内で適切かつ有効に活用されるための体制整備を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、教育事務所の再編に係る市町村教育委員会等との調整についてであります。教育事務所の再編につきましては、平成19年6月に策定いたしました「宮崎県行財政改革大綱2007」の中で、教育委員会の出先機関のあり方について検討することを明記したところであります。これに基づきまして、平成19年度においては、すべての市町村教育長並びに無作為に抽出いたしました260名の小中学校長及び360名の教諭に対しまして、教育事務所の役割等に関するアンケート調査を実施しますとともに、平成19年度から20年度にかけて、全国各都道府県の状況の調査を行ったところであります。これらの調査を踏まえた上で、教育事務所の再編を行った場合の効果や影響等について検討を重ね、本年9月に再編案を取りまとめたところであります。教育事務所は、市町村教育委員会への指導、助言、援助を主たる目的にする機関でありますことから、再編案につきまして、9月下旬から市町村長や市町村教育長に対する説明を行いましたほか、県内のすべての市町村の教育長から構成されます市町村教育長連絡協議会とも協議を行ったところであります。これらの説明や協議に際しましては、再編の理由や再編後の体制につきましてきめ細かな説明に当たるとと

もに、出された御意見につきましては、真摯に耳を傾けながら調整の努力を重ねてきております。

次に、市町村教育委員会の不安への対応についてであります。今回の教育事務所の再編につきましては、これまで行ってまいりました市町村教育委員会に対する指導、助言、援助の質及び量を維持・充実させることを基本方針としていところでありまして、再編後の体制につきましては、担当リーダー以下の職員は現在の職員数を維持するとともに、教科や生徒指導等の各専門分野に対応した指導主事の構成となるよう、各教育事務所の体制を整えることとしております。教育事務所を再編することに伴い、教育事務所までの距離が遠くなる地域が生じることは事実であります。心理的な距離までもが遠くなることのないように、再編後におきましても、指導、助言、援助に万全を期していくことにより、市町村教育委員会の不安を解消していきたいと考えております。

最後に、県費負担による指導主事の派遣についてであります。市町村教育委員会に派遣される指導主事は、派遣先での業務に従事することになりますことから、その人件費につきましては、派遣先の市町村が負担すべきものであり、職員の派遣について規定しました地方自治法第252条の17も、この原則を示したものとなっております。このため現在、県教育委員会では、47名の指導主事を9市2町1村の市町村教育委員会に派遣しているところでありますが、その人件費は、いずれも各市町村が負担いたしております。

なお、過去に九州各県におきましても、教育事務所を全廃することに伴う暫定的な措置や市町村合併に伴う支援策として、それぞれ一定の

期間、県費負担による指導主事を置いた事例はありますが、現在は、本県と同様に、すべてそれぞれの市町村で人件費を負担しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございました。

多少時間がありますので、再質問させていただきます。まず、和牛精液の管理体制強化についてお伺いいたしますが、部長より答弁の中で、「人工授精業務の適正化を図るため、畜産試験場を含めた県有種雄牛凍結精液を所有するすべての家畜人工授精所の立入検査を強化する」ということであります。私が一番心配しているのは、「これまでも本当に検査がしっかり行われてきたのか」というのを聞くことが多いのと、西諸、北諸は多くの家畜、特に和牛が県内の半分以上いるんじゃないかと思っておりますので、本当に対応できるのかなというのがあります。特に、先ほど言いました西諸、北諸を所管する都城家畜保健衛生所で本当に大丈夫なのかという意見も聞くわけでありますけれども、今後の立入検査業務は十二分に行える体制なのか。また、人員は確保できているのかを含めてお伺いしたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） これまで家畜保健衛生所では、家畜改良増殖法に基づきまして家畜人工授精所の設備とか器具、家畜人工授精簿等の確認を中心とする立入検査を実施しておりますけれども、今回の改善では、新たに県有種雄牛凍結精液の利用状況の確認も検査内容に加えましたことから、立入検査の際には各地域の家畜改良協会の立ち会いを求めることとしたところであります。現在、具体的な検査内容等につきましては関係者間で協議を重ねておりますが、家畜改良協会の立ち会いに加えまし

て、今回、補正でお願いしております新たな需給管理システムを有効に活用することによりまして、現行の体制でも的確な検査・指導業務を行うことが可能であるというふうに考えております。以上であります。

○丸山裕次郎議員 恐らく、新しい管理システムは来年の4月以降正式に始まると思っておりますけれども、体制、人員含めてしっかりと強化が行われることを、まず要望したいと思います。

また、種雄牛造成に関してですが、これまでそれぞれの地区でもJA単位等で種雄牛造成に当たっての努力をしてきたわけでありますけれども、西諸県郡市ではなかなか種雄牛がつかられていないということもあったものですから、西諸県郡市の中で、農家も、市町村も、また、えびのJA、小林JA2つのJAがあるんですが、それぞれお金を出しながら、種雄牛の造成に当たるプロジェクトチームを立ち上げております。こういったプロジェクトは他の地域でもあるというふうに聞いているんですけれども、ぜひ西諸で立ち上げたプロジェクトにバックアップができないのかなという思いがあります。また、畜産振興全体にわたり、県畜産試験場と地元の西諸県との連携をもっと深めてもらいたいと思っておりますが、部長の見解を賜りたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） まず、お話にございました西諸県郡市の種雄牛造成プロジェクトでありますけれども、それぞれの地域で能力の高い地元産の種雄牛が造成されますと、生産者の意欲が高まりますとともに、子牛購買者の増加等によりまして市場も活気づくといったことなどにより、地域経済への波及効果も大きいものがあると期待されるところでございま

す。このため、県といたしましては、将来の種雄牛候補を選抜するため、能力の極めて高い雌牛に代表的な種雄牛を交配する経費とか、産肉能力を判断するため、種雄牛候補から生産された子牛の肥育にかかる経費に対しまして、西諸県郡市畜連を初め県内各地域の畜連、JAに助成を行っているところであります。

それから、畜産試験場と地元との連携ということでございますけれども、現在、畜産試験場におきましては、家畜改良や飼料作物の肥培管理技術などの基礎研究や技術開発を行いますとともに、県内各地域からの要望や課題に応じた試験研究に取り組んでいるところであります。特に西諸県地域におきましては、本場が立地しているといったこともございまして、地元の畜産技術員会に職員を参加させるなど、情報交換や技術的な相談等にも応じているところでございます。今後とも、県内各地域のそれぞれの特徴を踏まえながら、地域の畜産振興に貢献できるように努めてまいりたいと存じます。以上であります。

○丸山裕次郎議員 ぜひ連携強化をしていただきまして、いろいろなバックアップもしていただければというふうに思っています。

なおまた、5年ごとだというふうに聞いているんですけれども、長崎で、和牛のオリンピックと言われる第10回の全国和牛能力共進会があります。本年度の予算でもついているんですが、これは2連覇することに大きな意義があるというふうに思っておりますので、県、市町村、農業者、畜産団体が一致団結して取り組んでいただくことを要望したいと思っております。

次に、医師確保についてお伺いいたしますけれども、先ほど答弁の中で、修学資金貸与を受

けている学生が今35名いるということでありました。私もこれができる当初は、すぐに医師が県内で働いていただけるというふうに、即効性がある事業だと思っていたんですけれども、今回は残念ながら、まだ大学のほうで勉強されるということです。聞いてみますと、宮崎大学だったからまだよかったのかなと思っておりますが、この事業の特性上、倍の期間の中で宮崎県内で医師として働けばいいということでもありますので、もし県外に行かれたり就職されると、そこの病院が、「県から借りたお金はうちの病院のほうで払ってやるよ」と言ったりしたら、帰ってこなくて即効性もなくなるのではないかと、非常に心配しております。こういった貸与資金で出てくるであろう医者が——同じような事業で、小児科のほうも専門医師をつくらうという研修資金貸与事業をやっているわけでもありますけれども、このような修学資金等貸与事業で養成している医師の県内定着をしっかりとやっていただきたいというふうに思っておりますが、今後、こういった研修で出てくる医師の定着率向上についてどう考えているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 修学資金等貸与事業による医師確保の効果は一定の期間のみでありますので、貸与資金の返済義務を終えた医師の県内定着の促進が大変重要なことと認識をしております。このため、今後とも県内の関係機関と連携しながら、医師の処遇改善や研修機会の確保など、医師にとって魅力的な働きやすい勤務環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 貸与資金で養成される医師のみならず、自治医大の医師も同じだというふうに思っております。宮崎県から出ている自治

医大の医者も、他県と比べると定着率がいいほうではないと聞いていますので、適切な対処をお願いしたいというふうに思っています。

最後に、農商工連携による神代食について、知事にお伺いしたいと思います。壇上から述べましたけれども、「安全・安心」プラス「健康・美容にいい」といった消費者ニーズに対応できる総称として、「日向神代食」という名前を提案させていただきました。この日向神代食という名前を定着できれば、宮崎県全体が安全・安心であり、さらに健康・美容にいいということで、大消費地である東京、大阪等で有利販売につながるとか——恐らくほかの県でも、少子高齢化が進む中、人口減少という大きなことを踏まえながら、アジア、中国等への輸出に力を入れておるのが現状だろうと思っています。輸出する場合でも、これまで安全・安心ということが大きく取り上げられたんですが、今後、健康とか美容といったことも注目されるのではないかとこのように考えておりますので、こういった日向神代食ということが定着できれば、輸出に関しても有利になるのではないかと考えております。県では、来年度の県の重点施策として、中山間地域の活性化や農商工連携の推進などによる新たな産業の展開を掲げ、また、本県の地域特性を生かし、真に自立していくためのビジョンを描く新たな総合計画の策定も始まっていると聞いております。そこで、日向神代食のような地域資源を生かした取り組みや地域の連携が、県づくりにとって重要だと考えておりますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 御質問にありました日向神代食の取り組みというのは、本県の基幹産業であります農林水産業と神話・伝説といったもの、宮崎ならではの地域資源を生かそうと

いうものであり、興味深く聞かせていただいたところでもあります。少子高齢化の進展や地方分権の推進など、地方をめぐる情勢が大きく変わろうとする中、これからの県づくりを進める上では、よそにはない、その地域独自の特性や長所を伸ばしていくこと、県民一人一人がみずから考え行動していくことが、そしてまた、相互に連携して個性や活力のある地域づくり、産業づくりにチャレンジしていくことが重要であると考えております。したがって、現在策定中の新たな総合計画におきましても、このような観点から、地域特性を生かし、真に自立していくために、しっかりとしたビジョンを描いてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ありがとうございます。

私の記憶があいまいで大変申しわけないんですが、たしか10数年前に、宮崎県では「Mの国」というブランド名を立ち上げましていろんなことをやったんですが、いつの間にか消えてしまっているというのが現状だと思います。知事が御存じなのかわかりませんが、「Mの国」というので農産物を売り出していた時期もあったんです。

今の消費者ニーズを踏まえて、健康・美容といった大きなニーズにこたえられるような形を、知事の発信力をもって、できれば私の提案しました「日向神代食」というブランド名などを十二分に活用していただいて、宮崎ならではの、宮崎の特性を生かしたものをぜひ推進していただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 次は、外山三博議員。

○外山三博議員〔登壇〕(拍手) 一番眠い時間になりましたが、目はつぶってもらっても結構ですから、耳だけはこっちへ向けて、お願い

いたします。

それでは、通告に従って質問をしてみたいと思いますが、まず、来年度予算編成に当たっての知事の基本的考え方をお尋ねいたします。

次に、消防団員の確保の問題についてお尋ねをいたします。現場の消防団員の方からは、最近、団員の確保が非常に難しくなっているということをよく聞きます。「地域のことは地域で守ろう」という流れが、一つの今の流れですけれども、そういう意味で、消防団員の確保というのは喫緊の課題だと思いますが、消防団員の現状は今どのようになっておられるのか、お尋ねをいたします。

以下の質問は質問者席で行います。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 平成22年度の当初予算編成についてであります。少子高齢化や過疎化の進行、世界的な経済危機の影響に加えまして、依然として厳しい財政状況など、本県を取り巻く情勢というのは極めて厳しい状況が続いているところであります。こうした状況を踏まえまして、まずは、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを、引き続き着実に実行していく必要があると考えております。その一方で、経済や雇用の回復など緊急的な課題に対応するとともに、本格的な人口減社会の到来など将来的な課題への対応として、新みやざき創造計画に基づく新しい宮崎づくりのための重要施策を積極的に展開していく必要があると考えております。したがって、平成22年度当初予算につきましては、徹底した財政改革により収支不足の圧縮等を図るとともに、選択と集中の理念のもと、県が抱える諸課題に的確に対応し

た優先度の高い施策や事業に積極的に取り組み、私のマニフェストの総仕上げを目指してみたいと考えております。[降壇]

○総務部長(山下健次君) [登壇] お答えいたします。

消防団の現状認識等についてでございます。消防団の現状でございますが、条例定数が県全体で1万6,093名に対しまして、実員数1万5,128名、充足率94%となっております。もとより、消防団は地域に密着した活動を行う地域防災のかなめでありまして、住民の安心と安全を確保するために欠かすことのできない組織であります。しかしながら、人口減少あるいは高齢化、サラリーマン化の進展に伴いまして、消防団員数は減少傾向にございます。このため、各市町村や消防団においては、団員の確保に大変苦勞されていると聞いておりまして、大規模な災害も発生する中で、消防団員の確保は喫緊の課題であると考えております。以上であります。[降壇]

○外山三博議員 今、冒頭に知事から予算編成の方針を聞きましたけれども、知事の役割というか、県民の日々の生活を守っていく、そういう役割は当然ですけれども、それと別個に、県のトップリーダーとして、中長期的に考えて、将来の宮崎の理想像というか、宮崎県が目指す、あるべき宮崎の姿、そういうものを知事として県民に提示していくということも大きな役割じゃないかと思うんです。この議会で知事から、宮崎県の将来のあるべき理想像というかそういうのを聞いた記憶はございませんので、どうか、知事の哲学というかロマンというか、この場でお聞かせをいただけたらありがたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 私は、機会をとらえ

て、この県があるべき姿、あるいは私の構想と
いったもの、理念といったものを発信している
つもりでおるんですが……。まずは、中長期に
向けた計画というのを立てた中で、この県が人
口減少、少子高齢化等々の問題を抱えている
——これは全国的にそうなんですけれども——
そういったものを抜本的に対策をとっていくと
いうことです。

私は、地方、本県の発展は、人材育成と新産
業の創出、この2つにかかっていると思いま
す。ですので、まず、子供を産み育てる環境を
つくる、そして人材を育てていく。そしてまた
産業としては、新エネルギーあるいは農商工連
携、そういった新しい産業を創造していく、つ
くっていくということが大切だと思います。そ
してまた、宮崎県が保持します地域特性とい
いますか、気候、風土、自然、観光、あるいは歴
史、伝統・伝説、付加価値、そういったものを
十分に利活用した、地域の特性を生かした自主
自立の地域をつくっていくということが肝要か
とっております。そういう個性のある、存在
意義のある自治体にしていきたいと考えており
ます。

○外山三博議員 今、国のほうで事業仕分けを
やっておりますが、知事は、宮崎県でこれをお
やりになるつもりはありますか、ございません
か。

○知事（東国原英夫君） 現在、新政権におい
て実施されている事業仕分けは、民間の有識者
などが参加するとともに、インターネット中継
等によりまして作業自体を広く公開するなど、
客観性及び透明性の観点から一定の評価はでき
るものと考えております。しかしながら、地方
の固有財源である地方交付税を仕分けの対象と
されたり、整備のおくれている地域の実態を踏

まえないまま農道整備事業とかを廃止判断する
など、対象の選定、議論の視点が財務省主導
はないかという感が否めません。また、国政の
大きな施策までも対象としているにもかかわら
ず、1件当たりの検討時間が短いこと、概算要
求の削減のための目標額ありきの議論が見受け
られること等の点につきまして、疑問を感じて
いるところであります。さまざまな問題点はあ
る、でも利点としては、この事務事業、税金の
使い方を衆人環視のもとで国民に広く公開した
ということは非常に意義あることだと思いま
す。問題点は数多くあります。本県も2年前に
やりましたが、第1回目でしたので、問題点は
あったんです。その問題点を修正しながら、よ
りよい事業仕分けということを考えていかなけ
ればいけないと思っております。

本県におきましては、平成19年度に事業仕分
けを行っておりますが、その結果は、議会審議
での御意見を初め、県民ブレイク座談会、県民
の声等と同様、予算編成や事務事業の見直し等
において、事業の効率化や役割分担、費用負担
を検証する際の重要な視点となるとともに、職
員全体の意識改革にもつながると思っておりま
す。事業仕分けを改めて実施するかどうかにつ
きましては、事務事業の実施期間が通常3～5
年であることや、国の政策転換の動向等を踏ま
え、また県民の皆様のお声もお聞きしながら、
今後、検討するかどうか考えていきたいと思っ
ております。

○外山三博議員 国は議院内閣制です。議員の
中から総理大臣を選び、大臣も選んでいく。と
ころが、地方の知事は直接選挙で選ばれます。
ですから、県民の負託を受けて強大な権限があ
るわけです。予算編成から、その実行、人事権
まで、そのほかいっぱいあるわけですから

も、私は、知事は事業仕分けは第三者にゆだねる必要はないと思う。知事がみずからやるべきであって、どうしてもやる必要があるならば議会にやらせるという方法はあるかもわかりませんが、知事が自分で予算全般に目を通して、その中から、これは大事だ、これは削る、それを直接おやりになったほうがいいんじゃないかと思います。

それで、来年度の予算編成に当たって、4年1期でやり上げるという予算の編成をされるのか。それとも、将来、中長期的に見て宮崎県のあるべき姿、そういう方向に軸足も入れながらの予算編成になるのか、そこのところをお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、中長期と短期を両輪あわせ持つということが、その視点としては重要かと思っております。ただ、将来予測が非常に困難であり、不透明な時代に来ておりますので、中長期にわたる新しい総合計画の策定は重要だと思っております。以上でございます。

○外山三博議員 それでは、時間の都合もありますので、次に行きます。先ほど総務部長のほうから、消防団員のことを話をしてもらいましたが、現在の本県の消防本部、消防署の数及び定員数をお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 本県には消防本部が9つございまして、この9つの消防本部の下に消防署が12、さらに消防署の下に分署、出張所が22ございます。また、消防本部職員の条例定数でございますが、これは先ほどの消防団員とは違いまして消防本部職員の数ですけれども、平成21年4月1日現在、県全体で1,125名となっております。

○外山三博議員 消防本部の数は今聞きました

が、消防団の数、全県的にはいいんですが、宮崎市に関してはどういうふうになっていますか。

○総務部長(山下健次君) 個別の団の数は手元に資料がございません。先ほど申し上げたように、全体の消防団員の定数が1万6,093名という状況でございます。

○外山三博議員 将来の消防の広域化ということを県もいろいろ検討されて、市町村と協議もされておられますが、現在の広域化の計画と、それに見合った見通しはどんなふうになっていきますか。

○総務部長(山下健次君) 現在、一部広域化といえますか、9つの消防本部の内訳といたしましては、事務委託方式によります広域消防が3つ、宮崎市と都城市、日向市3本部でございます。さらに、一部事務組合方式による広域消防が東児湯、西諸の2つの本部、さらに、残りの4つ、市の単独消防が延岡、日南、串間、西都の4本部という状況でございます。このうち6つの消防本部は、管轄人口が10万人未満の小規模な消防本部ということになっております。こういったことで、県では昨年の3月に消防広域化推進計画を策定いたしまして、本県の消防本部体制のあり方につきまして、全県1消防本部体制あるいは3消防本部体制、この2通りの組み合わせを提示いたしまして、それぞれの有効性あるいは課題等について、市町村とともに検討を行ってきたところでございます。ただ、現段階では、まだ意見の一致を見ていないところでございます。広域化に当たりましては、関係機関が共通の認識を持つことが大変重要でございますので、今後とも、市町村や消防本部等と十分に協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○外山三博議員 意見の一致を見ていないというのは、どういう論点があって意見の一致がなかなか見られないんでしょうか。

○総務部長(山下健次君) いろいろ考え方はありますが、基本的に広域消防の目指すところは、個別の消防の負担を減らす、そして広域化によって効率性を上げる、当然、装備内容も充実させるということではございますけれども、やはり個別の消防本部になると、従前の職員との関係、それから広域化が必ずしも効率化につながるのかどうか、そういったところでいろんな議論がございまして、現在に至っているところでございます。

○外山三博議員 先ほど消防団の数と消防本部の数を聞いたのは——消防団も広域化の考え方の中で、宮崎市だったら幾つかありますが、それを1消防団にしていこうと、そういうような広域化の枠の中に入っているんですか。

○総務部長(山下健次君) 消防団は全く別扱いでございまして、市町村で個別に持つということで、消防団の性格上、地域との密接なつながりということが非常に大切にされておりますので、消防の広域化とは別扱いということでございます。

○外山三博議員 正確じゃないかもわかりませんが、宮崎市の場合、今、佐土原にも消防団があるんですが、来年に向けて1つのまとまった消防団にしていこうという流れがあるようなんですけれども。なぜこういうことを言うかということ、組織を大きくすれば——消防団は団長の指揮下にあるわけです。消防団の守備範囲というか行動範囲も広がってくるわけです。ですから消防団の負担が非常にふえてくる。そのところは、今後、消防団を統合していくことと消防団の守備範囲をどうするかということ

は整理していかないと、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思うんです。そのことだけ申し上げておきます。

今の消防団員の被雇用率、サラリーマン化された消防団員、どのくらいになっていますか。

○総務部長(山下健次君) 平成21年4月1日現在で、本県の消防団員に占めます被雇用者の割合は67.7%となっております。これを地域的に見ますと、例えば都市部では、宮崎市が61.9%、都城市が62.2%ということで、比較的、全体の割合からするとサラリーマンの割合、被雇用者の割合が低いという状況ですが、これに対して中山間地域では、諸塚村が85.7%、美郷町が77.5%などと割合が高くなっている状況にございます。

○外山三博議員 70%近くがサラリーマンの消防団員ということになれば、雇用者の理解がないと消防団員の確保は非常に難しくなってくると思うんです。そこで、こういうことをお聞きしたいんですが、消防団員の出動には、火災、災害、夜間警備、人捜しとかいろいろあります。宮崎市の消防団員の出動回数がどういうふうになっておるか、お尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 宮崎市の消防団の出動状況でございまして、これは20年のデータですけれども、全体で239件ございまして、そのうちのおよそ半分が火災124件となっております。その次に多いのが広報・指導31件、そして演習訓練25件、その次が救助活動の19件といった状況でございまして。なお、この19件と並んで、誤報等による出動というのが19件ございます。

○外山三博議員 この前、霧島で子供さんが事故に遭いましたけれども、消防団が出動しました。人捜しというのは結構聞くんです。この前

も、年寄りの方が行方不明、2～3日みんなで捜した。人捜しの出動というのはどのくらいになっていますか。

○総務部長(山下健次君) 宮崎市の例でまいりますと、捜索の件数が平成20年では5件となっておりますけれども、これは正式に消防団に捜索願があった件数でございまして、地域においては任意に、消防団が地元住民の要請を受けて捜索を行う、こういった統計にあらわれない例があると聞いているところでございます。

○外山三博議員 それは正式な報告があったものでしょう。多分、ここにおられる議員の方もしょっちゅう聞かれると思うんです。自分の地域で、あそこのお年寄りが行方不明になって消防団が出たとか。私も、私の周辺でしょっちゅう聞きます。この前も、3日ぐらい捜したけれども結局わからなかったとかですね。それほど今、地域を守っていくというか、消防団の役割というのは非常に大事になってきています。地域で機動的に命令一下動く団体というのは、消防団しかないんです。特に、高齢化が進んで、ひとり住まいのお年寄りの家が結構あります。そういうところをチェックしながら巡回していくとか、それから、宮崎ではまだ少ないんですが、幼児とか女の子の誘拐事件とか、地域に熟知した地域の消防団が、常時そういうことに目配り、気配りをやっていくというのは大事なことだと思います。

そういうことで、消防団員をどうやって確保していくかということになれば、これは市町村が当然やるべきことですが、県としてできることもあると思うんです。例えば長野県では、消防団員確保のための条例があります。いろいろ検討したんでしょうが、何をやっておるかということ、消防団員を出しておる企業に県税

の減免措置があるんです。こういうことをやっておる県もある。ですから宮崎県も、何か消防団員を確保するための方策はないのかということを検討していく必要があると思うんですが、部長どうでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 消防団員の確保でございまして、先ほども申し上げましたように、団員の7割がサラリーマンということでいけば、やはり企業等への働きかけというのが大変重要になるかと思えます。そういった中で、長野県の例を御指摘いただいたと思うんですけれども、県でも、こういった企業等に対しましては、各種団体を通じまして傘下企業に対する協力要請等を行ってはおります。さらに、県土整備部と協議をいたしまして、地域貢献という観点から、消防団員を雇用している建設業を評価して、入札参加資格審査における加点措置、こういったものを講じるということと、本年の1月からは、小規模工事の一部を対象として総合評価落札方式が試行されておりますけれども、その評価項目に消防団員の雇用状況が盛り込まれたところでございます。

また、これは名目でございまして、企業の社会的貢献を評価するために、国において18年度に、消防団協力事業所表示制度というのが創設されておりますので、市町村に対して、これを積極的に導入するよう働きかけを行っているところでございます。

御指摘の長野県の件につきましては、団員確保という観点からどういった方法があるのかという見地で、今後研究をしてまいりたいと存じます。

○外山三博議員 私はできたら、企業に対する認識、県民に対する啓蒙等々を含めて、県の条例をつくって、それで徹底していくというぐら

いのことが必要だと思うんですが、どうでしょうか、条例化を目指して研究していくということは。

○**総務部長（山下健次君）** 御指摘のように、大変理念的な部分が——消防団は究極のボランティアというふうに言われておりますけれども、特に県民の意識に働きかける部分が大変大きいと思いますので、研究をしてまいりたいと存じます。

○**外山三博議員** 次に行きます。県の委託事業、リース事業、それから物品購入等々入札にかかわることがありますが、どのような方法で入札が行われているのか。公共事業に関する委託事業については議会でも大分議論して、やり方を一つの枠の中に入れました。ところが、そのほかの委託事業がいっぱいある。それからリース事業もあるし、物品購入、それがどういうふうになっておるのかお尋ねしたいんですが、これは各部それぞれ違うと思うんです。幾つかの部の部長に、あなたの部ではどうやっておるかというのを——どなたに聞きましょうか。総務部長にはまとめて後で聞きますから、商工観光労働部長、商工観光労働部ではどういうやり方で、入札件数がどのくらいで、落札率が平均どういうふうになっておるのか、お尋ねいたします。

○**商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 商工観光労働部では、さまざまな入札をしております。そういう中で、事例的に今手元に持ってきていますのが、ことしやった分で消費動向調査というのをやりました。これにつきましては、入札方式は指名競争入札で実施したところでございます。業者の指名に当たりましては、県の要綱に基づく該当する業者の中から、県内に事業所を有する業者すべてを指名したところであ

りまして、予定価格に占める落札額の割合を示す落札率75.1%となっております。もう一つ事例を紹介しますと、スポーツランドみやざき受入基盤強化事業における調査委託業務というのをやっております、これは一般競争入札で実施しております。予定価格に占める落札額の割合を示す落札率51.5%となっております。以上でございます。

○**外山三博議員** 同じ質問ですが、環境森林部長。

○**環境森林部長（吉瀬和明君）** 環境森林部でも幾つかやっておりますけれども、公共事業を除きます委託業務につきましては、平成20年度の100万円以上の契約実績は108件でございます。そのうち一般競争入札と指名競争入札、いろいろやっているわけでございますけれども、リース事業についての入札といいますか、契約が2件ということでございます。

○**外山三博議員** それでは総務部長に、リース事業、それから物品購入、どういうやり方をしておるかお尋ねいたします。

○**総務部長（山下健次君）** 済みません、指される前に先にお答えしようと思ったんですが……。入札をする場合の定めというのが財務規則上ございまして、一般的なことをお答えしようと思ったんですけれども、今、各部長が答えた委託業務の関係は、予定価格が100万円を超えた場合には入札に付します。リース契約の場合は、予定価格が80万円を超えた場合に、同じように実施します。

それと、印刷物を除きます物品の購入につきましては、予定価格が160万円を超えた場合に実施します。さらに、印刷物の場合には予定価格が250万円を超えた場合に、同じく一般競争入札を実施することになっております。

○外山三博議員 今、3人の部長にお聞きをしましたが、やり方がそれぞれ、指名競争もあるし、一般競争入札もあるし、それから最低価格はどこも決めておるといことはなかったですね。

まとめて総務部長、全件を見たときに、委託事業、リース事業、物品購入、全部でどのくらいの入札件数があるものですか。それと落札率はどんなものですか。

○総務部長(山下健次君) これは全部局、教育委員会も含めております。ただし、企業局、病院局は含めておりません。平成20年度のデータですが、業務委託が539件、リースが72件。この落札率でございますが、業務委託が平均落札率88.5%、リースが81.6%となっております。

○外山三博議員 私がなぜこの問題を取り上げたかという、公共工事に関しては、いろいろ議論の末に最低価格を決めて、できるだけ地元育成と。ところが、それ以外のところは最低がありませんから、物件によると県外の大手がぼんと持って行ってしまって、県内の業者がはじき飛ばされるというケースが幾らも出ているんです。公共工事と同じように最低価格を決めることはできないんですか。

○総務部長(山下健次君) 基本的な考え方でございますが、地方自治法上、地方団体は、当然のことでございますが、事務処理に当たっては最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというのがございます。したがって、支出に係る契約を締結する場合には、最低価格の入札者を契約の相手方とすることが原則でございます。その例外として、請負契約におきまして、例えば委託の場合でもそうなんです、契約の内容に適合した履行を確保するために認められているのが最低制限価格制

度ということございまして、本県の委託業務では、清掃委託あるいは警備委託業務について設定をしているところでございます。なぜこういった業務について設定しているかといいますと、これらは人件費の占める割合が高い、そして著しく低い価格で落札をした場合にはダンピングのおそれが高い、さらには契約内容の適正な履行が確保されないおそれが高くなる、こういったことから最低制限価格を設定しているものでございます。

したがって、委託と申し上げましても、対応によって最低制限価格を設定しているものもあれば設定していないものもある。ただ、今後、方向といたしましては、やはり委託業務の質の確保ということと、公正性、機会均等性、経済性の観点から十分検討した上で、入札を行います個々の業務の内容に応じまして最低制限価格の設定の要否について検討してまいりたいと考えております。

○外山三博議員 今、ずっといろんな条件を言われました。しかし、そういう中で、公共工事でも測量設計とか委託がありますね。それなんかも最低を決めた。だから、今ずっと聞いていったような物件も当然、最低価格を設定してやるべきじゃないかと私は思います。検討しましょうということですから、前向きに検討して――各部でそれぞれちょっとおかしいんです。県としての一つの統一したやり方というのをきちっとつくっていくべきだと思いますから、そのことだけ申し上げておきます。

それから業務委託について。教育長、この前、スポレクがありましたね。スポレクに関しては業務委託というのはあったんですか。

○教育長(渡辺義人君) スポレクに関しても、実行委員会方式で実施をいたしましたけれ

ども、委託業務を行っております。具体的には、委託業務で100万円以上のものについて申し上げますと、全体で10件を委託しておることとございます。

○外山三博議員 具体的にはどういう案件を委託されたんですか。

○教育長(渡辺義人君) 細かいところでは、開催の150日前のイベント業務とか、協賛事業の参加賞のボールペンの購入とか、種目別大会のゼッケン製作とか、そういう細々としたものはありますけれども、大きなものとして言えば、開会式、閉会式の式典関係、それから宿泊・輸送関係、こういったところが大口の委託業務ということとあります。

○外山三博議員 これは県のほうから、例えば宿泊関係、委託料が出ておるんですか。

○教育長(渡辺義人君) 宿泊関係については、基本的には参加者のほうから宿泊料をいただきますので、県からの委託料ということにはなりませんけれども、例えば、開閉会式関係等でバスの借上げ費とか、それにまつわる開会式、閉会式等の式典の実施関係のプランニング費用とか、そういった経費等を基本的には実行委員会のほうから委託をしているということとあります。

○外山三博議員 会期が結構あったですから、実行委員会の皆さん方、それから選手の皆さん方に弁当を支給したと思うんです。弁当なんかに関しては委託ですか。

○教育長(渡辺義人君) 弁当につきましては、県のほうがコンペ方式で宿泊・輸送業務等で委託いたしておりますけれども、これは全体のプランニングとか、バスであれば運行計画等に関する委託がほとんどであります。弁当については、基本的にはそこで決まった業者に対し

て業者のほうの手配をして、購入者からいただいて、その中から払うということになりますので、県から直接弁当を支給するということにはならないと思います。

○外山三博議員 私が聞いておるのは、県がこの会場で何食、どこで幾らか。それを委託業者のほうにおろして、集金業務はやったかどうかは別として、そこがマージンを取っているんです、マージンを。零細業界からそういうエージェントに、ワンクッション入れるだけなんです。業務は実際弁当屋さんが持っていくわけです。そこでマージンが抜けていく。このやり方、今回に限らず、宮崎県のいろんな大きなイベントは全部下にエージェントが入ってくるんです。この入り方も、さっき3者共同と言われたけれども、弁当に関しては1者です。これがどういう形でそこに決まっていたのか。その辺のところ非常に不透明なところを感じるし、今回に限らず、前の世界ベテランズ大会とか大きな大会は、全部そういう業者が入っています。そのあたりのセレクトの仕方、完全に自由に競争させて入っておるのかどうか、私もよくわからない。今後は、総務部長が中心になって、大きなイベントをやるときの、そこに入ってくる業者の決め方を、もう少し透明にしていくなきゃいけないんじゃないかと思えます。

来年また、教育委員会、全国高文連大会をやりますね。もう業者が決まっておるという話は聞くんですが、これはどうなんですか。

○教育長(渡辺義人君) 業者が決まっているかどうか、私もちょっと記憶が定かではありませんけれども。

今お話がありました弁当業関係の取りまとめにつきましては、一言で言えば、トラベルセンターというところに企画提案コンペ方式で選定

をして、応募のあった中から最もすぐれたものということで、県内業者も入っている共同企業体1社のほうにお願いをしたということであり、その中で弁当関係についても手配がなされたということではありますが、これまでの開催県の例等も踏まえて、さっき議員がおっしゃったようなマージンといいましょうか、手数料といいましょうか、そういったことも取り扱ったのではなかろうかなというふうに考えています。

○外山三博議員 来年の高文連の大会に関してちょっと聞いたんです、今、これはまだ決まっていないうんですか。来年のことで、もう実行委員会もできたでしょう。当然決まっておるはずなんです。

○教育長(渡辺義人君) 手元に資料がございませんが、今、突然の質問で、私の記憶がちょっと不分明でありますけれども、おっしゃるとおり決まっていると思います。

○外山三博議員 もうこれ以上言いませんけれども、弁当一つとっても、全県下でやるわけですから、地元の零細な弁当屋さんがそこに入っていくわけです。ですから、エージェントの決め方をどうやって決められたかということもあるし、どういう業務をどういう形でオープンに流していくか、そういうところも今後の課題として全県的に、総務部長のほうで御検討をお願いしておきます。

それでは、次に参ります。青島の活性化計画というのが、大分前、市のほうから発表されました。ようやくこの12月に旧橋ホテルを壊すという報道はなされておりますが、まだ現在、その動きは具体的には見えないんですが、現在の活性化計画はどのようになっておるかお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 青島地域につきましては、旧橋ホテルの再開発計画あるいはこどものくにの改修計画が動き出すなど、大変重要な時期を迎えていると認識しております。長年の懸案でありました旧橋ホテルにつきましては、事業者であるブルーアイランドリゾート社と折生迫財産区の間で土地の定期賃貸借契約が締結され、年内に解体工事に着手しまして、平成23年2月までに開業予定と聞いております。このような中で、宮崎市におきましては、青島参道南側部分につきましては、亜熱帯植物の景観を生かしながら、旧橋ホテル跡地の再開発と連動した施設整備の検討が進められていると聞いております。青島地域は、本県の観光振興にとって大変重要な地域でございますので、今後とも県の関係部局と十分連携しながら、地元宮崎市に対しましてできる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

○外山三博議員 ちょっと前に宮崎市の市長から知事のほうに、今、部長が言われた国民宿舎跡地、亜熱帯植物園、県有地について利用したいということで申し出があったということを知っておりますが、具体的に知事にはどういう形で協力をお願いしたいという話があったんでしょうか。

○知事(東国原英夫君) ことし8月の下旬に宮崎市長さんから県の施策全般に対する要望がなされた際に、青島地域の活性化について、市が策定した青島地域活性化基本計画の早期実現への支援要請がありました。その中で、市長から私に対して、特に植物園や国民宿舎跡地等の参道南側の県有地に対して、宮崎市において一体的に整備をしたいので、県有地を無償で譲渡してほしいとの話がございました。

○外山三博議員 無償で譲渡ということは――

貴重な県有財産です。これは県土整備部長、国民宿舎跡地と亜熱帯植物園、全部の面積と、時価で言うとどのくらいの時価でしょうか。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、面積でございますけれども、青島亜熱帯植物園が約2万3,000平方メートル、国民宿舎跡地が約9,000平方メートルということでございまして、合わせて約3万2,000平方メートルということでございます。

時価総額につきましては、総務部長のほうで答えていただきます。

○総務部長（山下健次君） 時価でございますが、ただいまの面積で、この土地そのものの評価額というのはございまして、近傍地の固定資産評価額というのがございます。それでいきますと1平米2万円ということでございますので、大体固定資産評価というのは実勢価格と乖離があるんですが、仮に1.3倍ということでいきますと9億2,000万ほどになります。

○外山三博議員 大変な土地なんですけれども、今、国民宿舎跡地は普通財産になっています。亜熱帯植物園は行政財産。行政財産のまま譲渡はできないはずですから、普通財産に変える必要がある。この手続はどういうことになりますか。

○県土整備部長（山田康夫君） 植物園につきましては、公の施設ということで県の条例で定めております。したがって、この植物園を貸し付けとかそういったことになると、公の施設の廃止手続が必要となりますので、条例改正の議案として議会にお諮りするということになるかと思っております。

○外山三博議員 条例改正案は議題になると。そのときに、この植物園のシンガポールとの姉妹提携をどうするかとか、貴重な樹木をどうす

るかというのは議論すればいいと思いますので、議案ということで承します。

その次に、普通財産になった後に市のほうに無償で譲渡するということは、議会の議決案件になりますか、総務部長。

○総務部長（山下健次君） 価格が9億円以上、面積が3万2,000平米ということでございますので、無償、有償を問わず議決の対象になるということでございます。

○外山三博議員 それでは、青島の貴重な土地については、どっちにしろ市の計画がはっきりしてきた段階で議会で議論するというをはっきりお伺いしましたので、それはそれで結構です。

その次に、宮崎駅西口の再開発計画というのがあるようです。この前も新聞に出ておりましたが、現状はどうなっておりますか、県民政策部長。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎駅西口の拠点施設整備事業ということだと思いますが、これは宮崎市が平成19年に公募したものでありまして、民間の企画力とか資金力を活用して、宮崎の陸の玄関口にふさわしい、にぎわいとか交流とか、鉄道、バスなどの交通の結節、そういった機能を備えた施設を整備することを目的とするものでございます。事業実施者には、宮崎商工会議所を中心としたグループが選定されまして、ことし7月には宮崎市と事業実施者との間で基本協定が締結されております。事業計画の中では、市有地においてはバスセンターとかホテルを備えた複合ビル、そして県有地においては立体駐車場を整備する予定でございまして、現在、平成23年秋のオープンを目指して準備が進められているところでございます。ただ、県有地につきましては、今後、就業機会の

増加とか、にぎわいの創出につながるような施設の整備も検討される可能性があるというふうに聞いております。

○外山三博議員 県有地も利用したいということのようですが、買いたいということですか、それとも借りたいということなんでしょうか。その辺の話はどうなっていますか。

○県民政策部長(高山幹男君) 宮崎市が計画いたしました公募事業の中では、貸し付けが前提となっておったんですけれども、県有地については、売却の選択肢も含めて公募していただきました。その結果、採択となった案件が貸し付けを前提とした提案であったことから、これを基本に今検討しているところでございます。

○外山三博議員 ちなみに、この面積と時価はどのくらいになりますか。

○県民政策部長(高山幹男君) 面積が約6,200平方メートルであります。評価額は、あくまでも利用目的が駐車場を前提とした不動産鑑定評価を実施しておりまして、その結果約4億円というふうになっております。

○外山三博議員 方法として売却と貸すという2つがあるということですが、売却の場合は議会の議決案件になりますか。

○総務部長(山下健次君) 売却の場合には、先ほどの面積要件ではなくて金額要件に当たるということになりますと、当然議会の議決の対象になります。

○外山三博議員 それでは、貸し付けをする場合は議会の議決案件になりますか。

○総務部長(山下健次君) 貸し付けの場合に、財産に関する条例で、無償ないしは減額貸し付けということになりますと、これは一定の条件をはめております。この一定の条件にはまらない場合、典型的に言えば、民間事業者に減

額貸し付けなり無償貸し付けなりする場合には、当然議会の議決の対象になります。

○外山三博議員 地方自治法96条で、適正な対価なくしてこれを譲渡もしくは貸し付ける場合は議会の案件になるということになっているんです。適正な価格でというその適正な判断は、どういう判断で適正か不適正かということ判断することになるんでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 当然、正式な鑑定評価を求めまして、それが適正な評価ということになると思います。

○外山三博議員 これは商工会議所が中心となって目的会社をつくった。株式会社ですね。当然、会社としては安く借りようとする。相手があることですから、近いうちにその辺の交渉が始まって、どうしてもこれだけの値段じゃないと借りられないと言ったら——適正な価格がある場合がある。そのときは議決案件になるし、鑑定士が出してきた価格で貸すときは議決案件にならないということではないですか。

○総務部長(山下健次君) 貸し付けの場合はそういうことになります。

○外山三博議員 時間は少々ありますが、以上で質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

12月1日（火）

平成 21 年 12 月 1 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 函師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 萩原耕三 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 押川修一郎 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)
- 52 番 外山三博 (同)

- 53 番 福田作弥 (自由民主党)
- 欠席議員 (1 名)
- 16 番 外山良治 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 知事 | 東国原英夫 | |
| 副知事 | 河野俊嗣 | |
| 県民政策部長 | 高山幹男 | |
| 総務部長 | 山下健次 | |
| 福祉保健部長 | 高橋博 | |
| 環境森林部長 | 吉瀬和明 | |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一 | |
| 農政水産部長 | 伊藤孝利 | |
| 県土整備部長 | 山田康夫 | |
| 会計管理者 | 長友秀隆 | |
| 企業局長 | 日高幸平 | |
| 病院局長 | 甲斐景早 | 文 |
| 財政課長 | 西野博之 | |
| 教育委員長 | 大重都志 | 春 |
| 教育長 | 大渡辺義人 | |
| 警察本部長 | 鶴見雅男 | |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 | |
| 人事委員会事務局長 | 太田英夫 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|---|
| 事務局 長 | 浜砂公一 | |
| 事務局 次長 | 岡田英治 | |
| 総務課 長 | 渡邊靖之 | 章 |
| 議事課 長 | 富永博 | |
| 政策調査課 長 | 日高正 | 憲 |
| 議事課 長 補佐 | 福嶋清 | 美 |
| 議事担当 主幹 | 日高賢 | 治 |
| 議事課 主査 | 山中康 | 二 |
| 議事課 主査 | 前田陽 | 一 |

◎ 総務部長発言

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

この際、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 昨日の外山三博議員の御質問への答弁の中で、一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

宮崎駅西口県有地を売却する場合に、面積要件ではなくて金額要件に当たるということで、議会の議決の対象と答弁いたしました。正しくは、予定価格が7,000万円以上でかつ2万平方メートル以上の場合とされておりますので、適正価格で売却する場合は議決の対象にはならないということでございます。訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

◎ 一般質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日向市選出の西村賢です。9月の代表質問に続きまして、通告に従い質問させていただきます。

まず、知事の政治姿勢です。

新政権が発足し約3カ月目となりました。某新聞では「政権交代76日目」とありました。急激な変化に国民は期待と不安が入り混じっている状況は続いており、新政権下初めての予算編

成では、その手法や財源問題等、閣内不一致も見られ、必ずしもスムーズにいったいないように感じるところもあります。民主党新政権では、さまざまな改革に着手されていく中で、「地域主権改革」を一丁目一番地に掲げており、地方への権限や財源の移譲には期待したいところであります。先月の25日に、全国知事会が新政権下で初めて開催されまして、具体的な動きも始まろうとしておりますが、まず東国原知事に、新政権が目指す地域主権についての所見を伺います。

次に、事業仕分けであります。昨日の新聞でも、この事業仕分けを評価する国民が77.3%と高い支持がうかがえます。私は11月13日、実際に市ヶ谷の国立印刷局で行われていた事業仕分けを見に行つてまいりました。テレビなどでの映像では非常に過激なやりとりのように見えますが、実際はもっと落ち着いたやりとりをしておりました。私が見るに、事業を仕分けするというよりも事業を行っている団体を精査しているように感じ、また、その事業が中央から地方もしくは中心から末端へおりて行く際の中抜きというか、中間マージンをねらい撃ちしているようにも感じました。それはそれで、長年の既得権を精査するということは非常に重要なことであると思います。やはり知事もおっしゃっていましたが、完全に無駄な事業というものはないわけでありますから、時代の変化や技術の進歩などによって重要性や緊急性が低くなってきたものをどう縮小していくかだと思います。ただ、事業仕分けの内容を見ると、地方交付税などが議案に上がり、地方からの視点が欠けているようにも感じます。そこで知事に伺いますが、まず、これまでの新政権による事業仕分けをどう評価いたしますか。

以下、質問者席から質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

新政権の地域主権に向けた取り組みについてであります。新政権は、地域主権の確立を政策の一丁目一番地に位置づけておられて、首相を議長とする地域主権戦略会議の設置を閣議決定されたほか、国と地方の協議の場の法制化のための法案を来年の通常国会に提出する方針を示されており、今後の地方分権改革の進展に大いに期待をしているところであります。一方で、行政刷新会議の事業仕分け作業における地方の社会資本整備や交付税に関する議論を見ておきますと、今後、地域主権とどう整合性をとっていくか、図っていくかということ、そういった点で懸念を抱いているところでもあります。いずれにいたしましても、実効性のある国と地方の協議の場や補助金の一括交付金化の制度設計など、今後の国の具体的な取り組みを注視しますとともに、全国知事会等のさまざまな機会を通じ、意見を述べていきたいと考えております。

次に、事業仕分けについてであります。新政権における事業仕分けは、民間の有識者などが参加するとともに、インターネット中継等により作業自体を広く公開するなど、透明性や国民的議論の喚起という点で評価できるものと考えております。一方、地方固有の財源である地方交付税は、そもそも事業仕分けの対象になじまない、そしてまた、事業仕分けの対象になじまない政治銘柄等もありますことから、仕分けの結果を見ますと、道路、港湾、かんがい排水事業など、地方のインフラ整備に必要な事業の廃止、削減などが打ち出されており、本県の産業

振興や住民の安全・安心な暮らしへの影響を懸念しているところであります。このため、今後の政府としての方針決定においては、疲弊が著しい地方の現状にしっかりと目を向けた判断をいただき、地方の事業実施に支障が生じないようにしていただきたいと考えておるところであります。以上です。〔降壇〕

○西村 賢議員 まず、地方分権について再質問いたしますが、知事がよくマスコミ等で、地方への財源移譲、権限移譲を訴えております。非常に力強く感じておりますが、県民の中には知事の地方分権というものに対する明確なビジョンが伝わっていないと私も感じるころがあります。知事はまず、どのような権限が欲しいのか、そこを伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 私は、地方分権の本質というのは、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めるということにあると考えております。つまり、住民に身近な行政サービス、住民サービスは、住民の手の届くところで意思決定できるようにする、そのために、住民に身近な地方に権限を移譲し、あわせて、その権限を適切に担っていくための税財源の移譲も行わなければならないと考えております。こうした分権改革が確実に進めば、厳しい経済状況に対応するための景気・雇用対策もスピーディーに実施できるようになると思いますし、本県の特性を生かした産業振興策、中山間地域の活性化対策、おくれた道路網の整備などにおいて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を、地域みずからが優先順位をつけて実施できるようになると考えております。つまり、現在の県民生活にとって必要なこと、あるいは本県の将来のために今やるべきことを、みずからの責任において最も効果的な方法

で行うこと、それが地方分権時代の行政のあるべき姿だと考えております。

○西村 賢議員 またいろいろところで具体例を挙げて、県民に対して情報発信をしていたきたいと思っております。

続きまして、事業仕分けについて、国の政策決定過程に詳しい副知事に御質問したいと思っておりますが、実際に、あの場で決められた削減や修正は最終的に可能であると思われませんか。

○副知事(河野俊嗣君) 事業仕分けにつきましては、私も先々週、ワーキンググループの現場を少し視察してまいりました。そのときに実感したことといたしましては、やはりあれだけ多くの傍聴者、それから報道陣に囲まれた、いわば劇場化した状況の中で、しかも非常に限られた時間の中で出された結論というものを、そのまま予算に反映することにつきましては、その事業仕分けの取り組み全体につきましては、先ほどの知事答弁にありましたような評価をするにしても、いささかの不安を感じたということも事実であります。予算編成全体を植物に例えれば、いわば事業仕分けはその花、見ばえのいい花に当たるのかもしれませんが、それを支える茎や葉っぱ、さらには人目のつかないところでの根の働きということも忘れてはならないと思っております。例えば地方交付税につきましては、毎年膨大な時間とエネルギーを割いて折衝がなされ、詰めた議論をなされた上で、最終的に地方財政対策として決定がなされるわけでありまして、今後の予算編成に当たりまして、この事業仕分けの結果というものを十分に尊重しつつも、予算編成全体のそういう議論を踏まえた上で、国家百年の大計に立って政治的な判断がなされるものと理解をし、期待をしているところであります。

○西村 賢議員 副知事に再質問します。あのとおりに大体大まかには進んでいくと思っておりますが、もしそうなった場合、日本経済、また本県に与える影響はどう感じますか。

○副知事(河野俊嗣君) 今回の事業仕分けの結果で、廃止、削減、予算計上の見送りとされたものの中には、産業育成でありますとか科学技術振興など、我が国の成長を支える基盤となるべきものでありますとか、住宅用太陽光発電の補助制度などが含まれておりまして、将来の我が国の国際競争力の低下でありますとか低炭素社会の実現など、国家戦略への影響というのも懸念されるところであります。実際、先週行われました全国知事会議におきましても、科学技術でありますとか教育予算の削減に対して強い懸念を表明する意見が数多く出されたところでありまして、本県を含む33の知事の連名で、地域の産学官連携を支援する事業の継続を求める緊急声明を出したような状況でもございます。本県への影響につきましても、道路、港湾、かんがい排水事業など、地方のインフラ整備に必要な事業の廃止、削減が打ち出されておりまして、本県の産業振興、それから住民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶのではないかと懸念もあるところであります。引き続き、政府として地方の極めて厳しい状況を踏まえた判断がなされるよう期待をし、また要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。極めて冷静に見られているなという感じがしました。

続いて、総務部長にお伺いしますが、2年前に本県も先駆けて事業仕分けをやられました。そのときの提言等々いろいろあったと思っておりますが、その結果を踏まえまして、今この県政に生

かされているものは何か、お伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） もともと事業仕分けというのは、財革プログラムに基づきまして平成19年度に実施をしたところでございます。その際には、事業の必要性あるいは実施主体のあり方についての検証を行っていただいたところでございます。この提言の内容等につきましては、議会における審議あるいは御意見を初めといたしまして、県民ブレイク座談会あるいは「県民の声」などと同様に、予算編成、事務事業の見直し等において、事業の効率化、役割分担、費用負担を検証する際の重要な視点としてまいりましたとともに、職員全体の意識改革につながっておるというふうに考えております。現実に予算編成におきましても、20年度、21年度の予算編成の際には、不要とされた事業について廃止したり、あるいは改善したりといったものがございます。具体的にそれを金額で申し上げますと、これは事務事業の見直しも含めた結果としてでございますが、一般財源ベースで、平成20年度予算において76億円、平成21年度予算において58億円の財源捻出を図ったところでございます。

○西村 賢議員 次に、本県にかかわる事業で県民政策部長にお伺いいたします。民間等が実施する各種イベントや勉強会に協力して、県が後援とか協賛をしているものをよく見ます。補助金や負担金などを出しているのかとは思いますが、その大会、勉強会がどのぐらいあるのか、また、それはどのような基準で承認されているのかお伺いします。

○県民政策部長（高山幹男君） 県が後援している行事、イベント等だと思いますが、承認件数は平成20年度で364件でございます。こういった基準でやっているかということでありまして

ども、各部局におきましては、例えば一つには、その行事が県行政の基本方針に合致している行事かどうか、また営利を目的としたものではないこと、さらには後援に経費の負担を伴わないこと、そういったことを盛り込みました後援名義使用の承認基準を作成しておりまして、具体的に依頼がありました際には、この基準に基づいて後援の可否を決定するという状況にございます。

○西村 賢議員 きちんとした理由があって承認されて助成金などを出しているとは思いますが。私もそのような各種団体の勉強会等によく出席させていただいておりますが、非常に最先端の話題であるとか問題点を取り上げて、このように議会活動に生かせる機会も多くて、勉強になることが本当にたくさんあるんです。実際に、そのようないわゆる財援団体というものには、議会への報告義務や監査対象となるものもありますが、県はその事業、イベントがきちつと内容どおりに行われているのかチェックしていますか。また、担当部署や担当者がそのような会合には出席されているのか、またお金を出して終わりということはないのかお尋ねします。

○県民政策部長（高山幹男君） まず、後援しているからすべてに対して県が補助金を出しているとか、そういうものではございませんで、要請があった場合に、先ほど申しました基準で対応しているということでございますが、後援事業が実施されました場合には、その実施内容を確認いたしますために、原則として、行事終了後に申請された団体から実施報告書を提出いただくことにいたしております。また、県の職員に対しまして行事への出席依頼があった場合には、一般的にそれぞれの所管課におきま

て、県行政とのかかわりの状況でありますとか当該所管課の業務の状況等を勘案いたしまして対応しているところでございます。

○西村 賢議員 ということは、必ずしもその場に出席しないこともあるということでしょうか。県職員の方々も週末も忙しかったりするでしょうが、やはり県は県民総力戦をうたうのでありますから、県民からのフィードバックも当然必要なことだと思います。県費を出して終わりでは、当然、県民全体にも波及しません。今後は、作業過程に当たっての徹底とか管理の徹底をぜひお願いしたいと思います。

次に移りますが、今回も国の事業仕分けを見ていると、非常に国民の関心も高く、また、先ほど知事も評価されましたが、情報を開示したり、問題点を浮き彫りにしたり、行政の意識を変えたりと、大きな意義があったと思います。しかし、知事はテレビ等で、「たった1時間かどうか判断できるのか」という発言をされました。これは知事は見に行かれたかどうかわかりませんが、マスコミ報道をそのまま信じて決めつけてしまうというのは、逆に知事らしくないなと思いました。実際その場で聞くと、拙速な感じは受けませんでした。また、その委員の中にも何人か私の知人がおまして、話を聞きましたら、数週間前からヒアリングを受けたり、中には、テレビ等で出たように、その事業所に直接出向いて状況はどうか見たり、もっと言えば、選ばれた委員の方々というのは、非常にその道のプロが集まっていたと思います。やはりそこは、今後、我が県がもし仕分け委員会をまたやるのであれば、非常に参考になるころではあると思うんですが、知事にもう一度、本県において事業仕分けをやる気がないのか、昨日も答弁がありましたけれども、知事が

やりたいかどうかを伺います。

○知事(東国原英夫君) 私は、ワーキンググループの現場を見ておらないんですが、インターネットで一部見させていただきました。議員御指摘のように、非常に冷静な議論がされていたと思いますが、私もワーキンググループのメンバーには知り合いがいるんですけれども、聞きましたら、やはり主計局の説明がびっちりあるらしいですね。そしてまた、場合によっては、その答弁のやり方というのもマニュアル化されているということも聞きました。ですから、冷静には進んでいるんですけれども、そういった予備勉強みたいなのはあったと思っております。また、そのメンバーの中には、精通された方、専門的な方がいらっしゃるという御指摘でしたけれども、私は、地域主権であれば、あの中に地方の人間がなぜいないのか、地方の代表の人間はなぜいないのかという疑問を持ったところでもあります。本県の事業仕分けですが、私のマニフェストに沿って19年度にやらせていただきました。そのときに余り話題にならなかったんですけれども、先駆的なことをやっているとは私は自負しておったんですが、あのときは初めてでしたので、いろいろ不都合もありました。問題点もございましたので、その問題点等々をまた今後検証して、県民の皆さんの御意見等々を踏まえながら、また事務事業の見直し、あるいは事業仕分けというのは実施期間が通常3年から5年であること等々、そういった問題も絡めて、総合的に勘案して検討していきたいと考えております。

○西村 賢議員 今の知事の発言で、地方の人間がいなかったと言われましたけれども、国会議員も数多く参加されています。あの人たちは地方の代表というわけではないのでしょうか。

これは特に答弁は要りませんが、やはり本県は先んじてやった実績というものはあるわけですから、ぜひ、改めて納税者の立場に立って、また決定過程の情報公開も進めて、また本県がより効率のよい事業ができるようお願いしまして、再設置を求めて、次の質問に移りたいと思います。

次に、県北の道路整備について伺います。

高速道開通に向けた取り組みですが、今、県北地域では順次、高速道路の工事が着工しております。ただ、その中で、先月の24日、直轄事業の事業計画について、県に国交省のほうから説明があったようですが、道路に限らず公共工事全般に対して厳しい予算配分でありました。新政権の予算配分には、地域間格差を是正してくれるものと強く期待しただけに、残念なところがあります。今後は、直轄事業のみならず補助事業にも影響が出るのではないかと懸念しますが、まだこれも確定したわけではありませんので、知事におかれましては、最後まで必要額の堅持を訴えていただきたいと思います。

昨日も質問が出たので、全体的な話は割愛しますが、私の地元の日向市の課題を中心に質問したいと思います。高速道路の着工に向けて、日向市民にもやっと高速道路が開通するという希望が見え始めました。もちろん、必要な道路は東九州道だけではありませんが、現在整備の進む日向インターからのアクセス道路について伺います。まず、県土整備部長にお伺いします。予算が削られた場合、今後の道路整備に対し大きな障害になると思いますが、国道10号門川日向拡幅事業、またその他アクセス道路など補助事業に対する影響はどうか、供用開始に間に合うのかお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 10月15日に発

表されました国土交通省の平成22年度概算要求におきましては、道路事業費が今年度当初予算と比べまして約20%の減額となっておりますことから、このままでは本県の道路整備がますますおくれるのではないかと懸念をしております。また、11月24日に九州地方整備局長から知事に説明をされた本県関係の平成22年度直轄事業の事業計画におきましては、国道10号門川日向拡幅が今年度当初予算から大幅な減額となっております。一日も早い4車線化を要望しております本県といたしましては、渋滞解消が遠のくのではないかと大変残念に思っているところであります。今後とも、機会あるごとに、県議会を初め県民の皆様方の御支援・御協力をいただきながら、おこなっている地方への道路予算の重点配分を訴えてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この拡幅事業も、昭和45年の事業化から、はや40年となっております。いつまでたっても、2車線の渋滞というのは日向地域の大きな問題となっております。ぜひ、知事におかれましては、この問題を重く受けとめていただきたいと思います。

続きまして、県土整備部長に再質問いたします。国の道路整備財源の縮減に伴い、今後、本県が要望する事業整備費やその優先順位などの情報把握をどうされるのか、お伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 道路整備の要望につきましては、これまで県の道路整備方針に基づいて、東九州自動車道などの高速道路、都城志布志道路などの地域高規格道路とともに、地域が必要とする国県道の整備について訴えてまいりました。国への要望につきましては、政府与党で定められた仕組みにのっとり、11月15日に民主党宮崎県連政策会議に対

し、整備促進の要望を行ったところでありませぬ。先ほど申し上げましたけれども、先月24日には、九州地方整備局長から知事に直轄事業の説明がなされまして、局長を通して本県の意見を大臣に伝えてもらえるよう要望をいたしました。このような本県の要望の優先順位がどうかということにつきましては、不透明であります。しかしながら、道路は本県にとって必要不可欠な社会資本でありますので、今後とも、道路整備の必要性について国等へ強く訴えてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、部長の答弁でも不透明な部分が多いと。当然、新政権にかわってまだ不透明な部分がたくさんあるんですが、これは民主党さんが幹事長室でいろいろ、仕分けなのか事業化を上を上げるとか決めるという話ですから、今後、非常に予断を許さないのかなと。これは後ろを向いて質問しなきゃいけないですかね。ぜひ民主党さんには、情報の公開とかか進捗状況に対しては——これは冗談ではなくて、どう答えていいかわからないのであれば、本当に地方議会に対しても大きな問題だと思います。また、これは知事もぜひ、民主党の首脳の方と会うときには言っていたきたい問題だと思います。

続きまして、細島港の有効利用としまして、高速道路と細島港の連携についてお尋ねいたします。県北地域では、高速道路と港湾との連携で、新たな企業誘致や細島港の活用が期待されております。港湾整備予算の確保の心配も出ておりますが、既に報じられているように、昭和シェルソーラーが2011年には世界最大級の太陽電池工場を目指しており、本県全体に波及する経済効果も期待されております。その昭和シェルソーラーの関係者によりますと、現在の世界

シェア、0.2%しかまだないそうですが、それを今後は10%を目指すということでした。これは大きな目標であり、本県も協力していくことが重要であると思っております。この太陽電池の出荷等には細島港も活用されるとのことですが、その場合、細島港への通行量の増加も考えられ、そのアクセス道路として有効なのが現在の小倉ヶ浜有料道路であります。この有料道路を東九州自動車道の開通に合わせて無料開放はできないのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 東九州自動車道の日向一都農間につきましては、平成25年度を完成予定として整備が進められているところであります。（仮称）日向インターチェンジから重要港湾細島港への重要なアクセス道路の一部となります小倉ヶ浜有料道路につきましては、管理運営しております県道路公社の現在の計画では、平成25年5月までに借入金の返済を完了して無料化をする予定でありまして、現在、一生懸命借入金の返済に努めております。ただ、現時点の試算によりますと、料金収入の伸びが今後余り期待できないことから、期日までには返済が完了しない可能性も考えられるところでございます。このため、無料化すれば、無料化の前提となります借入金の処理について、今後、県道路公社が許可権者であります国と協議を進めるということになるわけでございますけれども、県といたしましても、公社に対して十分な助言を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 借入金の返済ができればということですが、これは現実的な問題として非常に厳しいものと思っております。これはある意味、政治的な判断も必要ではないかなと思っておりますが、知事、この件に関して御意見があれば、

ぜひお願いします。

○知事（東国原英夫君） 今、部長からの答弁があったとおりでありますけれども、やっぱり無料化の前提としては、借入金の処理というものが問題になってきますので、その辺も勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に移ります。本県のIT戦略について伺いますが、私はふだんから、出張や旅行など県外に行く際にもノートパソコンを持ち歩いております。そこで非常に助かるのがWiFiの無線LANが利用できるエリアです。WiFiとか無線LANという言葉がわからなければ、また後で調べていただきたいと思います。ほとんどが特定のサービスに加入していないと利用できないのでありますが、最近では、ホットスポット、フリースポットと呼ばれる、無料でだれでも無線LANを使えるように開放しているところがあります。本県でも一部、ホテルや飲食店などで事業主が設置しているところもあります。もはや無線LANなどの高速情報網は、水道や電気と同じ必要不可欠なインフラだと言えます。

私の調査では、岡山県では既に、だれでも簡単に高速インターネットを利用できる環境整備に取り組んでおり、空港やスタジアムなどスポーツ施設、図書館や美術館など12の県施設においてアクセスポイントを整備し、公衆無線LANサービスを始めしています。このサービスは、無線LAN機能付きのパソコンがあれば、だれでも使用できます。また、福岡市の天神・大名地区では、福岡県・市が協力し、このエリア全体をフリースポット化しました。天神・大名エリアでは無料で無線LANが使える、福岡県の担

当者に聞きますと、よくつながる公園では、ビジネスマンがパソコンを開いている姿が日常の風景になっているとのことでした。そのほか、茨城県でも県庁や図書館などで使え、続々と取り組む自治体もふえております。また、福岡天神のように外国人の観光客が多い観光地の場合、海外からの観光客にとって非常に助かるのが——日本に入ると海外の携帯電話が使えないという問題があります。それをこのWiFiが使えると、海外に対して通話ができたり、ネットを見ることもできます。

本県もこの無料の無線LANを空港や駅に整備すれば、たとえ便数が少なくても待ち時間が長くても、ビジネスマンや観光客も非常に助かると思いますし、また、海外からの観光客も電話等が使えて助かると思います。また、違った方面で考えますと、ニシタチとか橋通り、この県庁とか、観光客が多いエリアで設置すれば、情報発信基地にもなり得ると思います。また、これは県内ほかの商店街にも応用ができると思いますし、スポーツ施設、公園などの防災拠点に整備することも、将来必要なことではないでしょうか。県はこのフリースポットを整備してはどうか、これは商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ホットスポットなど無線LANの整備につきましては、議員御指摘のとおり、既に県内の一部の施設におきまして、独自に導入が進められているところがございます。このような通信環境が整備されてくれば、利用者にとってさまざまな情報の収集が容易になり、利便性が向上すると。したがって、観光客誘致、企業誘致あるいは商店街振興等において活用が考えられると思っております。今後、市町村とも連携を図りながら、

その活用の方法、整備主体などにつきまして、他県における事例等について研究してまいりたいと考えております。また、市町村等がこのような事業に取り組む場合、国の支援制度があると聞いておりますので、引き続き、情報提供に努めますとともに、それぞれの実情に応じた助言を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 続いて、本県のIT戦略について伺いますが、過去、宮崎IT推進戦略事業等、本県のIT化を進めるに当たって、独自の事業、いろんな事業をされたと思いますが、それも踏まえて、もし今後のIT戦略というものがあれば、お聞かせ願いたいんです。これは担当部長にお伺いしますが、県民政策部長、お願いします。

○県民政策部長（高山幹男君） 今、御質問にございました宮崎IT推進戦略事業は、第5次宮崎県総合長期計画に定めます「みやざきIT戦略」を具現化いたしますために、宮崎情報ハイウェイ21の民間利用拡大による産業活性化施策として、平成15年度から16年度にかけて実施したものでございます。IT施策につきましては、現在、新みやざき創造計画に基づきまして、IT関連産業の集積とか情報通信環境の整備などに取り組んでおりますけれども、産業振興はもとより、県民生活とか医療など、あらゆる分野でITを活用することが求められておりますので、新たな総合計画の策定作業を進める中で、情報通信技術の進展に的確に対応した施策の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 こういうのを含めまして、近年の本県のIT関係の事業をいろいろ見させていただきました。圧倒的に多いのが、インフラ

のハード事業なんですね、IT関係予算でつくられているものは。当然、つながっていないところにつなぐような事業が多いんですが、しかし、利用者の意識等がまだ高まっていないと。まさに、つないだところで利用者がいないと、無駄になってしまうこともあります。また、逆に利用したい人が多いけれども、つながっていない、そこに積極的に投資をしても、それは無駄にはならないと思います。私は何が言いたいかというと、ライフラインとしてのIT整備、そして産業戦略とか産業発展のためのIT戦略というものをちょっと混同しているのではないかなと。やはり、それは別々に構想を立てて進めていく必要があるのではないかと思います。当然、中山間地で携帯の電波もまだ入らないとかテレビの電波も入らない地域は、そういう地域の問題として大事なことですけれども、ITを活用してこの地域を発展させるということは、やはり宮崎県というのは本当に地の利というか地の不利が多いところですから、それを生かしていただきたいと思います。農商工連携でもいろんなアイデアが出ていますが、ぜひ今後、各部、各分野において、ITの効率的な利用を考えてはどうでしょうか。いまだ県は紙媒体によるものも多いと思いますが、今より積極的な活用を目指すべきではないかと思えますけれども、知事はITに詳しいような気がしますので、御意見があればお願いします。

○知事（東国原英夫君） 今後、21世紀、未来に向かって、産業とか社会生活、ITなしでは、情報通信網のネットワーク化なしでは生活できないと思っておりますので、それはまた議員の御指摘も十分加味しながら検討を続けてまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ

前向きに、そしてまた、宮崎県がほかの地域と比べても負けないように、先進県としてやっていただきたいと思います。各部長、よろしくお願ひします。

次に、子育て・少子化対策について伺います。

平成21年2月、3月に実施された本県の「平成20年度県民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、「賛成」「どちらかといえば賛成」が30.8%と、前年に比べて若干高くなっており、まだまだ本県の意識が大きく変わったとは言いがたい状況であります。その男性の意識改革に必要なものとして、昨年11月議会において私が提案させていただきました父子手帳の導入はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 父親の育児参加を促進するためには、父子手帳などさまざまな手段を用いた啓発が大変重要であると考えております。このため、父親になるための心構えや、妊娠期から乳幼児期までの子供の成長に沿った父親の果たす役割など、子育てに父親が参加する際の留意点を掲載した啓発資料について、子育て支援団体等の意見も聞きながら、現在作成しているところであります。

○西村 賢議員 これは、完成はいつまでとか県下全域に配るとか、そういう量的なものはどうでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 一応、年度内作成ということを予定しております。作成は1万1,000部予定しております。県内一円、必要なところに配布したいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひよろしくお願ひします。こういう質問をなぜしたかといいますと、最近、ほほ笑ましい記事が日経新聞やNHKの番

組でも取り上げられておりました。現在、育児に積極的な男性を「育メン」と呼びまして、男性の育児を社会で盛り上げようという機運が非常に強く感じられました。実際、私もよく子供を——まだ11カ月なんですが——連れてうろろしますと、やはり「奥さんがやる仕事じゃないの」と言われることが多々あります。私は好きで面倒を見ているんですけども、そういう意識がまだ県民には根深く残っているんじゃないかなと思います。ぜひ本県も育メンの育成を考えていただきたいと思います。

次に、認可外の保育施設について伺います。保育所の認定は県が行っておりますけれども、認可外の保育施設というものがありますが、実際、県下にも100を超えた施設があると聞いております。実際に利用している親子が多いのも事実でありまして、この認可外の保育施設は、待機児童の緩和にも一役買っていると思います。ただ、基本的にこういう園は独立採算でやられており、行政からの助成などありませんが、やはり子供を預かる以上は安全基準等を守っていただく必要があると思っております。県は認可外の保育施設に対してどう考えているのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 認可外保育施設は、現在、県内に108カ所あり、約3,000名の児童が入所しております。保育サービスの提供は、認可保育所や幼稚園が第一義的に担うべきものでありますが、認可外保育施設も、保育需要に対応した一つの選択肢としての役割を果たしているものと考えております。このため県におきましては、入所児童の安全・安心の確保の観点から、認可外保育施設につきましても、立入調査を行い、保育内容や職員体制等について指導助言を行うとともに、入所児童の健康診断

及び安全対策のための経費について助成を行っているところであります。

○西村 賢議員 ぜひ、認可でも認可外でも、また幼稚園であっても、そこにいる子供たちに区別はありませんので、そのような気持ち、感覚を持っていただくようお願いしたいと思います。

次に進みますが、子供の予防接種について伺います。新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの猛威が始まり、本県でも学級閉鎖等、相次いでおります。また、全国ではインフルエンザによる被害者も相次いでおり、深刻な状態も見受けられます。そういった中で、予防接種は非常に有効な予防手段であると思いますが、当初、新型インフルエンザワクチンが足りないという話がありました。現在の新型インフルエンザの予防接種の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 新型インフルエンザの予防接種につきましては、国のワクチン供給計画に基づき、優先接種対象者ごとにスケジュールを作成し、順次接種を行っているところであります。まず、10月21日から医療従事者への接種を開始し、11月10日には基礎疾患を持つ方のうち重症化のリスクの高い方へ、また、11月16日には妊婦への接種を始めたところであります。さらに、1歳から就学前の幼児のワクチン接種につきましては、12月中旬の予定を前倒しし、12月4日から行うこととしております。なお、確保できる新型インフルエンザワクチンの数量に限られており、すべての優先接種対象者に接種を行うまでには至ってありませんが、今後、国からワクチンが供給され次第、順次接種を行っていくこととしております。

○西村 賢議員 非常に前倒しできているとい

うことで安心いたしました。

続いて、ヒブワクチンの予防接種についてお尋ねします。ヒブワクチンは、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンであります。ことしから接種が国内でも始まっております。細菌性髄膜炎は、治療がおくると脳や手足に障がい残り、死亡することもあるものです。また、風邪と似た症状であり、発見がおくれる場合があるとの指摘もありました。国内でも5歳未満の感染者は年間500～600人おり、うち5%が死亡、20%に後遺症が出ているとの恐ろしい報告もあります。開始当時は入荷待ちの状態であったとのこと。実はうちの娘も受けたんですが、やはり3～4カ月待ちました。まだ開始1年弱なので、このヒブワクチンの普及が今後も広がっていくのではないかと考えておりますが、入手困難な状態になるのも非常に危惧しております。今、希望者がふえているヒブワクチンはどのような状況になっているのか。また今、希望者がみんな受けられる状態なのか。また、これは非常に費用が高いんです。1回の接種に大体6,000円ぐらいかかります。そのような場合、助成はどうなっているのかお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） ヒブワクチンは、小児の細菌性髄膜炎の予防に有効であり、我が国では昨年12月から販売が開始されております。しかしながら、その供給につきましては、全国的に不足している状態が続いており、希望者は2～3カ月程度待ついただく状況となっております。なお、製造メーカーによりますと、来年秋ごろには需要に応じた供給ができる予定であると聞いております。また、ヒブワクチンは4回の接種が必要であり、2万から2万5,000円程度の費用が全額自己負担となります。

ことから、県内では、宮崎市、都城市など2市4町において、費用の一部についての助成が行われております。

○西村 賢議員 私のところは日向市であったので、この助成はなかったんですが、非常にこれは大きな問題だと思います。県内でこのような不均衡がある場合——かつては妊婦健診の14回受診とかそういうこともあったんですが——この不均衡というものは、同じ県内に住んでいるながら、非常に納得がいかないものもあります。財源に余裕がある自治体はできて、財源が乏しい自治体はできないということは、やはり県政を預かる県庁としては、非常に残念なことではないかなと思います。妊婦健診の場合は、途中で国が大きくかじを転換して、公費助成というのをやっていただきました。このヒブワクチンについては、ぜひ県でやっていただきたいと思いますが、もし県ができない場合、県は各自治体に対して指導を行うのか。これは市町村の頑張り次第だから仕方がないと思うのか。部長、答弁をよろしくをお願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 市町村におきましては、財政状況や対象者数など、それぞれの実情に応じ判断されたものと考えております。県としましては、ワクチン接種の普及を図るためには、国において予防接種法に基づく定期接種に位置づけ、接種費用の無料化を図ることが最も重要と考えるので、その実現に向けて、今後、国に要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 当然、これは国に財源等をお願いすることも一つあると思いますけれども、やはり、県もどれだけやれるのかということも重要だと思います。ぜひ県も真剣に考えていただきまして、親の収入とかそういうものに偏っ

てヒブワクチンが受けられないということがないようにしていただきたいと思いますし、来年、ことしからでしょうか、民主党の子ども手当がいただければ少なからず改善するかもしれませんが、そういうことではなくて、これは、社会全体で子供を助けていこう、守っていこうという意味では、非常に重要なことだと思います。すぐに病気になることもありますので、ぜひこれは早目に対処していただきたいと思います。

次に移ります。全国学力テストについて質問いたします。

今、国におきましても、40%の抽出方式でいいとか、大きく見直しの議論が高まっております。まず、過去3年間の結果を踏まえまして、全国学力テストの県としての評価はどうか、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査につきましては、3年間の取り組みで得られた客観的なデータに基づきながら、全国の状況と比較し、本県の児童生徒の学力や学習の状況を十分に把握することができたところであり、意義があったと考えております。また、この調査によりまして、本県の児童生徒には活用する力が十分身につけていないということが明らかになりましたので、その課題解決を図りやすための具体的な取り組みを進めることができるようになったことも、調査の成果であると考えております。一方で、本来の調査の目的は、全国的な児童生徒の学力・学習状況等の把握や、これに基づきます教育指導の改善などであったところではありますが、都道府県ごとの順位、市町村や学校ごとの結果も公表すべきではないかといった公表のあり方などに関心が集中するという問題もあったととらえております。

○西村 賢議員 今、教育長御指摘のように、問題点というのは幾つかあったとは思いますが、私自身は、この全国学力テストというものは、やはり全員でやるべきであると思います。このデータをとることは、国が義務教育を行う上で最低限やらなくてはいけない問題だと思いますけれども、やはり全員で受けるということも非常に大事なことではないかなと思います。また、県としても、地域に密着した指導方法を考える上で、データを集めるということは重要だと思います。この3年間の結果を踏まえまして、地域間の差が顕著に出ているということも、一部新聞では指摘がありました。この結果を踏まえまして、県の教育方針に地域ごとの工夫がなされたのか、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえまして、各学校や地域のそれぞれの課題解決を図りますために、現在さまざまな取り組みを進めているところであります。各学校におきましては、活用に関する問題や記述式の問題の正答率が低いといった調査結果から明らかになった課題につきまして、改善計画書を作成し、指導体制や授業等の工夫・改善に努めております。県教育委員会におきましては、調査結果を活用しながら、教育事務所ごとに詳細な分析を行いますとともに、それぞれの地域の課題に応じた「教員の指導力を高める授業研究会」を開催するなど、教員の指導のあり方について工夫・改善を行ってきているところであります。また、来年の1月からは、算数・数学におきまして、単元ごとの問題をインターネットで配信し、児童生徒の到達度を確認するとともに、教員の授業改善に役立つ新たなシステムを、モデル地域において稼働させることにいたしております。今後とも、市町村教育

委員会とも連携を図りながら、地域の実態に応じた対策を講じていきたいと考えております。以上です。

○西村 賢議員 ありがとうございます。非常に効率的にデータを利活用されているという話でありました。今後とも期待したいところであります。

ちょっと時間がなくなってきましたので、最後に知事にお伺いしたいんですが、今の国の流れ、そして今の教育長の答弁等を含めまして、知事自身は全国学力テストについて、現状でいいのか、この経過を見守るのか、その考えはどうかを伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） これまでの3年間の学力調査については、ある一定の成果があったのではないかと認識しております。今、現政権におかれましては40%ぐらいの抽出、この前の仕分けでは、それ以下を目指してくれというような御指摘もあったようですが、いずれにしろ、国の動向を見ていかなければいけないなと思っております。ただ、私は個人的には、この学力調査に、社会力とか人間力、生きる力といいますか、公共の精神とか道徳観、社会性、倫理観とか、そういったものを学力だけじゃなくて入れる、そういう基準というのも新たに設けていただきたいというのは、自分としては希望を持っているところであります。

○西村 賢議員 そういう気持ちがあれば、ぜひ知事も積極的に国に訴えていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従って、

順次一般質問を行います。

きょうから12月、早くも師走、年の瀬を迎えました。景気低迷の中、デフレ宣言が行われ、経済や国民の暮らしはどうなるのか、先の見えない不安が広がっています。昨年末には、世界同時不況という状況の中で、大企業などによる非正規労働者の雇い止めなどで、仕事も住むところも奪われた労働者があふれ、首都東京に年越し派遣村ができるなど、世界に類を見ない深刻な事態が生まれ、社会的な問題になりました。しかし、その後、事態は改善されたとは言いがたい状況で今日に至っています。県内でもこの年末、仕事が見つからず、家族を抱えて年が越せるだろうかと労働者がハローワークにあふれ、中小業者も資金繰りができるかどうかと深刻な事態が広がっています。こうした県民の苦難を行政がしっかり受けとめ、どう解決していくか、その役割が大きく問われ、かつ求められています。そこで、県内の雇用や就業、失業の状況及びその対策などについて、まず、県内の来春卒業予定の高校生、大学生の就職の内定状況と対策について、商工観光労働部長にお伺いをし、後は質問者席から続けさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○商工観光労働部長(渡邊亮一君)〔登壇〕

お答えします。

県内の大学及び高等学校卒業予定者の内定状況と対策についてでございます。まず、平成22年3月大学卒業予定者の10月末現在の就職内定率は、40.3%と前年同期比5.2ポイントの減となっております。次に、同じく平成22年3月高等学校卒業予定者の就職内定率は、県内が43.2%で前年同期比12.0ポイント減、県外が69.2%で前年同期比11.1ポイント減、合計では54.4%で前年同期比12.3ポイント減となっております。

す。このように、例年になく厳しい就職環境にありますことから、これまでに宮崎労働局や教育委員会と共同での県内経済団体等への求人要請や、緊急人材育成支援事業における高等学校未就職卒業者の積極的な適用を国等へ要望したところでございます。今後とも、国や教育委員会等と連携を図りながら、就職相談会の開催や「ヤングJOBサポートみやざき」における就労相談などを通じ、大学及び高等学校卒業予定者に対する就労支援に、より一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今、御報告もありましたが、非常に深刻な事態だと思います。夢や希望を抱いて卒業を迎えた高校生や大学生が社会へ踏み出す第一歩から失業という状況では、若者の能力が発揮できない、本当に大きな損失であり、深刻な事態だというふうに私は思います。今、御答弁ありましたように、学校や企業との連携も密に取り組んでいただきながら、手だてを講じる必要があると思います。最大の努力を図っていただきたい、このことを強く要望したいと思います。

また、雇用をつくる、このことが非常に今求められておりますけれども、この雇用をつくるという点では、昨年来、ふるさと雇用再生特別基金事業など、緊急雇用の対策が取り組まれてきました。これまでどれほどの雇用をつくり出したのか、十分効果が上がったのか、その成果をお聞かせいただきたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 県では、昨年12月の経済・雇用緊急対策本部の設置以来、全庁一体となりまして、相談体制の強化や公共事業等の実施による雇用の創出等に取り組

んできたところでございます。特に今年度から、ふるさと雇用再生特別基金事業等を市町村と連携して実施しているところがございます。今年度につきましては、既に1,619人の雇用が実現し、最終的には1,640人の雇用を見込んでいるところがございます。しかしながら、県内の雇用情勢は依然として厳しい状況にありますので、今後とも、国の経済対策等も最大限活用しながら、県民生活を支える雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 雇用創出事業に取り組まれてきましたけれども、やはり期限つきで非常に短期間の就労ということで、新たな再就職につながる、そういう方向でこの取り組みも進めていただきたいということも強く要望したいと思います。

それから、引き続き、新たな雇用をつくるのが非常に今求められておまして、私は、とりわけ公共事業の役割が大きく作用するというふうに思っております。暮らしに身近な公共事業を県の立場からもつくっていくことが大いに必要かというふうに思いますけれども、県土整備部長の御答弁を求めます。

○県土整備部長(山田康夫君) 県土整備部では、県民の安全で安心な暮らしを確保し、経済・交流を支える基盤、快適で人にやさしい生活空間となる県土づくりを目指して公共事業を進めております。また、経済・雇用緊急対策におきましては、産業振興・雇用創出につながる公共事業としまして、防災対策や中山間地域における生活環境の改善など、県民生活に直結する事業を実施してまいりました。さらに、公共事業の前倒しや入札手続きの短縮等による早期発注など、本県における需要を喚起しますとともに、地域企業への配慮及び雇用の創出を図る対

策を進めているところであります。今後とも、厳しい財政状況の中ではありますが、必要な予算を確保する観点から、コスト削減対策等にも取り組むなど、限られた財源を有効に活用しまして、県民生活に直結する道路や河川などの計画的・効率的な整備を進めてまいりたいと存じます。

○前屋敷恵美議員 ぜひとも、地元の企業の方々が受注できるような、雇用に結びつくような仕事起こしを、今後とも強力に進めていただきたいというふうに思います。

次に、失業対策について伺いたいと思います。有効求人倍率が依然1倍を下回る、若干上向きになったとはいえ、まだ1倍を下回る極めて厳しい状況が続いております。今、一度仕事を失うと、なかなか再就職は容易ではない。このことが今、深刻な状況ですから、新たな失業者を出さないという手だてが、とりわけ重要になっているというふうに思います。しかし、残念ながら企業は今、いとも簡単に労働者の首切りをする。とりわけ非正規労働者の解雇・雇いどめの実態は、全国的にも深刻な状況です。厚労省が先日発表した解雇・雇いどめの状況は、昨年10月からことしの12月までに24万7,000人に及んでいるということ、調査の上、発表されました。そして、その失職者のうち4割以上が中途解雇という状況で、違法が横行していることがこれでも示されたと思います。また、失職者のうち半数が職を失ったままで年末に向かおうとしている、ここには早急な対策が今必要になっております。県内でもこうした状況は多々見られ、3年以上の派遣労働者を直接雇用しないなどという違法な派遣切りの実態があって、私どものほうにも相談が寄せられているところですが、県はどれほどこうした労働者の置かれ

ている実態を把握しているのか。私は早急な是正が必要だと思いますが、現状をお聞かせいただきたいと思います。商工観光労働部長、いかがですか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では、昨年末からの派遣労働者等の問題や厳しい雇用情勢を受けまして、誘致企業に対するフォローアップの強化による情報収集、あるいは雇用推進員による企業訪問の実施などをやって労働状況の情報収集を行うとともに、県内4カ所に設置します中小企業労働相談所に労働施策アドバイザーを設置しまして、専門的な労働相談に応じる体制の整備を図っております。また、企業に対しましては、労働セミナーの開催や広報誌等を通じまして、労働関係法令の周知あるいは法令遵守に関する啓発に努めますとともに、雇用調整助成金など雇用維持のための制度等の活用促進などを図っているところでございます。今後とも、企業に対しまして、雇用の確保や労働関係法令の遵守等について要請を行いますとともに、指導監督権限を持つ労働基準監督署など関係機関と連携を図りながら、県民が安心して働ける労働環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 フォローアップなどで企業との接点は持たれているというふうに、今お伺いしたところですが、実際、違法な派遣切りなどで職を奪われ、家庭の暮らしがままならない、そういう状況を私どもつぶさに見ているところです。一つ事例を挙げますと、県の誘致企業で同じ仕事を5年間、派遣労働者として続けながら、この5年の間に派遣や請負という雇用の形態に切りかえられながら、5年間同じ職種を続ける。そして、その後、直接雇用しないまま解雇に至るということで、この方は子

供さんを4人抱えた世帯でしたけれども、やはり、こういう実態を相談することも必要ですが、そういう実態も労働局と協力しながら、つかみながら、実際こうした企業へ出向いて労働指導をすると。やはり、現行の法令を守らせるということが今、何よりも大事だというふうに思っています。本来、改悪された労働法制をもとに戻すということで、製造部門にまで派遣労働を認めるということをもとに戻していく、そういう規制をちゃんとかけていくことが必要ですが、そこに至らないまでは、まず現行法をしっかりと守らせる、このことが私は行政としての役割であろうかというふうに思っているところです。

国会でもこの問題は我が党で取り上げまして、仁比参議院議員が、直接雇用を拒否している企業に雇用破壊をやめさせる指導を要求いたしました。鳩山首相は、「企業名の公表も含めて、厳正に指導を実施する必要がある。違反の事例が続かないように積極的に動きたい」と答弁をされております。今、こういう姿勢が行政に非常に求められており、本当に県民の暮らしそのものを、どう今の不況の厳しい雇用状況の中で守っていくのか、行政に問われているというふうに私は思います。知事もこうした立場に立つことが必要だというふうに思いますが、企業への指導を強める、このことも含めて御答弁いただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 先ほど来、商工観光労働部長等が答弁しているとおおり、新規学卒者の就職状況は、就職氷河期あるいはロストジェネレーションと言われているわけでございます。非常に厳しい状況かと思っております。また、議員御指摘のように、雇いどめ、派遣切り等の雇用状況も、非常に厳しいと認識をしてい

るところであります。昨年12月に経済・雇用緊急対策本部会議を開催しまして、全庁挙げて雇用対策に取り組むと。また、来年度の重要施策の中にも1番目に就業支援、雇用対策というものを掲げさせていただいておりますので、これに対しては県も取り組んでいく覚悟でございます。また、国など関係機関とも十分に連携を図りながら、労働関係法令の周知や法令遵守に関する啓発等にも積極的に努めてまいりたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 ぜひそうした立場で、県民の暮らしそのものを守る、そのことに努めていただきたいというふうに思います。

それから、今、再就職が決まらないまま毎月15万人ずつ失業給付が打ち切られ、年末までに100万人に達するというふうな政府の調査発表がなされております。宮崎県でも相当の方が失業給付が切られるのではないかと予想されますけれども、こうした状況は把握をされておられるでしょうか。商工観光労働部長、いかがですか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 雇用保険の失業等給付につきましては、失業者が再就職を果たすまでの一定期間の生活の安定を図る、重要なセーフティネットであると考えております。昨年秋以降の大変厳しい経済状況にかんがみまして、本年3月に雇用保険の適用基準や受給資格要件の緩和がなされており、また、給付日数の延長等の制度改正が行われたところでございます。今後、適用基準などのさらなる拡大、あるいは受給満了者等の生活・就労支援策の拡大につきまして、現在、全国知事会等を通じ、国へ要望しているところでございますので、我々としましても、国等の動向をしっかりと見守っていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、部長が答弁されましたように、全国延長給付というのが、この失業給付を延長することが閣議決定でできるということをおっしゃっておりまして、この基準を閣議で決定すれば、現行でもすべての受給資格者を対象に、最大90日間この支給が延長できるということになっているそうです。ですから、この実現を図れるように、地方、県からも国に強い要望をしていただいて、ぜひ実現させていただきたいというふうに思うところです。

それから、現時点でぜひ県に行っていただきたい、周知徹底を図っていただきたいことがあります。それは生活福祉資金の活用です。この10月に改正され、生活支援の見直しが行われまして、生活福祉資金貸付制度が非常に使いやすくなりました。この問題は、6月議会でも私、取り上げたところだったんですけども、特に今、失業給付が打ち切られた方など、収入のなくなった方々にこの制度をぜひ活用できるように、周知徹底を図っていただきたいということです。改正されたばかりですので、まだなかなか活用がありませんが、先日、私どもがお受けした相談者の方が、この適用がありまして——派遣切りに遭った御夫婦だったんですけども、求職中に失業給付が切れるということで御相談をいただきました。これは、貸付期間が1年、保証人がいれば無利子で1年間貸し付けが受けられ、毎月15万から20万円ずつ、そして保証人がいなければ利息は1.5%ということで、20年で償還をすればいいというような中身ですから、今の収入がなくなった生活を支えることができるというふうに思いますので、ぜひ商工観光労働部のほうでも、または福祉の部門からでも、積極的な活用を図っていただくように要求しておきたいというふうに思います。

次に参ります。次は、今の質問の流れに沿ってですが、生活困窮者への支援について伺いたいと思います。

この問題も、6月議会でも質問させていただいたところですが、昨年来の急激な雇用悪化で、なかなか仕事が見つからない、また住む家も奪われたという方々がふえており、こうした方々からも、私どもは相談をいただいています。そして今、相対的貧困率というのが出されておりますが、日本は15.7%、これは7人に1人が貧困状態にあるということを意味しております。世界で4番目というのが日本の置かれた状況で、本当に大変な事態だというふうに思います。この県内にも、こういう方々は本当にたくさんいらっしゃると思うんです。ですから、年末年始に向けて、こうした方々が駆け込める相談窓口をぜひ各自治体に開設できるように、そして住居や生活保護、また無保険の世帯——特に今、新型インフルエンザの対応などが深刻な状況ですが——こうした方々への対応をすることがその窓口でできるように、ぜひ県からも各自治体への指導、援助、働きかけを徹底していただきたいというふうに思いますが、福祉保健部長の御答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 生活保護に関する相談など、生活困窮者に対する年末年始の相談対応につきましては、市町村役場、福祉事務所に問い合わせ等があった場合、関係担当職員へ連絡する体制ができており、十分に対応できる状況であると考えておりますが、国の緊急雇用対策や県内の今後の相談状況等を踏まえ、必要に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 一定のそういう体制はとられておられるようではございますけれども、この年末年始

にぜひ対応ができるような、そういう体制をとっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つはホームレス対策なんですけれども、厚労省の3.18という通達に基づくものですが、一時宿泊所（シェルター）の設置がどうしても必要だと私は思います。そして、その前提として、自治体とも協力をしてホームレスの人々の状況をつぶさにつかんでいく、このことが必要かというふうに思います。県にも一定のシェルターの設置があるというふうに聞いているところですが、今の活用状況をお聞かせいただきたい。また、市内では、ボランティアで立ち上げた「景気悪化から県民生活を守るネットワーク」というのがありまして、私もこの活動に参加をしております。毎月、この4月から6回、暮らしを守る相談会を開いてきました。ここでは、本当に毎日食べることもままならないというような方々も含めて、病院にかかれない、また水道、ガスをとめられたというような方々の、本当に深刻な相談を受けてまいりました。そして、毎回、食事の提供も行いながら、こうした相談活動を続けてきたんですけれども、ほかのボランティアの方との協力で、今、大塚のほうにこのシェルターなるもの、民間での宿泊所の設置をしております。ここは、常に7名から8名ぐらいの方々が寝泊まりをするというところで、食料も含めて多くの方々からの提供もいただきながら運営を続けており、生活保護の申請であるとか、また新たな就職活動とかを行っているんですけれども、こういったところに行政からの支援は全く今行き届いていないという状況であります。ですから、行政的にもこういう施設をしっかりと確保していくことが今、何よりも求められているのではないかというふうに思っております。この

シェルターについては、県はもとより各自治体でもきっちり取り組まなくてはならない課題ですけれども、今の現状などを示していただきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） ホームレスの実態につきましては、ことし1月に行った調査では31名となっております。また、来年1月に、国の全国調査が実施されることとなっております。一時宿泊所につきましては、県の社会福祉事業団が運営します新富町の救護施設「清風園」に緊急一時保護施設がありまして、また、宮崎市内には、民間が運営している無料低額宿泊所が1カ所あります。県としましては、ホームレスの実態を踏まえ、市町村と連携を図りながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この年末年始、ホームレスの方々を外で過ごすことのないような、そういう対策をぜひ図っていただきたい、このように思います。

それから次に、子供の貧困の解消についてです。今、18歳までの子供への短期保険証の発行の取り組みに向けて、国もその実態調査を行っております。既に県のほうの調査も済まれて、どういう状況であるか——18歳までの子供たちの無保険の数が出たんじゃないかというふうに思いますが、18歳までの子供たちへの保険証は無条件に発行をする、国もその方向ですので、県としても、その取り組みをぜひ強めていただきたいというふうに思います。その実態、まずそこをお願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 資格証明書を交付されている世帯の子供につきましては、国民健康保険法の改正により、本年4月から、中学生以下の子供には、有効期間が6カ月の短期

被保険者証を交付することとなったところであります。国におきましては、対象世帯における高校生の数も含め、資格証明書の交付状況について、先月、全国一斉調査を行ったところでありますので、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。なお、今お話のありました調査でございますけれども、9月の状況につきまして、11月に全国一斉調査として行われました。その結果であります。市町村国保の世帯数が20万2,027世帯ございますけれども、その中で、資格証明書交付世帯が3,038世帯あります。その中で、中学生以下の子供の数は306名、高校生等の数は107名という結果が出ております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 この18歳の対応については、これまで義務教育終了後は就労する可能性があるからということで外された向きがございます。しかし、今、ほとんどが高校進学をしているわけですから、こういう基準というのは、まさに全く的外れといえますか、当たらない基準でありますので、18歳までの子供たちへの無条件の保険証の交付、ぜひ実現を図っていただきたいというふうに思います。

それから、高校授業料が未納のために中途退学というニュースを聞きます。非常に胸の痛む思いですけれども、県内の状況はどうか、教育長、そして私学については県民政策部長、お答えいただきます。

○県民政策部長（高山幹男君） 授業料の未納によって中途退学という——今、手元に数値を持っておりませんが、授業料滞納者というのが、平成21年3月末時点で289人となっております。これは私立学校ですけれども、授業料を納付しなければならない生徒が9,487名おりますから、その3.0%となっております。また、県

におきましては、生活困窮世帯の生徒の学費負担の軽減を図りますために、学校法人が、生活保護受給世帯でありますとか市町村民税の非課税・均等割のみの課税世帯、あるいは家計急変世帯等に対しまして授業料を減免する場合に補助を行っております。この授業料減免補助の対象者は、平成20年度の実績で521名でありまして、生徒総数1万307人のうち5%となっております。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校における平成20年度分の授業料の滞納者数は、本年5月末の出納閉鎖時点で26名でありまして、これは対象生徒総数の0.1%となっております。また、生活困窮世帯に対する対策について言及いたしますと、県立高等学校授業料減免制度により授業料の免除を行っているところでありますが、平成20年度の場合、その対象者数は2,692名で、生徒総数の10.8%となっております。さらに、県立及び私立高等学校の生徒双方を対象とします県育英資金において設けております緊急採用制度によりまして、保護者の失職や倒産等により家計困難となった世帯の生徒に対しましては、随時、修学のための資金の貸し付けを行っているところであります。以上です。

○前屋敷恵美議員 教育費の負担というのは授業料だけではありませんので、少なくとも授業料の滞納を理由に退学を余儀なくされるという事態が今後起こらないように、ぜひ、子供たちに心を寄せた指導といいますか、見守りといいますか、そういう援助をお願いしたいというふうに思います。

最後に、生活に困窮をきわめる県民の支援における行政の果たす役割について、知事にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○知事（東国原英夫君） 先ほど来、担当部長あるいは教育長からの答弁があったように、生活困窮者に対して、我々はどういう手を差し伸べることができるのか、そういったものをきちんときめ細かく検討していきたい、そしてまた対応していきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 それでは続いて、子育て支援についてお伺いをしたいと思います。

まず最初は、妊婦健診についてです。現在、この妊婦健診は公費負担によって事業が行われておりまして、健診を受けずに医療機関に駆け込む、いわゆる飛び込み出産をなくすという点でも、非常に安心して出産ができる状態を整えることができるというふうに思っております。そして、この4月からすべての市町村で、国が望ましいとした14回の受診回数に拡充されました。しかし、問題は、自治体によって助成する額が異なるということです。1人当たり6万円から9万円と格差がありまして、最大で3万3,740円という差があることです。確かに、自治体では出生数や財政規模などの違いなど課題はあると思いますけれども、命を生み出すということに対して、同じお産をするのに県民の間にこうした格差を生じさせないことが必要かというふうに思います。福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 妊婦健診の1人当たりの公費負担額につきましては、市町村間で差はありますが、県内全市町村においては、望ましいと言われている14回の健診すべてに公費負担がなされております。各市町村においては、妊婦の経済的負担ができるだけ軽減されるよう、財政状況等も踏まえ、公費負担の拡充を図られたものと考えております。今後とも、妊婦の経済的負担に格差が生じないように、

市町村に助言してまいりたいと考えております。また、県としましては、安心して妊娠・出産できる体制が確保できるよう、平成23年度以降の継続的な財政支援について、「みやぎきの提案・要望」を初め、さまざまな機会を通じて国に要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 この自治体間での格差を解消するには、やはり県のイニシアチブも非常に大事だというふうに思いますので、状況もしっかりと把握していただきながら、格差是正に努めていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つの課題が、今、部長が言われました、国の財政措置が2010年までの2年間の時限措置だという点です。わずか2年で少子化が解消されるはずがありませんから、ぜひ県からも、事業の継続について積極的に要望を上げて、実現を図っていただきたいというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。私は、この子育て支援の原点とも言える妊婦健診の事業を2年で打ち切るような、国の無責任さはあってはならないというふうに思っているところです。しかし、国が事業の継続をはっきりさせるまでは、やはり県の助成策もぜひとも必要な課題じゃないかというふうに思いますし、先が余りありませんから、その体制をつくるという点でも、財政措置も県にしっかりと考えていただきたい、このように思っているところです。子育て支援に極力関心を示しておられます知事に、御見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 確かに私は、子育て支援等を重要施策の中にいつも入れさせていただいているところがございますが、何せ議員御指摘のように財政負担を伴いますので、まずは平成23年度以降の国の継続的な財政支援というものを強く訴えていきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 国への要望とあわせて、やはり県の果たす責任ということも加味していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

次は、ヒブワクチンの接種への助成について質問をしたいと思います。先ほど西村議員のほうからも、ヒブワクチン接種への助成について質問がなされたところです。多くの方々が今、ヒブワクチンの予防接種について関心を持たれていることは、私は非常にいいことだというふうに思います。まず、これも子育て支援の大きな課題の一つになっておりますので、ぜひ予防接種の助成実現を図っていただきたいというふうに思います。

この細菌性髄膜炎というのは、先ほど西村議員のほうからも、どういう病気かということの御説明がありましたので、そこには触れませんが、諸外国では10年以上も前からヒブワクチンの定期接種が行われておりまして、この病気は100分の1程度に激減しているそうです。WHO（世界保健機関）でも、乳児への定期接種を推奨する声明を出しておりますけれども、日本では大変立ちおくれしておりまして、定期接種には至っておりません。ですから、ぜひ国の定期接種——御答弁が先ほどありましたけれども、積極的に国にも要望を上げていく。それと同時に、個人負担だけにならないように、自治体としての——2市4町で今助成が行われておりますが、やはり全自治体にこれを広げていくという点では、県の助成をするというこの役割を欠かすことはできませんので、ぜひその方向で積極的に進めていただきたい。もう一度、御答弁いただきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） ヒブワクチンは、小児の細菌性髄膜炎に有効なワクチンであ

りますので、接種費用に対し県が助成するというより、国の責任において、予防接種法に基づく定期接種に位置づけ、接種費用の無料化を図ることが最も重要と考えますので、今後、機会あるごとに定期接種化の早期実現へ向けて、国に要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、これも国への要望と同時に、県の責任も果たしていただきたいというふうに思います。

次に、重度心身障がい者の医療費負担の軽減について伺いたいと思います。

現在、重度心身障がい者の入院については、現物給付となっておりますけれども、通院については、依然として償還払いということになっております。通院も現物給付にしてほしいとの要望が強く寄せられております。このことは、直接県にも声が届いているんじゃないかというふうに思います。障がいを抱えて困難な生活を余儀なくされておられる方が、改めて申請の手続をしなければならないという煩雑さ、本当に私は、十分にその御苦労が理解できるものです。その解消は当然だというふうに考えますが、福祉保健部長の見解を求めたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で、大変重要な事業であると認識しております。この事業については、県と市町村が2分の1ずつ負担しておりますが、高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴い、最近では事業費が大幅に伸びております。対象者の拡大や給付方法の変更は、新たな財政負担を生じることから、現在の厳しい財政状況のもとでは、当面は制度の安定的な運営に努めていく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 やはり制度というのは、その制度を利用する方々の立場に立って運営をしていくべきだというふうに思います。財政問題は確かに伴いますけれども、制度は、改善を図って使いやすくしてこそ制度そのものが生きるというふうに私は思います。通院の現物給付というのは、全国的には圧倒的な状況になっているんです。九州は非常に立ちおかれておまして、福岡と、入院は宮崎だけという状況で、この九州の中からもだけ見るんじゃなくて、全国的に視野を広げて、やはり障がいを持たれる方々の立場に立った制度運用というものを、ぜひ検討していただきたい。改めて検討いただくことを強く求めたいというふうに思います。

それからもう一つ、医療費助成の対象についてなんですけれども、障がい等級3級までに拡大をすることができないかということです。私は、ぜひその実現に向けて努力していただきたいと思うんですが、心臓疾患や肺気腫といった内部障がいを持っておられる方に、等級の2級というのがないんです。なぜないのか、ちょっとわからないんですけれども、よほどの重症でない限りは3級扱いで、この3級には医療費の助成がありません。特に高齢になると、障がいを抱えて働くこともままならず、経済的には大変厳しい状況に置かれています。せめて医療費助成の対象を3級まで広げてほしいというこの切実な思いを、本当に私は理解することができます。そういう点で、3級までに拡大することができないか、部長の御見解を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） この対象の拡大につきましても、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、新たな財政負担を生じますことから、現在の厳しい財政状況のもとでは、当面は制度の安定的な運営に努めてい

く必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 この事業そのものは、私は国がやってしかるべき事業だというふうに思っています。ですから、乳幼児医療費の助成もそうなんですけれども、国が責任を持って障がいを抱える方々の暮らしをしっかりと健康とともに守っていくという点では、国に強く県からも要求をする、求めていただくと同時に、やはり県としての助成拡大は必要だというふうに私は思っています。改めて御検討いただきたいと思いますし、知事としての御見解はいかがか、お伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業というのは、大変重要な事業と認識しております。しかしながら、県の財政負担が毎年数千万円から1億円の自然増でございまして、現在の厳しい財政状況を勘案すると、非常に厳しいかなと思っております。ちなみに、身体障害者手帳3級まで対象者を拡大した場合、約3億7,600万円の負担になります。外来を現物給付化した場合、約5,400万円の増ということで、合わせて約4億3,000万円ということになります。外来の現物給付化だけではどうにかならないのかということと相談したんですが、ここに国保連の手数料2,600万というのが入るんですね、5,400万の中の。この国保連の手数料がどうかならんのかということで、今検討をしているところであります。やるとは言っていないんですが、手数料等が何とかならないのかということと申し上げているところでございます。また、本当に財政的に厳しい状況を踏まえますと、議員御指摘のように、ヒブワクチン、妊婦健診、そして生活困窮者とか、そういったものをやると非常に財政負担が重たくなる。生活困窮者というのは、自治体自体が困窮者でござい

まして、非常に厳しい財政運営を強いられているので、本当にすべて対応させていただきたいんですけれども、非常に厳しい状況だということとを御理解いただければと思っております。

○前屋敷恵美議員 地方交付税の削減などで本当に自治体の財政が厳しいということは、私も十二分に理解をしているつもりです。しかし、やはり自治体の果たす役割というのをしっかりここで責任を持って果たしていかないと、そこに暮らす県民の暮らし、命と健康を守ることはできないというふうに思いますので、ぜひ知事も働かせていただきながら——財政捻出をするために私どもも努力をしたいと思っておりますけれども——前向きに進めていただくように、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

次に、県立病院の今後の運営についてお伺いをしたいと思います。

県立の3病院のそれぞれの実態に合った経営形態を探るとして県立病院経営検討委員会が設置され、これまで検討が重ねられてきました。そして、検討委員会は、延岡、宮崎、日南の3県立病院とも、現状の県営での継続を選択する最終確認がなされたというふうに伺っています。この結果をどのように評価し受けとめているのか、病院局長の見解を伺いたいと思っております。

○病院局長（甲斐景早文君） ただいまの議員御指摘のとおり、各県立病院ごとにそれぞれの状況を個別に検討するために設置いたしました分科会では、いずれの分科会も現行の地方公営企業法の全部適用という形態が望ましいという結論が出されまして、先日の経営形態検討委員会に報告されたところでございます。今後は検討委員会で、この報告について、本県医療の確保・向上という全県的な視点から総合的な検討

が行われ、年内にその結果を病院局に御報告いただくこととしております。病院局といたしましては、検討委員会からいただいた報告を踏まえて、病院局としての検討案を作成した上でパブリックコメント等を行い、平成22年3月までにふさわしい経営形態を選択してまいりたいと、このように考えております。

○前屋敷恵美議員 特に延岡病院などは、住民にとって頼るべき最後のとりでであり、救急医療や高度医療といった不採算部門の切り捨てにつながりかねない指定管理者や民営化は選択できないということで、公的医療機関の役割と必要性が語られております。各県立病院は、地域の医療や高度医療の中核を担う病院としてその果たす役割は大変大きく、地域になくってはならない医療機関として、県民の命と健康を支えているというふうに思います。県が責任を持って地域医療を担うことの重要性を改めて浮き彫りにしたものだというふうに私は思いますが、知事の受けとめ方と見解を伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 現在、県立病院経営形態検討委員会において検討が行われておりまして、この結果を踏まえて、病院局としての検討案が取りまとめられ、私に報告されることとなっておりますので、今後、病院開設者として、こうした経緯等も十分考慮しながら、判断をしてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この医療の問題は、今、医師の確保も含めて大変深刻な状況です。県内も、また全国的にも医師の問題、また看護師の問題は深刻な状況ですけれども、この問題も解消しつつ、やはり県民の命と健康を守るという立場から、県立病院としての役割を十分に発揮していただきたい。ぜひ私は、検討委員会のこの結果を県民の声として重く受けとめて、県立

病院での経営の維持が図られるように、強く要望したいというふうに思っております。

きょうの質問は、特に財政を伴う県民の福祉を中心に質問をしてみたいけれども、やはりこの厳しい経済情勢の中で、年末そして年始を迎えて、本当に県民のこうした苦難に心を寄せていくのが地方自治体本来の役割であるということを改めて認識もしていただいて、県民の立場に立った、心に寄り添った行政を全うしていただくように要望いたしまして、質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○萩原耕三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕 (拍手) 「国を有(たも)ち家を有つ者は、寡(すく)なきを患(うれ)えずして均(ひと)しからざるを患え、貧しきを患えずして安からざるを患う」、これは論語の一節でございます。私は20年間、政治信条としてまいりました。「収入が少ないことを心配するんじゃなくて、不平等があることを心配しなさい。そしてまた、貧しいことを心配するのではなくて、安心して暮らせないことを心配しなさい」という内容でございます。新しい連立政権には、このことをひとつ望みたいなという思いでございます。

私たち社民党県議団は、先月、11月19日と20日にかけて、椎葉村などの入郷地区の国保直診病院長さん、町村長さんに直接お会いし

て、過疎化、高齢化が進む中山間地域における医療の問題点や課題についてお聞きし、その医療にかける思いに、私は強い感銘を受けたのであります。「医療の存在が町や村の存続にとっていかに大事であるか」「救急患者は絶対断りません」との、患者や住民にとっては大変力強い決意をお聞きすることができました。椎葉村では定着医1名と自治医大卒県派遣医師2名の計3名、西郷村では定着医2名と自治医大卒県派遣医師2名の計4名、南郷診療所では派遣医師1名により1次医療をしっかりと守っておられました。各病院長は、「1次医療を守るためにも、県立延岡病院などの2次・3次医療体制を確立してほしい」、また、「宮崎大学寄附講座の設置や休職女医の現場復帰などを内容とする宮崎県地域医療再生計画に本当に期待しています」と話しておられました。もしかすると、都市部の住民よりももっと充実した医療が展開されているのではないだろうかと思いき、彼らのこれまでの努力と熱意に感動を覚えたのでございます。しかし一方、諸塚村ではことし3月に県派遣医師がストップし、村単独雇用による2名の医師により懸命の努力が続けられているなど、さまざまな実態もお聞きすることができました。

以下、一昨年からの県立延岡病院などの調査や、市町村長、各地区医師会との意見交換、県下各地域での医療シンポジウムなどを踏まえ、地域医療の再生について順次伺ってまいります。

第1に、日本の医療水準と現状認識についてでございます。先日、厚生労働省から、小児科、産婦人科を標榜する病院などが減少していることが発表されました。救急医療やコンビニ受診などによる過重労働のため、医師が病院か

ら消える立ち去り型サボタージュが社会的問題となる中で、平成16年からの新医師臨床研修制度の導入が引き金となり、とりわけ公立病院の医師不足が激しい勢いで表面化しています。日本の医師数は1,000人当たり2人、OECD30カ国中27位、国民医療費は33兆4,400億円、GDP比8.2%で21位となっています。特に国民医療費をG7諸国と比較しますと、日本はGDP比8.2%と最も低くなっています。国民皆保険制度により、3割の負担はあるものの、保険証1枚でどこでも受診できるこのシステムは、世界に誇れるものと言えます。公立病院や民間病院の経営を支えるのは診療報酬であります。診療報酬は、社会保険診療報酬支払基金から医療機関に払われる報酬でありまして、全国一律でございます。2002年度以降、計4回にわたって実質引き下げられてきました。特に、2006年度の改正で実質3.16%引き下げられたことが大きく、医療費に換算して年1兆円に相当すると言われ、病院財政を直撃しました。医師不足などの諸課題を解決するためには、国民医療費をOECD並みに総額を引き上げることが重要ではないかと思いますが、知事は日本の医療水準と医療システムをどのように評価しておられるのか、お尋ねをいたします。

以下は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

御質問にありましたように、我が国はOECD加盟国と比較して少ない医師数となっており、その中で質の高い医療が提供されてきたところではありますが、近年、高齢化の進展や医療技術の高度化等を背景として、医療需要の拡大に伴う医師不足が生じており、医療体制が危機

的な状況にあると認識しております。県としては、医療対策を重点施策に位置づけ、地域医療の確保に向けたさまざまな取り組みを実施しているところではありますが、現在の医師不足を解決するためには、医師総数の拡大に加え、地域的な医師の偏在の是正や診療科ごとの必要な医師の確保など、制度の抜本的な見直しが不可欠であり、国に対し強く要望しているところでもあります。現在、国におかれましては、新政権のマニフェストで、医師数を1.5倍にする、あるいは診療報酬や国庫補助制度の見直しの議論が進められておりますが、県といたしましては、こうした動きも注視しながら、引き続き、地域医療の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 これは民主党のマニフェストインデックスでございます。確かにそのように書いてございまして、今日の医師の立ち去り型といいますか医師不足、いろんな危機的な状況を招いたのは、世界的に見ましても診療報酬といいますか総医療費が低いからです。今33兆円ぐらいでしょうか、10兆円近くは低いのではないかと。やはりそこを改善していかないと問題の解決にならないということでございまして、県ではどうすることもできない面ではございますけれども、そういう努力を今後していかなければならないし、それをまたお願いしておきたいと思っております。

それともう一つつけ加えて申し上げておきたいことは――県立病院の経営検討委員会のことも出ましたので、もう申し上げませんが、看護師の賃金の官民格差の問題が、分科会でいろいろ出てまいります。総医療費、診療報酬をどう確保していくのかというところに問題のネックがあるのではないかとという意味で、底

上げを図っていくということがないと、数年後にまた同じような議論が起こるのではないかと、いうふうに思っております。そのことについては、先ほど前屋敷議員のほうで出ましたので行いませんけれども、そういうことを指摘しておきたいと思っております。

次に、県病院の医師不足の解消です。とりわけ日南病院の小児科医師確保の見直し、それから延岡病院の医師確保につきまして、現状について病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長(甲斐景早文君) ただいまの御指摘、それぞれの病院の医師確保の問題でございます。全体的なことを申し上げさせていただきたいと思うんですが、地域の中核病院というお話がございました。このように県立病院が高度で良質な医療を提供する上で、また経営健全化を着実に進めていく点からも、医師の確保というのは喫緊かつ最重要の課題であるというふうに認識をいたしております。病院局では今年度、部長級の「医監」を設置いたしまして、医師確保対策に係る体制の強化を図りますとともに、医師給与の大幅な引き上げや研究研修費の増額とか医療秘書の導入、あるいは宿日直応援医師の確保など、医師の待遇改善、負担軽減両面から、できる限りの対応を現在行っているところでございます。医師確保につきましては、抜本的な解決策がない中で大変厳しい状況でございますけれども、今後とも、このような勤務環境改善のための取り組みを積極的に実施しながら、地元市町村の皆様の初期救急医療体制の充実促進、あるいは宮崎大学を初め各大学に対する医師派遣の積極的な要請、さらには本県ゆかりの医師等への個別の働きかけなど、あらゆる角度から医師確保対策に全力で取り組んでいるところでございます。

こういう中で、御指摘のありました延岡病院、それから日南病院の件でございますけれども、御案内のとおり、大学医局自体に医師が減少しているということもございまして、現時点において確保のめどが立っていない状況にございます。こういう中で、引き続き、先ほど申し上げましたような形で全精力を傾けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鳥飼謙二議員 3病院の医師定数というのは193名だそうでございますけれども、現員が173名ということで、欠員が20名になっております。休診になっているところ、欠員になっているところは、延岡病院は神経内科2名、消化器内科2名、精神科1名、心療内科——これは精神科と一緒になんですけれども、兼務ですからおられたんですからゼロと計算します。眼科2名というところが休診になっております。それから日南病院、神経内科1名、皮膚科1名、精神科（心療内科）1名ということで、こういう欠員、休診の状況になっております。今、数字で申し上げたのは、休診前の医師の数ということなんです。こういう状況の中で、懸命に病院局は努力をしていただいておりますし、知事も努力をしていただいているというふうに思っておりますけれども、やはり大変な状況に置かれている。例えば延岡病院の脳外科のお医者さん、2名おられるそうですが、倒れるのではないかとというぐらい過労ぎみでずっと仕事をしておる。何とか住民の命をとということで、旗を守るといいますか、任務を頑張らせていただいております。本当に頭が下がる思いですので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

レジデント数でいきますと、宮崎病院には17名のレジデントがおられる。後期研修医を含めた研修医です。こういう人たちも医療に実際携

わっていただくわけです。ところが、延岡病院と日南病院はゼロということで、これも医師不足、それから医師の過労、そして医師の派遣をなかなか難しくしている背景ではないかというふうに思っております。なお一層の御尽力、御努力を、病院局にはお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、経営形態検討の現状認識につきまして、先ほど出ましたので割愛をさせていただきます。

それから、去年の6月議会でも質問をいたしました、救急医療とか高度医療などの政策医療はどうしても不採算にならざるを得ないということなんですけれども、今回、全国的に経営検討に至ってきたといえますか、公立病院ガイドラインが出されてきた背景というものはここにあるのではないかと。ですから赤字がふえる。ふえるから、どうか合理化しなさいとか統合しなさいというようなことが出されてきた背景があるのではないかと。このことについて県民にしっかり説明をしていくためには、不採算部門を県民に示していくことが大事ではないかと思っております。

去年6月に病院局長は、なかなかやれないという難しさの答弁をされておりますけれども、それは、システムといえますか基準をしっかりと病院局で決めて、そしてドクター、看護師さん、医療スタッフの協力というのがもちろんあります。協力してもらわなくちゃ大変なんですけれども、大変な作業であることはわかるんですが、それを踏み越えていかないとそれが出ない。これを出していけば、政策上に係る分については15億円ありますと、そういうことが示されれば県民も納得をする。公立病院だから甘えは許されないということを言いながらも、

そういう不採算部門にはこれだけ出しているんですけど、だから理解をしていただきたいということで進んでいくのではないかなと思っておるわけでございますけれども、そのことについて再度、病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 不採算医療といえますか、病院事業における不採算部門につきましては、一般的には、その医療の実施に要する経費のうちで、これに伴う収入をもって充てることができない部門を指すのではないかとこのように認識をいたします。けれども、近年の病院事業におきましては、例えば宮崎病院におけるがん治療センターなどのように、内科や外科、あるいは放射線科など各診療科が連携いたしまして検査や手術などの診療行為を行うケースもふえてきておまして、それぞれの部門にかかる費用を特定することが極めて困難でございます。御指摘のとおり、前回もそういう御質問をいただきましていろいろ研究はいたしておりますけれども、なかなか難しいような状況でございます。

ほかにも、例えば各病院20近くの診療科がございます。それに対して診療行為として見た場合に、投薬とか検査とか診察とか10数項目にわたる診療行為がございます。20年度の患者さんの数で言いますと、入院、外来延べ80万人を超えるわけですから、このデータ全部を処理しますと1,000万件近くになるわけです。これを全部解析いたしまして、どれが不採算だ、これが政策医療だとかやっても、必ずしも実態が即反映されるものかどうか分からない、非常に厳しい状況でございます。それぞれ錯綜している、こういうこともございまして、研究は続けておりますけれども、なかなか実現できないというのが現実でございます。このようなことから、県

立病院のように民間で対応できない高度な医療を提供する病院にありましては、病院事業全体を不採算医療ととらえまして、病院事業全体で経営努力をすることによって、不採算といえますか、言いかえれば病院事業全体の赤字を減らす努力を重ねていくことが最も重要ではないかというような認識をいたしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 なかなか困難であるということは、私も重々承知をしておりますし、3病院全体でということではなくて、例えば1病院でとか、いろんなやり方はあるのではないかと。最高経営会議なりいろんなところで、実務に携わる先生方も含めて協議を進めていっていただきたい。こういうことをクリアしていかないと、同じ議論が今後出てくるのではないかとこのことを懸念いたしますので、そこをお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、病院事業管理者のあり方についてお尋ねをいたします。各3県病院は院長が医師でありますけれども、「病院事業者自体を医師にすべきではないか」という意見も数多くこの間聞いてきたところでございます。病院局長はどのように考えておられるのか、全国の状況とあわせてお尋ねをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 事業管理者の関係でございますが、地方公営企業法の全適をしているところにありましては、当然、事業管理者を設置しているわけでございます。これが全国で28の都道府県になっております。この28都道府県のうちで、10月1日現在で御紹介いたしますと、このほぼ半数に当たります13の団体が行政職でございます。15の団体が医師というふうになっております。これらにつきましては、それぞれメリットあるいはデメリットがあ

るのではないかと存じますけれども、本県の場合は複数の大学から医師の派遣を受けておりますことから、特定の大学医局出身者ではないということによるメリットも大きいのではないかとこのように考えております。

また、県立病院の運営に関しましては、今年度から部長級の「医監」を設置いたしまして、医師の立場から必要な助言等を得るとともに、計画や方針等につきましては、病院局長と各病院長で組織します最高経営会議で決定するなど、専門職である医師の意見が病院運営に十分反映される体制になっているというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 なかなかお答えしにくいところだったと思いますけれども、問題提起として受けとめていただければというふうに思っております。医局制度というのが今日機能しているのかどうかというのもございますし、半分程度機能しているのか、将来どうなんだというようなこともございます。将来を見通して、いろいろな面から検討していただければというふうに思っております。

次に、僻地医療についてお尋ねをいたします。冒頭申し上げたように、入郷の医療調査で、「昔は医師探しが町村長の最重要課題だったんですよ」という時代から、行政による地域に医師が定着する医療環境の整備と住民の理解と応援——これは日南病院での小児科医に対する運動から見ればわかるんですけれども、そういうふうな住民の理解と応援、そして医師の僻地療養にかける熱意というのが、今日の美郷町や椎葉村の医療をつくり上げてきたということを実感いたしました。ある病院長は、「県のさまざまな努力には本当に感謝しています。しかし、最大の課題は医師確保です。そして道路の

整備です」というようなことを言っておられました。福祉保健部長は中山間地の医療の現状をどのように認識しておられるのか、お尋ねをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 医療に恵まれない山間僻地の医療を確保することは、大変重要な課題であると認識しております。このような中、僻地においては、民間による医療提供が困難なことから、主に公立病院等で医療の提供がなされておりますが、恒常的に医師が不足しており、厳しい状況が続いているものと考えております。

○鳥飼謙二議員 もちろん、定着医だけでは地域医療、僻地医療は守れませんので、派遣医師のローテーションというのは極めて重要でございます。自治医科大学卒業生などの派遣の現状、今後の見込みについてお尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 僻地医療においては、医師の確保が一番大きな課題となっております。このため県におきましては、自治医科大学卒業医師や医師派遣システムで確保した医師を公立病院等へ派遣してございまして、平成21年度は、美郷町、椎葉村など5市町村の6つの病院・診療所へ9名の医師派遣を行っております。また、市町村と一体となった医師確保の取り組みにより、常勤、非常勤を合わせ2名の医師を新たに確保し、現在、僻地公立病院に勤務いただいております。今後も、市町村と連携しながら、僻地における医師確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひよろしくお願いを申し上げます。

それから、道路の問題でございます。事業仕分けでもいろいろと議論がございましたけれども、非常に道路が狭隘なために車の離合が困難

だ、救急車がバックをするというような、搬送に極めて時間を要するようなことが、医療では大変大きな問題になっておるわけです。そこで、南郷地区から西郷地区に抜ける国道388号水清谷峠のトンネル整備の状況についてお尋ねいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 美郷町西郷区から南郷区を連絡します国道388号のトンネルの整備計画につきましては、市町村合併を支援し、消防・救急医療を支えるために大変必要なものであるというふうに認識をいたしております。このため昨年度から、事業化に向けましてルート検討や地質調査を行っているところでございます。事業の着手につきましては、トンネルを含む事業費が相当規模となると想定されますので、今後の予算の動向を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

○鳥飼謙二議員 事業仕分けで道路の問題は極めて厳しい状況に置かれているということで、中山間地域の人たちの医療を守る、そういう観点からも——日本というのは都市だけではないんです。都市と地方がともに生きていける、そうであって日本が存在しているというふうに思っておりますので、今後の状況には厳しいものがあるかと思いますが、そういうことも十分勘案していただいて、努力をお願い申し上げますというふうに思います。

それから、宮崎県地域医療再生計画についてでございます。宮崎大学の地域医療学講座の設置とか救急部門の強化、延岡市夜間急病センターの整備、医師確保、都城市郡医師会の救急医療センターの整備などが盛り込まれておりますこの医療再生計画、11月中旬に厚生労働省は内容を審査し、11月の下旬に交付額の内示をするということになっておったようですが、実現の

見通し、状況についてお尋ねを申し上げます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域医療再生計画については、医師会や市町村、宮崎大学など県内の関係機関から幅広く御意見をいただきながら、2圏域の計画を取りまとめ、10月16日に厚生労働省に提出したところであります。現在、厚生労働省において計画内容に対する審査が行われており、12月中旬には有識者による協議会で最終的に審議され、交付額が内示される予定と聞いております。採択の見通しについては何とも申し上げられませんが、本県の地域医療が抱える課題の解決を図るためのさまざまな事業を盛り込んでおり、申請している50億円全額が交付されるよう期待しているところであります。

○鳥飼謙二議員 私もこの基金に大いに期待をしております。宮崎県の医療の底上げを図るということで、ぜひ何とか実現をしたいものだというふうに思っております。

医療関係、最後の質問なんですが、医師不足が加速をしております小林市立病院の現状と対策についてでございます。去年の9月に新装オープンをして、そのときに内科の医師が1名、そしてまた来年の1月末に2名の内科医師が退職予定と聞いておまして、本当に非常事態を迎えつつあるなというふうに思っているんですが、小林市立病院の現状、西諸2次医療圏における位置づけ、今後の支援についてお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 小林市立病院は、2次救急医療施設や災害拠点病院に位置づけられるなど、西諸医療圏における中核的な病院として重要な役割を担っていただいております。このような中で、1名の内科医が9月末で大学に引き揚げられ、また、来年1月末でさら

に2名の内科医引き揚げが予定されるなど、医師不足が深刻化しており、本医療圏全体の医療提供体制の確保という観点からも厳しい状況にあると認識しております。地域の中核病院における医師確保は喫緊の課題でありますので、県といたしましては、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度等により医師確保に取り組むとともに、市町村との連携をさらに強化し、宮崎県医師確保対策推進協議会による医師の誘致活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 非常に厳しい状況です。私も私もなりに、私も私もサイドで医師確保に向けた努力をしてみたいと思いますから、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

次に、発達障がい児支援についてお尋ねをいたします。

不登校や高校中退、ひきこもり、ニートなど社会的な問題の中に、児童生徒のADHD、アスペルガー症候群などの発達障がい者が社会にいかに対応するのかという課題が横たわっているように私は感じます。発達障害者支援法が平成16年に施行され、県や教育委員会、市町村などの関係機関により、早期発見、早期療育などのさまざまな支援体制が構築されつつあります。しかし、障がい児を持つ保護者からすると、その具体的な取り組みはなかなか進まず、とりわけ学校現場では保護者との摩擦が生じているというのが実態のようでございます。そこで、本県における現状と課題について知事はどうのように認識をしておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 発達障がいにつきましては、発達障害者支援法において、障がいを早期に発見し、適切な時期に療育支援を行うこ

とが国及び地方公共団体の責務とされており、その生活全般にわたる支援体制の充実が重要な課題となっておりますことは認識しております。このため県といたしましては、発達障害者支援センターにおきまして、発達障がいの理解促進を図るとともに、保護者等から相談を受け、学校や福祉施設等の関係機関と連携しながら、個人々の状況に応じた支援も行っておるところであります。また、ことし3月には、関係機関の役割と支援のあり方に係る「宮崎県発達障がい者支援体制整備計画」を策定したところであります。この計画に基づきまして、支援ネットワークのより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 そこで、具体的にライフステージというものを考えますと、保育所や幼稚園における早期発見の取り組み、未就学児への支援というものが出来ているわけでございますけれども、この点についてお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 発達障がい児の支援については、早期発見が何よりも大切であります。このため発達障害者支援センターでは、幼稚園や保育所等が実施する研修会に、年間約100回、職員を講師として派遣しているほか、3歳児健診等を担う市町村の保健師、幼稚園教諭や保育士向けのセミナーを開催するなど、発達障がいに関する知識と正しい理解を図る取り組みを行っているところであります。

○鳥飼謙二議員 ぜひ、対象児童数の把握とかそういう面についても取り組んでいただくように、お願いを申し上げたいと思います。

次に、保育所・幼稚園を卒業しますと、小学校、中学校に行くわけでございますけれども、対象児童への支援の現状、処遇についてお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、平成19年に学校教育法が改正されたことに伴い、すべての公立の小中学校におきまして、特別支援教育の中核となるコーディネーターの指名、それから校内委員会の設置を行い、校内支援体制の構築を行ったところであります。さらに、発達障がいのある子供の支援につきましては、専門的知識を有する特別支援学校のコーディネーターが各小中学校に対して巡回相談等を実施し、平成20年度は発達障がいに関する3,409件の相談に対応したところであります。特に解決が困難な事例に対しましては、平成20年度から県内各地域の特別支援学校6校に各1名を配置しております特別支援教育チーフコーディネーターが、医療や福祉の専門家とチームを組んで相談に当たるなど支援に努めているところであります。このほかにも、多くの市町村におきましては、小中学校に在籍します発達障がい等のある子供の学校生活を支援する特別支援教育支援員を配置するなどの取り組みが行われているところであります。

○鳥飼謙二議員 校内委員会とかコーディネーターの配置ということで、それなりに努力をいただいているわけでございます。しかし、残念ながらうまく機能していない部分があるんです。法が成立をして取り組んできたという面がありまして、なかなかそれに、教育環境といいますか、教師の研修が追いついていかないというところもあるんだろうと思うんですけども、そこをどうするのかということが大きな課題ではないかなと思っております。

発達障がいについては、御承知のように、他人と交わらない、プライドが高いということもあったり、しかし知的には高い、そういうものもございまして、特定の教科ができないという

LDの問題等もございまして、個別具体的なものが必要ではないかなというふうに思うわけでございます。実際なかなかそこがなされていないから摩擦があつて——具体的には担当の方とお話し合いをさせていただきましたけれども、研修が少ないんじゃないかなと思っております。今は3年に1回でございまして、そこをもうちょっと密にやっていく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、研修のありよう、資質の向上についてお尋ねを申し上げます。

○教育長（渡辺義人君） 発達障がいは、障がいの程度が比較的軽度の場合、小学校に入学して学年が進行するにつれて、学習やコミュニケーションにおけるつまづきなどで発達障がいの特性が顕著になることにより、教師が気づくことが多いというふうに聞いております。いたしまして、発達障がいに対する早期からの支援のために、障がいの特性等の正しい理解や専門的な知識の習得を目的とする教員研修を行っているところであります。まず、小中学校のすべての管理職と教員を対象に、発達障がいの特性や特別支援教育の理念等の基礎的な理解・啓発を目的として、平成19年度から3カ年間にわたりまして特別支援教育理解啓発研修を実施してまいりましたところであります。また、特別支援学校のすべての教員と、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校の希望者を対象に、教育相談の技法や実態把握の方法等の専門的な知識・技能の習得を目的として、特別支援教育専門性向上研修を実施しているところであります。これに加えまして、小中学校、高等学校等の特別支援教育コーディネーターの資質の向上を目的にいたしました、特別支援教育コーディネーターステップアップ研修を実施しているところであり

まして、今後とも、これらの研修の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 研修の充実は非常に大事だというふうに思っております。こういう事例がございました。ある小学校ですけれども、ことしの5月に家庭教育学級で——保護者の理解というものは大変重要ですから、子供の障がいを認めたくない、そういう保護者の方もおられるし、一般の方もおられるわけでした——研修会を計画いたしました。5月ですから教頭も入って計画をしたんですけれども、11月の末と来年の1月にこの研修を予定しておったんです。ところが、PTAのブロック別研修というのが10月の末ごろに入ってきた。それも1カ月ぐらい前にです。それでいろんなやりとりの中で、結局これは中止になったという事例がございました。今言われましたけれども、発達障がいの置かれている現状というのを学校現場が十分理解をしていないところに原因があるのかなというふうに思っているんです。今、教育長は3年に一遍ということで行われているということでしたけれども、これを2年に一遍なり1年に一遍なり、もう少し発達障がいに対する理解の度を深めるような施策をとっていただきたいというふうに思っております。お答えができればお答えをお願いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 私が今申し上げましたのは、理解啓発研修につきましては、19年度から3カ年間にわたって連続して行ってきたということでありまして、3年に一回やっているということではございません。ただ、今、議員からいろいろと御指摘がありましたように、発達障がいは、近年明らかになってきた障がいの特性でありまして、学校現場における実態あるいは接し方、そういう面では、なかなか障がい

の特性理解というのがぴんとこないという先生方も、中にはいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。そのあたりも十分踏まえながら、今後とも研修の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

○鳥飼謙二議員 少人数クラスでとか、個別の処遇の場合、通級をするとか、いろんな工夫があるだろうというふうに思います。始まったばかりですから困難もあるかと思えますけれども、ぜひ、こういう子供たちが学校の中で自分の存在感を発揮できるような形で教育を受けられるようにということで、特段の御配慮をお願い申し上げたいと思います。

それから、ライフステージのことですけれども、幼稚園・保育所、そして小学校、中学校、高校というふう子供たちは大きくなっていくわけです。学校間の連携が、非常に対象児童にとっては重要だと思っておりますが、連携をどのように図られているのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、発達障がいを初め、障がいのある幼児、児童生徒が入学や進学をする際には、学校間の密接な連携のもと、スムーズな引き継ぎにより適切な支援が行われるよう、日ごろから市町村教育委員会や学校をお願いしているところであります。また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の新しい学習指導要領等には、障がいのある幼児、児童生徒に対する指導内容や指導方法の工夫の例示として、保護者や学校、医療、福祉等の関係機関が連携した支援のための計画を個別に作成することが盛り込まれたところであります。このため現在、小林市をモデル地域といたしまして、障がいのある幼児、児童生徒の保護者と教育、医療、福祉等の関係者

間で一貫した情報を共有するための「相談支援ファイル」の作成とその活用に取り組んでいるところであり、今後は、このファイルを活用し、支援内容を引き継いでいく取り組みを広げながら、関係者間の連携を一層深めてまいりたい、このように考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひライフステージを充実したものにしていけるように、御尽力をいただきたいと思っております。

次に、発達障害者支援センターについてお尋ねいたします。せんだって私もちょっと行ってまいりましたが、かなりハードな相談とか指導をこなしておられました。その割には補助金といますか委託料が少ないのかなというふうに思ったんですが——これはきょうお聞きすることではございませんけれども。発達支援センターの相談、支援の現状についてお尋ねをしたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 発達障害者支援センターは、発達障害者支援法に基づく発達障がいに係る相談、助言や支援のための関係機関との調整を行う機関として、年間3,000件を超える相談を受けております。このセンターにつきましては、平成15年度に清武町の福祉ゾーンに設置いたしました。支援ニーズの高まりを踏まえ、19年度に延岡市と都城市に増設し、本年度はさらに日南・串間地区と西都・児湯地区に出張相談所を設けたところであります。今後とも、センターを核とした発達障がい者支援の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 ここが相談の窓口になるということですが、なかなか件数多くて、それにこたえ切れないという面もありますので、その充実を図っていただきますようお願い

いたします。

ことしの新規事業で、発達障害児社会適応訓練事業、発達障がい者就労支援モデル事業というのがありますけれども、現在どのように進められておられるのかお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) まず、発達障害児社会適応訓練事業についてでございますけれども、障がい児を対象としているため、学習機会の確保や学校生活の改善など、学校側の協力が得られることを前提にしております。このため、相談窓口の発達障害者支援センターが、学校及び市町村教育委員会と、児童の支援策等について協議を行っているところでございます。こうしたことが、今年度からスタートいたしました発達障害児社会適応訓練事業が課題として抱えている問題であります。現状としては順調に推移しているところでございます。

次に、発達障がい者就労支援モデル事業についてでございます。発達障がい者の就労につきましては、障がい者や企業の総合的な相談窓口である障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関が緊密に連携しながら、よりきめ細やかな支援を行っているところであります。また、本年度から、障がい者一人一人のニーズに応じた支援計画を作成し、就労移行支援事業所における実際の訓練を通じて求職活動へとつなげる、発達障がい者就労支援モデル事業に取り組んでいるところであります。今後、この事業によって得られた成果をもとに、発達障がい者に対する就労支援方法の確立を図っていくこととしております。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 発達障害児社会適応訓練事業、今御説明がございまして、定員2名でスタートしたようでございますが、現在、県西地区

の中学1年生が入所していると聞いております。この子たちの教育が保障されていないというふうに思いますので、ここは要望にしておきますけれども、ぜひ福祉保健部と協議をしていただいて、この子供たちに対する教育権をどう保障していくのかということで真剣な議論を進めていって、教育の保障をお願いしたいということをお願いしておきたいと思っております。

続けて伺います。予算編成についてお尋ねをいたします。

新政権で事業仕分けが国民に公開をされまして、その手法も含めて多くの議論を呼んでいます。自民政権のもとでは公開ということでは行われなかったもので、予算のあり方について国民が関心を持ったのは大変よかったと思う反面、短時間で余りにも乱暴な議論の進め方ではなかったのかなというような感じも受けております。これは一昨年、19年の本県の場合も同じでございますし、財務省の陰がちらちらするというのは、本県で言えば財政課の陰がちらちらするというようなことで、1時間というのも同じで、これは余り乱暴じゃないか、同じようなことがやられたのかなと思っております。ただしかし、過程を公開していくというのは、知事も言われたように、大変評価をすべきではないかなというふうに思っております。

そういう流れの中に、昨年も質問をいたしましたけれども、予算編成過程を公開していくということが、どうしても今から必要になってくるのではないかと。私どもは総務政策常任委員会でも昨年、そして行財政改革特別委員会でことし、鳥取県の現状について調査をしてまいりまして、極めて先進的な取り組みをしているなどというふうに感じまして、昨年はそういう質問をいたしました。ことしは、トータルコスト予算

といたしますか——いろいろなイベントをやりません。事業をやりません。その事業に500万円ついてるとしますと、事業を実施する場合に、県庁の職員がそこに10人ぐらい行って作業をするわけですね。そうすると、ちゃんと払っているだろうと思ってるんですけども、県庁職員の時間外はどうなのか。人件費が出てきます。それを参考にプラスして、この事業については直営のほうがいいのか、委託をしたほうがいいのかということも含めて検討するというのが内容のようでした。トータルコストについては、きょうはお聞きをいたしません。予算編成過程の公開がどうしても今からは大事になってくるのではないかと。今、そういう状況の変化もございましたので、知事にお尋ねしたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 県では、御案内のように従前から、当初予算編成方針を初めとしまして、当初予算案や補正予算案の概要、また財政運営の状況とか行財政改革への取り組みの状況については、県のホームページ等で公表してまいりましたが、平成21年度当初予算から編成過程につきましても、予算要求及び予算計上額について部局別あるいは性質別、款別の状況等々を、個別の事業についても重点施策、重点推進事業等の査定状況を公表しているところであります。予算編成過程の公表につきましては、県民目線に立った県政推進とか透明性の向上の観点から大変重要であると思っておりますので、初めて公表に踏み切ったところであります。今後、他県の事例等も参考にしながら、よりわかりやすい公表のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 財政課長要求と財政課長査定

結果、総務部長査定結果、知事査定結果、そして最終予算ということで、各段階で公開をされているということでございますので、初めてですから困難はあるだろうと思えますけれども、ぜひこれは取り組みをお願いしたいと思えます。その際、県民の要望とか、県議会からの要望なり意見、こういうものがどのように反映をされているのかということについて、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） そのようなことも含めまして、予算編成過程のさらなる透明化につきましましては、ただいま知事も申し上げましたように、他県の先進的な事例等も調査しながら、よりわかりやすい公表のあり方について検討しているところでございますけれども、予算編成に係る作業システムあるいは電子化の状況など、各県それぞれやり方がございますので、職員の事務負担あるいは作業の効率化等も考慮しながら、引き続き、本県としてどのような充実の方策があるのか、検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 なかなか困難はあるだろうと思えますが、ぜひ踏み込んでいていただきたいと思えます。

実は都道府県議会全国議員研修会というのがこの前ございまして、大森彌先生が、600人ぐらいの県会議員に――主に自民党の方が多かったと思えますけれども――厳しい辛口の意見を言っておられました。その中で私が感じましたのは、県議会の中にも非常に大きな幅があると思いますか、物すごく進んでいる部分と、物すごくおこなっていると言うと語弊がありますが、そういうところがございまして、ですから、もっともっと我々は技術を高めていかなくちやならないなとい

うふうに思った次第でございます。

そこで、知事の政治姿勢についてに移りますが、陳情のあり方とか行政刷新会議の事業仕分けとか、次期知事選挙の対応とか、これらについてはもう出ましたので省略いたしまして、一般的なことでお聞きをいたしたいと思っております。

これは2007年2月の県議会の議事録でございます。この間も言いましたけれども、永友一美議員が代表質問をされまして、知事は、「ただいまの永友一美議員の、「イチミ」というだけあって非常にスパイスのきいた御質問ですね」というふうなこともおっしゃられているようですけれども、「覚えていらっしゃるでしょうか、1問目」というのがございました。そこで、私はここでやっておるんですけれども、これは知事の提起を受けて、県議会が議会も改革をしていこうという意思のあらわれでございまして、こういう一問一答もやっております。この中に、議会と執行部が対等な立場を維持しつつも、非常に闊達で生き生きとしたフレキシブルな議論をとというようなことが書いてございますけれども、現状をどのように受けとめておられますか。

○知事（東国原英夫君） 確かにその発言はさせていただきますました。私は、就任する前から県議会あるいは市議会といった議会を傍聴させていただいておって、素直に思っていたことが、総括質疑というのは非常に見ていてわかりづらいということでありまして、闊達でフレキシブルな質疑、議論、それも大事なんです、傍聴席にいらっしゃる方たち、あるいはネット配信されていると思えますけれども、テレビ等々で視聴されている方にわかりやすく議論するというのが肝要かなと思ったものですから、そうい

う視点でその提案をさせていただいたところ
です。そういった意味では非常に、一問一答
方式、こういう議論の仕方というのは、わか
りやすく県民の皆さんに伝わっているの
ではないかと考えております。

○鳥飼謙二議員 私が質問者席でやるのは、
これは議会改革のシンボルだというふう
に思っておりますからでありまして、き
ょうは全員、西村議員から含めてこの
場でやっておりますが、そのことが非
常に大事ではないかなと思っております。
宮崎県議会には予算常任委員会という
のはございません。自治法が改正にな
りましたし、予算委員会に2つ入って
もいいわけですから、もっともっと
県議会が執行部の皆さん方とちょう
ちょうはっしの議論ができるように、
予算常任委員会も設置をするなり、
そういう努力をしていかななくては
ならないなというふうに思っている
ところでございます。

以上で一般質問を終わります。ありが
とうございました。(拍手)

○萩原耕三副議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 民主
党の田口雄二です。私にとりまして
忘れることのできない歴史的な転換
期となる年の最後の締めくくりに
議会で質問できますことを、大変う
れしく思っております。知事を初め
関係部長の答弁をよろしくお願
い申し上げます。

先日、厚生労働省より、我が国で初
めて相対的貧困率が公表されました。
貧困率は、国民生活基礎調査をも
とに、世帯ごとの年間所得から、
税金や社会保険料を差し引いた1人
当たりの可処分所得の中間に当たる
人の所得、中央値228万円の半分
に満たない人の割合です。15.7%
、データだけ見ると、先進国の中
ではアメリカの次に貧困層が多く、
ワースト2位という愕

然とするような数値が示されました。
1位のスウェーデンが5.3%で、
我が国の3分の1です。この15.7%
を日本人の人口に当てはめると約
2,000万人、ひとり親世帯に限ると
半数以上が貧困状態にあるという
驚くべき数字であります。GNPが
世界第2位の国で所得格差の拡大は
目を覆うばかりで、一体だれがこ
んな国にしたんだという腹立たしい
思いがいたします。政府は、なぜ
このような事態に陥ったのか、貧
困の実態を詳細に調査研究し、ど
うすればこの事態から脱却できる
のか、格差是正的的確な対策を打
ち出していかなければなりません。
そして、私たち議員も社会的弱者
への配慮を忘れることなく、まじ
めに働き、納税などの義務をしか
り果たす人々が報われるような公
正な社会づくりに邁進しなければ
なりません。そして、県内のさま
ざまな格差の是正に目を光らせな
ければならないと思っております。
そのことを基本に、それでは質問
に移らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお
伺いします。

9月16日に鳩山新政権が誕生して、
既に2カ月半が経過いたしました。
政権交代で新しい時代、新しい政
治がスタートいたしました。しか
し、860兆円を超える借金を引き
継ぎ、経済状況が極めて悪く、
税収が大きく落ち込みそうなき
に、9月に新政権がスタートする
には、来年度の予算編成等々、余
りに時期的に一番大変なときに
走り出したと思います。しかし、
この国のかじ取りを国民に託さ
れたわけですので、安心して安
定した、国民から信頼される国
づくりを進めてまいらなければ
なりません。政権交代とは、政
策の優先順位をこれまでとは変
えること、つまり税金の使い方
を変えることです。税

金の無駄遣いを徹底的になくし、国民の生活の立て直しに使っていかねばいけません。そこで、知事は2カ月半のこの鳩山政権をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

2つ目は、事業仕分けの評価についてお伺いします。来年度の概算要求の無駄を洗い出す行政刷新会議の事業仕分けは、9日間にわたって行われ、先週末に終了いたしました。経費節減のため、東京の市ヶ谷の国立印刷局の職員体育館で、すべてオープンのもと、行われました。連日マスコミ等で放映された上に、インターネットでも見ることができ、賛否も含めて国民の大きな関心を呼びました。税金の使い方をめぐって、このように衆人環視のもとで議論されたのは初めてで、谷川秀善自民党参議院幹事長は、「自民党は何でこれをやらなかったんだろう」と、絶賛していました。今回は447事業の中から、廃止や予算の削減と、公益法人と独立行政法人の基金や特別会計の返納と合わせて、目標の3兆円には届きませんでした。1兆6,000億円ほどの仕分け効果が出ました。結果は、鳩山首相に報告された後、一部の修正は当然あると思いますが、この方針をもとに予算編成が進められることとなります。知事も本県において事業仕分けを実施いたしました。今回の仕分けを知事はどのように評価しているのか、お伺いいたします。

3つ目の質問は、一括交付金についてお伺いいたします。新政権は、今回の総選挙のマニフェストで訴えた、地方から強い要望がありました地域主権を推進してまいります。明治維新以来続いた中央集権体制を基本的に改め、地域主権国家へと転換してまいります。国と地方の協議の場を設置し、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、地方が地方の判断で自由に使え

る一括交付金として交付していく方針です。いきなりすべてがそうなるわけではありませんが、知事が県民のために実施したいと思う政策の実現に、少しでも近づいているのではないかと思います。このひもつき補助金から脱却し、地方が自由に使える一括交付金への移行に、知事はどのような期待をしているのか、お伺いいたします。

4つ目の質問は、陳情受け付けについてお伺いいたします。これまでの陳情は、各自治体や団体が大人数で、財政状況が厳しいにもかかわらず、高い航空運賃やホテル代を払って上京してまいりました。各省庁の大臣や関係官僚に列をなして要望書を持って、全国の自治体と競争のように回っていました。私も何度か要望活動に同行しました。何かそのたびにむなしくなったことが思い出されます。総選挙後、各自治体にごあいさつに伺った折に、「これまでのような陳情・要望活動はやめてほしい。どこか一つの窓口で対応するようにしてくれると助かる」という町長さんもいました。今回から民主党では、各県連や国会議員が陳情を受け、それを党本部幹事長に上げて対応することといたしました。先日は、来年度予算に対応できるよう早々に、2日間にわたり、各自治体や団体の皆様の陳情の受け入れをさせていただき、知事からの要望も受けさせていただきました。各自治体の要望は県民の要望でもあり、しっかりと党本部につなぎ、本県発展のため、地域活性化のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。まだスタートしたばかりで試行期間とも言えますが、知事はこの新たな陳情受け入れ体制についてどうお考えか、所見をお伺いいたします。

次に、来年度予算についてお伺いします。来

年度予算は、知事にとりまして特別の意味のある予算であります。知事任期の最後の締めくくり予算で、マニフェストの総仕上げの予算でもあります。知事御自身としての思い、どのような点に重点を置いて予算編成を行うのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。残りの質問は質問者席でとり行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

鳩山新政権についてであります。大変厳しい雇用・経済情勢のもと、また、新年度の予算編成を目前にした時期の政権交代にもかかわらず、新政権におかれましては、さまざまな改革や政策に意欲的に取り組んでおられまして、今後の成果に大いに期待しているところであります。本県を含め、地方は大変厳しい状況であります。鳩山新政権には、地域の実情、地方の声に十分配慮をいただきながら、景気・雇用対策はもちろんのこと、地域主権の実現、医療・福祉の充実、道路等社会基盤の整備など、各種の政策にスピード感を持って取り組んでいただきたいと考えております。

次に、事業仕分けについてであります。事業仕分けにつきましては、私も就任後すぐに実施したところでありまして、これまでの税金の使われ方、事業のあり方について、オープンな議論、検証を行い、方向性を定めていくその姿勢は、非常に意味のある、有意義なことだと考えております。したがって、今回の行政刷新会議における事業仕分けにつきましても、高く評価をさせていただいているところでありますが、問題は幾つかございまして、対象事業の選定基準の明確化とか、十分な議論ができる時間

の確保とか、仕分け前の前提となる国・地方、あるいは民間の役割分担や、国家戦略との整合性といった部分には課題を残したかなと考えております。

なお、今回の仕分け作業では、農道整備事業の廃止や、かんがい排水事業、港湾整備事業の削減、まちづくり交付金事業や農業集落排水事業、下水道事業の地方移管などの判定がなされておりますが、今後の政府としての方針決定においては、疲弊が著しい地方の現状にしっかりと目を向けた判断をいただき、地方に移管するとされたものについては、財源も確実に地方に移していただき、事業実施に支障が生じないようにする必要があると考えております。

また、つけ加えますと、事業仕分けは、今後どう来年度予算編成にこれを盛り込んでいくかということが重要かと考えておりますので、親会議と言われる行政刷新会議あるいは閣僚復活折衝等々も、できればオープンな形で国民の衆人環視のもとでやっていただくことを望むものであります。

次に、一括交付金についてであります。一括交付金につきましては、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、地方が自由に使える自主財源にするとされておりますので、その実現に大いに期待をいたしているところであります。御案内のとおり、全国知事会では、地方としての提案を行うために、私もメンバーであります一括交付金プロジェクトチームにおいて検討を開始しております。私といたしましては、地方が実施する事業に支障が生じないように、必要な交付金総額を将来にわたって確保することや、地域によって異なる財政力や社会資本の整備状況等を考慮した、適切な交付金配分の仕組みをつくっていくことが必要であり、最終的には、安

定した財源保障機能と財源調整機能を持った「第二交付税」的なものにすることも検討していく必要があるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、現時点では、対象となる補助金の範囲や配分方法等の具体的な考え方、制度設計が示されておりませんので、まずは、政府としてできるだけ早期に制度設計に着手し、地方とも十分な協議を行われることが必要だと考えております。

次に、陳情についてであります。私は、かねてから、地方から大挙して上京し、要望書を抱えて霞が関を回ることに、大いに疑問を持っておりました。このため、明確なルールに基づいて、効率的に要望を集約するという民主党の新たなシステムを評価しております。その成果に期待をしているところであります。御案内のとおり、今回県では、平成22年度の政府予算に対しまして、重点事項23項目を要望しておりますが、いずれも本県の活性化や県民生活の安定・向上に必要な事項でありますので、本県の提案・要望の内容を十分検討いただき、公正公平な判断のもとで実現いただくことを願っております。また、要望に対する判断結果と判断基準をオープンにさせていただくことも、あわせてお願いしたいと考えております。私は、政府が目指す地域主権や国民目線の政策を実現するためには、地方の実情や課題等について、国と地方が率直な話し合いを行う機会を数多く確保することが必要だと考えておまして、今回の新たな陳情方法を初め、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場の法制化などのさまざまなシステムが十分機能していくことが大切だと考えております。

続きまして、平成22年度の当初予算編成についてであります。少子高齢化や過疎化の進行、

世界的な経済危機の影響に加え、依然として厳しい財政状況など、本県を取り巻く情勢は極めて厳しい状況が続いているところであります。こうした状況を踏まえ、まずは、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを、引き続き着実に実行していく必要があると考えております。

その一方で、経済や雇用の回復など緊急的な課題に対応するとともに、私のマニフェストを反映させた新みやざき創造戦略に基づく新しい宮崎づくりや、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中での、産業や人づくり、環境といった将来的な課題解決や礎づくりのための重要施策を、積極的に展開していく必要があると考えております。したがって、私の任期の最終年に当たる平成22年度の当初予算につきましては、徹底した財政改革により収支不足の圧縮等を図るとともに、選択と集中の理念のもと、県が抱える諸課題に的確に対応した優先度の高い施策や事業に積極的に取り組み、私のマニフェストの総仕上げを目指してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。今聞きました一連のことで2～3お聞きさせていただきます。

きょうの知事は、議場ということもありまして、政権交代による一連の質問には非常に淡々と答えられておりますが、議場以外では、新政権をかなり辛らつに批判されているという話も聞いたりしております。しかし、一步下がってみますと、今回の政権交代は、2年10カ月前に東国原知事が誕生したときの県と非常に似ているのではないかと考えております。知事の就任時には、改革に対しまして、知事本人に対し

てもですが、非常に大きな抵抗がございました。宮崎県誕生以来、官僚出身の知事しか知らない議会や県職員、そこへまるで異質のタレント出身の知事が誕生し、まさに黒船参上というような状況で、県民の絶大なる支援をバックに、今までとは違う手法で改革を実行してまいりました。実質60数年続いた自民党政権からかわった今の政権交代の状況と、非常に似ていると思います。改革には、当然のことですが、痛みも伴いますし、大きな抵抗もあります。知事就任当時のことを思いながら、自民党から総選挙に出馬しようとしたこともありましたが、もう少し新政権に理解を深め、県民のためにも友好的な関係をつくっていかうとは思いませんか。知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、いつでも特定政党とは距離を持っていまして、不偏不党ということでございます。いわば県民党でございます。県民の福祉向上あるいは生活の安全・安心へ、皆様と手に手をとって、協力し合っていきたいと思っておりますので、政権政党に対しては、地方、県民のことをまず第一に思い、その施策をスピード感を持って取り組んでいただきたいということ、是々非々でこれからも意見は申し上げたい、そしてまた、要望も申し上げたいと思っております。

○田口雄二議員 わかりました。引き続き、政党間の距離は等距離でつき合っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回は、国交省の概算要求の件でさまざまな御意見や御不満もいただいております。しかし、例えば細島港17号岸壁の整備にしても、私も民主党県連は、重要項目の一つとして党本部に上げさせていただきました。しかし、解せないのは、そんなに重要であったのに、なぜ

もっと早く天然の良港である細島港を整備しておかなかったのか。昭和シェルソーラーが目の前にあるにもかかわらず、使おうともしない宮崎港に県が莫大な資金をつぎ込んできたことに非常に疑問を感じます。これからは、国も県も財政的に大変厳しいですから、知事は自治体も困窮者と先ほど言うておりましたが、今、本当に必要なものは何なのか、今の宮崎県においても嫌われ者になる覚悟で政策の優先順位をしっかりと見きわめていかなければなりません。まさに先ほど、選択と集中ということをおっしゃってございましたけれども、知事は、二度目の挑戦をするかどうかの質問に明確には答えておりませんでした。しかし、出馬するか否かにかかわらず、東国原知事のおかげで今の宮崎があると将来にわたって言えるように、宮崎の改革に踏み込んでほしいと思っておりますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 個別具体的な質問にお答えするのはどうかと思っておりますけれども、今の港湾のことについては、重要港湾3港湾、それぞれの役割、特徴、特質があると思うんです。ですから、それに合った推進あるいは開発の仕方というのがあるべき姿と思っております。細島港に関しては、外貿を中心に産業を集中させるということは、東九州自動車道あるいは九州横断の延岡道路とも一体化した発展をセットで考えていくべきだと私は考えています。また、そのように取り組んでいこうと考えています。

また、不断の改革でございますが、御案内のように、行財政改革、非常に喫緊の課題でございますので、縮減、削減というものも大切でございますが、やはり全体的な県のパイを広げるといふか、県のGDPを上げていく、また、雇

用を創出する、新産業を育成する、あるいは人材を育成する、そういったものに軸足を置いて、成長・発展というものを常に考えて県政のかじ取りに当たっていきたいと考えております。皆様の御指導、御鞭撻を心からお願いするものでございます。

○田口雄二議員 重要港湾の件ですが、まさにこれこそ選択と集中が必要ではないかと思っております。私は、県内に3つも重要港湾があること自体が、県の物流の規模からいっても非常に無理があるかと思っておりますので、今後ともそれは検討していただきたいと思っております。

それでは、時間の関係もありますので、次に、医療・福祉行政についてお伺いをさせていただきます。

新型インフルエンザが全国的に猛威を振るっています。つい先日は、私の高校生の娘も、症状は極めて軽かったんですが、罹患してしまい、学校を1週間休んでおります。全国的には、児童の死亡や脳症などの重い症状に陥った例もあります。これから冬を迎え、さらに拡大していくのではないかと心配です。本県の現在までの罹患状況とインフルエンザ脳症などの重篤な事例はどれぐらいあったのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 現在、新型インフルエンザは、法に基づく届け出の対象ではありませんので、県内59の定点医療機関からの1週間当たりのインフルエンザの患者数報告により、発生状況を把握しているところです。その状況を見ますと、10月26日から11月1日の週には、1医療機関当たりの報告数が、大きな流行の発生・継続が疑われる警報レベルである30を超え、11月16日から11月22日の週には、報告数が50.6となり、流行が継続している状況であ

ります。また、これに伴い、入院患者数も小児を中心に増加しており、6月以降の累計で140名の方が入院されております。なお、重症化した例といたしましては、脳症が2例、人工呼吸器の使用が3例あり、いずれも14歳以下となっております。脳症の2例につきましては、既に軽快しており、人工呼吸器の使用例につきましても、既に装置が外され、状態は安定していると聞いております。これまでに県内では新型インフルエンザによる死亡例はありません。以上でございます。

○田口雄二議員 幸い死亡例はないということですが、入院したり、重症化した方が結構多いのには驚きです。これ以上の拡大を防ぐためにも、新型インフルエンザワクチン接種しかありませんが、ワクチン不足が連日言われております。しっかりとした対策をよろしく願いいたします。

なお、インフルエンザ治療薬のタミフルやリレンザの備蓄状況に関しては、私は昨年も質問させていただきました。そのときより当然備蓄はふえているものと思います。タミフルやリレンザの備蓄状況はその後どうなっているのか。また今回、この備蓄された治療薬は使用されたのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 現在、タミフルにつきましては14万9,000人分、リレンザにつきましましては6,000人分を備蓄しております。また、今年度中には追加で、タミフル4万7,000人分、リレンザ5,300人分を備蓄することとしており、これにより、抗インフルエンザウイルス薬として20万7,300人分を備蓄できる予定であります。なお、現在のところ、流通用の抗インフルエンザウイルス薬で足りていることから、県備蓄分の市場への放出は行っておりません。以上

でございます。

○田口雄二議員 それでは次に、子宮がんについてお伺いをいたします。死亡原因第1位のがんによる死亡率が増加しており、壮年期における早期発見のためのがん検診受診率向上が急がれます。本県の子宮がんの死亡率は連続して高い傾向にあるようですが、早期発見のための対策が急務です。子宮がんの状況について、県内の検診受診率と死亡者数について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内の子宮がん検診の受診率は、平成19年度の地域保健・老人保健事業報告では21.8%となっており、全国平均の18.8%を上回っております。また、県内の子宮がんによる死亡者数は、平成19年人口動態統計では55人となっており、ここ数年は60人前後で推移しております。なお、人口10万人当たりの死亡率は、全国と比較して高い傾向にあります。以上でございます。

○田口雄二議員 全国と比較しても本県は高い傾向にあるということのようですが、そのような中、最近うれしいニュースが入っております。若い女性に急増している子宮頸がんの予防ワクチンを、厚生労働省が10月に国内販売を承認し、年内にも接種ができるようになる予定です。子宮頸がんは、主に性交渉によって、ヒトパピローマウイルスによって感染し、発症します。一たん感染しても、多くの場合、みずからの免疫力で排除できますが、何らかの原因で長期間持続したときに、がん化する可能性が高くなると見られています。国内では年間1万人以上が新たに発症し、約3,500人の女性が死亡しており、女性では乳がんに次いで罹患率が高いがんです。30代後半から40代に多く、最近では、性交渉の低年齢化から、20代から30代の若い患者

が急増しています。今までは事前の予防策はなく、定期検診で早期発見するしかありませんでした。この予防ワクチンは、既に100カ国以上で承認されており、感染予防の効果が高いと思われます。ワクチン接種の効果が最も高いのは、性交渉を経験する以前の女性で、既に導入している多くの国で10代前半が優先接種の対象となっています。予防が目的のため保険外診療となり、全額自己負担で費用がかさむのが懸念され、3回の接種で3万～5万円ほどになると見込まれています。海外では公費補助がある国が多く、接種率が9割を超える国もあるほどです。効果が望める年齢に公的補助が必要ではないかと思いますが、福祉保健部長の所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の6割から7割の原因となる2種類のウイルスの感染を防ぐことにより、子宮頸がん発生の予防を目的とするものであります。現在、世界の100を超える国々で導入されておりますが、我が国では、本年10月に製造販売の承認がなされたばかりであります。県といたしましては、効果的な接種対象年齢が確定されていないことや、性教育とあわせた対策が求められることなど、国レベルで検討すべき事項も多いことから、当面その動向を見守ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回、私がこの子宮頸がんの予防ワクチンの質問を取り上げましたのは、年ごろの娘さんを持つ母親にとっては——私自身や私の家内に、国や県の取り組みについて問い合わせが何件も参りました。思っていた以上にお母さん方の関心が高いワクチンであります。私どもも政府に対しまして要望してまいります。県も同様の対策を真剣に検討していただき

ますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、延岡市、延岡市医師会等の地域医療の確保に向けたさまざまな取り組みについてお伺いいたします。ここ数年、延岡市を初めとする県北地区は、非常に少ない医療資源の中で、救急医療と高度医療を一手に担う医師不足状態の県立延岡病院の体制維持のため、さまざまな取り組みを進めてまいりました。延岡市のさまざまなメディアを使っての、安易な時間外受診自粛、いわゆるコンビニ受診自粛の啓発を行い、約3割の受診減に。小児救急医療ガイドの発行、小児救急医療電話相談も始めました。県立延岡病院の医師の退職に伴い、休診医療科を補うため、消化管出血患者、脳梗塞患者の地元病院の輪番制受け入れ体制もつくりました。新規開業医の補助金制度の設立と夜間救急医療の時間帯を拡大し、初期医療の受け入れの充実も図り、本年10月からは、毎週金曜と土曜の深夜帯の診療もスタートさせました。県立延岡病院医師に対する感謝のメッセージ送付、延岡市に地域医療対策室を設置し、地域医療の問題点解決の職員の専従体制もつくりました。また、民間レベルにおいても、「地域医療を守る県北ネットワークの会」を発足し、医師確保の署名活動と関係先へのお礼活動等々、さまざまな活動を展開してきました。県立延岡病院の今後をいかに不安に感じ、体制維持に危機感を持ったか、そのあらわれでもあります。これまでの一連の取り組みについて、知事はどのように評価しているのかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 延岡市におきましては、救急医療の確保が深刻な問題となっている状況を踏まえ、市や医師会を中心に、医師の開業促進や安易な時間外受診の抑制など、地域医療の確保に大変努力をされていると認識

しております。このような取り組みの結果、県立延岡病院の時間外の救急患者の減少など、一定の成果が得られていると考えておりますが、現在も、夜間急病センターでの365日の深夜対応ができないなど、圏域の初期救急医療体制は十分とは言えない状況にあります。県といたしましては、初期救急医療体制の充実や不要不急の受診の抑制など、救急医療の確保に向けた一層の取り組みの強化を延岡市にお願いするとともに、今般策定した地域医療再生計画に基づき、延岡市や関係市町村と一体となって、県北の医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。一定の評価はしていただいていると感じました。ただ、延岡市の医師会等に余り過剰な期待をされましても、医師の数が非常に少ない、また高齢化も進んでおります。ですから、宮崎市や都城のような対応はそう簡単にはできないという思いもしておりますし、地理的な要因もありまして、なかなか宮大医学部からの応援も来にくいという状況もありますので、余り無理を言って体制をつくっても、すべてが崩壊してしまっただけは何もなりませんので、さらに医師確保や病院の拡充にも御尽力賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、今後の県立病院の経営形態について病院局長にお伺いします。宮崎、延岡、日南の県立3病院の第三者による検討委員会「県立病院経営形態検討委員会」から、いずれの病院も現状のまま、つまり、県立を維持する中間報告がなされました。延岡分科会は、終始県営維持を主張してまいりました。広大な面積で地域の多くが中山間地域という上に、県北で唯一の救急、そして高度医療を担う総合医療機関である

こと。医師を初め、医療スタッフの確保は病院の経営努力だけでは難しく、公的支援なしでは経営が成り立たないこと。公設民営や民間経営では、救急医療や高度医療など不採算部門の切り捨てにつながりかねないこと。また、医療確保の観点から、経営形態を変更しても現状が改善されるとは言いがたく、今のままの体制で引き続き努力するほうが確実であること。以上の点から、現状維持の最終意見がまとめられました。今回の判断は、私個人としても至極真っ当な当然の結論だと思っております。独立行政法人に移行すると、地域医療に対して使命感があるのか、利益第一主義に走り、もうからない部門は切り捨てられてしまう。県民のための病院ではなく、利益追求のための病院になるのでは、逆に地域医療の崩壊につながると思っております。そこで、今回、検討委員会の最終的な結論が提出されましたが、これを受けて、3つの県立病院の経営形態が今後どのような方針で進められるのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院の経営形態の検討に当たりましては、各病院ごとの分科会において、これまで、それぞれ4回にわたりまして、より地域の実態に即した検討を行っていただいたところでありますが、先日開催されました検討委員会では、いずれの分科会も、ただいま御指摘にもありましたように、現行の地方公営企業法の全部適用の形態の継続が望ましいという結論となったことが報告されたところであります。今後は、この経営形態検討委員会で、全県的、総合的な視点から、持続的・安定的な医療を提供するにふさわしい経営形態についてのさらなる検討を行い、年内に病院局に御報告いただくこととしております。病院局で

は、検討委員会からいただいた報告を踏まえ、病院局としての検討案を作成した上で、パブリックコメント等を実施し、平成22年3月までに経営形態についての結論を得たいと考えております。

○田口雄二議員 県病院におきましては、徹底的に無駄を省くのは当然といたしましても、民間病院にできないことを担う、県病院しかできないこともありますので、何が何でも黒字でなくてはならないとは私は思っておりません。今後とも医師確保、そして地域医療の拡充に全力で尽くしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは次に、新規高校卒業予定者の就職内定状況についてお伺いします。

リーマンショック以後、急速な経済状況の悪化で、来年卒業予定の高校生の就職内定が例年になく厳しい状況です。デフレ、株安の上に、ここに来て円高が急速に進み、海外への輸出依存度の高い企業への影響が大きく、中小企業への波及もあり、就職への影響も避けて通れないことが予想されます。午前中、現時点での新規高校卒業予定者の就職内定状況が報告されましたが、年末対策など緊急雇用対策についてどうお考えか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内の経済・雇用情勢は非常に厳しい状況にあると認識しておりまして、高等学校卒業予定者を初め多くの求職者が、就職や生活に対する不安を抱えているものと考えております。特に年の瀬を迎えるこれからの時期は、求職者に対する相談・情報提供体制の強化が必要でありますので、国や市町村と連携しまして、年末の相談窓口の設置などに取り組んでまいりたいと考えておりま

す。今後とも、国や教育委員会等と連携を図りながら、就職相談会の開催や生活就労相談等の実施によりまして、高等学校卒業予定者を含む求職者への支援に取り組むとともに、現在、国において検討されております平成21年度第2次補正予算の動向を注視しまして、的確に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○田口雄二議員 再度、新規高校卒業予定者の就職についてお伺いします。知事にお伺いさせていただきます。この緊急雇用対策は大変深刻な問題だと思っております。この新規学卒者の就職問題をどうとらえているのか、また、県独自の対策は何か考えていないのか、知事の英断を下してほしいと思っておりますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県を初め、我が国の雇用と就業、あるいは経済、景気を取り巻く環境、状況というのは非常に厳しいと思っております。特に本県は、有効求人倍率、失業率等々も全国平均よりも上回っておりまして、非常に厳しい状況だと思っております。新規学卒者に関しましても、就職氷河期あるいはロスジェネレーションといった言葉もマスメディアの中で踊っておりますが、そういったことがないように――やはり、仕事があって生きる喜び、社会貢献の喜びといったものが出てくるのだと思います。雇用・就業が非常に情勢が厳しいということは、あらゆる社会問題化へ発展することも懸念されますので、これは果敢たる対策が必要だと考えております。国の対策ばかりではなく、県独自でみずから何かできないかというのを、今、関係部局等へ対策について指示をさせていただきまして、議論をしているところであります。できるだけ早い時期に計画案な

り対策をまとめたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。また、政権与党の民主党さんにおかれましても、この景気・雇用対策は非常に喫緊の課題であります。政権交代前に、選挙前に、民主党さんは、政権交代がイコール景気対策なんだとおっしゃっておられましたので、その言葉を重く受けとめて、ぜひ景気・雇用対策、経済対策に全力で取り組んでいただきたい。我々も頑張ります。

○田口雄二議員 わかりました。お互い頑張らにやいかんですね。

それでは次に、移住促進について、引き続き商工観光労働部長にお伺いします。

温暖な気候や住みやすい生活環境の中で、豊かな自然や優しい県民性に触れていただき、充実した生活を送っていただこうと始めた、「宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業」の取り組みとこれまでの実績について、まずお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今年度の取り組みとしましては、東京、大阪、名古屋での移住セミナーの開催、移住情報ガイドブックの作成や、市町村の取り組みに対する支援などを行っているところでございます。また、本県に移住された方との意見交換会を実施しまして、移住者同士の連携を図るなど、移住者のフォローアップにも取り組んでいるところでございます。これらの取り組みの結果、今年度は、10月末現在で、県及び市町村の相談窓口には305件の相談が寄せられておりまして、18世帯の移住が実現したところでございます。

○田口雄二議員 18世帯ですね。私たちの会派は、9月に、東京の銀座にあるNPO法人「ふるさと回帰支援センター」を訪問し、事務局長にお話を伺ってまいりました。地方暮らしを希

望する都市生活者の増加という時代の要請を受け、2002年11月、全国の消費者団体、労働団体、農林漁業団体、経営者団体、民間団体や有志などで設立し、作家の立松和平さんが理事長です。顧問に俳優の菅原文太さんや経団連の御手洗会長等々、理事にエッセイストの見城美枝子さんや歌手の加藤登紀子さんなど、そうそうたるメンバーが支えている団体です。知事の親しい北川正恭前三重県知事も支援者の一人です。

高橋事務局長のお話によると、訪ねてくる方の3割の方は移住先を決めてくるそうですが、6割の方は、どこでもいいという方が多いということを知っています。私は、当然、医療や教育の充実したところに希望が多いんだろうと思っていました。実際は、それが最優先されるものではなくて、ぜいたくしなくてもいいから自立できるところに移住が進んでいるということを知りました。現在、非常にうまくいっているのが、福島、和歌山、福井、鳥取の各県で、いい実績を残しているようです。特に和歌山県那智勝浦町の色川地区というところは、周囲から隔離された過疎地のようなのですが、ここでは6カ月間の体験移住をして、その移住した人を受け入れるかどうかを地元の人が決めます。そういうことによりまして、この地域の人口が、430人の住人のうち、4割が都会から移り住んできた。そういうすばらしい、いい例も出てきておりまして、この移り住んだ人たちが、新たに新しいまちづくりの中心人物になってやっているということを知りました。ふるさと回帰支援センター内にある情報センターには、1カ月平均で約400名の方が相談に訪れているようです。このような全国的な組織をもっと活用して移住促進に弾みをつけられないか、商工観

光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ふるさと回帰支援センターにつきましては、移住の情報提供等を行っている団体でございますが、本県では、平成19年に、同センター内のふるさと暮らし情報センターに宮崎県ブースを設置しますとともに、同センター主催の移住相談会にも参加しているところでございます。また、都市から地方への移住・交流推進を目的として設立されております官民共同の「移住・交流推進機構」に、平成20年に加入しまして、同機構を通じた情報発信等も行っているところでございます。今後とも、これらの全国規模の組織を活用しながら、効果的な移住促進策を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 次に、観光行政の青島地区の活性化について、引き続き、商工観光労働部長にお伺いします。

長年の本県観光の懸念事項でありました、青島観光の核であった旧橘ホテルの再開発のめどがつかしました。18年間の眠りからようやく目覚め、2011年3月開業目標で24棟のコテージ等の建設が進められます。それを手がけていただく佐賀県嬉野温泉の和多屋別荘の小原社長を会派で訪問し、青島開発の内容等を伺ってまいりました。宮崎交通の創始者、岩切章太郎氏を尊敬し、氏が手がけた青島の廃れたさまを見ていられなかったと聞かされたときには、頭が下がる思いがいたしました。昔の華やかな時代のようにするには、小原社長だけが頑張るだけでは到底無理だと思っております。青島の地域全体で盛り上げていく意識が必要です。その対策はどのように考えているか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 青島地域

においては、地域住民が「青島再勢プロジェクト」を立ち上げまして、ブーゲンビリアで地域を飾る取り組み、あるいは亜熱帯植物園でのキャンドルイベント等に主体的に取り組んでおりまして、県でも、計画段階からこれらの動きを積極的に支援してまいりました。また、観光特急「海幸山幸」号の運行開始にあわせまして、青島駅では、地域民間団体による総合案内所「コンシェルジュあおしま」が、県の観光振興応援事業を活用しまして開設されたところでございます。青島地域の活性化のためには、これらの地域主体の取り組みが継続して実施されることが重要であります。このような取り組みを広げていくことによりまして、地域全体でお客様をおもてなしするという意識の醸成も図られていくものと考えております。以上でございます。

○田口雄二議員 私どもの小さいころは、延岡から青島に行くというのは、当時は楽しみでありました。新婚さんばかりで、一人で歩くと恥ずかしいような状況もありましたけれども、そういうようなにぎわいがぜひ戻るように、全力で取り組んでいただきたい、そのように考えております。よろしく願いいたします。

次に、宮崎台北線の運航再開についてお伺いします。私たち県議会の日台友好議員連盟は、2班に分かれまして、本年1月に、台湾に友好親善のために行ってまいりました。台湾の県議会と友好を深めること、エバー航空の搭乗率アップ、そしてエバー航空への要望活動が主たる目的でした。しかし、残念なことに、唐突に9月いっぱいまで運航がストップしてしまいました。東京に行くのとほぼ変わらない時間で行ける身近な外国、そして、大変親日的で、片言の日本語をしゃべる方も多く、気楽に行けるとこ

ろでもあります。再開のめどはないのか、再開の取り組みはなされているのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎台北線につきましては、現在、運休中でありまして、ソウル線とともに、本県が目指しております東アジアとの経済交流拡大を図っていくための重要な基盤というふうに考えております。そのため、県内の観光・経済団体等とも連携しながら、台湾の政府関係機関や、これまで本県にチャーター便運航の実績があります中華航空などの航空会社に対しまして、積極的に働きかけを行っているところであります。引き続き、早期の運航再開に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○田口雄二議員 エバー航空の名前は全然出てきませんでしたけれども、中華航空を中心に今後は考えていると思っております。

○県民政策部長（高山幹男君） 台湾から国際定期便を飛ばしているところは、エバー航空と中華航空でございますので、そういった意味で接触しているというところであります。

○田口雄二議員 わかりました。台北路線の再開も大変重要ですが、今、世界的にも一番元気がいい中国、その中でも最大のパワフルシティの上海があります。九州にも幾つかの空港に直接乗り入れています。来年の上海万博の観光並びに、上海の富裕層は既に東京よりも多いと言われており、旺盛な購買力を見越しての買い物客の受け入れ、そして大気汚染など環境が非常に悪くなっている上海の皆さんのいやしの場としての宮崎は、十分売り込めるのではないかと考えております。上海との定期航空路線開設の取り組みについて、再度お伺いいたします。

○**県民政策部長（高山幹男君）** 上海との定期航空路線につきましては、九州では、福岡、長崎、鹿児島、大分、北九州の5つの空港に開設されておりますけれども、このうち、大分と北九州については現在運休中でございます。上海線は、中国の著しい経済発展を考えますと、将来的に有望な路線でありますので、観光部局とも連携しながら、中国人観光客の動向や近隣の空港の状況などについて情報収集してまいりたいというふうに思っております。

○**田口雄二議員** 時間が残り少なくなりましたので、次の質問に入ります。

農林水産業の活性化についてお伺いをいたします。

まだ私は残念ながら乗ったことはありませんが——宮崎のことなど全く頭にないのかと思っておりましたが——JR九州が珍しく本県に、話題となる観光列車「海幸山幸」の車両を日南線に導入していただき、大変人気を博しています。宮崎駅に停車している「海幸山幸」を先日見ましたが、高千穂線で使われていた車両を使ってくれるだけでもうれしくなるのに、大改装で飫肥杉を車内だけでなく車外にも使い、実に个性的で高級感あふれる存在でした。改めて、飫肥杉の温かさのある高級感はさすがだなと感心させられました。今回、日南市内の駅にも飫肥杉を使った家具が配置されたようですが、県産材を利用促進するため、空港など本県の玄関に置いてPRする必要があると思えます。空港などに県産材を使ったいすやテーブルなどの家具を設置してはどうかと思いますが、環境森林部長にお伺いいたします。

○**環境森林部長（吉瀬和明君）** 県産材の利用促進につきましては、木造住宅の建設促進はもとより、県民の皆様方が、日常生活の中で日ご

ろから木に親しんでいただくことが重要であると考えております。このようなことから、県では、木と触れ合う県民イベントであります「宮崎やまんかん祭り」や、いすや遊具等、杉の新しい利用方法を提案するコンクール「杉コレクション」を開催いたしております。その中で、木のよさ、木造利用の意義を普及啓発しているところでございます。これらの活動を契機といたしまして、飫肥杉を活用したいすやテーブルなどが商品化されておまして、その一部を宮崎空港のオアシス広場や、先月、東京で実施しました知事のトップセールス会場においても展示してPRをしたところでございます。今後とも、宮崎空港などの展示効果の高い公共的空間におきまして、飫肥杉を使ったいすやテーブルなどの設置を含めました県産材の利活用を促進してまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 先日行きました秋田県では、いろんなどころに秋田杉が使われておりました。非常にいい参考になると思っておりますので、ぜひ、そのあたりのところも見学していただきまして検討していただきたいと思えます。

次に、水産業を取り巻く状況につきましてお聞きします。水産業を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。水揚げは激減し、魚価も不景気が影響し芳しくなく、経営的に追い込まれている漁業関係者が激増しています。昨年の燃油高に続く資材の高騰等により、資金繰りに窮している中小漁業者の漁業活動の維持のため、緊急支援策があります。漁業関係者が今大きく期待しているのが、9月補正で予算措置した漁業緊急保証対策資金です。現在の進捗状況を農政水産部長にお伺いいたします。

○**農政水産部長（伊藤孝利君）** 漁業緊急保証対策資金につきましては、厳しい状況に直面し

ております本県水産業の経営改善を早急に支援するため、漁業者に対しまして、県の利子補給による低利融資を行い、資金融通の円滑化や金利負担の軽減を幅広く行うものでございます。県におきましては、9月議会で御承認をいただいた後、関係機関と協議を進めながら、制度の詳細な仕組み等について詰めを行いまして、現在、各漁協におきまして漁業者への説明が行われているところであります。既に一部の漁協では融資の受け付けが開始されたと伺っておりますが、県といたしましては、資金を必要とされる漁業者の方々の要望にこたえ、できるだけ速やかに適正かつ円滑な融資が行われますように、関係機関に対する指導を徹底してまいりたいと存じます。以上です。

○田口雄二議員 先ほど申しましたように、漁業関係者の皆さんは大変これに期待をいたしておりますので、迅速な対応、指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、東九州自動車道の西都一宮崎西間についてお聞きします。

今回、この区間におきましては、またも工事で長期間にわたって全面通行どめとなりました。この間は、平成13年の開通以来、相次ぐのり面の崩落などで、片側交互通行や通行どめの連続で、数少ない東九州道の供用区間なのにこんな状態では、今後の開通予定の区間は大丈夫かと不安になってまいります。今回の工事で問題点が解決されるのか、どのような工事をしたのか、また、現在施工中の西都一門川間は同様の心配はないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 西都一宮崎西間につきましては、管理者であります西日本高速道路株式会社によりますと、開通後から降雨

によりのり面の崩壊を繰り返し、たびたび通行どめを引き起こしており、これは、粘土層を主体とする地山土質に、風化の著しい軟弱層が含まれていることが原因であると聞いております。このことから、今後このようなことが起きぬよう、抜本的なおり面補強対策を行うために、今回の工事が実施されたものであるというふうに聞いております。

また、現在、西日本高速道路株式会社及び国土交通省が整備を進めている区間につきましては、事前の地質調査結果などをもとに、のり面工等について十分に検討を行い、必要な対策を講じているとのことであります。県としましては、今後とも、事業区間の早期供用はもとより、供用後の安全性の確保につきましても、関係機関にお願いしてまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 今まで25回も工事をしているというふうに伺っておりますので、今回の工事が最後になるように期待したいものだと思っております。

それでは最後に、教育行政についてお伺いします。

最近、全国的に、佐賀北高校や長崎清峰高校など公立高校のスポーツでの活躍が顕著ですが、本県の県立高校のスポーツの活躍も目をみはるものがあります。つい先日は都城工業高校のバレーボール部が全国制覇、今年の甲子園での宮崎商業高校、ことしの都城商業高校、小林工業高校の男子新体操等々、各校の全国的な活躍が目立ちます。延岡学園や日大高校等の私立高校の全国的な活躍もありますが、選手集めなどいろいろと制約のある中、県立がそのレベルを維持向上させるのは困難が伴うと思われまますが、競技力強化推進校の指定基準と支援内容について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 宮崎県高等学校競技力強化推進校の指定制度であります。本県における高等学校のスポーツ水準の安定的な維持と国民体育大会における競技力の向上に資することを目的として、平成9年度から設けられたものでありまして、本年度は22校20競技42の部を指定いたしております。推進校指定の基準は、「全国に通じる競技力を有し、今後もその維持向上が期待されること」「競技力が県のトップにあり、その活動が地域または学校に根づいており、将来ともその競技力の向上が期待できること」などとなっております。この基準によりまして、関係部局や学校体育団体等で構成します「宮崎県競技力強化推進校連絡調整会議」の意見を聞いた上で、推進校の指定を行っているところであります。指定された推進校には、遠征や合宿経費などの強化活動費を支援しておりまして、その額は、競技レベルや人数によって異なりますが、平均いたしますと、1部当たり約70万円程度となっております。また、高校入試においては、スポーツ推薦制度によりまして、優秀選手を確保することができるようにいたしております。このようなこれまでの取り組みによりまして、議員からただいま一部御紹介いただきましたように、例えば、全国高等学校総合体育大会における団体及び個人の入賞数が徐々に増加をしまっておりまして、平成20年度は47、平成21年度は44入賞するなど、一定の成果があらわれていると考えております。以上です。

○田口雄二議員 内容につきましてはよくわかりました。しかし、一番の競技力の向上と維持は指導者である先生にあることは、だれもが認めるところだと思っております。手塩にかけて競技力を高めても、すぐに転勤させられまして

は、また一からすべてやり直しになってしまいます。競技力向上で顕著な実績のある先生の人事異動には一定の配慮がなされているのか、もう一度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教職員の人事異動につきましては、学校の事情を考慮しつつ、学校の活性化を図るとともに県下全域の教育水準を維持向上させるために、公平公正に行っているところであります。競技力向上における指導者の役割の大きさにつきましては、ただいま御意見にありましたように、大変大きなものがあるというふうに認識をいたしております。したがって、学校や部活動の状況を勘案しながら、後継者の育成の状況を踏まえるなど中長期的な視点での適切な人材の配置に努めているところであります。また、スポーツの分野におきまして特に秀でた技能・実績を有する者を対象に、年度ごとに競技種目を限定しながら、教員採用試験の中で特別選考試験を実施し、本県の競技力向上や指導強化に資する人材の採用にも努めているところであります。以上です。

○田口雄二議員 以上ですべての質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○萩原耕三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時開会、本日に続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時55分散会

12月2日（水）

平成 21 年 12 月 2 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

53 番 福田 作 弥 (自由民主党)
欠席議員 (1名)

出席議員 (41名)

16 番 外山 良 治 (社会民主党宮崎県議団)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 萩 原 耕 三 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長	東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 大 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫
--	--

事務局職員出席者

事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査	浜 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 章 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一
---	---

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。公明党宮崎県議団の新見昌安でございます。通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長及び警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めは、若者支援に関して3点伺いたいと思います。

1点目は、求職者総合支援センターについてであります。県においては、本年4月22日、宮崎市内に宮崎県求職者総合支援センターを開設されております。このセンターは、厳しい経済・雇用情勢が続く中で、離職を余儀なくされた方々の生活の安定と再就職を促進するために、相談員を配置し、職を求める方々に対して、生活・就労支援を行うための施設という位置づけであります。その業務内容は、生計維持や住宅確保、能力開発などに関する相談、さまざまな情報提供が主なものとなっているようであります。ただ、このセンターは、本年2月議会での質問でも取り上げましたが、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しているその性格上、設置期間は最長3年であり、この間に景気回復に全力で取り組んでいかねばならないというふうに確認したところであります。

ところで、センターも開設から既に半年が経過しております。利用者は、ひとり若者たち

ばかりではありませんが、まずは、この間の一般的な利用実績について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

2点目は、高校生の就職状況、就活の現状についてであります。景気低迷による雇用情勢の悪化が、高校生の就職戦線をも直撃している状況にあります。極めて憂慮すべき事態であります。厚生労働省の調査結果によりますと、来春卒業予定の高校生の就職内定率は、9月末現在で37.6%、前年同時期より13.4ポイントも下がっており、調査を開始した1988年（昭和63年）以降では4番目の低さ、下落幅は過去最大となったようであります。同省は、「景気悪化によって先行きが見通せない状況の中で、製造業を中心に企業の求人が大幅に減少したことが就職内定率にも影響している」というふうに分析をしておりますが、日本経済の二番底が懸念される年末に向け、高校の新卒者に対する就職支援のさらなる強化が必要だと痛感しております。ここでは、直近の県立高校3年生の就職状況について、改めて教育長に伺いたいと思います。男女別の状況もお示してください。

3点目は、「子ども・若者育成支援推進法」、いわゆるニート支援法についてであります。仕事につかず、学校にも通っていないニートやひきこもりの若者たちの社会参加を後押しするというところで、これを目的としたこの法律は、本年7月1日の参院本会議で、民主党も含めた賛成多数で可決成立をしております。施行期日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」というふうになっており、現時点ではまだ施行はされておませんが、ニートや不登校、いじめ、児童虐待など、子供や若者を取り巻く問題が多岐にわたっている中で、社会を挙げて

支援するためのネットワーク整備が促進され、ひいては、そのような状況にある子供や若者の社会参加が前進することにもなり、早く施行されることを望むところであります。条文は第5章の罰則までで、34条と短目であり、全体的には大枠でありますけれども、一方で結構細かいところまで書いてあります。国はもちろんのこと、地方公共団体に対してさまざまな努力義務を規定しております。施行前ではありますけれども、法が定めた努力義務規定に関して、県としてどのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次は、道路行政についてであります。

「崩落寸前の橋121基」という11月4日付の朝日新聞の1面見出しは、いささかショッキングなものでありました。記事を読み進めてみますと、大型車の通行を禁止した重量制限付きの橋も680基確認されたということでありました。121基は、橋脚や床板に重大な事故につながりかねない亀裂、腐食が見つかり、既に通行が禁止されているようであります。今回の結果は、平成19年8月1日に、米国・ミネアポリスのミシシッピー川にかかっていた高速道路の橋が崩落し、多数の死傷者が出た事故をきっかけに行われた調査によるものでありますけれども、改めて、損傷している橋の存在を知らしめてくれました。今回の報道で、橋の寿命の目安が50年ということも初めて知ったところでありますけれども、そこに達していないものが大半だったということで、恐ろしさも倍加した感があります。国内の橋は、60年代の高度成長期以降に大量に建設されており、一つの目安である50年を超える橋が今後ますますふえるということを考えれば、定期的な点検の実施とともに、修繕の重要性が高まってくると思います。

そこで伺います。まず、この調査結果は国土交通省から示されたものでありますけれども、調査の時期、調査内容はどのようなものであったのか。また、県としてはこの調査にどのようにかかわったのか。さらに、その結果はどうだったのか。もう一点、修繕の必要がある橋の有無についてもあわせ、県土整備部長に伺いたいと思います。

次は、交通行政に関して伺います。

まずは、3人乗り自転車についてであります。本年7月1日の道路交通法規則の一部改正にあわせ、3人乗り自転車が認可されております。一度は禁止案まで出されたこの3人乗りでありますけれども、全国の子育て真っ最中のお母さんたちから猛烈な反発を受け、逆に3人乗りができる安全確保の基準を満たす自転車に限定することで3人乗りが許可されることが、ニュースや新聞等で報道されていたのは記憶に新しいところであります。小さな子供が2人以上いる家庭においては、車や徒歩以外で幼児と行動するには、自転車での3人乗りもせざるを得なかった状況にあったわけで、安全確保の規格を満たした自転車に幼児2人を乗せてさっそうと走るお母さんの姿を想像すると、ほほ笑ましいなと思うところでありますけれども、本来なら違反である、普通の自転車の前後に幼児2人を乗せてペダルを踏んでいる光景はたまに目にするものの、本格的な3人乗り自転車にはなかなかお目にかかれません。余り普及していないようであります。普及していない理由の一つに、その価格が高過ぎるということはよく指摘されているところであります。3万円台から電動アシストつきになると10数万円ということで、確かに高い。量販店で1万円前後の安価な自転車が販売されている時代でもあり、利用者

の立場としては、わずか数年しか使わない自転車への出費はできれば抑えたいというのが本音ではないかと思えます。そのような中、全国的にも、購入費の助成あるいはレンタルに乗り出す自治体もあるようであります。使用期間が限定されることを考えれば、個人的にはレンタル方式が有効ではないかと考えます。平成12年4月からチャイルドシートの着用が義務化されたことにあわせて、チャイルドシートの貸し出し事業もスタートしていましたが、3人乗り自転車のレンタル事業も、子育て真っ最中の若いお母さんたちから歓迎されるのではないかと考えられます。県内のレンタル事業や購入費の一部助成制度の実施状況はどうなっているのか、伺いたいと思えます。

2点目は、高齢運転者等専用駐車区間制度についてであります。制度の名称だけ聞くと、長ったらしくて、どのような制度がわかりにくい面もありますけれども、公道、公の道路上に高齢者や障がいのある人、妊娠中の女性などが利用できる専用の駐車区間を設けるというものであります。病院やスーパー、公共施設の敷地内に設けられた専用駐車スペースはよく目にするところではありますが、道路上は初めて。警察庁は、電車の中に設けてある、いわゆる優先シートに近い制度とも例えているようですが、高齢者がふらふらと駐車場を探しながら運転する苦労や危険を減らして、交通事故の未然防止に役立つことにもなるのではないかと思えます。来年の4月中旬過ぎには各地に登場してくるようであり、これから警察本部としても場所の選定に入るのではないかと思えます。自動車やバイク・オートバイなどのスムーズな走行に支障を来さないよう配慮しつつ、対象者にとって便利のいい場所を選定するのは、なかなか

か困難な作業になるのではないかと思いますけれども、高齢社会の進展に伴って、高齢運転者が安全な運転を継続できるような支援策の充実に図る目的で導入することが決定したということをかながみれば、しっかり取り組んでいただきたいと思うところでもあります。改めてこの制度の概要と、県としては今後どのように取り組んでいくのか。以上、2点について警察本部長に伺いたいと思えます。

次は、子供の健全育成についてであります。

まず、読書環境の充実について伺いたいと思えます。子供たちの豊かな心をはぐくみ、健全な育成に欠かせないものの一つが読書であるということは、だれも異論がないと思えます。現在は、ブックスタート事業に始まり、読み聞かせ運動、学校における授業開始前の時間を使つての朝の読書運動など、子供たちと本を結びつけるための多くの取り組みがなされているところではありますが、子供たちにとって本とのかかわりで一番身近な存在は、学校の図書館ではないかと思えます。しかし、学校図書館については、蔵書数が国の基準を満たしていない学校が数多く存在するなど、課題もあります。また、一定規模の学校には司書教諭を配置されていますけれども、学級担任などと兼務のために、図書館のほうに十分な時間が割けないという現実もあります。私が小学校のころ、図書室には、事務服を着た、授業を教える先生ではなかった女性が常時おり、本に関していろいろ教えてもらった記憶があります。やはり学校図書館には専門の学校司書が必要であります。島根県では、今年度から、県が市町村に対する助成制度を創設して、全公立小中学校347校に専門の司書を配置する取り組みを始めております。他県同様、島根も財政的には厳しいのではないかと思

いますけれども、大英断であります。学校司書完全配置後の図書館に多くの子供たちが集まって楽しそうに本を読んでいる、想像するだけでもうらやましい限りであります。本県の現状はどうか、県内の小中学校における学校司書の配置状況について、教育長に伺います。

子供の健全育成についてもう一点伺います。万引き防止対策についてであります。東京都では、ことしに入って万引きが急増し、深刻な状況にあるという報道が先般なされておりました。特に中学生によるものが急増しているということで、検挙・補導された中学生によれば、「ゲーム感覚」「罰金があることを知らなかった」など、犯罪であることの認識のなさ、規範意識の薄さも指摘されております。読書の問題と対極にある感が否めませんが、大事な子供たちが犯罪に手を染めることのないよう、しっかりとした対策を講じていくことが重要であります。そこで、本県において万引きで検挙された者のうち、少年の割合はどういう状況なのか、ここ5年のデータでお示してください。警察本部長にお願いをいたします。

次は、情報システム共同化について、県民政策部長に伺います。

11月7日の日本経済新聞によりますと、佐賀、大分、宮崎の3県で、市町村が住民情報や税業務の管理などに使用する基幹業務システムの共同化事業にそれぞれ乗り出すというふうにありました。数年前にも、幾つかの県が共同して自治体向けの基幹業務パッケージソフト開発に取り組むという話を聞いたことがありますけれども、九州において共同化に取り組むのは、この3県が初めてのようであります。そのねらいの一つがコストの削減にあることは当然でありますけれども、記事によりますと、本県にお

いては、延岡市、門川町、綾町、日向市、串間市の3市2町が共同化に参画するようであり、また、災害時に本県内のデータセンターが機能不全に陥ることに備え、バックアップデータを佐賀県内のデータセンターに保存するようであります。そこで伺いますけれども、共同化に取り組むこととなった経緯や、コスト削減を含めた期待できる効果、また、バックアップデータの持ち方等も含め、当該事業の概要についてお示してください。

次は、生活弱者支援についてであります。

10月8日の新聞報道によりますと、「国民生活を保障するための最後の手段とも位置づけられる生活保護の受給世帯が、平成20年度では月平均で114万8,766世帯に上り、8年連続で最多記録を更新したということが厚生労働省の社会福祉行政業務報告で明らかになった」とありました。それによると、「受給世帯が平成5年から増加傾向が続いている中で、平成20年度は前年度より4万3,491世帯増加しており、昨年秋のリーマンショックを契機とした世界同時不況で雇用情勢が悪化し、派遣切りなどによる失業者の増加が要因」ともありました。さらに、生活保護を受けた実人数は月平均159万2,620人で、前年度より4万9,299人増加、世帯累計別の中では、65歳未満の失業者らのその他が9.2%増で、12万1,570世帯と急増しております。雇用情勢の悪化を如実に反映しており、極めて憂慮すべき事態であると思います。8月25日に公表された2009年版「厚生労働白書」の中でも指摘されておりますけれども、生活保護を受給するようになる前に自立を維持できるようにすることがセーフティネットの重要な役割であります。ここではまず、本県における生活保護受給の動向について、福祉保健部長にお聞きしたいと思

います。

通告してありました最後の質問であります
が、捕獲したシカなどのその後について、農政
水産部長に伺います。

「捕獲したシカなど」、説明するまでもな
く、農作物などに深刻な被害をもたらす野生鳥
獣についてであります。野生鳥獣の被害につ
いては、9月議会において、特に野生猿による被
害状況とモンキードックを活用した防止策につ
いて伺ったところでありますが、きょうは、シ
カ及びイノシシによる農作物被害の状況と、そ
れらはどのように推移してきているのか、伺っ
ておきたいと思えます。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席か
ら行います。（拍手）〔降壇〕

○県民政策部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答
えいたします。

情報システムの共同化についてであります。
今回取り組みます事業は、国の自治体クラウド
開発実証事業を活用するものでありますが、採
択されますのが全国で3カ所の予定であったこ
とから、実証を希望する九州3県で協議しまし
た結果、佐賀県に全国と連携してデータのバック
アップを行うデータセンターを置くこととし
たところであります。県内での事業実施に当た
りましては、すべての市町村に参加を募ったと
ころ、延岡市、日向市など3市2町が参加する
ことになったものであります。システム共同化
による効果につきましては、大分・宮崎両県の
市町村が同じシステムを利用しますことから、
システムの構築や改修、運営に要する経費の削
減はもちろん、サーバーを集約することによる
消費電力の削減などの効果も期待しているこ
ろであります。また、バックアップのためのデ
ータの送受信や保存方法等についても開発実証

し、安全性の向上を図ることといたしておりま
す。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答
えいたします。

まず、子ども・若者育成支援推進法について
であります。この法律におきましては、地域の
実情に応じた子供や若者の育成支援を行う趣旨
から、都道府県計画の作成などの地方公共団体
に対する努力義務が規定されております。県と
いたしましては、国が今後、子ども・若者育成
支援推進大綱を作成することとなっております
ので、その内容を踏まえ、関係部局と連携しな
がら検討を行ってまいりたいと考えておりま
す。

次に、生活保護の動向についてであります。
本県の被保護世帯及び被保護人員は、平成16年
度以降横ばい状態でありましたが、昨年度から
増加傾向となり、平成21年10月の速報値では、
被保護世帯数が1万1,107世帯、被保護人員が1
万4,656人となっております。昨年同月と比較し
ますと、それぞれ1,017世帯、1,315人増加し、
世帯、人員ともに約1割の増加となっております。
以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

求職者総合支援センターについてございま
す。センターの利用実績につきましては、こと
し4月22日の開設以来、11月末までで延べ237人
が利用し、332件の相談が寄せられております。
その主な内容としましては、生活支援に関する
ものが128件と最も多く、次いで、就労に関する
ものが105件、住宅確保に関するものが42件と
なっております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答
えいたします。

野生鳥獣によります農作物の被害についてでございます。平成20年度の野生鳥獣によります農作物被害につきましましては、市町村の報告によりますと、面積で約1,600ヘクタール、金額では約2億円となっております。このうち、イノシシとシカの被害状況につきましまして、平成15年度と平成20年度で比較してみますと、イノシシでは、被害面積が460ヘクタールから420ヘクタールに若干減少しておりますものの、被害金額は、4,800万円から8,200万円に大幅に増加しております。また、シカでは、被害面積が240ヘクタールから330ヘクタールに、被害金額が2,400万円から5,100万円に、いずれも大幅に増加しております。そのほか、直接的な農作物被害にとどまらず、営農意欲の低下や作付の断念などの、数値としてとらえられない影響もあるものと認識しております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（山田康夫君）**〔登壇〕 お答えいたします。

道路橋の実態に関する報道についてであります。この報道は、昨年3月に、国土交通省から全国の自治体に対し、長さ15メートル以上の道路橋の規制状況と、規制を必要とする原因及びその内容について報告を求められたことから、県が、県内の市町村分も合わせまして4月に報告し、公表をされたものであります。本県の状況につきましましては、全面通行どめを行っている橋梁は、市町村で1橋、県管理ではございません。重量制限を行っている橋梁は、県が1橋、市町村で11橋となっております。なお、規制の主な原因につきましましては、部分的なコンクリートのひび割れや、手すりの老朽化等であり、直ちに崩落につながるものとはなっておりません。また、県におきましては、この調査と

は別に、平成19年度から本年度にかけて、橋梁の長寿命化を図る、いわゆるアセットマネジメントを検討する中で、15メートル未満を含むすべての橋梁の点検を行っております。その結果、県が管理する約2,000橋のうち、交通どめを必要とするような危険な状態のものはございませんが、約240橋については、維持管理していく上で部分的に何らかの修繕が必要であると診断をしたところであります。市町村につきましましては、現在、それぞれ橋梁の点検を実施しております。平成24年度までには、15メートル以上の橋梁についてすべて終了する予定でありまして、今後、その詳細が明らかになってくるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**教育長（渡辺義人君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県立高校生の就職状況についてであります。来春卒業予定者の10月末の内定状況につきましましては、56.6%で、前年同期比マイナス10.2ポイントとなっております。また、県内・県外の別で見ると、県内が49.4%、県外が65.0%と、県内の就職が厳しく、また、男女の別では、男子が62.0%、女子が49.0%と、女子の就職が厳しい状況になっております。

次に、小中学校における学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置状況についてであります。文部科学省が平成21年4月に発表いたしました平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」によりますと、本県で学校司書を配置している学校数の割合は、小学校で32.3%、中学校で29.7%となっております。以上であります。〔降壇〕

○**警察本部長（鶴見雅男君）**〔登壇〕 お答えいたします。

3人乗り自転車の県内におけるレンタル制度

等の実施状況についてであります。県内でレンタルや購入費用の一部助成制度を導入している自治体・団体等につきましては、現在のところないものと承知をしております。

次に、高齢運転者等専用駐車区間制度の概要と本県の取り組み状況等についてであります。この制度は、道路交通法の一部改正により新設をされ、来年の4月19日から施行される予定であります。身体機能の低下等が見られます高齢運転者の方々等を支援するものであります。高齢者や肢体不自由な方々などがよく利用されます官公庁、福祉施設、あるいは銀行などの施設で駐車需要が満たされていない場合に、その施設の直近の道路上に、高齢運転者等のための専用駐車区間を都道府県公安委員会が設置するというものであります。この高齢運転者等専用駐車区間に駐車できますのは、70歳以上の高齢運転者のほか、聴覚障がいまたは肢体不自由を理由に免許に条件を付されている方、及び妊婦等政令で定める方が対象であります。駐車するには、本人の申請に基づきまして、都道府県公安委員会が交付する標章が必要であります。また、この標章は、全国に設置されます同専用駐車区間で使用することができることとなる予定であります。

この制度に関する本県の取り組み状況であります。現在、設置可能な区間の選定を進めているところであります。選定に当たりましては、駐車需要、道路状況等のほか、地域の方々等の意見を伺いながら選定することとしております。また、選定後は、有効な活用が図られますように、チラシ配布や県警ホームページ等により広報いたしまして、県民の皆様への周知を図ってまいります。警察といたしましては、進展する高齢化社会を踏まえ

て、高齢運転者の方々等が安心かつ快適に運転できるよう、今後とも交通環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、万引きに占める少年の割合についてあります。過去5年間における万引き非行少年の検挙状況につきましては、検挙人員、検挙総数に占める少年の割合ともに、平成17年が最も多く、また割合も高くなっておりまして、万引きの検挙総数945人のうちの362人が少年で、少年の占める割合は約38%となっております。平成18年以降は減少傾向にありまして、昨年は検挙総数946人でありまして、そのうち233人が少年でありまして、その割合が約25%となっている状況であります。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。何点か伺っていきたくと思います。

まず、若者支援についてであります。求職者総合支援センター、開設から7カ月たったところでありまして、利用者の延べ人数が237人というのはどうかなと。ちょっとばかり寂しい気がいたします。相談員は4名常駐しておりますので、じっくり時間をかけて相談に対応できるというメリットもありますけれども、もう少し有効活用を図る必要があるのではないかと。求職者総合支援センターが開設される2カ月前に、同じビルにある宮崎労働局と県が開設した共同就職支援センターを知事が訪問されたときの写真を新聞で見たことがあります。真剣なまなざしでパソコンの画面を見詰める姿が映し出されていたと思います。厳しい雇用情勢の中で、再就職を目指す方たちを支援したいという知事の熱い思いは、求職者総合支援センターのほうにも詰まっているんじゃないかと思いま

すが、有効活用について知事に見解を伺いた
と思います。

○知事（東国原英夫君） 私は、この支援センターの開設のときに参りまして、その後、アポなしで突然訪問したこともありました。相談者が少なかったです。少なかったというよりだれもいませんでした。係員の方が暇そうにしていらっしやいました。ですから、就職とか、こういう求職とか、ハローワークとか、そういったところは、込まないのが社会状況としてはいいんでしょうけれども、昨今の雇用状況を見ますと、こういったところに人が殺到する状況を見ていると、そういう視点から見ると、求職支援センターというのは人が少ないと。つまり、利活用されていないとか、周知されていないというような状況じゃないかと思っています。一方、ハローワークにその日、同じ日に行きましたが、ハローワークのほうは人で混雑しておりました。ですから、有効な利活用というのは——この前、渋谷のハローワークが窓口を一元化されましたね。ああいうハローワークの近くに開設するとか、中に一元化するとか、あるいはもうちょっと周知徹底をするとか、そういった対策はこれからとっていかなきゃいけないと思っています。いずれにしろ、相談者の多寡にかかわらず、こういう相談窓口は必要だと思いますので、これの有効活用に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○新見昌安議員 私も不要だと言っているわけではありません。その存在をしっかり県民に知らしめてくださいということでもあります。きちんと周知することによって、多くの方が訪問されてくるんじゃないかと思っています。若者の求職に関する相談に関しては、「ヤングJOBサポートみやざき」あたりともしっかり連携をとっ

ていただきながら、きめ細かな対応をしていただきたいというふうに思います。

また、高校生の就職状況についてもお聞きしましたけれども、改めて、第二の就職氷河期が現実のものになりつつあるんじゃないかという実感がいたしました。女子の内定率のほうが高いのは、全国と同じような傾向にあるわけですが、ここに来てはまだ就職が決まらない生徒に対するきめ細かな指導、あるいは卒業までに就職が決まらなかった生徒の心のケア、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 就職を希望する生徒に対する進路指導体制の充実のために、退職教員による就職支援教員7名と、企業経験者などの進路対策専門員5名を学校に配置しておりましたが、10月から、進路対策専門員を18名増員いたしまして、厳しい就職状況への対応を図ったところであります。各学校におきましては、教員とこれらの進路対策専門員等がお互いに密接な連携をとりながら、求人開拓のための企業訪問や、生徒・保護者との面談、進路講演会等を行っているところであります。また、現在就職が決まっていない生徒に対しましては、今後の新たな求人に向けて親身になって相談に応じるとともに、卒業時に就職が決まらなかった生徒に対しては引き続き支援していくことを伝えるなど、精神的な面でも支えてまいります。今後とも、県教育委員会といたしましては、学校と連携をして粘り強く求人開拓を行いますとともに、一人でも多くの生徒の進路が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○新見昌安議員 精神的な負担が重くのしかかっている、また、それに押しつぶされそうに

なっている子供たちはたくさんいるんじゃないかと思います。つらい思いになります。ぜひともメンタルな部分へのきめ細かなフォローをお願いしておきます。

子ども・若者育成支援推進法についてですが、特に、子ども・若者支援地域協議会の設置が重要になってくるのではないかと考えます。この取り組みについてどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 子ども・若者支援地域協議会に関しましては、さまざまな課題を抱える子供や若者に対し、福祉、雇用、教育などの関係機関が連携して総合的な支援を図ろうとするものであります。その設置につきましては、子供や若者を支援する既存のネットワークの活用なども含め、関係機関等と意見交換などを行いながら検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 先ほどの壇上からの質問への答弁で、法律は成立したわけですがけれども推進大綱がまだ作成されていないということがわかりました。推進大綱は推進本部が作成することになっておりまして、その本部長は内閣総理大臣をもって充てるというふうになっております。実効ある法とするためにも、国においては、この推進大綱の一日も早い作成をお願いしたいというふうに思います。と同時に、県においては、法の趣旨も含めまして、子ども・若者育成支援推進法を広く県民に周知させていただきたいというふうに思いますが、どのように取り組んでいくのか、これは知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私は、かねてから、地域づくり、県勢の発展には、人材の育成と産業の創出、この二本柱とっております。そう

いった意味では、人材を育成するという視点においては、この法律は非常に有意義だと思っております。先ほど来、議員御指摘のように、国が大綱をつくって、それに沿って計画を立てるということでございますので、その大綱をまっぴら関係部局あるいは市町村、国との連携を図りまして、これを進めてまいりたいと。この周知に関しても全力で取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○新見昌安議員 よろしく申し上げます。

次に、道路行政についてですが、諸外国に比べると、日本の建造物はかなり安全じゃないかと。地震国ゆえにしっかりした考慮がなされているのではないかというふうに思っていたわけですが、そういった中で今回の報道で、いささか驚いたところでもあります。答弁では、県が管理する橋のうち危険な状態にあるものはないということで一安心でありますけれども、壇上でも述べたように、今後、定期点検が極めて重要になってくるんじゃないかと思います。県としてはどのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 今後、アセットマネジメントに移行する上では、議員御指摘のとおり、橋梁の定期的な点検とその対応の判断、診断が重要であると考えております。このため現在、その導入に向けた取り組みを行っている中で、点検の方法や橋梁診断の考え方を取りまとめました橋梁点検マニュアルを策定することとしているところでございます。

○新見昌安議員 点検マニュアルの策定、ぜひとも早目に仕上げてくださいようお願いをいたします。

次に、交通行政についてですが、県内で3人乗り自転車のレンタル制度、一部助成制度につ

いて、導入している自治体・団体はないということでありました。3人乗り自転車解禁されてからまだ5カ月しかたっていないということもありますけれども、レンタル制度あるいは購入費の一部助成制度の導入について、今後、警察本部から県内各自治体に対して働きかけをすべきじゃないかと思えますけれども、警察本部長の見解を伺いたいと思えます。

○警察本部長（鶴見雅男君） 3人乗り自転車は、相応の強度、安全性を有するものであります。一般の自転車よりも高価なものでありますことから、その利用促進を図るために、発売開始に先立ちまして、5月から実施をいたしました県内各市町村長との交通安全対策の協議の機会に、レンタル制度等の導入についての検討をお願いしてきたところであります。今後、また機会をとらえてそういったこともお願いをしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 私たちも公明党の市町村会議員を通して要請していきますけれども、警察本部としても、しっかりお願いをしたいと思えます。また、壇上で述べましたチャイルドシートの貸し出し事業については、県内の13の交通安全協会が現在も実施されているようであります。保有台数863台、ことしの1月から10月末までの延べ貸し出し台数2,167台と、結構実績があるようであります。市町村のみならず、交通安全協会が保有しての貸し出しも一考の価値があるんじゃないかと思えます。検討していただければと思えます。

もう一点、3人乗り自転車について、安全な利用を促進するためにも、交通安全の教育が重要になってくるんじゃないかと思えます。これについてはどのように取り組んでいかれるのか、同じく警察本部長に伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 3人乗り自転車の安全な利用を促進するためには、まず、安全基準に適合した自転車の利用を促進いたしますとともに、自転車利用者の交通ルールとマナーの遵守、3人乗り自転車の正しい利用方法についての理解が必要であります。県警といたしましては、今後も自転車販売店や幼稚園、保育所等と協力をいたしまして、幼児を持つ保護者を対象に、幼稚園等への送迎時や利用者が集まる機会をとらえまして、安全な乗り方、幼児を同乗させる際の注意事項等について周知・指導を実施してまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いいたします。

続いて、子供の健全育成についてですが、まず、学校司書をふやすためにも、先ほど壇上で紹介しましたが、島根県のような取り組みをすべきじゃないかと考えます。教育長の見解を伺いたいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 魅力的で利用しやすい学校図書館づくりは、子供たちの読書活動を推進するために欠かすことのできないものであり、学校図書館の充実や情報化の推進等を行う学校司書の役割は大切であると考えております。県教育委員会といたしましては、昨年度まで取り組んでまいりました学校における読書活動推進モデル事業におきまして、地域の人材を学校司書として配置し、図書館の設営や資料の分類など図書館環境の整備にかかわる支援を行ってきたところであります。本年度から、この取り組みに加えまして、小中学校9年間を見通した読解力の向上を主な目的として、県内の3地域に読解力向上推進サポーターを配置したところであります。今後は、各市町村でこれらの成果を生かしていただき、利用しやすい学校

図書館づくりや読解力の育成に役立てていただきたいというふうに考えております。そういう中で、お尋ねの島根県の取り組みにつきましても、全国初の試みであると聞いておりますので、その成果等について情報の収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○新見昌安議員 検討や研究、こういった前の段階にとどまるようですけれども、確かに島根県の取り組みは、今年度から5年計画ということでスタートしたばかりの先駆的なものだというふうにあります。年度ごとの情報収集にしっかり取り組んでいただければというふうに思います。

もう一点、これは高知県ですが、これも今年度からスタートしたようですけれども、本が好きな小中学生を「子ども司書」として育成し、読書の楽しさ、大切さを友達に広めていく、読書活動推進のリーダーになってもらうための子ども司書を養成する取り組みがスタートしているようであります。このままいくと、来年の1月に認定をされて、新年度から、図書館や学校で司書のアシスタントをしたり、読み聞かせなどのボランティアの一員となってもらおうというようなことですが、本当に夢がある事業じゃないかと思えます。この子ども司書についても、本県で導入できないかどうか、教育長の見解を伺いたいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、子供の読書活動への関心を持たせるとともに、多様な読書環境の整備のために、地域ぐるみの読書活動を推進します「読書活動推進講座」や、小中学校における全校一斉読書、ボランティア団体による読み聞かせ等を行うなど、さまざまな取り組みを行ってきているところであります。高知県や福島県の矢祭町で実施して

おります、御質問にありました「子ども司書」の取り組みは、読書に関心の高い児童生徒を対象に、プロである図書館の司書を講師にして講座を開催することによりまして、司書のノウハウを学ばせ、子ども司書として養成するものと伺っております。読書への関心をさらに喚起するという点で新たな取り組みであるというふうに考えております。この取り組みは、御質問にもありましたように、いずれも始まったばかりでありますので、その成果や課題を見きわめていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○新見昌安議員 次に、万引き防止についてあります。先ほどの答弁で、「減少傾向にある」という部分だけには救われた気がしたんですけれども、それでも233人という子供たちが検挙されております。この数字をさらに減らすための努力をしていかなければならないというふうに思っております。少年たちが万引きに走らないようにする防止策の一つとして、店舗あるいは事業者側へ働きかけをすることも重要になってくるのではないかと思います。この事業者側への働きかけはどのように取り組んでいられるのか、見解を警察本部長に伺いたいと思えます。

○警察本部長（鶴見雅男君） 万引きの防止につきましても、各警察署において、商店街並びに学校関係者等で構成をいたします「万引き非行防止対策協議会」というものを設立しております。店舗側には、万引き防止のために、自主警戒活動の強化や万引き防止用ポスターの掲示をお願いしているほか、地域警察官による店舗内のパトロール等を実施しているところであります。さらに、万引きが多い店舗を中心に、県下64店舗を「万引き防止モデル店」に指定を

いたしまして、陳列だなの見通しをよくするなどの商品陳列方法の改善をしていただいたり、従業員による店舗内の巡回や少年への声かけなどの、万引きができない環境づくりへの働きかけを行っているところであります。警察といたしましては、万引きは、本格的な非行へ深化をしていく危険性が高い非行としてとらえておりまして、今後とも、関係機関・団体と緊密に連携しながら、規範意識の醸成と街頭補導活動の強化を図るなど、少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 学校現場では、万引き防止に関する指導をどのように行っておられるのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 各学校におきましては、道徳やホームルームの時間を初め、すべての教育活動を通して規範意識や倫理観の醸成に努めますとともに、学校参観等の機会を利用して、家庭におけるしつけの重要性について保護者への啓発を行っているところであります。また、各学校が警察の協力を得ながら実施しております「非行防止教室」におきまして、万引きの事例を取り上げて、悪いことは悪いといった善悪の判断や、決まりを守ることの大切さを理解させる取り組みを進めております。県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会や警察等の関係機関と密接な連携を図りながら、児童生徒に、社会のルールを守り、マナーを身につけさせる取り組みが一層充実するよう、学校に対する指導に努めてまいります。以上です。

○新見昌安議員 警察と学校現場、しっかり連携をとっていただいて、万引きは犯罪であるということを厳しく教えてやっていただきたいと思います。それが子供たちを守ってやるという

ことにつながり、子供たちが長じた後も心に傷を残さないということになりますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、生活弱者支援についてであります。生活保護の動向で、この1年間で世帯、人員とも1割の増加ということは、やはりゆゆしき問題であると思います。経済・雇用情勢が厳しさを増す中、多重債務や生活保護に陥る前に、何らかの対策を講じる必要があるわけですけれども、本年10月に一つのセーフティネットが強固になったというふうに思います。きのうの一般質問でも取り上げられておりましたけれども、生活福祉資金貸付制度の抜本的な改正であります。昭和30年の制度創設以来、実に54年ぶりと、抜本的な見直しとなったようであります。この制度については、昨年11月議会で、「連帯保証人が必要。借りたいときに借りられないといった、極めて使い勝手が悪い、利用面での制度改善が必要」というふうに訴えたところでもありますけれども、国が定めた制度ゆえに厳しい面がありました。今回の改正の大きな目玉が、連帯保証人がなくても利用できるようになったということ、また、金利が原則年3%から1.5%に引き下げられたことなどです。また、さらに、10種類あった資金を4種類に統合したと。その一つに、失業などで生活に困窮する世帯に対する総合支援資金というものを創設したということも挙げられるんじゃないかと思います。今回、改正施行された生活福祉資金貸付制度の周知への取り組みと、まだ2カ月経過しただけですけれども、この間の貸し付けの実績について、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 改正後の生活福祉資金貸付制度につきましては、事業実施主

体である県社会福祉協議会の情報誌等を通じて、民生児童委員等関係機関への周知を図るとともに、相談窓口である市町村及び市町村社会福祉協議会において、相談者等に対し、詳しく説明を行っているところであります。また、改正後の10月の貸付実績につきましては、貸付件数31件、貸付金額3,125万5,800円となっており、改正前の今年度4月から9月までの月平均が、貸付件数約11件、貸付金額約1,100万円でありましたので、改正後は約3倍の貸付実績となっております。以上でございます。

○新見昌安議員 これだけ貸付実績が伸びたということは、今までがいかにかに使い勝手が悪かったかという証左ではないかと思えます。今後もこの制度の周知にさらに努めていただきますとともに、利用促進を図っていただきたいというふうに思えます。

最後になりますけれども、捕獲シカ等のその後についてということでもあります。まず、シカ、イノシシ捕獲の現状とその推移について伺いたいと思えます。また、捕獲したシカ肉の有効活用についてはどのように考えておられるのか、環境森林部長に伺いたいと思えます。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 平成20年度の捕獲頭数につきましては、シカが9,233頭、イノシシが9,347頭となっております。5年前の平成15年度に比べますと、シカが約1,000頭、イノシシが約400頭の増となっております。シカ肉につきましては、1頭当たりのとれる量が少ないことや、年間を通した安定的な供給が難しいことから、ほとんどは自家消費にとどまっている現状にありますけれども、最近、シカ肉を資源といたしまして地域活性化に生かそうとする発想から、試食会の開催とかソーセージなどへの商品化の取り組みが見られるようになっており

ます。しかし、シカ肉の有効活用には、安定供給や解体・加工処理、あるいは魅力ある商品開発などの課題もありますので、今後、関係機関と連携を図りながら、その活用方法について研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 日本では、古来、イノシシの肉は「ぼたん」、シカの肉は「もみじ」といって食べてきたようであります。また、フランスでは「ジビエ」というそうなんですけど、シカ肉などが貴重な食材として活用されているようであります。人間の食用にとどまらず、高たんぱく、低カロリーで健康によいということで、長野県の伊那市等では、犬のためのペットフードとしてこのシカ肉を活用する取り組みもスタートしているようであります。おもしろい取り組みではないかと思えます。本県でも、このシカ肉の有効活用、ペットフード等への活用を研究してみたらというふうに提案をいたし、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、質問をいたします。

20年先を見据えた新たな総合計画の策定が進められています。シミュレーションによりますと、本県人口は、20年後に100万人を割る予測が立てられています。人口増による右肩上がりの成長はもう過去のことであり、人口減少のもとでどう生産性を高め、限られた財源で有効な政策の立案が極めて重要になってきます。この20年、県土の均衡ある発展を標榜され、県政運営に取り組んでこられたと思えますが、果たして現状はどうか、疑問が残るところであります。県都宮崎市に人口が集中する一方で、中山間地を抱える地方都市が衰退し、宮崎県内にお

ける地域格差が拡大しています。地域格差は、教育・文化の格差を生み、人づくりの格差にまで広がっているのではないかと心配します。平成18年5月に、当時の東大総長・小宮山宏さんの講演会が宮崎市でありました。太陽光エネルギーの優位性や将来展望などについて話されたのを記憶しています。東大総長が宮崎に来られるなんてめったにないことですから、私も講演を聞きに宮崎観光ホテルに行きました。開会を待っていましたら、高校生が何人も入ってきました。制服を見ると、宮崎市内の高校に通う生徒ばかりです。講演が終わった後に、「これって不公平ですよ」と総合政策課の方に申し上げましたら、県教育委員会から県内の高校に案内してありますとのことでした。そう言われても、平日です。宮崎市以外の高校生はそう簡単には来ることができません。こういうイベントなどは結構、宮崎市内であると思います。芸術劇場や美術館があり、豪華な図書館、映画館もあります。さらに、スポーツ施設は宮崎市に集中しています。やっぱり不公平感を覚えます。

もう一つ、宮崎市以外に居住していると大変だなと思うことがありました。日南でのある懇親会で、アルコールを飲まない方が目の前にいらしたので、理由を聞いてみました。コブクロのコンサートに行った高校生の息子を宮崎市民文化ホールまで迎えに行くとのことでした。コンサートへ行くときはJR日南線とバスを利用できます。しかし、コンサートの終了が10時近くなので、帰りは宮崎駅までのバスがなく、コンサート会場まで迎えに行かなくてはならないとのことでした。同じ宮崎県でも、住む地域が違うことによってこんなに大変なんです。これが西臼杵や東臼杵になると、もっともっと大変になります。入場料以外に交通費などの余分な

お金も必要になります。例を挙げれば切りがありませんが、県都宮崎市以外に居住される方々の苦勞がたくさんあることを少しでもわかっていただきたい思いのほどを申し上げた次第であります。

そこで、将来に向けた本県の課題について、向こう20年の計画を策定するに当たり、これまでの20年をどう総括するかが大事です。知事はこの20年をどう総括されているのかお尋ねします。後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 これまでの20年の総括についてであります。これまでの20年間を振り返りますと、国際的には、冷戦終結に始まるグローバル経済の進展という大きな流れがありまして、国内的には、バブル崩壊とそれに続くいわゆる「失われた10年」、そして、世界経済が大きく変化する中での新たな成長の模索といったように、時代は大きく移り変わっております。このような変化に対応し、経済成長を維持していくため、規制緩和を初めとするさまざまな構造改革が進められましたが、その一方で、都市部への人口集中や格差の拡大、さらには、雇用不安の深刻化などのさまざまな問題も生じており、これまでの経済成長のあり方について、そろそろ見直されるべき段階に来ているのではないかと考えております。

このような中、本県におきましては、リゾート構想やフォレストピア構想等、本県の特徴を生かした産業振興や地域づくり、あるいは県土の均衡ある発展のための社会基盤の整備等に取り組んできたところでありますが、少子高齢化の進行やグローバル化に伴う競争の激化等、本県を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあると考えております。これから本格的な少子高

齢・人口減少時代を迎えますが、本県が将来にわたって個性と活力ある地域であるためには、長期的な展望を持って戦略的な施策を講じていく必要がありますので、現在、作業を進めております新たな総合計画においては、これまでの取り組みの成果や課題も十分に踏まえた上で、将来ビジョンを描いていきたいと考えております。〔降壇〕

○高橋 透議員 余り私の質問に対するお答えになっていないような気がするんですが、20年先を見据えた県の総合計画なんですね。全国で初めてと聞きます。私は、それだけ重みのあるものだと受けとめているわけで、県民政策部の方々を初め、職員の方々の苦労をお察しするところでもあります。そこでお尋ねしていきますけれども、本県は今後何を武器にしていくのか。今、地域の雇用機会が不足しております。若者がいまだ大都市へ流れる状況が続いております。そのことが地域力を低下させていると思います。しかし、私ども、まだ本県には大都市にない強いきずなで結いが多く存在していると思います。地域の方が地域みずから解決する、そういう力を持っていると私はまだ確信をしております。そこで、労働力が減少して、財源が不足する中で、より効果的な政策を打ち出すために、大都市には負けない地域の支え合いを維持し、広げていくことが大事であります。そのためには、医療や福祉、防災、教育が、都市部と格差なく均等に整備・維持されなければならないと思います。今後、本県が20年間発展していくために何を武器にしていくのか、知事に答弁を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県の自然と環境の豊かさ、そういったものがまずは武器になると思います。本県の基幹産業であります農林水産

業を中心として、食料基地にする。あるいは、太陽の日照時間あるいは晴天率等々生かした太陽光発電あるいは新エネルギーの開発、そういったものを基調とした産業の創出。あるいは、温厚な、そしてまた穏和な県民性というのが、観光、おもてなし、そういった付加価値を生むのではないかと。あるいは、共立総合研究所というところが昨今出しましたが、宮崎県は、「いい子が育つ」都道府県で1位に輝いております。そういった意味で、人材の育成、子供を生み育てていく、そして教育していく、そういったものに可能性を感じるきょうこのごろでございます。

また、議員が御指摘の地域コミュニティーの崩壊といいますか、それが非常に国家全体の活力を失っているのではないかと感じております。そういったところにも、私は県民総力戦と言っていますが、まじめな、そしてまた、非常に地味でおとなしく、勤勉な宮崎の県民性、国民性を利活用しまして、新しいコミュニティーづくり、そういったものが宮崎県でできないかというようなことも考えております。そういったものが、今後の宮崎が全国へ発信していく、あるいは存在感を示す、あるいは地域特性を生かした地域づくりというものをしていく一つの重要なファクター、要素になると考えています。以上です。

○高橋 透議員 私が壇上から申し上げてきた教育・文化の格差に余り触れられませんが…。今議会でもいろいろと医師不足を質問されておりますが、なぜ県北、県西に医師が不足するか。私の住む県南もそうですが、先ほど申し上げた教育・文化の格差に原因があるというふうにも言われているんです。だから、今後の20年を見据えた総合計画は、丁寧、慎重に策定し

なければならぬと私は訴えたいのであります。

そこで、その策定方針について伺っていくわけではありますが、県内8ブロックで地域別の県民会議を開催されるようになっていきます。この8ブロックで28市町村の意見をしっかりと反映できるのか、伺いたいののであります。最初に開催されました南那珂ブロック、この出席者には、自治会代表あるいは産業・経済団体代表、医療福祉、さらには教育分野の代表者が明確に人選されていないと私は見受けました。いわゆる、県民参加による計画策定という今度の総合計画の策定方針になっています。人選は適切なのか、県民政策部長の見解をお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 総合計画への県民参加ということだと思いますけれども、新たな総合計画の策定に当たっては、県民の皆様のお考えとか率直な御意見が反映された県民参加による計画といたしますために、今御質問にありましたように、県内を8つのブロックに分けて、地域別の県民会議を設置しているところでございます。そのメンバーにつきましては、1地域当たり20名程度で、年齢とか性別、分野等のバランスを考慮しまして、市町村から推薦のあった方々、公募に応じていただいた皆様で構成しており、11月からスタートいたしました会議においては、地域の実情を踏まえました自由で建設的な御議論や御提案をいただいているところでございます。また、この地域別の県民会議のほか、県民を対象としたアンケート調査を実施いたしますとともに、今後、テーマ別あるいは年齢層を特定した意見交換等も検討していく必要があると考えておまして、県民の皆様が多様な参画のもとで計画を策定し

ていきたいというふうに思っております。

○高橋 透議員 よくわかりませんが、先ほど知事の答弁の中でありましたけれども、いま一度聞きます。本県の基幹産業は何でしょうか、知事。

○知事（東国原英夫君） 建設業とか、製造業とか、観光関係といったサービス業とか、重要な産業は数々あると思いますが、やはり本県の特徴であります自然と環境といったもの、あるいはその生産額、全国で有数の生産額といったものを見ますと、農林水産業あるいは農林水産業関係の食料品加工関係のそういった総合産業が本県の基幹産業だと私は考えています。

○高橋 透議員 もう簡単でよかったんですが、農林水産業ですね。その農林水産業、実は南那珂ブロックの県民会議には水産業の方が入っていません。さらに伺いたいのは、県総合計画審議会の委員、農業、林業を代表する方はいらっしゃるんですが、これまた水産業を代表する方が見受けられないんです。なぜでしょうか。知事の見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） この総合審議会というのは、学識経験者としての委員の定数が、条例で15名と定められておりますことから、委員の皆様にはそれぞれの専門分野に限らず、幅広い御意見、御経験、あるいは御提言をいただくこととしておるところなんです。何分15名と定められておりますので、水産関係が外れてしまったと。しかし、総合計画審議会の専門部会を置くこととしておりますので、その専門部会のほうには、もちろん水産関係からも参加していただくということになっております。

○高橋 透議員 外れたとおっしゃるのは、これはまた水産関係者の方は立腹されると思うんですが、実は4～5年前でしたか、私ども県議

会の環境農林水産常任委員会が設置されたとき、実は当初「水産」の名称がなかったんです。そのことに水産関係団体の代表者などから抗議とか陳情がありました。結局すったもんだの末に、条例を改正して今の名称になったといういきさつがあります。今、専門部会でということをおっしゃいましたけれども、今後策定される中で、関係者の意見——農林水産業が基幹産業ということを明確に知事はおっしゃったわけですから、十分に意見を聞いていかれるように要望をしておきたいと思います。

次に、計画を実施する段階での市町村との協議体制はどうなるのか、お尋ねしていきたいと思います。先月、私の所属する総務政策常任委員会で、神奈川県自治基本条例について調査をしてまいりました。県と市町村の協議体制は条例に規定されて、条例に基づく協議体制で物事を決めていくべきとの考え方であり、総合計画を推進していくに当たって、市町村との連携は不可欠です。県と市町村との協議体制を条例で制度化していくべきではないか、伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のように、総合計画を着実に推進していくためには、もちろん市町村との連携というのは必要不可欠でございます。神奈川県の場合、横浜とか川崎という政令指定都市、日本最大の都市がございます。県と市の関係というものを法律化したい、制度化したい、その協議の場を。そういったものは、一部、その政令指定都市が大きいと、県との関係をとということの地域事情があったと私は理解しております。本県の場合ですが、市町村長との自治懇話会あるいは市長会、町村会、議長会といった団体との間で、私としては、満足いくと

いいですか、そういう意見の場というのは確保していると思っておりますので、今のところは、県と市町村との協議の場の法制化といった具体的なことは、まだ考えておらないというところであります。

○高橋 透議員 今、知事は、神奈川県の場合は、大都市を抱えているという特別の事情のことをおっしゃいましたけど、神奈川県は、現在、制定済み市町村が10、検討中が9です。全33市町村ありますが、神奈川県全体でこういう県と市町村との関係を法制化する、そういう環境が整いつつあるわけです。小さい市だってそこに入るわけですから、決して横浜とか川崎だけを向いたものじゃないということなんです。それと、あくまでも任意ということなんです。今、知事が、懇話会とかいろんな場で市町村と協議するということをおっしゃいましたけれども。ただ、きのう、田口議員の質問に対して知事は、国と地方との協議の場の法制化などさまざまなシステムが機能していくことが大切だということをお答えされています。例えば、今議会の補正予算の中に新型インフルエンザ対策事業があります。非課税世帯の接種費用の助成を支援するものでありますが、財源は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という負担です。しかし、この事業というのはそもそも全額国庫負担だったはずなんです。ところが、途中で方針が変わって、国は2分の1しか出しませんよ、あとは県と市町村で出してくれということになったんですね。長妻厚労大臣は、自治体負担分は特別交付税で補てんするからいいということをおっしゃっているらしいんですけれども、そうじゃないでしょう。特別交付税は総額固定されているらしいですから、これはいつもだまされ続けているらしいんです

ね、自治体は。だから、非常にこれは悩ましい問題で、信用できないと私も伺っております。

それと、今話題の農業者戸別所得補償、これも全額国庫負担ですね。私、ついこの前、新聞で見ましたら、これを、自治体に財源負担と農家に自己負担を求める。いわゆる農業共済組合みたいな制度にしたらどうかという検討も新聞に載っていて、私、びっくりしたんですが。だから、国と地方との協議の場が必要だと、知事もそういう気持ちできのうも答弁されていると思うんです。同じようなシステムを、県と市町村との関係において、協議の場を条例で縛って制度化すべきじゃないかということをお願いしているんです。市町村だって、一方的に県から押し付けられた事業によって負担をさせられたら、たまったものじゃありませんよ。そのことを私は、今度のこの総合計画をつくる上で、神奈川県みたいな自治基本条例をつくったらどうですかということをお願いしているんです。ワーキンググループなんかもつくっていただいて、ぜひ研究・検討していただきたいと思っています。

次に、知事の政治姿勢といいますか、期待できるかどうかわかりませんが、実は、知事の2期目の出馬のことを申し上げていくわけですが、総合計画の総責任者は知事にあるわけです。策定の責任者は知事です。したがって、2期目の知事選出馬を前提とした総合計画と理解をするんです。私以外のすべての方はそう理解されていると思うんです。知事はこれまでの答弁で、しかるべき時期に判断すると言われていました。そのしかるべき時期というのは今だと私は思うんです。総合計画を策定し、提案しようとする今が、出馬を表明されるタイミングだと思っています。知事は、3年前に、官製談合

事件で本県が本当に失意の底にあったときに知事に就任されて、宮崎をよみがえらせていただいた功績があるというふうに私は思っております。たまに失言がございますけれども、行政出身者にはない斬新な発想、これは知事の最大の魅力だというふうに私は評価しております。さらに宮崎を発展へと導かれていくことを、実は私は確信するんです。私の会派には賛否両論あります。私は、知事のそのすばらしい発想を、今後の宮崎の発展に導かれていくよう確信したい。多くの県民も期待しています。態度を表明するのは今ということ、私は、しかるべき時期、そのことをいま一度知事に伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 長期総合計画を実行する、20年後、30年後を見据えた総合計画ですから、計画を実行するために2期目と言われると……。計画は20年かかりますから、20年やれということになると、解釈も仕方によるとそうなるんでありますが。そのお尋ねの点ですが、今回何人かの方に答弁申し上げましたけれども、とりあえず今は一日一日を県勢発展のために、推進のために全力を尽くすということしか考えておりません。はっきり言えることは、1期は全うさせていただくということです。しかるべきときにしかるべきタイミングで私自身が判断して、また、県民の皆様、県議会の皆様の御意見等も賜りながら判断してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 この長期計画は、長期、中期、短期とあるんですよ、そのことは私、詳しく申し上げていませんけど。だれも20年知事がやるなんて思っていませんよ。この計画表を見ますと、マニフェストに基づくアクションプランというのは、確かに、知事選が終わった後、

6月議会に提案されるみたいです。でも、それまでにしっかりとした策定行動というのはずっと続くわけでしょう。そのことをする責任者はあなたなんです。だから、この計画に責任を持つべきだということ、出馬のタイミングは今だということをお願いしているんです。もう一遍私の質問に答えてください。

○知事（東国原英夫君） 総合計画というのは、行政の連続性において立てられるものだと思うんです。ですから、今、この行政としての県の方向性を我々が策定するというのは何ら問題ない。県を20年後、30年後、少子高齢化、人口減の社会で、この地域をどういう地域にしていくかというような大まかな計画を立てるということは、何ら問題がないと。それに対して、私は、20年後、30年後、この宮崎をどうするかということに対して責任を持って計画を立てるということでございますから、2期目、3期目の出処進退とはまた別だと考えております。

○高橋 透議員 一致するところはあるんですよ。長期な部分は普遍的なものとして、当然だれがなってもその部分は生かされないといかんと思うんです。ただ、アクションプランは少なくともあなたは手がけるはずですよ。そのことについて責任はあなたにあるわけで、そのことを手がけることによって、次に知事になれる方の手足を縛ることになるわけでしょう。だから、私は、しかるべき時期というのは今だというふうに申し上げたいんです。出るか出ないか、そのことをはっきり申し上げる時期は今だというふうに思うんです。もう一度お願いします。

○知事（東国原英夫君） アクションプランをつくるというのは、私の責任のもとでやっていくと思います。それを実行されるかどうかとい

うのは、次の知事さんの判断だと思います。

○高橋 透議員 私の質問の趣旨がわかっているんじゃないかもしれませんが、アクションプランをつくられる責任者は東国原知事ですよ。そのことを実行する段階であなたがいない。新しい知事が来る。それでいいかということです。

○知事（東国原英夫君） アクションプランというのは23年の1月に発表なんです。それは、2期目の知事さんのマニフェストを踏まえたアクションプランということは入っております。ですから、アクションプランはつくるんでしょうけれども、それは、次の知事さんのマニフェストあるいは総合計画に生かしていかれるものだと思います。僕はそういう理解をしています。

○高橋 透議員 よくわかりません。あなたとは違う候補者のアクションプラン、マニフェストを参考にアクションプランをつくるということなんです。このことに集中しても、私、ほかにも大事な質問を控えていますので、どなたかとやっていただきたいと思っています。

通告しています水産業の振興についてお尋ねしていくわけですが、水産業は深刻なんです。低迷が続いていることは御承知のとおりなんです。特に燃油高騰、そして、ことしは魚がとれなかったんです。おまけに魚価も安かった。踏んだりけったりで、漁師の方は嘆いていらっしゃいます。この深刻な水産業の現状をどう見られているか、知事に見解をお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 本県の水産業につきましては、日向灘におきますまき網とか船びき網等の漁船漁業や養殖業、全国の沖合で操業するカツオ一本釣り、マグロはえ縄漁業などを中

心に、全国でも有数の生産量を誇っており、地域の重要な産業であると考えております。しかしながら、近年の漁業経営におきましては、議員御指摘のように、非常に厳しいものがあります。資源の悪化に伴う漁獲量の減少とか、燃油などの高騰によるコストの増加、景気後退による産地魚価の低迷、そういったもので収益が減少し、極めて厳しい状況だと言わざるを得ないと思っております。このため、県といたしましては、養殖場の整備や栽培漁業の推進による漁場生産力の維持向上、操業方法の改良やグループ化によるコスト縮減あるいは削減と漁獲物の付加価値向上の推進、そしてまた、みやざきブランドの確立や産地の販売力強化、こういった施策により収益の増、あるいは資金繰りの円滑化のために緊急的な資金対策も講じておるところであります。今後とも、持続できる水産業・漁業の構築に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

○高橋 透議員 燃油高騰のコスト対策なんですけど、一時、燃油が1リットル120円を超えましたね。そういう時期もありましたから、省燃油操業実証事業というものが打ち出されて、燃油高騰分を助成する事業が展開されました。この事業を生かされたんでしょうか、農政水産部長、お尋ねします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話ございました燃油価格の高騰に対応した国の省燃油操業実証事業でございますけれども、本県では、昨年の9月から今年の8月にかけて、多くの漁業者が、燃油価格急騰に対するセーフティネットとして本事業に取り組んだところであります。しかしながら、その後の燃油価格の急落等もございまして、燃油代が補償基準を下回ったといったことから、結果的に国による補てん

は行われなかったところがございます。燃油価格は、経済情勢や投機筋の動向等によりまして、今後も大きく変動することが予想されております。現在、国のほうでは、新たなセーフティネットとして、燃油価格が一定の基準を超えて上昇した際に、補てん金を交付する事業が検討されているというふうに向っておりますので、県といたしましては、これらの国の動きを今後十分注視してまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 適用はなかったということなんですけど、そうだと思うんです。基準が86円です。このハードルが高いわけです。現在60円台の後半で推移をしているようですけれども、現場の漁師さんから言わせると、従来42～43円、このときの値段じゃないとやっていけないというふうにおっしゃっています。それどころか、最近、租税特別措置の見直しが検討されていまして、たまたま私、テレビを見ていましたら、重油の免税措置、いわゆる石油石炭税の免税が廃止になる、俎上に上がったということをニュースで見ました。そうになると、約2円4銭が燃油に上積みされるということになるんです。非常に心配をします。今、部長の答弁にもありましたように、有効な対策を検討中ということですから、今後も国に強く働きかけていかれるように要望しておきたいと思っております。

次に、融資制度の関係で質問しますが、9月補正で制度化されました漁業緊急保証対策資金利子補給金は、資金に困窮する漁業者を幅広く対象にすべきだと私は考えます。どのような融資基準になっているのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話にございました漁業緊急保証対策資金につきましては、

厳しい状況に直面しております本県水産業の経営改善を早急に支援するため、漁獲金額や利益率が前年に比べて3%以上減少するなど、一定の要件に該当する漁業者に対しまして、県の利子補給による低利融資を行い、資金融通の円滑化、金利負担の軽減を行うものでございます。融資に当たりましては、返済の可能性が判断基準となることはもちろんですが、その際、現在の経営状況だけで判断するのではなく、今後の経営改善に意欲的に取り組む漁業者につきましても、本資金を幅広く活用できるように、関係機関に要請をしたところでございます。県といたしましては、資金を必要とされる漁業者の方々の要望にこたえ、できるだけ速やかに適正かつ円滑な融資が行われますよう、関係機関に対する指導を徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 ありがとうございます。弾力的な措置を検討されているということですから、大変喜ばれると思います。ただ、この40億の枠、現場に聞きましたら、57億も申請の動きがあるというようなことですから、それだけこの融資に対する期待というのが漁師の方々にはあると思うんです。ぜひ審査を緩やかに——緩やかにといたしますか、弾力的な措置がしっかりと講ぜられるようお願いしておきます。

次に、農業や林業と同じように加工などによって付加価値をつけることが、水産業の生き残れる道の一つではないかと考えております。いわゆる農商工連携であります。しかし、農商工ファンドは新規開発商品しか支援の対象にしません。既存の加工品を今以上に販路拡大していきたい。そのためにはいろんな設備が必要なんです。でも、農商工ファンドは新商品じゃな

いと支援をしませんから、何とか今の既存の加工品に支援ができないのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話にございましたように、付加価値の高い水産加工品の販売等を通して、漁業所得の安定向上を図っていくということは大変重要であると思っております。現在、県内の各漁協では、女性部を初めとして、水産加工品の開発あるいは販売促進などに積極的に取り組まれているところであります。これらの取り組みに当たりましては、お話ございました、例えば原材料をストックする冷凍庫とか、あるいは加工機械等の施設整備が必要となりますので、県といたしましては、従来から、これらの施設整備に対しまして、各種の補助事業等を活用し、支援を行っているところであります。今後とも、関係機関・団体とも連携しながら、水産物の高付加価値化に向けた取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 ありがとうございます。以前も私、この場で申し上げたかもしれませんが、日南漁協大堂津婦人部が取り組むみやざきブランド「かつおうみっこ節」、こういった加工品があります。ことしは、先ほど言いましたようにカツオは不漁でしたが、それでも地元でさばき切れないんです。さばき切れないカツオは、どんどん土佐に流れているらしいですね。土佐は、大規模な加工施設あるいはそういう能力があるらしいです。水揚げでは日南が格段に上です。でも、土佐のほうが日本では、土佐かつおで有名ですね。日南のほうが水揚げでは上回っているわけですから、日南かつおが日本一。どうか水産振興に今後とも力を入れていただくようお願いをしておきたいと思っております。

水産業については以上で終わりたいと思います。

次に、道路行政についてお尋ねをしてみたいです。複数の議員から、国交省の概算要求に対する知事への見解等が求められてきましたが、私は、国道220号、青島日南改良対策に絞って質問をしてみたいです。

概算要求を作成されたのは、九州地方整備局ですね。高速道、直轄道などの全体予算を20%減額されたということでもあります。ただ、今回、国道220号の防災改良事業が無視されたのは、かつて凍結されたときに費用対効果が持ち出されましたが、あの費用対効果を再度持ち出された結果なのか。概算要求で計上されなかった理由を、知事、説明いただければ、よろしくをお願いします。

○知事（東国原英夫君） 理由をと言われても、新政権に理由を聞きたいのはこっちでございまして、九州整備局長から説明されたのは、基本的に、国土交通省は新規事業はやらないという説明でありました。ですから、BバイCとか、あるいはBバイCの新たな基準、例えば災害とか医療とか、そういったものを入れるというような細かい説明はございませんでした。ただ、国土交通省さんは、原則、新規事業は行わないということで説明を受けました。しかし、この220号と東九州自動車道の日南のほう——南のほうですね——こちら大幅に予算を削減されているんです。そうすると、南に——日南、串間ですね——行く道あるいは志布志まで回る道が2本ともおくれるということですから、220号と東九州自動車道の南のほう。これは私はゆゆしき事態だと思っております。非常に遺憾だと私は考えております。

○高橋 透議員 「細かな説明はなかった」だ

けでいいんですよ。私が聞きたいのは——知事も一緒に行きました、ことし7月5日に、当時の国交省の金子大臣が見えました。あのときに現場を見て、費用対効果だけじゃはかれませんねということ認識された結果が、凍結解除になったはずなんです。私は、説明に見えたから、あなたに、理由は何だったのかと聞いたんです。そこをあなたは率直に答えてくださればいいわけで、そのときにBバイCをもう一度質問されなかったことは、私は逆に問題だと思いますよ、なぜ凍結なんですかと。

私は、ここで一つ問題にしたいのは……。

○知事（東国原英夫君） 問題ですよと今おっしゃいましたね、それに対する答弁をします。

○高橋 透議員 いや、私が今質問しているんですよ。

○中村幸一議長 ちょっと、知事、待って。

○高橋 透議員 全体の公共事業削減、20%、これ、明確に説明されました。これは政治主導ですよ。20%公共事業、政治主導で。ただ、具体的な九州整備局での予算の配分とか割りつけというのは政治主導だというふうに思っていますか、その見解をお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） それはわかりません。政治主導で20%削減というのは、おっしゃるとおりです。箇所づけとかそういったものが官主導になったことは、私は推しはかれません。わかりません。

○高橋 透議員 私も憶測でしか物を言えないんですよ。ただ、全体の公共事業の20%が政治主導で削減されたのは事実です。20%引いたその残りで九州に割り振られた。これを配分したのは現場の方々だと思うんです、九州地方整備局の。だから、私が先ほど言った、あの7月5日は何だったのということを申し上げたいんで

す。

私は、もう一つ知事に申し上げておきたいんですけど、説明に来られたのは11月24日午後でしたね。この午前中に日南市長、議長、あるいは関係する自治体、これは県道・河川の要望でしたけれども、たしか市長は、あわせて220号を強く言われました。でも、あなたはあのときに何とおっしゃったか。「私は政権与党寄りじゃありませんが」とおっしゃいましたね。後で、「冗談ですから、これは」というふうにつけ加えられました。これは言っちゃならぬ言葉だと思うんですよ。その後に九州地方整備局長が来て、220号はもう無視ですよということだったわけでしょう。この流れを見たあの方々は、知事は本気で220号のことを考えていらっしゃるんでしょうかと、やっぱり首をかしげられたと思うんですよ。この220号の防災改良事業、非常に重要ですから。知事もそういう認識だと私は思います。ぜひ、着手に向けた知事の意気込みを——誤解のないように、220号の凍結を今されていますから、この復活、事業着手の意気込み、その本気度をぜひ知事にお聞かせいただきたい。

○知事（東国原英夫君） 本当に遺憾ですね、遺憾ですよ。問題であるとか、意気込みがないとか、首をかしげられたとか、どなたですか、議員だけじゃないですか。私は、220号、この数年、就任してから、東九州自動車道も含めて、宮崎県の社会基盤整備、インフラ整備に全力で取り組んでいるんです。BバイCの説明がなかったのは問題だとおっしゃいましたが、私はずっとしていますよ、いろんな機会をとらえて。国にも言ったし、政務三役にも言いました。今までのBバイCだけではいけないんじゃないか、前政権にも言いました。ずっと言ってきていますよ。誤解のないように、その首をか

しげられた方には言っておいてください。頑張っていますから。でも、20%カットの中でああいう答えが出たので、今、計画を立てていますが、国土交通省大臣に直接直談判に行くと、社会基盤整備について。そういったものを今計画しています。会ってくれるかどうかわかりませんが、それはチャレンジしていきますよ。それを僕は政治生命をかけてやります。以上です。

○高橋 透議員 だから、私は、誤解を招くような発言があったらいかなでしようということをお願いしたんです。知事は一生懸命やっています。それは認めています。だから、その言葉には気をつけていただかないといけませんよという意味で私は申し上げました。だから、ここでいま一度、本気度をこの議場でお尋ねしたんです。それでいいですよ。ありがとうございますと私は素直に申し上げます。

極論に聞こえるかもしれませんが、知事、いいですか、私は、この220号は高速道よりも優先されるべき道路だと思っているんです。あそこには1,200名の方が住んでいます。そして、御存じのように、県内で2番目の観光都市になりました。100万人を超えました。鶴戸神宮につながる国道なんですね。本県にとって無視できない、本当に命の道路だということ、これは知事も認識された上で、先ほどおっしゃった答弁のとおりだと思うんです。私も凍結解除に汗をかきますので、今後、今おっしゃられたことを信じて、先頭に立って220号の整備をよろしく願っています。

最後に、教育問題に移っていきます。

平成15年に高等学校再編整備計画が策定されて、23年、高原高等学校が統合されて終了します。しかし、少子化は依然として進行して

いますので、今後さらに次の再編計画があるんじゃないかという心配、危惧をしておるんですが、もしあるのであれば、その方向性について教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校の再編整備につきましても、平成15年度から24年度までの10年間の再編整備計画に基づき、特色と活力のある高等学校の創造を目指しまして、現在取り組みを進めているところであります。平成25年度以降につきましても、少子化によって高等学校の入学者がさらに減少することが予測されていますことから、新たな再編整備計画を策定することが必要であるというふうに考えております。

そこで、今年度から、学識経験者等から構成されます宮崎県学校教育改革推進協議会におきまして、「今後の高等学校教育の在り方」というテーマで、少子化等による生徒数減少に対する対応と多様な生徒のニーズに対する対応の2つの視点を設定しまして、検討を始めているところであります。この協議会での会議や、県内7地区で開催しております地区別協議会におきまして、保護者や有識者等からさまざまな御意見を伺い、平成22年度末を目途に協議のまとめをいただくことにいたしております。その後、この協議のまとめを踏まえて、さらに県民の皆様幅広い御意見をいただきながら具体的な検討を進め、平成25年度以降の新たな再編整備計画を策定する予定にいたしております。以上です。

○高橋 透議員 今、教育長からありましたように、25年度以降の再編整備計画があるということで理解をいたしますが、従来の再編整備計画に、1学年4学級から8学級を基本とする適正規模があります。いわゆる1学年3クラス以

下は統廃合の対象だということの裏返しだと私は思うんですが、23年統合予定の高原高校を除きますと、現在、1学年3クラスの高校は7つあるんです。五ヶ瀬中高一貫校、日向工業、西都商業、海洋高校、高城高校、飯野高校、福島高校です。五ヶ瀬は特別扱いで再編対象外と私は思うんですが、6校は再編の対象になると理解しなければならないのか、いかがでしょうか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 今、議員からの質問の中にございましたように、現在、取り組みを進めております県立学校の再編整備計画におきましては、全日制高等学校における1学年の適正規模は、4学級から8学級を基本としておりまして、1学年4学級以下の高等学校については、さらに1学級の削減を行うことが予想される場合に統廃合を検討することにいたしております。したがって、お尋ねの1学年3学級の高校がさらに1学級減となるというような場合には、現在の高等学校再編整備計画では再編の対象になるということでありまして、ただ、これは一律に適用されるものではなくて、高等学校の所在地や学校種、生徒、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮するものとしております。以上です。

○高橋 透議員 今、教育長の答弁にありましたように、一律に再編はしないということでありました。今後10年間で生徒数が1,400人減少すると数字が出されていますが、単純に考えれば、県全体で学級数にして36減らさないといけないという報告もされております。次期再編計画において、4から8のただし書きを含めて、適正規模の見直しをする考えはないのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 高等学校の適正規模

につきましては、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会を確保することができるのか、あるいは活気ある学校行事や部活動が展開できるのか、そのような観点から考慮していく必要があると考えております。平成25年度以降の再編整備計画の策定に当たりましては、1学年3学級以下の各学校のあり方につきまして、今申し上げました観点に加えまして、通学の利便性や地域のニーズ等を踏まえ、今後、学校教育改革推進協議会や県民の皆様の幅広い御意見を伺いながら検討することになるものと考えております。以上です。

○高橋 透議員 いろいろな知恵・工夫で、地域に高校を残す努力をしてほしいんですが、県境にある地区、こういったところと連携した高校入学についてはどんな検討がされているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校は、県の予算により設置・運営しているもので、これは自明のことですけれども、県立高校に入学できるのは、そのような事情から、本人及び保護者が原則として県内に住所を有する者としているところでもあります。しかしながら、現在、地理的に近く、生活圏を同じくする県境の一部の地域におきましては、通学の利便性や生徒のニーズ等の事情を考慮して、これまでの慣例に従いながら、お互いに県を越えて入学を認めている状況があります。一方で、県を越えての入学を認めていない県境地区もあるところでもあります。県を越えた入学を認めるか否かにつきましては、なかなか難しい課題があるというふうにとらえておりますけれども、今後、隣県と情報交換を行い、地域や保護者のニーズを慎重に見きわめながら研究してまいりたいと考えます。

○高橋 透議員 適正規模とも関係するんですけど、この前、新聞に出ていましたね。五ヶ瀬の隣の熊本県の蘇陽高校、ここは来年、矢部高校に統合されてなくなっちゃうらしいんですが、ここは全校生徒は81人です。1クラスです、1学年1クラス。鹿児島にも2クラスの高校はいっぱいあります。隣県では、3クラスなくても、2クラスでも1クラスでも、ぎりぎり地域に高校を残そうという努力をしているんです。連携の時代と知事も最近よく言われますが、教育も連携の時代ですから、ぜひ、地域でいかに子供たちが学べるか、せめて高校まで。そのことをぜひ宮崎県教育委員会も、隣県と連携をして教育の提供をお願いしたいというふうに思います。

次に、部活動の学校間の連携の現状についてお尋ねしていきますが、少子化で生徒数が減っていますから、部活動も少なくなってきました。学校間の連携は現在あるわけですが、現状を簡単に答弁ください。

○教育長（渡辺義人君） 本県の公立中学校における運動部活動の加入率は、70%前後で推移しておりますが、加入者は、少子化の影響もありまして、本年度と5年前の平成16年度と比較をいたしますと、2,857人の減となっております。このような状況の中で、特に少子化の影響によりまして、単独校でのチーム編成ができない学校もありますことから、県中学校体育連盟が主催する大会においては、合同チームによる出場を可能とする措置が講じられております。本年10月に行われました県中学校秋季体育大会の地区大会への参加状況で申し上げますと、サッカー、ソフトボールなど4種目において、28校が合同チームを編成して大会に参加しているところであります。以上です。

○高橋 透議員 合同チームが認められて、子供たちの参加というのが広がってきているわけですが、ただ、その条件がちょっと厳しいんじゃないかと思うのがあるんです。私のことを申し上げますけど、私の次男坊は酒谷中学校の1年生です。バレー部しかありませんが、1年生でレギュラーなんです。6人しかいません。ただ、問題になるのは、6人いるから、外部からの助っ人はだめだということになっているらしいんです。試合中にアクシデントが起こったら、これで棄権じゃないですか。ぜひ学校間連携の条件が厳しくならないように、今後検討する余地があるかどうか、これは中体連の管轄になるでしょうが、県教委からも指導できないのか、答弁ください。

○教育長（渡辺義人君） 部活動に励んでいる子供たちに、日常の練習の成果を存分に発揮できる環境や機会を与えるということは、大変大切なことであると考えております。今、議員から御紹介のあったような事例もお聞きしましたので、関係団体におきまして、人数不足でチーム編成ができない学校や生徒が、これまで以上に大会などに参加しやすくなるような環境整備ができないのかということにつきましては、私も中体連の関係者等とお会いする機会もございますので、そういうお話があったということをしかりとおつなぎをして、前向きに検討できないか、いろんな課題があると思いますけれども、そのようなことをお伝え申し上げたいと思います。以上です。

○高橋 透議員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

最後に、校長とか教頭が今、降任する現状があります。その実態について、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 希望降任制度でありますけれども、校長や教頭などの教職員本人の希望を踏まえまして、管理職等に任用される前の職に降任することによりまして、学校運営の円滑化と組織の活性化を図りますとともに、当該教職員の意欲を喚起し、職務遂行能力を最大限に発揮させることを趣旨としたものであります。数字として申し上げますと、制度を開始した平成15年度以降、1人の校長と11人の教頭が教諭へ希望降任をいたしております。以上です。

○高橋 透議員 教頭職の降任が多いようですが、過重労働じゃないかと私は思っているんです。PTA対策、地域対策、仕事量。朝6時出勤らしいですね。私は重い負担になっていると思うんですが、教育長の見解はどうでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 教頭職につきましては、校長を助け、学校内の校務を整理するとともに、必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる職務でありまして、その職責には重いものがあるというふうに思います。具体的には、教職員のサービス管理ですとか、あるいは学校施設の管理、それから保護者や地域への対応、こういったことで、学校運営のかなめの存在として、教頭職というのは大変多忙感というのがあるのは、議員御指摘のとおりだというふうに考えます。

○高橋 透議員 心的疾患教諭もふえておるらしいですが、教員評価制度もやり過ぎじゃないかという声もあります。いろんな面で検証していただきたいと思っています。

最後に、今後20年を見据えた長期計画、冒頭申しましたように、均衡ある県土の発展、教育・文化も、どこに住んでいても受けられる、そ

ういう宮崎県をつくっていただくために、ぜひ知事には、これからも誠心誠意頑張っていたくことを心からお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○萩原耕三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） 早速、一般質問に入らせていただきます。午前中、激論がありまして、お昼休みを挟み、冷静に議論したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず、知事の政治姿勢について、国と地方の関係についてお伺いをいたします。

鳩山政権になって、はや2カ月が過ぎ、総理自身の政治資金規正法の問題や米軍普天間基地移転の混迷、そして子ども手当に関して、総選挙のマニフェストでは今まで一言も言っていない、財政負担を地方自治体、企業に求める発言など、余りにも閣内不一致発言が目立ちます。そして、民主党の政権構想5原則の中に、「中央集権から地域主権へ」がしっかりと明記され、さきに地域主権戦略会議が設置をされました。これまでの地方分権のイメージは、国から権限、財源等を分けてもらうという上下主従関係の印象はぬぐい切れていませんでした。その点では、地域主権の発想は新しい国の形を目指すものとして評価いたします。しかしなが

ら、八ッ場ダム建設中止等に見られるように、関係自治体や住民との協議もなく、マニフェストに書いてあるからと、いきなり事業中止の結論が発表されて、住民や関係自治体は戸惑い、反発の声も上がっております。地域主権国家を目指すという鳩山政権の現実の政治手法は、中央集権的ではないかという声すらあります。地方の声をもっと聞く必要があるのではないのでしょうか。そこで、地域主権について知事はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

以下の質問に関しましては自席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

新政権は、地方の権限や財源は中央から分け与えられるものではなく、地域のことは地域に住む住民が決めるという考え方に立って、地域主権を政策の一丁目一番地に掲げ、国民目線の政策を実現するとしておられます。私は、地方分権あるいは地域主権というものの本質は、地方が自己決定・自己責任の原則に基づいて政策や住民サービスのあり方を決定し、実行できるようにすること、そのために必要な権限、財源をしっかりと確保することが肝要だと考えております。地方分権・地域主権を確立するためには、国と地方が本当の意味で対等の立場に立つことや、国、県、市町村の役割分担を明確にすることが必要であります。その意味から、国、地方双方が率直な話し合いを行う機会を数多く確保することが大切であり、今回の新たな陳情方法を初め、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場などが十分機能していくようにしなければならぬと考えております。〔降壇〕

○十屋幸平議員 まさに、最後のくだりのほう

の、国と地方の関係が対等であるということがまず大前提であって、その次にそれぞれの国、県、市町村の役割分担ということをしっかり考えていく、これはやはり地方のほうから情報発信しなければなかなか伝わらないと思いますので、その点は知事のほうにお願いしたいと思えます。

次に、政治主導についてお伺いをいたします。11月30日の毎日新聞では、「色あせた政治主導」「仕分けはイベント」と、かなり厳しい論調の見出しで報道されていました。そして、宮日新聞に、京大大学院教授佐伯啓思氏の「民主党の政治主導とは」という記事が載っていました。その記事の一部の文を読みます。

「実務と調整」という欄です。「私は、本当に脱官僚政治などというものが成立するのか疑問に思うし、政治主導や脱官僚政治も、せいぜい程度問題か、あるいは見かけ上のものになるだろうと推測する」云々とあります。最後に、「本当の政治主導とは、政治があるべき国家像や将来像を提示して、ある方向を打ち出し、国民を引きつけていく指導行為ではなかろうか」というふうに結んでおります。

今の民主党政権では、脱官僚依存、天下り根絶を御旗にしているんですけれども、日本郵政社長や人事院総裁に官僚OBを、政治主導で適材適所を理由に起用しました。そしてまた、国会議員の大事な仕事であります議員立法を禁止するという事などで、非常に我々議員としては理解に苦しみます。私が思う政治主導とは、官僚を排除するものではなくて、官僚の専門的な知識や能力をいかに引き出して国民の公僕として働いていただくか、そういうふうを考えております。そこで、知事の考えます政治主導についてお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私も、政治主導というのは政治家が最終的に判断するものだと思いますが、その過程において、事務処理とか、事務手続とか、政策立案とか、そういったものはやはり高度な専門知識や技術を持った人たちの協力を得ずして成り立つものではないと思っています。私は、知事の立場から言わせてもらおうと、職員の協力なしに政策あるいは実務というのはできないものですから、そういう職員あるいは官僚を十分に使いこなして十分にその能力を発揮する、それを政治主導で行うこと、政治主導とは、突き詰めると、国民目線で地域の住民や国民の考え方にのっとった判断を下す、いわば国民主導だと私は考えております。今回の地方分権・地域主権という一丁目一番地の新政権の政策ですが、こういったものも政治家が主導して、政治家が判断して、地方分権・地域主権を確実に着実に実行していただくことを期待するものであります。

○十屋幸平議員 まさに意見は一致しているんですけれども、本当にそういうことで知事のほうにも県政運営にも頑張っていただきたいと思えますし、先ほどありました政治主導イコール国民主導ということで、ぜひ県民主導ということで県政運営に頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、事業仕分け委員会についてお尋ねしたいと思えます。国の予算の無駄を洗い出す、いわゆる事業仕分け作業が国民注視の公開の場で、ネット中継や連日のマスコミ報道とあわせて実施されました。国民は税金の使途について高い関心を持ち、納税者意識を喚起し、事業仕分けに高い評価と支持をしています。私も、予算の無駄遣いや天下りは徹底して削減、廃止しなければいけないというふうには思います。し

かし、事業仕分けの問題点としていろいろ報道されていますのは、対象事業の選定が不明確、仕分け基準が明確でない、地方の声が生かされていない、科学技術研究予算の縮減など、国家戦略の先が見えないなどという指摘もあります。財務省が対象事業の問題点を列挙して、査定マニュアルと称して参考メモを仕分け人に配付するなど、財務省主導で行われたということも事実のようであります。そこで、知事に、事業仕分けをどのように見ているか、何回も御答弁されておりますけれども、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今回の仕分け作業におかれましては、予算の使われ方、国民の税金の使われ方、事業の選定過程、事業の趣旨等々が衆人環視のもとで国民の知るところとなったということに関しては非常に有意義だったと思っております。そしてまた、議員御指摘のように、選定時間の問題、あるいはその選定内容とされた基準の問題、あるいは政治銘柄が入っているんじゃないとか、あるいは財務省主導ではないかといったような問題点も浮き彫りにされた——問題点が浮き彫りにされたことがまたこれも有意義だったんじゃないかなと私は思っています。今後、仕分け作業が予算編成にどう影響するか、反映されるかというのは、これまた政治主導で行われなければいけないと思っております。ただ、地方の立場から言いますと、地方の実情を踏まえた政治判断していただきたい。例えば、公共インフラの問題、かんがいや港湾とか道路とか、そういったものも仕分け作業の対象になっておったので、こういったことをもう一つ行政刷新会議のほうでは地方の実情に考慮していただいて、政治判断をしていただきたいと期待しております。

○十屋幸平議員 一昨日からの質問の中で相当議論されましたので、今、知事がおっしゃったとおり、私も同感であります。国の予算の仕分けをするということは、とりもなおさず、大半、地方自治体に予算が振り分けられまして、そこで1,800自治体の予算にも関連してくるわけですから、当然、県も市町村も大きな影響を受ける。先ほど知事から、よく言われますように、地方での目線、いろんなこと、意見、そういうものを行政刷新会議の中で国のほうにはちゃんとしていただくように要望なりをしていただきたいというふうに思っております。

それに関連しまして、今度は、連立政権の県予算への影響という点で質問させていただきます。厳しい経済・雇用緊急対策として第1次補正予算が組まれました。政権交代がありました。補正予算の停止・凍結、そして今回の事業仕分けによる本県と各市町村の予算への影響について知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 先般、10月16日に閣議決定された国の補正予算の執行停止による本県予算への影響については、国から直接補助を受けて県内の団体が行う事業の内示額が要望額を下回ったことに伴い、それとあわせて措置することとしていた補助金の一部が結果として減額となる事業がありますが、本県及び県内の市町村の予算への直接の影響は今のところありません。しかし、事業仕分けの内容で、地方交付税とか、地方のインフラの問題等々の社会基盤整備、例えば農道整備事業、そういったものが廃止されるという判断があったので、今後、本県や県内の市町村への影響が懸念されると考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、これが行政刷新会議、親会議、本会議のほうで議論されると思っておりますので、そこは地方

の実情に配慮された判断を期待するものであります。

○十屋幸平議員 今回の質問は、民主党政権に対する質問と、知事に対する関連ということで、非常にやりにくい側面もあるんですけども、民主党のマニフェストでは、地方の自主財源を大幅にふやしますというふうに書かれています。先ほど知事も答弁されましたが、事業仕分けにそぐわない地方交付税を仕分けの対象事業としました。原口大臣も、地方交付税の1兆1,000億円の増額を求めました。すると、すぐに藤井財務大臣が、私の常識では考えられないと一蹴して、我々地方はどちらの言葉を信じていいのかわからないのは、議会、執行部側も同じだと思います。不安ばかりが先に立っております。今議会も議論がありました農道整備事業の廃止、これは全く地方の実情が理解されていないということで、甚だ疑問であります。民間仕分け人と言われる方々は、大学の教授、シンクタンクの職員、証券会社のアナリストなど専門家の方々に、有識者と言われる方々であります。そして、とりもなおさず、大都会の方々が中心で構成されています。そうすると、どうしても都市の視線、そして費用対効果ばかりが目立ちます。事業仕分けがなされた後で、今後、宮崎などの地方はどのように要望を国に行って、地域の活性化に取り組むのか、知事のほうにお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 事業仕分けで地方交付税についての抜本的な見直しということが出ました。減額ではないそうなので、抜本的な制度の見直しということなので、今後の議論を期待したいと思います。期待している部分というのは、恐らく法定率を上げていただけるんじゃないか、総額の確保はしていただけるんじゃないか、

そしてまた事項要求だった1兆円、あれも確保してくれるんじゃないか、いただけるんじゃないかなど、大変な期待をしているところでございます。そして、交付税というのは、一括交付金とも論議をセットでやらなきゃいけないと思っていますので、十分な財源確保と、財政調整機能、そういったものを持つような制度設計をしていただきたいと思っております。

陳情なんですけど、陳情は、基本的には窓口を一元化するというところでございますので、民主党県連政策会議等に要望してまいりますが、これも閣内、ちょっと意見が違うところなんですけど、重要事項に関しては、首長さんは直接、政務三役に陳情してもいいというようなこともお伺いしておりますので、その辺は行ってみらんとわからんかなという感じでございます。

○十屋幸平議員 いろいろ違うのは、きょうの読売新聞でしたか、岡山の民主党県連と岡山県の各自治体の方々が意見交換した場合に、岡山の民主党県連は、一元化されたんだからといって、上に行く必要はないんだというような発言をされて、岡山県知事が腹かかれて、県議会も同調されまして、「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書」ということで出されております。宮崎県議会の民主党さんはそうはないと思うので安心しておりますけれども、直接訴える場所を、国民の請願権、憲法の部分もあると思いますので、しっかりそういうものを使ってやっていただきたいと思っております。それから、細島港等県内インフラ整備対策、これは前振りの大型岸壁とか、北郷一日南間、220号、いろんなことであります。概算要求に漏れたり、そういうところがありまして、こういう地域活性化に必要な港湾、国・県道路等のインフラ整備を県はどういうふうに取り

り組むか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は就任させていただいてから3年間、宮崎県の社会基盤整備、インフラの整備、おこなっている地方に特段の配慮をお願いしたい、せめて全国平均レベルにはさせていただきたいということを強く前政権にも新政権にも述べさせていただいているところであります。それは東九州自動車道であり、細島港、港湾、河川であり、九州横断道延岡線であり、220号であり、あるいは国・県道であり、そういったものが非常に本県おこなっておりますので、それらをセットにして整備をお願いしたいと。地域主権と言っておられる新政権の中で、地域間競争、地域は競争してこれから発展していくんだと。競争であれば、平等に、せめて平均的にインフラ整備をしてくれと、そして条件を整えてから競争のスタートに立てるということを私は考えておりますので、そういったところは今後も声を大にして国あるいは関係機関に要望、提言をさせていただきたいと考えております。

○十屋幸平議員 午前中からもいろいろありまして、我々も一緒になってやらなければ、なかなか声が国のほうに届かないのかなというふうに思っております。県も含めて、各市町村、団体も、民主党県連の政策会議のほうにいろんな要望をされたというふうに伺っております。ある団体関係者からは、何か踏み絵をさせられているようだという声を聞きました。これはうそか本当かわかりません。そういう声をその方から伺っただけであります。このまま地方は、県民も含めて、鳩山政権が言われるまま、宮崎に必要なインフラ整備、ほとんど新規だったりとかするわけですが、先ほどもありましたが、新規事業は認めない、それをただ黙って指をくわ

えて見ているわけにいきません。江戸時代とかそういうときは、農民も「むしろ旗」を立てて農民一揆をして、代官様に要望に行ったり、抗議をしたり、それで命を落としたり、そういう時代がありました。今の時代がそうとは言いませんけれども、むしろ旗を立てて地方一揆の声を上げて、そして国会へ、県内の首長さん初め、議会を初め、いろんな方々が行動を起こすということも、そこまでやらないと、なかなか地方の声が届かないのかもしれないというものを実感しております。そういうところで、先ほどの議論の中では、政治生命をかけて大臣のほうに要望に行くというふうに知事はおっしゃいました。そういう国への要望、陳情活動、むしろ旗を立てて一揆を起こすぐらいの行動をされるかどうか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 検討させていただきます。就任して以来、道路に関しては世論がアゲインストなんです。世論が非常に厳しかったんですが、それでも地域が発展するためには、あるいは住民の命を守るためには最低限のインフラ整備は必要だということを声を大にして言ったんですけれども、どうも都市部に行くと、都市部の議論、あるいは学識経験者とか評論家の論がまさってしましまして、ともすると、地域エゴではないかということと言われることがあったんですけれども、それでも私は、どんなことを思われようと、私は宮崎のために、あるいはおこなっている地方のためにと頑張ってきました。これからもそのつもりであります。日向でしたか、東九州自動車道建設促進地方大会、あそこで私は一揆という言葉を使わせていただきました。必要とあらば、そういったこともやっていかなきゃいけないときが来るのではないかとこの予感もしております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。本当にそのぐらいの行動を起こさないと、議論だけではなかなか国のほうへ届かない。知事がおっしゃいました、仕分けのところでもお話をしました、都市部の方々の意見と地方の意見が全く違うというところで、マスメディアを利用させていただくとしたら言葉が悪いんですけども、そういう行動を起こすことによって、地方の声を国のほうへ届けさせなければいけないというふうに思います。もし知事がむしろ旗を立てるなら、私が先頭に立ちますので、よろしく願いいたします。

次に、情報政策の推進についてお伺いしたいと思います。

午前中も新見議員が情報の共同化ということで質問されました。情報技術の進展は日進月歩という言葉が全く当たらないぐらいに、すさまじいスピードで進化しています。そのような中であって、最近、新聞、テレビ等でクラウドという言葉を見聞きするようになりました。クラウドというのは、わかりやすく言いますと、雲であります。ネット上の巨大な雲の中に、企業運営の方法や社会システムで必要な情報資源があります。それをパソコンや携帯電話などの端末画面でメニューを操作して選択して、必要な作業をいたします。雲の端末から利用することでクラウドコンピューティングということで題に上げさせていただいております。わかりやすく言いますと、今、皆さんが使っていますヤフーやグーグル、これは無料でウェブサービスが受けられますけれども、その技術を進化させて、有料で法人や公共機関がITサービスをするというものであります。これは、これからコンピューターの利用方法の大きな転換になりまして、所有から利用へ、そう変えることで

クラウドは人類社会の変革を加速すると言われるほど、今後のコンピューターの活用の方向性を決める重要なシステムだと考えます。そこで、午前中にもありましたけれども、本県の新規事業として自治体クラウド開発実証事業に取り組んでおりますが、その取り組みと、どのような効果を期待しているのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 自治体クラウドへの取り組みでありますけれども、これは全国の自治体が個別に構築、運用しております情報システムを全国数カ所のデータセンターにバランスよく集約しまして、最新のIT技術を活用して共同利用する仕組みでございます。本県におきましては、佐賀県、大分県と共同で事業に取り組んでいるところでありますけれども、宮崎、大分両県の市町村が県境を越えて住民情報や税などのシステムを共同利用するということが自治体クラウドの将来の姿を示すものとして注目されているところでございます。事業の効果につきましては、特に、増加傾向にあります調達・運営コストを共同利用によって大幅に削減できますとともに、データのバックアップによりまして、安全性の向上にも資するものと期待をしているところであります。

○十屋幸平議員 各市町村に参加を呼びかけたんですけれども、日向市と綾町、延岡市が参加している。今後、参加されていない市町村に対して積極的に参加を促すべきだと思うんですけれども、県民政策部長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 情報システムの共同利用につきましては、先ほどの効果でも申し上げましたとおり、自治体の厳しい財政状況の中でありまして、経費を削減する上で大変

有効な手段であると認識しておりまして、今年度から新たに、情報システムの共同利用をテーマにいたしました研修会等も実施しているところでもあります。しかしながら、システムの共同利用を進めるためには、調達方法でありますとか、複数の市町村における業務の標準化など、解決しなければならない課題というのもありますので、今回の開発実証を通じまして、その方策についても検討してまいりたいと考えております。また、現在、各市町村の情報システムの運用状況等につきまして実態調査を進めているところでもありますので、今後、各市町村のシステムの更新時期等にも配慮しながら、共同利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

次に、難病対策についてお伺いをいたします。

1955年ごろから薬害のスモン患者が増加して社会問題化し、薬害病の被害者団体が原因究明、責任の明確化、被害者救済を求めて、各地で提訴が起きました。このことが難病対策の大きな一歩として記されております。そして、昭和47年10月に当時の厚生省が難病対策要綱を制定いたしました。難病の定義として、次の2項目を基本に現在も取り組まれております。その1点目が、原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。2点目、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病となっております。そこでお伺いいたしますが、ことしの6月議会で請願が採択をされました進行性骨化性線維異形成症など4疾患について、特定疾患治療研究事業の対象として県単独で指定できないか。また、請願が

採択された後の県の取り組み状況及び進行状況について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 請願のありました4疾患につきましては、特定疾患治療研究事業、いわゆる医療費公費負担の対象疾患として追加指定するよう国に対して直接働きかけるなど、要望活動を行ってきたところですが、残念ながら、本年10月に国が事業対象として追加指定した11疾患の中にはこれらの4疾患は含まれず、残念ながら公費負担の対象とはなりません。県としましては、これらの疾患は国の責任において早急に診断基準や治療法の確立を行い、公費負担の対象と位置づけるべきものと考えておりますので、今後も引き続き、さまざまな機会をとらえて国に対して粘り強く要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほど読み上げた2項目は、我々が単純に読めば、「原因不明、治療方法未確立であり……」とあるんです。そここのところだけを読み取ると、だから難病なんですけれども、指定事業に乗らないというのは、治療方法がわからないから、医療機関等が対処するところがないから公費負担の対象にならないんだという論法なんです。個人的に言わせてもらおうと、では、難病のこの2項目の定義は何なんだということになってしまうわけです。そのあたりを厳しい現実問題として難病の方々が訴えても、なかなか——先ほど言われました11疾患が指定されたのも6年間空白があるんです。そのあたりで非常に困っていらっしゃるんです。国が難しければ、県のほうでそういうのを指定できないかというのが難病の方々の要望だと思うんです。特定疾患治療研究事業の対象として県単独で指定している県は幾つあって、財政負担

等はどうなっているか、福祉保健部長にお伺いをしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 請願のありました4疾患のうち、アレルギー性肉芽腫性血管炎については東京都が、シェーグレン症候群については、東京都、北海道、富山県が単独で指定しており、そのうち富山県は入院のみが対象となっております。また、残る2疾患については単独で指定している都道府県はありません。なお、各疾患ごとの公費負担額については、各自治体とも把握していないと聞いております。以上でございます。

○十屋幸平議員 東京は財政力が別格ですから、そうかなというふうに思うんですけども、北海道、富山、これは地方といえば地方なので、そういうことをやっていच्छやるということは先進的にやられているんだなというふうに理解いたします。宮崎県も、先ほど言ったように11疾患またふえるということで、義務的経費の中に超過負担分がまたふえてくる可能性もあります。県の財政も非常に厳しいから、その部分があって、超過負担がふえる。部長には、国のほうにもう少しそのあたりの手厚い補助を出していただけるようお願いしてほしいというふうに思います。そうしないと、いつまでたっても、認定されなければ生活もままならない、そして難病に苦しむ。そういう方々の声を代弁していただいて、ぜひお願いしたいと思います。そういう方々のよりどころとして、いろんな相談を受けます難病相談・支援センターがありますね。さきの議会でも質問がありました。この支援センターの充実に向けた取り組みを福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎県難病相談・支援センターにつきましては、宮崎県難病

団体連絡協議会に委託し、運営をしております。平成17年の設置以来、多くの相談が寄せられているほか、講演会やシンポジウム、患者同士の交流会の開催、情報誌の発行など、難病患者の交流及び情報交換の場として重要な役割を担っているところであります。今後とも、難病相談・支援センターと保健所との連携を一層密にするとともに、相談員の研修を行うなど、業務のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 本当に県財政が厳しいので、運営費、年間530万ですか、それが削られるのではないかという心配もしておりますので、そのあたりを削らないように、私のほうからも要望申し上げたいというふうに思っております。

次に移ります。環境という言葉で連想しますが、今で言えばCO₂、太陽光発電、ハイブリッド車、レジ袋有料化、低炭素社会、いろいろイメージをされます。県民ひとしく環境には非常に関心が高くて、個人、企業、団体を問わず、いろんな形で環境負荷を減らす努力をされております。一方で、地球温暖化によります気候変動が世界各地で災害を発生させます。本県では、平成17年の台風14号によります大規模な災害が発生しまして、とうとい人命を奪う結果となりました。その中で、森林・木材産業の低迷によりまして、県土保全、水源涵養など、これまで森林が持っていました公益的な機能が失われることに気づきまして、平成18年度に森林環境税を導入いたしました。年間約2億9,000万円の森林環境税があると言われております。そこで、現在まで森林環境税を活用して取り組んだ事業効果について環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税に

つきましては、森林を県民共有の財産としてとらえまして、県民みんなで森林を守り育てることを目的といたしまして、県民参加と公益的機能の重視の2つを大きな柱に森づくり事業を展開しているところでございます。

まず、県民参加の森づくりでは、森づくりへの県民の理解を促進するために、ボランティア団体の育成・活動や、企業の参加による森づくりの支援のほかに、子供たちが森林の役割を学ぶ森林環境教育に取り組んでいるところでございます。また、公益的機能を重視した森づくりにおきましては、水源地等の上流にあります長期間放置されました森林を対象に、広葉樹造林等の森林整備を行いますとともに、公益保全上重要な森林を市町村が公有林化する取り組みへ支援を行ったところでございます。

これらの取り組みによりまして、森づくりボランティア活動への参加者数は、税導入前の平成17年度に比べますと、20年度は約4,000人増加し、約2万5,000人となっており、また税導入後の3年間で約1,000ヘクタールを超えます森林の整備、保全が図られております。県民参加による森づくりへの理解と公益的機能の高い森林整備が促進されたものというふうに考えております。

○十屋幸平議員 森林環境税の使途事業は森づくりに主眼が置かれているという取り組みだと思えます。いろんな意見がありまして、もう少し幅広く森林環境税の使途を拡大してはどうかというふうに思いますが、環境森林部長の見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税の使途につきましては、本県におきましては、ソフト・ハード事業の両面から森づくりに重点を置いて取り組みを実施しているところでござい

ますが、これまでに税事業の使途を検討いたします森林環境税活用検討委員会での提言を踏まえまして、溪流の流木を撤去するなどの新たな分野も取り入れて実施しているところでございます。また、税につきましては、現在、広く県民の意見を聞くための地域意見交換会を実施しておりますけれども、その中で、使途といたしまして、森づくりのほかに、木材の利用促進のための普及啓発などへも活用すべきとの御意見もいただいているところでございます。このため、これらの新たな分野の使途につきましては、森林環境税活用検討委員会などの意見も踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 私は1回ほど、意見を聞く会に参加させていただきましたが、いろんな意見がありましたので、そのあたりは十分活用できるように検討いただきたいというふうに思います。

宮崎県森林環境税条例が、22年度末ですから、23年3月に期限が切れます。それ以降、私は、最初に申し上げましたように、県民の皆さんが環境に非常に高い関心を持っておられますので、そのまま継続して、宮崎の森林環境含めて、いろんな林産業も含めて活用すべきではないかと思っております。期限を迎えます森林環境税は継続すべきと思えますけれども、環境森林部長に今後どうするのか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） この税につきましては、御質問ありましたように、課税期間が平成18年度から22年度までの5年間となっておりますことから、今年度4年目を迎えておりますが、これまでの税を活用した取り組み、あるいは今後の税のあり方につきましては、先ほど

申しました県民との意見交換会や、現在やっております1,000名の県民あるいは500社の企業を対象にしたアンケート調査、こういうもので森林環境税に対する県民の意向とか、公益的機能の発揮を求められます森林の整備状況等を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 県の重点施策でも、低炭素社会に向けてという、これからの重点事項というのがあるわけですね。広く県民の皆様1,000名ですか、500社、そういう方々の意見を踏まえて検討委員会で検討されるということなんですけれども、森林環境税にあつては、県の政策として県民の皆さんに御理解をいただくという考え方もなければいけないというふうに思います。そのあたりを前面に出してお願いしますという考え方と、広く意見をいただいてそれを見ながらやっていくという、平等に県民の目線でということだと思っておりますけれども、ある種、政策誘導していくというところも必要ではないかというふうに思うんです。検討委員会の中でどういう検討がされるかわかりませんが、もしだめといたら、やめなきゃいけないんです。そのあたりをどうされるのかということで、再度お尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今、議員がおっしゃったようなリードの仕方等もあろうかと思っておりますけれども——確かに本県の地域特性からいきましても、環境面というのは、私もそれなりの意義があるものと思っております。でございますが——現在、地域での意見交換会とか、アンケート調査を実施しておりますので、これらによります県民の意向を把握しますとともに、県議会を初め、森林環境税活用検討委員会の御意見等もお聞きしながら、検討してまい

りたいと考えております。

○十屋幸平議員 それでは、十分検討いただいでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、入札制度改正ということでお尋ねしたいと思ひます。

このことについては、本当に各議会ごとにある議論がありました。そして、急激な公共工事の縮減とか入札制度改革で建設産業は倒産を余儀なくされたり、厳しい状況にあります。そして、政権が変わりまして、今後また公共投資が減るということを明確にうたわれております。ですから、公共投資の一層の縮減が進んでまいります。一般競争入札で競争が激化する中で、受注業者に偏りが見られるという意見もあり、工事の受注が技術力の差なのか、くじ運なのかというふうに企業は困っております。さきの9月議会で徳重議員が指名競争入札の質問をされております。全国で34都道府県、約7割以上が指名競争入札を実施しているという答弁もありました。その問題点としては、入札参加業者数が限定されることによる競争性の問題や、業者選定に恣意性の余地が残るとか、一般競争入札の枠組みの中で制度の検証と見直しを継続するというふうに答弁されております。そして、指名競争という、どうしてもイコール談合というイメージがありますが、限られました公共工事をともに分け合うワークシェア制度ができないか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 入札・契約制度につきましては、平成19年度から抜本的な改革に取り組ましまして、より公正透明で競争性の高い制度の構築が図られてきたところであります。しかしながら、建設投資の大幅な減少や、一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加えまして、景気の急速な悪化によりまして、建設産業

が極めて厳しい経営環境に直面していることは十分認識しておるところであります。このため、入札・契約制度については、従来から検証と見直しに努めてきたところでありまして、本年1月には、本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式を創設しまして、4月には、最低制限価格の引き上げ、そしてまた地域企業育成型の対象範囲の拡充などを実施するとともに、さらに8月からは、総合評価落札方式において、入札参加者の受注状況を評価対象とさせていただいたところであります。また、従来から、ワークシェアというような要素も入るんでしょうが、個別工事の発注において一定の基準に基づき、工区分割施行や工事分離施行も行ってきたところでありまして、入札の状況につきましては、建設工事の落札率は、今年度上半期では、新聞発表になったと思いますが、88.0%となっております。昨年度に比べ3.9ポイント上昇しているところでありまして、また、土木一式工事の受注者の状況について、一般競争入札拡大前の平成18年度と昨年度を比較しますと、事業量が2割程度減少する中で、入札参加者に占める受注できなかった者の割合が増加する一方で、複数の工事を受注した者の割合がふえておりましたが、今年度のこれまでの状況では、入札参加者に占める受注できなかった者の割合は、昨年度の同時期に比べ減少しております。私といたしましては、今後とも、公平性、透明性、競争性を保ちつつ、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域にも貢献されている建設業者が受注しやすい環境づくりが必要だと考えておりますので、これまでさまざまな取り組みも行ってまいりましたが、その効果も含めた入札状況等を検証し、どのような対応ができるのか、さらに今後とも検討を進めていきたいと考えてお

ります。

○十屋幸平議員 いろいろこれまでやられたことをずっと列挙されまして、本当に我々もそう思いますが、時間は待ってくれないという現実もありますので、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。耳川水系総合土砂管理に関する技術検討会についてお尋ねをいたします。

先ほど話しました平成17年の台風14号におきまして、耳川の河床が大変上がりまして、河床掘削の要望が地域から出ております。そういう住民の不安を背景に、耳川水系総合土砂管理に関する技術検討会が設置されているというふうに伺っておりますが、この検討会の役割と、耳川における事業内容及び今後のスケジュールについて県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、議員お尋ねの当検討会の役割についてであります。耳川では、平成17年の台風14号によりまして、甚大な浸水被害が発生いたしました。被害拡大の一因は、山地の崩壊等でダムや河川に流入した土砂による河床の上昇でありました。このため、学識経験者、地域代表者等で構成した当検討会を設置しまして、耳川水系の山地から河口域までの土砂に起因するさまざまな課題の解決に向け、検討をしているところであります。

次に、治水対策としての事業内容であります。現在、県では、日向市及び諸塚村で河川改修事業を進めるとともに、治水上支障がある箇所への堆積土砂の除去を行ってきております。また、九州電力におきましては、西郷ダムや山須原ダムにおいて貯水池内に土砂が堆積しないよう、洪水時に土砂を流下させるためのダム改造を計画いたしております。

今後のスケジュールであります。河川改修

事業につきましては、引き続き、早期完成に努めますとともに、堆積土砂の除去につきましても適宜実施をしております。また、九州電力が施行予定のダム改造の事業着手につきましては、当検討会の議論を踏まえまして、調整をしていくこととしております。今後とも、土砂の動きについて追跡調査、検討を行いますとともに、地域の方々と十分に意見交換を行いまして、耳川水系の適切な土砂管理に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 川上川下、両方が成り立つように、川下では海の心配、川の心配をされておりますので、地域の住民の方々と十分意見交換をして事業にかかっていたきたいというふうに思っております。

次に、高校生の就職状況についてお伺いをいたします。

これはいろいろ出ました。いろんなデータを見せてもらおうと、実業系の卒業生や県立産業技術専門校の卒業生は内定率が高いわけです。そういう意味で、就職希望の卒業生に資格や技能を習得させる必要があるのではないかと考えております。そこで、教育長に見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 来春県立高等学校卒業予定者の10月末の就職内定状況については、議員御承知かと思えますけれども、前年同期比でマイナス10.2ポイントということで大変厳しい状況でございます。そういう中で、県教育委員会といたしましては、企業や各種の団体、各地区の商工会議所、商工会などに求人要請を行っているところであります。

お尋ねの、就職のための資格や技能を習得させる取り組みといたしましては、職業系の専門学科におきまして、専門性を向上させるため

に、資格取得や技能習得に積極的に取り組んでいるところであります。普通科におきましても、就職希望者には就職コースを設置したり、簿記や情報処理などの資格取得に対応できる選択科目を履修できるようにして、高校在学時に就職のためのスキルアップを図る学習機会を提供することで、生徒たちの就職に必要な力をぐくんでいるところであります。

また、この厳しい就職環境から考えますと、就職が決まらない生徒も出てくるということが予想されます。したがって、就職が決まらない生徒が就職から専修学校等へ進路変更する場合において、その場合に経済負担が生じますので、その軽減を図るために、入学金の猶予等を県専修学校各種学校連合会に対しお願いをし、先日、具体的な支援策を提示いただいております。さらに、宮崎労働局と雇用・能力開発機構に対しまして、失業者を対象とする職業訓練を新規の高卒者でも来年4月から受講できるように協力要請を行ったところであります。今後とも、関係部局、関係機関と連携しながら、学校、教育委員会挙げて求人開拓等の就職支援に全力を傾注してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 最後のくだりのほうで、雇用・能力開発機構は失業者対策を中心とするんですが、この組織でも新規学卒者の受講ができるということで、非常に心強いと思っておりますので、そのあたりしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に、国体の成績についてお伺いしたいと思います。

昭和54年の第34回「日本のふるさと宮崎国体」は、「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」、皆さん覚えているかどうかわかりません

が……。ことしの第64回「トキめき新潟国体」は、「トキはなて 君の力を 大空へ」というスローガンで開催されました。もちろん優勝は新潟、東京が2位、大阪が3位と続いておりますが、残念ながら、宮崎は46位でした。昨年の37位から大きく落ち込みました。そこで、国体成績の不振の原因と今後の対策について教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本年度の第64回国民体育大会における天皇杯順位は46位となり、本県が目標としておりました3年連続の30位台を確保することができませんでした。その主な原因といたしましては、団体競技におきまして、活躍が期待されていた競技種別で国民体育大会の予選であります九州ブロック大会を通過できなかったこと、それから九州ブロック大会を通過して臨んだ本国体におきまして、上位入賞が期待されたバスケットボール少年男子やソフトテニス成年男子などが序盤で優勝チームや上位入賞チームと対戦し惜敗するなど、上位進出ができなかったことなどが挙げられます。県教育委員会といたしましては、今回の結果を真摯に受けとめ、原因をさらに分析しますとともに、関係部局や競技団体等で構成します宮崎県競技力向上推進本部会議の意見等を踏まえまして、県体育協会などの関係機関と十分連携を図りながら、競技力向上の各種施策を推進してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。データを見ると、3年置きに、山があって下って、山があって下って、これをずっと繰り返しているんです。成年の男子女子、この安定がないというものもあるんでしょうけれども、そういう波がある程度フラット化して、30位台を目指して頑張っていたいただきたいなというふうに思っ

ております。

以上で終わります。（拍手）

○萩原耕三副議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 延岡市選出愛みやぎきの松田勝則でございます。

本当にはるばる遠いところから、きょう、延岡からも応援の皆様が駆けつけていただきました。また、この登壇の機会を与えていただきました愛みやぎきのメンバーの皆さん、それからさまざまな御意見、御指導いただきました同輩、先輩の議員諸氏、支えてくれた議員の方々には感謝をしつつ、一般質問通告に従いまして質問いたします。また、重複した質問に関しましては、割愛いたします。

まず、知事の政治姿勢につきまして伺います。

マニフェストについてであります。政府の行政刷新会議が行った平成22年度の概算要求の無駄を削る事業仕分けが、国民注目のもと行われました。「効果のほどは」「この法人に官僚出身者は何人いるのか」「平均年収は」といった国民視線の質問が繰り返し投げかけられましたが、結果を見ますと、キーワードは「成果」でございました。一方、鳩山首相は事業仕分けについて、民主党の衆議院選マニフェストについても聖域なき見直しを行うことはあり得るとしましたが、実際の仕分け作業では、マニフェストで掲げられた事業は厚遇される傾向にあったというふうに感じます。

さて、政権交代の引き金ともなった民主党のマニフェストですが、マニフェスト選挙の牽引役とも言える知事は、政権与党のマニフェストを熟読されたのか。また、その中で、先日答弁にありましたように、知事は特定の政党にはくみしない、いわば県民党とのお立場を示され

ましたが、その党首として、そして県知事として、この政権与党マニフェストの中で理解、共感できるもの、あるいは反論したいものはどのような点かを伺います。

後は自席にて質問いたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 民主党のマニフェストにつきましては、マニフェストとともに発表されたインデックスも含めて読ませていただいております。特に、地方分権に関する部分につきましては、私が最も関心があるところでありまして、全国知事会の政権公約評価特別委員会のメンバーとして、衆院選前に開催された公開討論会にも参加し、意見を言わせていただいたところでもあります。

次に、マニフェストの内容についてですが、マニフェストに掲げられている政策につきましては、地域主権の確立を初め、子育て支援、医師不足対策、農家所得の向上対策など、理念的には共感できるものが幾つもあります。一方、我が国の経済情勢は、依然として予断を許さない状況が続いており、国の税収不足がさらに深刻な状況に陥ることが懸念される中で、新政権の公約に掲げられている政策において、再考を検討すべきと思われるものがあることも事実であります。例えば、高速道路の無料化や暫定税率の廃止等は、受益者負担の原則をどう整理するのかという根源的な問題もさることながら、財源不足により、本県の発展に不可欠な東九州自動車道など道路整備のおくれが懸念される所であり、先日、九州地方整備局長から説明があった国交省の概算要求を見ますと、懸念では済まされない状況にあると言わざるを得ません。また、最近になって、子ども手当や高等学校授業料の無償化等々、そしてまた農家

の所得補償において地方負担を求める案が浮上していることも、大変気にかかる部分であります。私としましては、個々の政策の実現はもちろん重要であります、やはり現下の経済情勢等に対応するための国家的な戦略や、マニフェストの柱として掲げられた地域主権の考え方を踏まえて、政策の優先順位やその工程を適切に判断していただきたいと考えておるところであります。〔降壇〕

○松田勝則議員 私たちと同じく、地域主権をどう国に伝えていくかというのが柱だということを知り、安心をいたしました。

「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズがひとり歩きをして、さまざまな波紋を呈しております。高速道路の無料化により高速道整備がおくれ、のみならず重要港湾3港を抱える本県のフェリー運航、ひいては本県鉄道事業にも影響が大きいことは明らかです。知事は今議会一般質問の初日から、国土交通省が示した本県関係分の予算が削減されていることについて、「疲弊していく地方の叫びが予算や政策にどの程度反映されるのか不安を覚える」と、国に予算削減の見直しを訴える姿勢を示されました。先ほどの十屋議員への答弁にもありましたように、一揆ですとか、あるいはさまざまな手法を用いてというようなこともコメントされております。では、具体的にはどのような形で国に訴求されるのか。まず私は、スタイルとして、現状維持の形で、そして全国知事会を通じて提言していただきたいと思うのですが、知事の国へ訴えかけるその意気込み、姿勢を伺います。

○知事（東国原英夫君） 新政権におかれましては、陳情、要望、提言等の窓口を一本化するという方針を打ち出されました。これは、これ

までの歴史上初めてのことで、どう機能するかというのはまだ未知数でございます。しかし、新政権がお決めになったことは尊重しなければいけないと私は思っていますので、とりあえずは民主党県連の政策会議に要望すると同時に、保険を持たなければいけないと思っています。ですので、これまでの方式、例えば政務三役に直接訴えかけるとか、あるいは党本部に直接訴えかけるといった方法が、イレギュラーで阻害されるかもしれませんが、私は、そういった地方の実情の声は、やはり直接お伝えしたほうが伝わるんじゃないかということ、個人的には思っているところであります。

○松田勝則議員 まさに、正攻法でなしにイレギュラーな感じ、一揆を起こすといった意気込みを伺いました。

先ほどの高橋議員の訴えにもありました、国道220号。これは防災工事さえも見送られまして、鶴戸さんを控えて、県下第二の観光地を擁する重要な道路でありますけれども、県北にも同じような道路があります。十社さん、天岩戸神社を控える高千穂です。九州横断道延岡線あるいは北方延岡道路、そして県内所々方々で部分的に開通している広域農道、こういった道路に対するめどが全く立たなくなりました。また、東九州自動車道に関しましても、こううわさされております。完成がおくれることがあっても早まることはなかろうと。まさに予断を許さない状況にあるかと思えます。高速道の恩恵を享受しない我が県民が年間6,000億円もの高速道建設の借財返済に税金を支払うことに、大変な抵抗を感じざるを得ません。知事はコメントの中で、国にどう伝えるかだ、国に伝わるかどうかだということをおっしゃっています。これに関しましては、民主党の皆さん方のお力に負

うところが大変多いのですけれども、私たち議員も火の玉となって頑張ります。どうぞ知事を船頭役として、宮崎県民総決起大会でも開くぐらいの意気込みで訴求をしていただきたい、このように考えます。

続きまして、2011年度からの県次期総合計画を策定する審議会について伺います。審議されるのは、知事の就任に伴い策定された新みやざき創造計画を継ぐものとされていますが、「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」と銘打ったこの計画には、重点施策を初め、知事がマニフェストで掲げられた内容がふんだんに盛り込まれていると伺っております。そのマニフェストは、まず読んでもらえなくちゃという、至極もったもな県民目線のコンセプトだったと仄聞しておりますが、知事の立候補時のマニフェストはどのような形で作成されたのかを伺います。

○知事（東国原英夫君） 私が立候補時は、知事選が急遽決まったこともありまして、非常に時間がタイトでした。1週間ぐらいかけて突貫工事で、寝ずの作業をして作成しました。普通、マニフェストは1年間、2年間ぐらい、パブコメなんかも十分いただいて作成するものなんですが、その時間がなかったということですが、私はその1年ぐらい前から、県内を広く回って県民の皆様いろいろな諸課題を聞いておりました。そういったことを自分の頭の中ではまとめておりましたので、作成時間が短かったといえども、一応、宮崎県が抱える諸課題については網羅できたんじゃないかなと思っております。ですので、不備な点もあったんですが、一応、私としては、時間がなかったにしてはまあまあのできではないかという感想を持っています。

○松田勝則議員 先日から事業仕分けの件など、知事の自負されることを伺っておりますが、私たちは、アマチュア集団「チームそのまんま」が主体となってこのマニフェストをつくったように伺っております。いわばそのような梁山泊で練り上げられたマニフェストは、現在の新みやざき創造計画にどう反映されているのかを知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） アマチュア集団でございますが、一応マニフェストは、マニフェストの大会の特別賞をいただいたぐらい精度は高いものと、私は自覚しております。

現在の総合計画であります新みやざき創造計画では、議員御指摘のように、「日本の原点時代の起点 創造みやざき」を基本目標に掲げさせていただきまして、その目指す姿を、人づくり、暮らし、経済・交流の3つの側面から描いた上で、4年間に重点的に取り組むべき施策を新みやざき創造戦略として掲げさせていただいております。この新みやざき創造戦略は、私のマニフェストをベースとして、つまりマニフェスト85項目のうち、計画とは別に対策を講じた行財政・入札制度改革等々を除く61項目中から57項目を盛り込んで策定したものであります。新規立地企業100社、新規雇用創出1万人とか、100世帯移住、災害時安心基金創設、そういったことなどを盛り込ませていただいて、毎年度、工程表を作成して全庁的に取り組んでいるところであります。

○松田勝則議員 そのような素人集団がつくったマニフェストが、はえある賞に輝いたということが、我が宮崎県にとっても一つの誇りになるかと思うんですが、次期総合計画は、20年先という長期的な視点で将来像を描くとされております。NPOや経済団体、市町村の首長さん

ら17人で構成される審議会が結成しましたが、知事は、こうおっしゃいました。「国のパイが減少傾向にある中、短期計画では対応できない」と、計画長期化の意義を示されました。そのアクションプランについて激論が交わされたのは午前中のことで、記憶に新しいですね。来年2月にもまとめる方針の総合計画ですが、そのポイントはどこにあるのか、そして前回のマニフェストと同様、知事らしさをどこに発揮されるのか、その策定に当たり知事はリーダーシップをどう発揮されるおつもりかを伺います。

○知事（東国原英夫君） 素人集団なんですけど、非常に優秀な素人集団ということで御理解いただければと思います。

今後の宮崎県のありよう、人口動態も含めて、産業構造も含めて、少子高齢化、人口減というのは、宮崎県に限ったことじゃないんですが、全国的に、今まで歴史上、対面、体験してこなかった事象に我々は直面していかなきゃいけないということで、この宮崎をこれからどう成長させていくか、どういう存在意義を示していくか、アイデンティティーを示していくかということが重要になるかと思っています。その視点を、私はこの20年間の総合計画を立てる上での重要な観点にさせていただきました。

全庁的な取り組みとして計画を策定しているところでありますが、既存の枠組みや従前の例にとらわれることなく、新たな構造やシステムを設計する気概を持つこと、そしてまた、宮崎という地域にとどまることなく、東アジアや九州という広域的な視点、広域連合あるいは広域自治体というような、今の県というパラダイムにこだわらない、そういう視点を持つこと、あるいは大所高所といいますか、大きな視点でと

らえるようにということを示唆させていただいているところがございます。いずれにしろ、20年後を見通すというのは非常に困難なことで、少子高齢化あるいは人口減、そういったものにどういうふうに取り組んでいくのかというものを、県民総力戦という意思のもとに、市町村さん、関係各位の皆さんと一緒に、今後この宮崎という地域がどうあるべきかを皆さんと議論して行って、皆さんに政治参画させていただいて、みんなで地域をつくっていきましょうというような計画にしようと思っております。皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○松田勝則議員 知事のおっしゃるとおり、私たちもその計画に十分に協力をいたします。知事らしく御自分の言葉でお答えいただきまして、大変うれしく思います。

また、先ほどから素人集団と言っておりますが、これは決してさげすんで言うのではなく、素のままの人、何物にも染められていない全くピュアな形で県民の意見を吸い上げた集団ということで、ある意味、真っ白な、称賛に値する言葉で素人集団と使わせていただいたことを御理解いただきたいと思っております。

先ほど高橋議員の質問にありました。知事らしさは、粹にとらわれない斬新さと、泣く子も笑う明快、明朗さにある、このように思っております。その特性、徳分を損なうことなく、今回の計画策定にも知事らしさを十分生かしていただきたい、このように思うのであります。

また、県民からの要望であります。知事は自治体こそが困窮者だということもおっしゃいました。その困窮者の一員でもあります宮崎県、荒波に今、向かっていこうとする宮崎丸が寄港地に帰るまでは、ぜひ船頭さんはへさきに立って船のかじ取りをしてもらいたい、このよ

うな県民の声が多く上がっていることをお伝えしまして、次の質問に移ります。

さて、知事、もう一回なんです。知事の健康面について伺います。ことしの1月1日からきょうまで知事の休日は何日であったのか、そのうち、ゆっくり休養できた日は何日あったのか、お教えいただけますか。

○知事（東国原英夫君） 平日、土日も公務があります。県内のイベント等への出席もありまして、政務も公務も全くなかったのは、1月1日から12月2日まで、きょうまでで6日ございました。

○松田勝則議員 そもそも、知事には休日という定義がないというふうに伺っておりましたが、健康面で——健康診断を私ども受けましたが、労働安全衛生規則でも健康診断は受けなくてはならないとされております。知事の健康管理は十分であるのかどうか、心配になるところですが、受診のほうはいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私としては健康管理には十分注意・留意をしているところであります。それがまた知事としての職責だとも認識しております。毎年、人間ドックを受診しておりますが、本年は8月に受診させていただきまして、残念ながら悪いところはございませんでした。

○松田勝則議員 就任直後、知事が過労の余り3日ぐらいお休みになったことは記憶に新しいんですけども、そのように今まで6日のお休み、そして健康診断もままならない——人間ドックということで伺いましたが——多忙な知事におかれまして、厳しいスケジュールでありながら、公務、政務にわたる活動は、県民が皆、称賛するところであります。一方で、県民からのイベント・催事への出席要請は後を絶た

ないと拝察いたしますが、ことしの県内の催事への出席要望と出席の実績は何件であったか、お教えいただけますか。

○知事（東国原英夫君） 催事への出席については、公務、政務を合わせまして非常に多くの依頼がございますが、その要望数に関しては把握しておりません。県民の皆様と直接接する貴重な機会だと考えてはおるんですが、業務の都合上、すべてには参加できない、出席できないことを大変申しわけなく思っております。

なお、県以外の主催団体等からの依頼により出席した県内の行事は、本年1月1日から本日まで間、公務で72件、政務では17件ございました。

○松田勝則議員 県以外の主催でという、よくわからない答弁だったんですが、それはさておき、県民はさまざまな形でイベントを行い、また一村一祭など知事が提唱されたイベントもございます。その中で、知事が来てくれないという声も所々方々で聞きます。知事が来場のイベントは、それこそ集客に関しましては満員御礼、知事が登場したその当初から、オープニングから熱気に沸きまして、それだけでその催事、イベントが成功というようなこともよく聞きます。一方で、知事の代理の方がお越しのイベントに関しましては、代理者が登場した時点で——副知事、済みません——大変、落胆の声が漏れまして、それで何となく残念感の広がる、そういったイベントを経験しております。さはさりながら、副知事がいつも知事のコメントのメッセージの代読の後に、御自分の当意即妙なコメントをされることによって会場が盛り上がっていることも、延岡市民として感謝しております。さて、知事出席の判断なんですけれども、どのような基準で、だれがどのように

決定するのかを伺います。

○知事（東国原英夫君） 公務につきましては、秘書広報課が担当課と協議し、行事の重要性や意義、規模等を総合的に勘案しながら判断をしております。その過程において私にも相談がもちろんございます。政務につきましては、まず公務を優先した上で、私と後援会で協議し、宮崎県益、県の全体の利益に資するものを優先順位として決めさせていただいております。

○松田勝則議員 そのような多忙な中で、県外メディアへの出演も減らして、なるべく県内という姿勢も聞いております。まだまだ県内には知事に検証してもらいたい箇所がたくさんあります。医療、教育、育児など主要課題が山積の分野、御来駕を賜りますようお願いいたします。次の質問に移ります。

県民の健康の分野について伺います。

県立病院3院の医師確保の状況は、今議会でもさまざまな回答がありました。さて、医師の人事権を握る大学医局との協議や意思疎通はどうなっているのか。医師確保につきましては、病院局長は再三、大学医局に足を運ばれ、医局の意向を尊重し、また日南、延岡の両県立病院の窮状を訴求しておられる、そのお姿には感服するところでもあります。医師に関しましては、医局派遣だけではなく県の直接採用もあることから、私は前回の質問で、民間の人材紹介会社の活用を提案しましたが、民間の医療機関では常識となっている人材紹介会社の活用をどう取り組まれているのか、病院局長に伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 医師の確保に向けての人材紹介会社の活用でございますが、昨年度から、全国自治体病院協議会の医師求人求職支援センターが開設しておりますホー

ホームページにおいて公募を行っております。また、今年度から、民間の医師紹介会社2社に対しまして、ホームページ上の公募や登録医師の情報提供等を依頼しているところでございます。

○松田勝則議員 民間会社の活用も行っておられるということなのですが、さて、その前に大学医局との協議や意思疎通はどのような状況にあるのか、お教えてください。

○病院局長（甲斐景早文君） 大学医局との関係でございます。宮崎大学医局を初め、各大学医局に対しまして、県立病院が地域医療に果たしている大きな役割や県の取り組みについて繰り返し説明をしながら、まずは休診となっている診療科について、新たな医師の派遣を重点的に強力に要請をいたしているところでございます。また、現在派遣をいただいている診療科につきましても、医師の数が減少すれば、その診療科のみならず病院全体の診療体制に大きな影響を及ぼす、そういうおそれがございますから、医師の派遣を継続していただけるように、粘り強く繰り返し要望を行うとともに、病院長ともども、あらゆる手だてを通じまして、全力で医師の確保に取り組んでいるところでございます。

○松田勝則議員 医師問題の根底には、医局と県、病院局が対等な立場にあるのではないということをお聞きしました。こちらがお願いをする立場にある、上下関係とまではいかななくても、なかなか足の運びづらい、枠を破りづらい分野であるかと思えますけれども、今後とも、信頼関係を築かれまして、より緊密な関係を築いていただきますようお願いいたします。また、必要があれば、知事にもぜひ医局のほうに足を運んでいただきたい、このように思います。

また、県立病院に限らず、中山間地の医療も疲弊しております。県が僻地市町村へ派遣する自治医科大学の卒業医師の配置状況はどうなっているのか、詳細を伺います。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本年度の自治医科大学卒業医師の配置状況につきましては、延岡市の北浦町に1名、西米良村に2名、椎葉村に2名、美郷町西郷区に2名、同じく南郷区に1名、五ヶ瀬町に1名と、計9名の医師を5市町村6医療機関へ派遣しているところであります。

○松田勝則議員 伺いましたら、ほとんど県北に集中しておりますね。延岡出身者としてはありがたいような感じもするんですが、均衡のある配置をお願いしたいと思っております。

続きまして、AEDに関して伺います。心臓がけいれんして心室細動を起こした患者に、電気ショックを与えて正常な脈拍を取り戻す自動体外式除細動器、つまりAEDの配置が急増いたしました。電極パッドの張りつけ方など、私たち議員も昨年講習を受けましたが、実際に使用するとなると、不安が大変あります。その不安を増す要因が、今回提起されました。メーカーによりますと、バッテリーの寿命は3年から4年、パッドの交換は2年から3年ということです。定期的に点検して故障の有無を確認し、メーカーに修理交換を頼まなくてはなりません。しかし、販売者が設置者に連絡をとっても反応がないことも間々あると聞いております。それ以前に、設置場所や管理者がわからないことが多いというのが現状です。このため、この4月、厚生労働省は都道府県あてに、設置者が定期点検する体制を整えるよう要請をいたしました。これを受けて、本県は関係団体などへ

のように周知を行ったのか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国からの通知は、自動体外式除細動器、いわゆるAEDについて、設置者みずからが適切な管理等を徹底するよう注意喚起を行うものであります。これを受け、設置の可能性のある各市町村、医師会、薬剤師会、病院等に文書で通知を行っております。

○松田勝則議員 文書通知を行った、至極当然のことなのですが、では、今、宮崎県にAEDは何台あるのか。当然、公共とか民間とかに分かれますが、県はAEDの設置数をどう把握しているのか、現状を伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 正確な設置数は把握しておりませんが、県内のAED販売代理店が販売している台数は約2,200台と聞いております。

○松田勝則議員 他県の例をとりますと、山口県や大分県は、リース販売業者と連携して設置状況を調べる調査を既に進めております。本県は基本的に、設置者とメーカーなどの責任というスタイルかというような答弁に聞こえました。AEDは生命にかかわる問題であり、周知徹底は行政の責任という見方が全国で提唱されております。宮崎県も、メーカー、販売者の責任というだけでなしに、県内にどれだけAEDがあって、どのような管理状況にあるのか、まずは県が主導をとって進めていただきたい、このように要望いたします。

続きまして、同じ健康の問題で、献血につきまして福祉保健部長に伺います。日本赤十字社の調べによりますと、平成20年度の献血者は514万人、全体的に協力者数が減っています。特に若い世代の献血離れが深刻と聞きます。10

代、20代の献血者は、平成11年度では259万人でありましたが、平成20年度には145万人、ここ10年で45%の減少という状況です。今後は、少子高齢化の流れを受ける中、特に若い世代の献血推進を図ることが急務とされています。この状況を改善するために、日本赤十字社では10月1日から、「ラブ・イン・アクション（LOVE in Action）」という新プロジェクトを発足させました。命の大切さ、献血の重要性を伝えていこうという取り組みです。ちなみに、福祉保健部長、最近、献血を行われましたか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 行っておりません。

○松田勝則議員 部長は行っていない、多忙のことだからと思うんですが、さて、献血に要する時間はどれくらいであるか、覚えていらっしゃいますか、部長。

○福祉保健部長（高橋 博君） 20分か30分程度だと思います。

○松田勝則議員 献血ルームに入ってから受け付けをして採血までの所要時間は、最短で40分ぐらいです。大体、今お答えのとおりだと思います。赤十字社では、「わずか40分で助かる命があることを日本の若者2,000万人にしっかり伝えていかなくてはならない。こんなに若者の献血者が減っているのは私たち大人の責任だ」と訴求をしております。若い世代の献血が減少し続けると、どんげなるか。輸血用血液製剤の不足が深刻な問題になることが予測されているとされます。さて、宮崎県における献血の現状はどうか、また県の取り組みはいかがか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 献血者数の現状は、平成20年度が4万6,374人で、5年前と比較しますと約3,400人減少しております。これ

は、現在の献血の主流が、400ミリリットルと成分献血となっているため、主な200ミリリットル献血者である若年層の献血者が約2,000人減少していることが大きな要因であります。400ミリリットル献血は約3万人、成分献血は約1万3,000人で安定的に推移しており、必要な血液の確保ができております。しかしながら、献血協力者の確保は、安定的な血液の供給を図る上で極めて重要でありますので、県といたしましては、減少傾向にある若年層と、組織的な献血が見込まれる会社などを対象とした「がんばる献血応援団」事業の実施や、「はたちの献血キャンペーン」等による啓発に努めております。

○松田勝則議員 よく街角の献血ルームの前に、きょうは何型の血液が足りませんということで、大変緊急性を覚えます。私もAB型でありますので、いつも足りない血液型ですから、協力をするんですが、「宮崎県で採取された血液は皆、福岡県内の血液センターで一元管理をされていて、緊急に足りなくなることはない」というコメントをいただいているので、安心をするところです。さりながら、若年者の献血が減っているとのコメントでした。献血は16歳から協力できる身近な社会貢献です。かつては学校にも献血車が来ておりました。そこでサンAのオレンジジュースをもらうことが私は楽しみだったんですが、学校教育の場でも献血の重要性を説くことが、献血の若年層離れを食いとめる大きなかぎになることは言うまでもないと思います。現在の学校の場で献血に関する普及啓発はどうなっているのか、教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 献血の普及啓発につきましては、子供たちが生命尊重や相互扶助の精神を培うという観点からも大切なものであると認識しております。現在、県立学校によりま

しては、文化祭等の学校行事に合わせ、献血車に來校してもらうなど、地域の方々と一体となって協力しているところもあります。また、県教育委員会といたしましては、厚生労働省が作成しております普及啓発用のポスターや資料を中学校や高等学校に配付しますとともに、県赤十字血液センターが主催します、小学校の親子を対象とした「夏休み親子献血教室」等に対し名義後援を行うなど、啓発活動に協力しているところであり、今後とも関係機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○松田勝則議員 今、教育長の答弁の中に、地域の方々と連携してという地域貢献の部分も出ました。医療貢献のみならず、地域に根差す地域の一員だという意識を醸成するためにも、学校での献血は、また大きな役割を担うのではないかと思います。経済的な負担もあることは存じますが、児童生徒への献血の協力啓発、普及をお願いしたいと存じます。

続きまして、中小企業や県産品の販売促進について、商工観光労働部長に伺います。

アンテナショップが花盛りであります。アンテナショップは、地元出身者にとっては、ふるさとの産品を手軽に購入することができる得がたい場であり、首都圏に住む人々には、郷土色豊かな産品の購入に加え、各地域の観光情報に触れることができる場となっています。東京都内でいいますと、九州からは熊本、大分、鹿児島、宮崎の南九州4県が、それぞれ一等地と言われる場所に店舗を構え、毎日多くの利用者でにぎわっております。また、全国的に見ますと、東京には32道府県のアンテナショップが運営されておりますが、中でも成功事例として一番注目されているのが、新宿駅南口にある我が

宮崎県のアンテナショップ、新宿みやざき館「KONNE」です。私も上京のたびに足を運びます。レジに列をなすお客様のそのさまを見るたびに、県民としてうれしく頼もしく、また東国原効果をひしひしと感ずるところです。さて、社団法人宮崎県物産貿易振興センターの委託運営に係るこのアンテナショップの売り上げはどうか、過去3年間の推移を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 新宿みやざき館「KONNE」の売り上げでございますが、平成18年度から20年度までの状況を申し上げますと、平成18年度は4億44万円、平成19年度は6億542万円、平成20年度は4億7,603万円となっております。

○松田勝則議員 4億、6億、4億と推移したこの売り上げ、知事就任以降は売り上げが大変伸びたというふうに聞いておりますし、また関係諸氏の御努力のたまものもあるかと存じます。さりとて、新宿南口の一等地で経営は順調なんだろうか、心配するところです。収支のバランスなど経営の状況を伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 収支のバランスでございますが、「KONNE」の平成20年度の収支につきましては、販売手数料などの収入と人件費等の支出は、ほぼつり合っております。ただ、これとは別に県では、「KONNE」の家賃や共益費など約7,000万円を負担しているところでございます。

○松田勝則議員 7,000万のほかにランニングコストがかかるということで、収支のほうはまあ順調だと理解してよろしいかと思えます。

さて、私が東京におりました5年前は、「KONNE」の売れ筋と申しますと、焼酎と冷や汁でありました。現在の売れ筋は何であるか、

伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成20年度1年間の売上金額を部門別の割合で見ますと、鶏の炭火焼きといった鶏肉加工品が16.9%と最も多く、次に軽食コーナーの冷や汁定食といった定食類が13.5%、次いで芋焼酎の12.4%、和菓子の6.5%、漬物、洋菓子のそれぞれ4.7%となっております。

○松田勝則議員 鶏製品が1位に躍り出たというのは、まさに今の宮崎県の人気ぶりを示しているものと思います。アンテナショップは、決して首都圏の人々のコンビニエンスストアではなくて、宮崎の多くの商品、商材の可能性を試す登竜門としての役目もあるかと思えます。そういった売れ筋だけを並べるのでなしに、可能性、チャレンジする商品を展示するといった当初の意に沿った展開になっているかどうか、伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） アンテナショップの目的に関してでございますけれども、アンテナショップは、売れ筋商品といった特定の商品だけでなく、県内企業が新しく製造した商品など、県産品を幅広く取り上げましてPRするといった役割も担っております。そのため、「KONNE」では、毎月、県内企業から取り扱いを希望する商品を募集しまして、定期的な入れかえを行い、なるべく多くの企業に商品PRの機会を提供するように努めているところでございます。また、企業からの提案を待つだけではなく、これまで取り扱いのなかった乳製品などの商品発掘を積極的に行うとともに、季節に応じました青果物を通年で取り扱うなど、宮崎の農産物や農畜産加工品など幅広く商品のPRに努めているところでございまして、取扱商品数は約1,200品目となっております。

ろでございます。

○松田勝則議員 取り扱い品目1,200品目、決して売り上げ重視ではないということを聞いて安心いたしました。

さて、さまざまなお客様、利用者から、売り上げの動向や意見、またはクレームといったものが日々寄せられているというふう聞いておりますが、そういった消費者、利用者の声はどのように反映されていますか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 消費者の皆様からの御意見につきましては、日常の接客の中でいただく御意見はもとより、電話やはがきモニターなどの意見もすべて随時、出品企業にお伝えし、商品改良等に役立てていただいているところでございます。また、アンテナショップの運営についての御意見も、例えば、軽食コーナーのメニューの改善とか新規商品の取り扱いの開始など、しっかりと対応しているところでございます。今後とも、消費者の皆様の声を真摯に受けとめ、その声をよりよき商品づくり、アンテナショップの運営に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○松田勝則議員 宮崎県にとって商品開発の一番大きなポイント、声であると思います。十分に活用いただきたいと思います。

また、この「KONNE」の盛況ぶり、繁栄の結果が、物産貿易振興センターの会員企業数の増加ですとか、あるいは利益につながっているのかどうか、一番気になるところですが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほど申し上げましたように、アンテナショップの売り上げは大きく伸びております。そういうこともありまして、アンテナショップへの出品を希望する県内企業が年々ふえてきておりまして、そ

れに伴い、物産貿易振興センターの会員企業数も、平成17年度の414社から今年度566社へと大きく増加しております。また、アンテナショップは、消費者はもとより、流通関係者に商品をPRする機会になるとともに、企業にとって商品改善に生かしていただく機会になっておりまして、その意味で出品企業の利益につながっていると考えております。

○松田勝則議員 会員企業数が150社増、また出品企業の利益につながっているということで、大変、この目的を達していることと存じます。これらの成功実績を踏まえまして、首都圏を初め、ほかの都市部に第2のアンテナショップを設置する考えはありませんでしょうか。特に、東京都墨田区に建設中で2012年に完成予定のスカイツリー、第2東京タワーとも称されますが、このテナント募集には、アンテナショップということで各県も注目をしているというふう聞いております。第2のアンテナショップ出店についての意向を伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） アンテナショップの設置は、県産品はもとより、自然や歴史・文化といった地域の魅力、宮崎の魅力を発信していく、さらには県産品等に対する消費者の反応や傾向などを収集する手段として、大変有効な方策であると考えております。そのため、県におきましては、今年度の事業としまして、物産貿易振興センターに委託しまして、アンテナショップの多店舗展開について調査研究を行っているところでございます。調査では、北部九州、中京地区などアンテナショップのない地域などで、県みずからが設置するのではなく、民間のノウハウあるいは活力を十分に活用して設置するなど、新しい方策について現在検討しているところでございます。

○松田勝則議員 新しいスタイルで第2、第3のアンテナショップの計画があるということを知り、何かわくわくしてまいりました。

さて、アンテナショップ出店はうれしいことですが、大きな予算が伴います。そのコストを大幅に縮小したアンテナショップの例があります。コンビニエンスストアのブースを利用した店舗です。徳島県は、平成18年にローソンとの間で締結された包括業務提携に基づく協働事業の一環として、東京都港区虎ノ門、これは延岡内藤藩の上屋敷があったすぐそばなんです、そこでのローソンの店舗内にアンテナショップを開設しました。新たな県産品販売・観光PR施設を求めていた徳島県と、地産外消のスローガンを推進するローソンの思いが一致し、新しいタイプの店舗が実現したとのこと。私も見学してまいりました。3メートルの陳列棚が上下2カ所、同店舗の6分の1の面積を使った結構目立つ徳島県ブースで、食品を中心に60品目を出品するというものでした。残念ながら、ブース料等々は教えていただけませんでした。また徳島の特産品を株式会社ローソンのネット販売網に乗せることもあわせて計画ということも聞いております。このような利点も多いコンビニエンスストアとの協働事業ですが、コンビニへのアンテナショップ出店の可能性はありませんでしょうか。よろしく願いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 御提案のコンビニエンスストアにつきましては、不特定多数の消費者に県産品を紹介する選択肢の一つであると考えております。今、議員からありましたように、徳島県、埼玉県が設置しているわけですが、実態を調べてみますと、スペースが限られ、取扱品目が少ないこと、ある

いは相当の賃借料が必要なこと、あるいは対面販売ではないために消費者の声を直接聞くことができないといった状況もあるようでございます。いずれにしましても、今年度実施しております調査の中で、コンビニエンスストアでの常設棚も含め、費用対効果などあらゆる観点から幅広く検討してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 コンビニ出品に当たっても、さまざまな課題があるかとは存じますが、宮崎県も、夏になりますと宮崎県産品フェアということで、コンビニの中では大変大きな地位を占めるようになりました。そういった全国展開を進めるコンビニでの戦略の一環で、コンビニへのアンテナショップ出店もお考えいただきたい、このように思います。

次に、コンビニ向けの商品開発を県が主導で進められないかと考えます。今や全国区となりましたチキン南蛮は、首都圏のコンビニエンスストアあるいはスーパーの総菜コーナーでは定番となりつつありますが、食された方々のお話を聞きますと、本場宮崎のチキン南蛮とはほど遠いという意見がほとんどであります。また、先ほど売れ筋の上位にランキングされておりました鶏の商品あるいは漬物といったものを、コンビニエンスストア向けにパッケージ化する、パック化して県統一ブランドで全国に発信してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） コンビニエンスストアも、百貨店やスーパーマーケットと並びまして、県産品の販路拡大を図る上で有効な販売経路の一つであると考えております。そのため、フェア開催の機会などを通じまして、加工食品などの紹介あるいはPRを行っておるわけですが、コンビニエンスストアでは、最低取扱数量（ロット）が非常

に大きいことや、取引価格が安いことなどから、なかなか取引につながっていないところがございます。今後とも、あらゆる機会を通じて紹介、PRを行いますとともに、県内企業に対し、コンビニエンスストア向けの商品開発等につきまして助言等を行ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 同様の取り組みは、各県がしのぎを削っていることと思いますが、マンゴーを初め宮崎県ならではの物産も多々抱えております。ぜひぜひ先駆者となるべく、努力、研究をお願いしたいと存じます。

話題を変えます。児童虐待につきまして、福祉保健部長に伺います。

11月は児童虐待防止推進月間でした。厚生労働省の2008年の調査結果によりますと、児童虐待は18年連続で増加しております。全国で4万2,662件のうち宮崎県は287件、1990年の調査開始から、国、県ともに最高値を示しました。本県は特筆される点がありました。相談件数の割合が大変高まったということです。相談件数の順位でいきますと、鳥取、神奈川に次ぎ第3位、287件で47%のアップです。

児童虐待は、さまざまな虐待の内容があるんだそうですが、一番多いのが暴行を加える身体的虐待、2番目、食事などを与えず必要な養育を放棄しているネグレクト、3番、暴言やあるいは反対に無視をするといった心理的虐待、そして4番目に性的虐待とされています。その中でネグレクトが増加していると聞きますが、深刻化する虐待は家庭の関与が大きいとされています。本県での児童虐待はどのような家庭環境が背景にあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年度の児童相談所における児童虐待の相談処理件数

は287件であり、その内訳といたしましては、保護の怠慢や拒否が約4割、身体的虐待が約3割等となっております。その背景についてであります。経済的な困難や虐待者の心身の状態、子育て世帯の孤立化など、さまざまな要因があるものと考えております。

○松田勝則議員 いかんともしがたい経済的原因というのが筆頭に來ているわけですが、全国児童相談所長会議の調査でも、経済的困難が虐待理由のトップに位置しておりました。そういう家庭的な事情等がある中で、一方では、地域とのつながりが指摘されておりました。虐待者の孤独感ですとか、虐待者——親の地域からの孤立も大変大きな要因とされております。親が変わらなくては子供は帰るところがありません。児童虐待防止のための地域ネットワーク構築が重要と考えられておりますが、県の取り組みはどうであるのか、お示してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要かつ喫緊の課題であり、関係機関や地域が一体となって、発生予防や早期発見・早期対応に取り組む必要があると考えております。このため、県といたしましては、地域のネットワーク組織として、市町村や警察・医療機関、保育所等で構成する要保護児童対策地域協議会の設置を各市町村に働きかけ、昨年度末までにすべての市町村に設置されたところであります。本年度は、当該協議会が効果的に機能するよう、関係者への研修はもとより、個別ケース検討会議における助言や情報提供など、さまざまな支援を行っており、今後とも、これらの地域におけるネットワークのさらなる充実強化に努めてまいりたいと存じます。

○松田勝則議員 お示しいただいた協議会です

とか公的機関のほかに、市民団体が大変多くの方々の支援に当たっています。いずれも資金面で大変大きな問題を抱えております。大阪ですとか三重県では、民間団体と連携の取り組みをして、官民一体となった活動をしているとも伺っております。本県でも、そういう官民の枠を取り払った一体的な取り組みの推進をお願いしたいと存じます。

続きまして、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果につきまして、教育長に伺います。

先日、西村議員も、その詳細あるいは意義について伺いましたが、この調査の結果をどう宮崎県の教育に生かすのか、まずは全国や本県の分析結果をお示しください。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査は、平成19年度から本年度まで3年間実施されておりますが、そこで明らかになった全国的な課題は、文部科学省の分析によりますと、「小中学校ともに、知識に関する問題に比べて活用に関する問題に課題があり、この傾向はどの年度もほぼ同じ」というものであります。また、本県の子供たちの学力の状況につきまして、全国平均と比べてみますと、中学校では、国語、数学ともに、知識及び活用に関する問題の正答率は3年連続で全国平均を上回っており、おおむね良好な状況であるととらえております。一方、小学校では、国語、算数ともに、知識に関する問題が3年連続で全国平均を上回っておりますけれども、活用に関する問題については、2年連続、全国平均を下回るという結果でありました。

○松田勝則議員 相対的に宮崎県は活用する力が弱いということなんですが、活用する力とは一体具体的に何を指すのか、お教えいただけま

すか。

○教育長（渡辺義人君） 課題になっております活用する力とは、全国学力・学習状況調査に関する実施要領によりますと、「知識や技能等を実生活のさまざまな場面に生かす力」、あるいは「さまざまな課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力」などと示されております。各教科における活用する力に関する問題の具体的な内容といたしまして申し上げますと、例えば国語科では、「筆者（書き手）の主張を評価したり、表現を工夫しながら、自分の考えを書いたりすること」、また算数や数学科では、「図やグラフから必要な情報を分類、整理、比較するなどして、問題の解決に役立てること」などが挙げられておりまして、我々大人にとっても大変難しいのが活用する力ということであります。

○松田勝則議員 活用する力は、実生活で生きる力であり、我々大人にとっても難しい力だというようなことを伺いましたが、しからば、その活用する力が弱いとされた宮崎県、本県では、その力を伸ばすための取り組みとは何なのか、そしてその検証はどのように行われるのか伺います。

○教育長（渡辺義人君） 活用する力を伸ばす県教育委員会の取り組みといたしましては、平成17年度から取り組んでおります「教員の指導力を高める授業研究会」や、来年1月から稼働を予定いたしております、インターネットを使った「WEB学習単元評価システム」などがあります。1点目の教員の指導力を高める授業研究会におきましては、例えば国語科において、チラシやパンフレットなど子供たちの日常生活に結びついた資料から正しく情報を読み取ったり、まとめて説明したりする活動を多く

取り入れるなど、活用する力を高めるための授業づくりに努めております。また、2点目のWEB学習単元評価システムにつきましては、算数・数学科において、活用する力を伸ばす問題を意図的に取り入れながら、問題ごとの子供たちの到達状況を確認して、それをもとに教員の指導方法の工夫改善につなげることができるようにするものであります。これらの取り組みにつきましては、本県独自の調査であります「みやざき小中学校学力・意識調査」などにより、児童生徒の学力の状況を比較分析しながら、検証していくことにしております。

○松田勝則議員 大変綿密な計画のもとに対処し、検証していくということでしたが、午前中、新見議員の提案の中にも、島根県の数リンピックがありました。島根県は、同じ応用力を示す小学校6年の算数B、また中学校3年の数学Bが弱いという指摘を受けて、11月に数リンピックというイベントを開催したとあります。これはどういう内容かと思って問い合わせしてみました。小中学生を対象に問題を解くおもしろさを感じてもらおうと、教育委員会が中心となりまして、計算ですとか図形の問題をつくります。そして、おもしろいなと思ったのは、個人部門あるいはペア部門を設定して、ゲーム感覚で子供たちの学ぶ喜びを想起させるような、そういう取り組みでありました。この問題をつくられたのは県下の先生方であった、また特別チームをつくられたということでありまして。そういう宮崎県らしい豊かな心、楽しい心を盛り込んだ対応をお願いしたいと存じます。

最後の質問になります。商工観光労働部長に伺います。就職が厳しい状況にあります。宮崎労働局の発表によりますと、本年10月の求職者は3万432人。求職者ですから、そのすべてが失

業者には該当しないものの、県内で西都市の人口に相当する人々が職を探しているという結果が出ました。それに対しまして、有効求人数は1万2,141件、約3分の1にとどまり、就職、転職の厳しい現実をまざまざと見せつけられております。雇用が厳しいのはどの世代も同じですが、特にフリーター、ニートといった現象を呈しました40歳以下の若い人々の就職を支援するために、県は宮崎市にヤングJOBサポートみやざきを設置しました。キャリアコンサルから職業紹介まで、ハローワークとは違う就職支援を行っています。九州各県で同じ名称のジョブカフェ、ジョブサロン、キャッチワークなどの事業が展開されていますが、県の取り組みを伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ヤングJOBサポートみやざきは、特に厳しい雇用環境の中にあります若年者等に対しまして、単なる職業紹介にとどまらず、就職のためのきめ細やかな支援を目的としまして、宮崎市及び延岡市に設置しているものであります。具体的には、40歳未満を対象としまして、一人一担当制を取り、適性診断や応募書類の作成、面接対策など、個々に応じたアドバイスを行っております。また、職業意識の醸成から就職活動支援、就職後の職場定着支援に至るまでの各種セミナー等を開催するほか、求人情報をみずから収集、提供するなど、さまざまな就職支援を行っているところでございます。

○松田勝則議員 先ほどから、県内の来年新卒高校生、大学生の就職率の低さが問題になっておりますけれども、経済不況が起こるまでは、このような若者の就職支援施設のニーズはキャリアコンサルでありました。つまり、自分に合った仕事は何かという自分探しの旅のお手伝

いをすることが大きなウエートであったというふうに感じておりますが、今は、ずばりマッチングです。どれだけ求人情報を持っているか、これがこういった就職施設の最重要ポイントとなっています。県は、独自の求人情報の開拓、収集についてどう取り組んでおられるのか、伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 独自の求人情報についてでございますが、現在、宮崎、都城、延岡、日南の4地区に13名の雇用推進員を配置しまして、企業訪問により雇用情報の収集を行っているところでありまして、その中で新規求人申し込み等もお願いしているところでございます。

○松田勝則議員 独自に求人開拓者も設けているということですが、その割には、各施設を回りますと利用者数が少ないなというのが私の実感です。知事も先ほど、ほかの若者就職支援施設の実感を述べておられましたが、もっともっと活性化が図れないかと思うんです。宮崎市の一等地にありながら、これではもったいないと思います。私たちの特別委員会で視察をしました群馬県若者就職支援センターでは、こういった活動をしておりました。

○萩原耕三副議長 時間が来ております。

○松田勝則議員（続） 若者による運営ができないかということを提言いたしまして、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○萩原耕三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時57分散会

12月3日（木）

平成 21 年 12 月 3 日 (木曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (40 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 函師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 萩原耕三 (同)
- 40 番 権藤梅義 (民主党宮崎県議団)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 押川修一郎 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

欠席議員 (2 名)

- 16 番 外山良治 (社会民主党宮崎県議団)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 高橋博 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 大渡辺義人 鶴見雅男 城倉恒雄 太田英夫 |
|--|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 長 事務局 次長 総務課 長 議事課 長 政策調査課 長 議事課 長 補佐 議事担当主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 浜砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|--|--|

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党児湯郡選出の松村悟郎でございます。よろしく申し上げます。

ことしも残り1カ月となりました。先月は、観光宮崎を代表するスポーツイベントとしてフェニックストーナメントなどの大きなプロゴルフ大会が開催されました。また来週末には、ことし最後の大きなスポーツイベントであります青島太平洋マラソンもあります。知事、副知事そろっての御出場だと聞いております。話題性も大変多く、県外からも多くの方が参加されます。昨今、東京マラソンを初めとする市民マラソンが観光イベントとして大きな成果を上げていることを私も肌で感じたいとの思いから、無謀にもフルマラソンに参加することといたしました。私も観光宮崎の盛り上げ隊の一人として、ほんの少しですが貢献できればと思っております。このことに関しては後ほど改めて質問させていただきます。

今回は、通告に従いまして5つの項目について質問いたします。

まず初めに、農業の経営環境についてお伺いいたします。

最近、近所に買い物に行くことがございますが、大根1本50円、白菜100円、キャベツは50円、野菜の低価格に驚かされます。消費者に

とってはうれしいことではありますが、「安いからといってたくさん売れるわけではない」と小売店の方は嘆いていました。生産する農家にとっては、1年間汗を流して大事に育ててきた作物がこのように安い価格では、高騰する資材費とあわせて、利益はとて望めない状況にあると考えられます。まさに昨年から続く燃油、穀物飼料、農業資材の高どまりや、現在のような経営悪化の中では、価格低迷を考えると、農家経営は大変厳しい状況にあると言えます。農業は、本県産業の中でも最も重要な基幹産業の一つであります。このような状況を踏まえ、本県農業の経営状況に対する知事の認識を、改めてお伺いしたいと思います。

壇上の質問はここまでとし、以下、質問者席で行いたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

本県農業の経営状況についてであります。担い手の減少や高齢化が進む中で、原油・配合飼料価格の高騰を初め、景気悪化による農畜産物価格の低迷など大変厳しい環境に直面しており、中でも本県を代表する畜産や施設園芸では、農業所得も大幅に減少するなど経営的にも深刻な状況にあると認識しております。こうした中、農家経営の安定・向上を図るためには、農業分野の枠組みを超えた多様な人・技術との連携強化をはぐくみながら、本県農業を収益性の高い生産構造に転換していくことが、極めて重要であると考えております。このため、農業者の所得向上を基本として、収量・品質の向上や省エネ等による生産コストの低減、本県農業ならではの特徴を生かした農商工連携による新たなビジネスモデルの創出、付加価値を高めるためのブランド・流通販売対策などに取り組む

とともに、私もあらゆる機会をとらえて、産地の厳しい現状の理解醸成や県産品の消費拡大を訴えながら、基幹産業として自立できる「宮崎の農業」を築いてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○松村悟郎議員 ありがとうございます。安定した所得で安心して営農できる農業、そして雇用の受け皿となれる力強い農業産業をつくるのが、まさに宮崎の農業の役割だと思います。さらなる知事の御尽力をよろしく願いしておきます。

このように大変厳しい経営環境の中にある本県の農業でございますが、具体例として原料用カンショと畜産経営についてお伺いいたします。

まず、原料用カンショについてでございます。私の地元であります高鍋町を初めとする児湯地域は、野菜や畜産などの本県農業産出額の約3割を占める主要な農業地帯でございます。原料用カンショの生産については畑作地帯を中心に盛んな地域であります。昭和30年代には県内で146のでん粉工場が操業し、でん粉原料用カンショを中心に約3万ヘクタールでカンショが栽培されておりました。児湯地域でも26の工場が操業し、7,300ヘクタールでカンショが栽培されておりました。しかしながら、工場の排水規制やコーンスターチの増加、あるいはでん粉原料用としてカンショの需要が大きく減少し、他の品目への転換が進んだところでございます。平成4年には児湯農協のでん粉工場が閉鎖されたことから、現在、児湯地域では、焼酎用原料として、あるいはかりんとうなどの加工原料としてのみになっております。

そのような中で、先日、地元の農業生産法人の皆さんと意見を交換する機会がございし

た。ことしの原料用カンショが大変な豊作となっており、販売先の確保に大変苦慮しているということでありました。当然、生産に当たっては、JAや焼酎メーカーとの契約栽培ということを中心に行われているわけでございますが、まさに契約を上回るカンショの生産が見込まれているということでございます。あわせて、需要を期待した契約外の農家もカンショの生産しております。そこで質問であります。県内では他の地域においても原料用カンショの生産が行われているかと思いますが、本年の県産の原料用カンショの生産状況はどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県の原料用カンショでございますけれども、北諸、児湯地域を中心に生産されておまして、その主な用途は焼酎原料用あるいは加工用が中心となっております。近年、芋焼酎の消費の伸びに伴いまして急速に生産が拡大をいたしておまして、平成15年度の1,000ヘクタール、3万1,000トンが、平成20年度には2,300ヘクタール、6万9,000トンとなりますなど、この5年間で作付面積、生産量とも2倍以上に拡大をいたしております。このような中で、本年産の状況でございますけれども、芋の肥大期に非常に天候に恵まれたといったことから、総合農試のデータ等から試算をしますと、県全体で7万6,000トン程度、昨年より1割程度——約7,000トンになるかと思いますが——増収が見込まれているところでございます。以上であります。

○松村悟郎議員 どの地域でもカンショが豊作であるということですが、契約を上回る余剰分を販売する方法はないのでしょうか。事例は異なるかもしれませんが、去年は、国の管

理するMA米に係る事故米の問題で、鹿児島
の焼酎メーカーの仕込み量が大きく激減
いたしました。そのため、酒造メーカーと
出荷契約をしていたカンショ生産農家
のカンショでさえもメーカーに引き取
られなくなり、いわゆる余剰カンショが
産地にあふれたということでありませ
す。私ども自民党では、そのような地域
の窮状を踏まえ、焼酎原料用カンショ
生産者の農業経営及び南九州地方の地
域経済に対する影響を緩和する観点か
ら、焼酎用として販売が困難なカンシ
ョについて、でん粉原料用に緊急に用
途転換するための対策を国に働きかけ
、「焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事
業」が実施されました。県内のカン
ショ農家もこの事業によって救われ
たところでもあります。

私は、ことしの豊作の状況を受け、昨
年のような緊急の買い入れ対策がで
きないものか、独自のルートで国に
探りを入れてみましたが、政権もかわ
り、なかなか回答が得られない状況
にあります。しかしながら、地域では
原料用カンショが販売されないまま
の状態にもありますし、集荷業者の
皆さんも、さまざまなルートを通じ
て、契約を上回るカンショの販売に
努力はされているということであり
ます。一方、豊作ばかりでなく、年
によっては契約数量が確保できない
ような不作の年というものございま
す。その場合には、集荷業者の皆
さんはカンショをつくっている農家
を回り、どのような規格のカンショ
であってもいいからと集荷に躍起に
なっているということございま
す。このような話を聞くと、原料用
カンショの需給安定に向けた取
組みが大変重要だと思います。県は
どのように考えられているのか、農
政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話

のように、原料用カンショの収量増
加が見込まれる中で、集荷業者と出
荷契約を結んでいない農家、ある
いは契約量を上回った農家のカン
ショにつきまして、その取引が今
厳しい状況になってございます。こ
のため県といたしましては、関係
機関・団体とともに需給安定に向
けた検討会議を緊急に開催しま
すとともに、本年産につきま
しては、食品加工業者等への利
用拡大、あるいは畜産での飼料
用としての活用などの働きかけ
を行っているところでございま
す。さらに、今後の取り組みと
いたしましては、生産者・実
需者間の出荷契約の確実な締
結の推進、あるいは需要に応
じた高品質な原料用カンショ
の生産などに、関係機関・団
体がより一層連携して取り組
むこととしたところでございま
す。県といたしましては、今後
ともこういった取り組みを積極
的に推進しながら、本県産
原料用カンショの需給の安定
に最大限の努力をしま
いりたいと考えております。以上
であります。

○松村悟郎議員 カンショは、宮崎
県にとっても土地利用型として
大変重要な作物の一つとな
ってきております。農家にと
っても比較的取り組みやすい
作物でもあります。基幹作物
として定着するように、農
商工連携の取り組みを活
用した加工食品の開発など
新たな需要の拡大への支
援や、昨年のようなでん
粉としての活用ができ
ないのか、再度調査と
国への働きかけをよろ
しくお願い申し上げます。

次に、畜産経営について、特に肉
用牛繁殖経営についてであり
ます。配合飼料価格の高
どまりや食肉の卸売価格
の下落、子牛価格低迷
などにより農家の経営
を大変圧迫しております。
そこでまず農政水産部長
に、現在の厳しい畜産
経営の改善を図るため
にどのような対策に取
り組

んでいるのかお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県の畜産経営につきましては、ただいまお話ございました、景気後退による消費の減退等に伴いまして畜産物価格が総じて低迷しており、加えまして配合飼料価格の高どまりなどから、大変厳しい状況にあると認識しております。このため、肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン事業でございますが、こういった国の価格安定対策によります補てんが行われておりまして、県といたしましては、これら国の補てんに係る生産者負担の一部助成を行っているところであります。

また、価格安定のみならず、飼料作物や飼料用米などの自給飼料の増産や、焼酎かすを初めとした食品残渣等の未利用資源の家畜用飼料への有効利用、さらには分娩間隔の短縮や事故率の低減による生産性向上などの対策を引き続き実施していくことといたしております。今後とも、関係機関・団体とも連携しながら、本県の畜産経営の改善に向けた取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 昨日の宮日新聞の県北版の中で、東臼杵郡市の畜連での肉用牛改良増頭研修会の記事が目に入りました。畜産農家500人が参加して1年1産を目指すという研修会の記事がありました。私も地元の児湯畜連子牛の競り市場に時々お邪魔するわけでございますが、繁殖農家の方からも同様な御意見があります。「今はコスト削減による所得の確保に取り組む必要がある。まず行わなくてはいけないのは、分娩間隔の短縮による子牛生産頭数のアップである。1年1産に近づけていくことがコスト削減への一歩である」という御意見でございました。そこで農政水産部長に、肉用牛繁殖経営の

コスト削減に効果がある分娩間隔短縮のためにどのような指導、支援を行っているのかをお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話ございましたように、肉用牛繁殖経営におきまして、生産コストを削減し収益性を高めていくためには、母牛の分娩間隔の短縮によりまして子牛の生産効率を高めることが非常に重要であると考えております。そのためには受胎率の向上が不可欠でございますから、県といたしましては、飼養管理技術や飼養環境の改善を図るための委員会を設置し、実態調査やマニュアルの作成を行いますとともに、日ごろから母牛の観察を徹底し、適期の授精がなされるよう繁殖農家に対する普及啓発を図っているところであります。また、国や県の事業を活用しまして、受胎率向上も図れる牛舎等の整備とか、発情発見装置の導入支援、低コスト化についても取り組んでいるところであります。以上であります。

○松村悟郎議員 分娩間隔の短縮についてでございますが、私の母校である宮崎大学の研究者から、現在取り組まれている研究の一部を聞く機会がございました。漢方薬として用いられているヒュウガトウキの葉の部分で、繁殖雌牛の分娩前後3カ月程度の期間、飼料に加えることによって繁殖成績の改善を図るというもので、実証実験の中で分娩間隔の短縮が図られた事例が見られるというものであります。ヒュウガトウキについては、地域により、従来より家庭でせんじて飲むなど、人に対しての効能はいろいろ聞いておるところであります。繁殖牛への利用については課題はあると聞いてはおりますが、肉用牛繁殖経営農家のためのコスト削減への一助になるのではと期待をしているところであります。そこで、農政水産部長にお伺いいた

します。県も、例えば大学などと一緒に研究に取り組んではいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ヒュウガトウキ、いわゆるヤマニンジンでございますけれども、関係機関の資料によりますと、宮崎県の北部から大分県の南部に自生する薬用植物でございます。人に対して、血液循環の改善、あるいは血圧降下作用、性ホルモンの分泌促進等の効能があるとされております。御質問にございましたとおり、現在、宮崎大学の研究者等によります肉用牛の分娩間隔短縮を目的としたヒュウガトウキの研究が進められておるということは、我々も承知いたしております。県といたしましては、今後、ヒュウガトウキが牛の生理に与える影響とか課題等々につきまして情報の提供も受けながら、また当面、その研究成果を見守らせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。部長からも今お話がありましたように、このヒュウガトウキは、九州山脈の、特に宮崎県側に自生するセリ科に属する宮崎県固有の野草であります。いわゆるニホンヤマニンジンというものでございます。古くから県北を中心に、薬草としてお茶にしたりして使われております。県北の道の駅などでも、少量でございますが販売をされております。今回の試験では、通常の妊娠期間280日を含めた出産間隔420日から450日を、ヒュウガトウキを飼料に配合することで340日程度に短縮を図るものであります。1年1産を可能にする取り組みになるのではないかと希望を持っております。導入には幾つかの課題はありますが、例えば実生から苗の供給が大変難しいということから安く安定的な確保ができるかど

うか、これからの取り組み次第だと思います。順調にいけば肉用牛繁殖農家の経営を大きく改善できるものだと思います。また、ヒュウガトウキも新たなみやざきブランドの作物になるのではないかと、大変期待もしているところでございます。産官学の取り組みへの御支援を含めて、これから注意深く見守っていただきたいと思っております。

次に、観光遺産の掘り起こしについてですが、知事を先頭に、一村一祭、宮崎観光遺産という新しい切り口で宮崎の魅力をPRしていただいております。地域の祭りや遺産を活用し、県内各地においてさまざまな取り組みが行われているようで、高鍋町におきましても県から支援を受け、高鍋大師の周辺整備や灯籠まつりの盛り上げに地元を挙げて取り組んでおり、地元が活気づき、大変好評であります。そこでまず、本年度からスタートした一村一祭、宮崎遺産についての期待や思いなど、知事の所感を伺いたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 私が知事就任して最初に取り組んだ仕事の一つが、県庁を観光地として活用することでありました。今では県庁が人気の観光スポットになりましたが、このように、身近にあってもその魅力に気づかず、生かし切れていない多くの資源を掘り起こし磨き上げることで、新たな魅力を創出し、宮崎独自のアピールができるものと考えております。そこで、各市町村一押しの祭りやイベントを「一村一祭」として、また、集客可能性を秘めた本県ならではの資源を「宮崎観光遺産」として選定し、地元が行う磨き上げや情報発信等の取り組みに支援を行うこととしたところであります。その結果、「チキン南蛮」や「日向ひよっこ踊り」などがマスメディアから取り上げられ、

新たな観光資源として全国から注目を集めるとともに、高鍋大師を中心とした地域を挙げての取り組みなど、県内各地において地元手づくりのおもてなしや交流の促進が図られております。今後とも、私が先頭に立って地域の個性あふれるさまざまな魅力を全国に発信し、県内各地の活性化や観光宮崎の再生につなげてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

次に、商工観光労働部長にお伺いしますが、それぞれの地域に対する支援などの取り組み状況についてお伺いしたいと思います。それぞれの市町村単体だけでの一祭り、あるいは1つの観光遺産で完結するのではなく、既存の宮崎のすばらしい観光資源や周辺市町村との連携が大変大事だと思いますが、今後の展開についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、県の支援についてであります。トップセールスやホームページ等によりまして祭りや観光遺産の魅力を全国に情報発信するとともに、交流促進等の地元の取り組みに対しまして事業費の一部を助成しております。このような中、各地域におきましては、例えば、観光遺産の周辺整備や、祭り・イベントのときの新たな鍋料理の開発、参加者のためのガイド配置など、さまざまなおもてなしの企画が実施されております。加えて、祭りや観光遺産からさらに発展させた取り組みも一部始まったところであります。議員からただいま紹介がありましたように、高鍋町の灯籠まつりでは姉妹都市との交流行事が実施され、また、日向市と美郷町においても両市町が連携して祭りを活用したツアーが実施されたところでございます。このように、その地域の魅力や集客力をより高めていくため

には、祭りや観光遺産を、単独ではなく、隣接市町村を含め他の観光資源と組み合わせて活用することが重要でありますので、県といたしましても、このような取り組みを今後とも支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 観光遺産に選定された高鍋大師は、地元が地域の観光資源を観光スポットとして再認識して、ボランティアや子供たちが地域ぐるみで一生懸命取り組んでおります。高鍋大師のお化粧直しや草切りなど、みずから汗を流して磨き上げに取り組んでいるところであります。さらに、灯籠まつりでは、これまで串間市や朝倉市、そして山形県米沢市など姉妹都市の参加をしていただきましたが、ことしはさらに魅力アップのために、秋月藩ゆかりの姉妹都市、福岡県朝倉市から、秋月藩砲術林流抱え大筒保存会の皆さんに砲術実演を実施していただきました。この祭りの歴史的な背景を地元として再認識して、地元の自信をさらに深めるとともに、県内各地から多くの来場者でにぎわってくるようになりました。このように、一村一祭、宮崎観光遺産の選定を契機に、地域の活性化、誇り、自信につながっていると強く感じております。この盛り上がりを大切に、県内外に広くアピールしていただきたいと思っております。今後とも県の協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、同じく観光資源の掘り起こしについてでございます。市民マラソンのスポーツ観光への効果等についてでございますが、ことしの2月、私は都農尾鈴マラソンに参加いたしました。副知事も参加でございましたが、既に41回目を数え、参加者も3,000人を超えるような大会になりました。関係者によると、さらに拡大し

そんな勢いであるということでございました。そして10月に行われました綾マラソンも、綾町7,100人の人口を上回る7,300人のエントリー、そして応援団を含めると綾の町も大変なにぎわいとなっております。年間を通じて県内各地でマラソン大会が開催され、県内外から多くのランナーが参加するなど、地域活性化にも大いに役立っていると思います。本県におけるマラソン大会の現状と観光面からの県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県では、議員から御指摘がありましたように、年間を通じて多くのマラソン大会が開催されておまして、近年のランニングブームの高まりや、ランナーが楽しんで参加できる趣向を凝らした大会の増加に伴いまして、県内外から多くのランナーが参加しているところでございます。県といたしましては、これまで県外から多くの参加が見込まれる大会を中心に運営の支援や大会のPRを行ってまいりましたが、本年度からは、県内で開催される主なマラソン大会の情報を盛り込んだ「マラソンカレンダー」を、県観光情報サイト「旬ナビ」に掲載することも始めたところでございます。今後とも県内外に、マラソン大会の開催日や特徴等の情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 マラソン大会自体は参加者の参加料が大きな財源になります。まさに自主財源で運営できる、その上、多くの参加者でにぎわう、さらには地元産品や観光などもPRできるなど、大変有意義なイベントであると思います。最近では、スポーツ用品店にファッションなマラソングッズが多く並べられるなど、

競技者の底辺も大変広がっているようであり、特に冬暖かい本県では、マラソンを活用したスポーツ観光に取り組むべきだと考えますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県では多くのマラソン大会が開催されております。担当課の調べによりますと、主なものだけでも20を超える大会があるようです。まだすべてには参加できていないんですが、私も知事就任前から時間が許す限り参加しているところであります。実際に走ってみますと、大会が地元の皆さんの声援や多くのボランティアの方々に支えられているということをつくづく感じるところであります。コースが開催市町村の広いエリアにわたることを考えあわせると、マラソン大会は、地域住民の交流と一体感を促進して地域を元気にするイベントであると考えております。また、これらのマラソン大会は、地域の住民だけでなく県内外から多くの方々が参加されることや、近年の健康志向の高まりを背景に愛好者も増加傾向にあることから、スポーツランドみやぎの推進や観光振興にもつながっていくものだと考えております。ただ、青島太平洋とか綾とか、コースをアレンジしてちょっと創意工夫をするだけで2,000～3,000人はすぐふえるんです。この前、つわぶきマラソンに参加したんですけども、いま一つぴりりとエッセンスが足りないなと思いました。私のアイデアがあるので、またそれは提言とか発案をさせていただきたいと思っております。県といたしましても、そういったアドバイスも含めて、引き続き主催者や各地域の取り組みについて支援してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 知事が参加するマラソン大会は特にたくさんの人でにぎわうのを見ておりま

す。知事の参加していない、あるいは副知事も参加していない綾マラソンも大変なにぎわいでもございましたので、市民マラソンの威力というものをまざまざと見せつけられたような気がします。特に今月は青島太平洋マラソンでございます。先ほども申し上げましたけれども、知事も副知事も参加ということでございますので、まさに関心の高いマラソン大会になるのではないかと思います。全国的には、東京マラソン、約3万人の参加というマラソンでございますが、30万人の応募があるということで、募集はしたけれどもなかなか走れないというのが現状であるということです。市民マラソンを、どうぞ県のスポーツ観光に積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、沿道修景美化についてでございます。

県内の道路における沿道修景の維持管理についてお伺いいたします。以前は、「宮崎空港から市街地に通じる沿道の美しさに驚いた」という声を私自身もよく聞きました。観光宮崎が浮揚する中で、このようなすばらしい景観が大きく貢献してきたものだと考えます。しかしながら、近年は、沿道美化・緑化は継続されておりますが、以前に比べ維持管理に手が届いていないように感じられます。時々見苦しい箇所にも遭遇することがございます。財政事情もあるでしょうが、沿道修景の管理手法を見直すなど対策が必要ではないかと思います。また、沿道の美化について、行政だけではなく県民や地域との協働作業も必要ではないかと思います。今後、本県の観光振興を進める上で、沿道修景による景観の保全とその維持管理は非常に重要だと考えております。そこで、県内道路における沿道修景の維持管理の現状と取り組みについ

て、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県は昭和44年に、全国に先駆けて「沿道修景美化条例」を制定しまして、観光宮崎にふさわしい、花と緑にあふれた道路環境の創出及び保全に努めてまいりました。しかしながら、その現状は、樹木の老齢化や厳しい財政状況の中、従前と同様な対応が困難となってきております。このため、今後の沿道修景美化への取り組みの一つとしまして、今年度から、本県の代表的な沿道修景を担っております宮崎市のデパート前交差点から県総合運動公園までの国道220号沿線を対象としまして、将来あるべき樹木等の配置や管理手法等について見直し検討を始めたところであります。また、草花の植栽等による修景につきましては、フラワーフェスタ等の春のイベント対応に配慮しまして、切れ目のない一貫したものとなるよう、今年度初めて年度をまたいだ契約を行うこととしております。今後は、こういった見直しを踏まえまして、県内の沿道修景のあり方を検討していくとともに、県民の皆様との協働や国及び市町村等関係機関との連携を図りながら、沿道修景美化の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

また、公園や文化施設周辺、良好な景観が求められる県の景観づくりに対する取り組みについてお伺いしますが、本来、公園周辺は心地よさや安らぎを求めて訪れる文化施設であります。良好な修景や景観を保全することが特に重要であります。このため、公園や施設は無論のこと、その周辺地域も含めた環境整備により、だれもが心地よくいやされる風景を形づくるのが極めて重要だと思います。しかるに、一例ですが、総合文化公園周辺においては、公園や

文化地区として余りふさわしくないポスター類が散見される現状であり、場所にそぐわない広告物があるために、文化拠点としてその雰囲気までも損なっていると私は思っております。このようなケースを引用するまでもなく、県内には多数の公園や文化施設がありますので、心地よい景観やいやされる風景にあふれる地域をより多く形成することが急務だと考えております。県においても、良好な景観形成による地域の魅力の維持・創出は極めて重要であるとの観点から、平成16年には景観法を制定して、潤いのある豊かな生活環境を創造することを目的としたさまざまな仕組みや支援措置が整備されたところでもあります。全国的にも良好な景観に対するニーズが急激に高まる中で、本県においても、より質の高い良質な景観形成を目指すことが緊急の課題であると考えております。今後、具体的な対策を進める上で、景観や屋外広告に対する県民意識の向上や、住民生活に身近な市町村の景観行政との連携も、極めて重要となってまいります。県はどのような取り組みを行っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県はこれまで、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組んでまいりましたが、地域住民にとって身近な周辺環境と調和した良好な景観を形成することは、美しいまちづくりを進める上で非常に重要であると考えております。このようなことから、屋外広告業者に対する講習会や一般住民等を対象とした景観セミナーの開催などを通じまして、美しい景観づくりに対する意識やモラルの向上を図るための啓発活動に取り組んでまいりました。さらに、景観法の制定を受けまして、平成19年4月に宮崎県景観形成基本方針

を策定しまして、これに基づき都市景観や農山漁村景観、あるいは歴史や文化的な景観等の幅広い分野において、住民と行政が一体となって「美しいみやぎきの創造」を目指した景観づくりを進めることとしたところでもあります。県といたしましては、この基本方針を踏まえ、市町村とも緊密な連携を図りながら、屋外広告物も含めた美しい景観づくりについて、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

そこで、市町村に対する県の景観行政への具体的な支援策とその成果についてお尋ねをしますが、言うまでもなく市町村は地域社会の実情をよく理解しております。また、地域住民に最も身近な相談役でありますので、景観行政においてもその主役となることが望まれます。このような認識に立つとき、市町村がその地域にふさわしいきめ細かな景観行政を行い、地域住民が快適で心地よく安らぎのあふれる景観づくりを積極的に進められるような体制を築くことが重要であると思います。景観法では、このような施策を推進する市町村は、県が同意した上で景観行政団体となることができますが、小規模市町村では、景観行政に関する知識や経験、あるいは技能に対する情報が少ないことから、現段階ではまだまだ県の支援が欠かせないものと考えております。具体的な支援策とその成果について、重ねて県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 地域の景観づくりは、議員御指摘のとおり、住民に最も身近な市町村が中心的役割を担い、主体的に取り組むことが望ましいと考えておまして、県では市町村の景観行政団体への移行を促進してきたところでございます。そのため、景観セミナー

や研修会等の開催、また景観アドバイザーの派遣等、景観に対する意識の向上や人材育成を目的とした支援を行っております。また、景観行政団体に移行した市町村が景観計画を策定する際の費用の補助やアドバイス等も行っております。このような取り組みによりまして、最近、景観行政団体へ移行する市町村が急増しております。景観行政団体への移行により、住民の皆さんが身近な景観に関心を持ち、みずからが地域づくりを考え主体的に取り組むきっかけとなると考えております。そして、地域の特性を生かした、ほかにない美しいまちづくりが進められ、ひいては地域の振興やおもてなし観光の推進に大きく寄与するものと期待をしているところでございます。県としましては、すべての市町村が景観行政団体へ移行し、地域における景観づくりがさらに進められますよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

次に、教育事務所の再編についてであります。

さきの9月議会の会期中に教育委員会より、教育事務所を7事務所から3事務所へ再編するという報告を受けました。教育主事の偏在の現状を改善し、すべての教科の指導強化を図り、さらに教育事務所長や総務部の人員削減も図れるということでありました。教育事務所再編でそれぞれの地域でうまく機能すれば問題はないと私も思いました。

そこで、このことで地域の影響をどのように地元では考えているかということをかんがみ、地元の町村の教育長など関係者に意見を伺って

まいりました。児湯地域におきましては、各市町村とも規模が大変小さく、自前で教育指導主事を配置できないことから、学校教育や社会教育活動においては児湯教育事務所が大変重要な役割を果たしております。地元の声では、「大変頼りにしており、大変ありがたく思っている」という御意見でございました。そうした中で、地域から困っているというような話も聞かないわけですが、どうしていきなり再編が行われることになったのか、今回の教育事務所再編は本当に地域に役立つ再編なのか、今回の教育事務所再編の意義と効果について、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 今回の教育事務所の再編につきましては、教育事務所の専門性の向上、市町村合併への対応、行財政改革の推進の3つの観点から進めているものであります。まず、1点目の専門性の向上につきましては、県内7カ所の教育事務所を3カ所に統合し、1つの教育事務所の規模を拡大することにより、今お話がありましたように、教科や生徒指導等の各専門分野に対応した指導主事を配置する体制を整えることができますことから、市町村教育委員会及び小中学校に対して、より専門性の高い指導・助言・援助を行っていかうとするものであります。2点目の市町村合併への対応につきましては、市町村合併に伴い、教育事務所に求める役割が市町村教育委員会により異なってきた状況にありますことから、教育事務所を再編することにより、指導・助言・援助を効率的に行っていかうとするものであります。3点目の行財政改革の推進につきましては、教育委員会といたしましても、全庁を挙げた行財政改革の一翼を担っていく責任を果たそうとするものであります。

○松村悟郎議員 地元の教育委員会でのお話の中で、今回、児湯教育事務所と宮崎教育事務所が1つになるということでしたが、宮崎市では自前の指導主事が19名そろっており、児湯教育事務所と宮崎教育事務所では果たしている役割が異なるのではないかと、そういう御意見もございました。自前で主事を配置している宮崎市教育委員会に対する県の宮崎教育事務所の役割は小さいのではないかとと思いますが、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 教育事務所は、総務課と教育推進課の2課で構成をされております。このうち総務課では、教職員の給与・旅費に関する業務や教職員の人事・服務に関する業務を行っております。これらの業務の業務量は、その性質上、教職員の数に比例するものでありますが、平成21年5月1日現在、宮崎教育事務所管内の教職員数は2,297名であるのに対して、児湯教育事務所管内の教職員数は786名となっております。一方、教育推進課では、市町村教育委員会や小中学校に対する教科指導力向上等の専門的事項に関する指導・助言業務を行っております。これらの業務の業務量は、学校数、教職員数、各市町村教育委員会の派遣指導主事の配置状況によって異なってまいりますが、学校訪問の実績を見ても、宮崎教育事務所の訪問回数が児湯教育事務所の訪問回数を大きく上回っている状況にあります。

○松村悟郎議員 また、宮崎市は、中核市として人事権の移譲の要望を県に対して行っていると伺っております。私は、県教育委員会は中核市への人事権移譲を進めるべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 中核市への人事権移

譲につきましては、平成17年10月の中央教育審議会答申を踏まえまして、平成20年5月に、国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告において人事権移譲についての方向性が示され、その後、文部科学省において、広域での人事のあり方や給与負担等を含め検討がなされてきているところであります。県教育委員会といたしましては、地方分権の必要性は当然としても、一方で、県内の均質的な教育水準と教育環境を確保することは大変重要な課題となりますことから、全国知事会、全国都道府県教育長協議会等を通しまして、中核市への人事権移譲を検討するに当たっては地方の意見を十分に踏まえるとともに、移譲の是非を含めた慎重な検討を国に要望しているところであります。

○松村悟郎議員 今のお話のように、現在の地方分権の流れを考えますと、そして、県もできるだけ市町村に権限移譲するという改革の流れを考えますと、できるだけ地方に権限をおろしていく必要があると思います。今後、宮崎市に人事権が移譲されれば、宮崎教育事務所は本当に役割は小さなものとなると思います。教育事務所が本当に宮崎市に必要なのか、再度教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 現時点では、ただいまの中核市への人事権移譲の検討の行方が見通せない状況にあります。したがって、再編後の教育事務所の場所につきましては、現時点における教育事務所の業務量により判断していく必要があると考えております。先ほど申し上げましたように、総務課担当業務、教育推進課担当業務いずれを見ましても、宮崎教育事務所の業務量が児湯教育事務所の業務量を上回っている状況にありますことから、再編後の中部教育事務所の場所につきましては、現在の宮崎教

育事務所の所在地が適当であると判断しております。

○松村悟郎議員 教育事務所再編の最後でございますが、10月23日に、児湯地方教育委員会連絡協議会及び教育長連絡協議会から宮崎県教育委員会委員長あてに要望書が提出されております。この要望書に対してどのように受けとめていらっしゃるのか、教育委員長にお伺いします。

○教育委員長（大重都志春君） 児湯地方教育委員会連合会会長及び児湯地方教育長連絡協議会会長から提出をされました今回の教育事務所再編に関する要望書につきましては、児湯地域の各市町村にとりまして、今回の再編が、身近にあった教育事務所が遠くなってしまうことにより、これまでと同じ支援が受けられなくなるのではないかという不安から提出されたものであると理解をしております。したがって、この要望に対する回答に当たりましては、そのことを真摯に受けとめた上で、これまでの検討経緯や再編後の指導・助言・援助の体制につきまして、誠意を持って御説明させていただいたところであります。

県教育委員会といたしましては、教育事務所の再編後におきましても、児湯地域の市町村教育委員会が不安を感じることはないよう、これまでと変わらない支援に万全を期すとともに、専門性を向上させた教育事務所の機能を十分に生かしながら、学校教育や社会教育のさらなる充実発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。7つの教育事務所、それぞれ市町村からいろいろな意見、要望も出てきていることと思います。地域の学力格差に影響が出ないよう、十分な御配

慮をお願いしたいと思います。

次に、特別支援学校の施設整備についてであります。

先般、私はみやざき中央支援学校を見学させていただきました。校舎も新しく、校門までの敷地の広さ、大きな屋根のついた玄関と、すばらしい教育環境に感じ入ったところでございます。訪問した際は、ちょうど帰りのスクールバスに子供たちがたくさん集まっております。先生たちが子供たちに手を振って見送る姿、校門に立ち、出ていくスクールバスを見送る姿に、心温まる思いもしたものでございます。一方、児湯るびなす支援学校にも時々お邪魔させていただきますが、同校は築30年が経過しております。耐震性は問題がないようでございます。防音措置もされているようでございますが、とびらが重く段差も多く、来年度から肢体不自由の子供たちも入学すると聞いておりますが、バリアフリーやユニバーサルデザインが最も充実しなければならない特別支援学校でございます。特別支援学校におけるバリアフリー化の取り組み、中でも児湯るびなす支援学校におけるその取り組みについて、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 特別支援学校におけるバリアフリー化につきましては、各学校における児童生徒の障がいの実態に応じて、身障者用トイレやスロープなど必要な施設の整備に努めてきているところであります。このうち児湯るびなす支援学校につきましては、従来、病弱児を対象としていた施設でありまして、その経緯に応じた施設となっているところであります。そうした中で近年、お話ありましたように、肢体不自由との重複障がい児も受け入れておりますことから、その実態に応じて、身障者

用トイレ、手すり、スロープなどの整備を行ってきており、今年度は身障者用トイレを増設することにいたしております。今後は、知的障がいや肢体不自由の児童生徒も受け入れていく予定にしておりますために、特別支援学校全般のバリアフリー化を進めていく中で、同校につきましてもバリアフリー化の推進に努めていきたい、このように考えております。

○松村悟郎議員 よろしくお願ひします。

特別支援学校の通学路の安全確保についてでございますが、住吉駅近くの国道10号線、これは中央支援学校あるいは明星視覚支援学校がすぐ近くでございます。この付近の国道10号線は大変交通量も多いわけでございますが、白杖について通学する生徒さんも見かけます。以前は、狭く段差もあり、歩道も大変不便な感じもいたしましたが、最近、段差のない歩道が整備されつつあるところでございますので、本当によかったなと思っております。この地域に限らず、障がい者の子供たちが通う特別支援学校においては、特に安全確保が重要であり、歩道整備や毎日通う通学路の環境整備に十分配慮する必要がありますと思いますが、この安全確保について教育長の考えをお伺いしたいと思ひます。

○教育長（渡辺義人君） 特別支援学校の通学方法につきましては、子供たちの障がいの特性や程度、学校所在地の交通事情によって異なりますが、スクールバスや保護者による送迎、または自転車や路線バス、JR等の公共交通機関を利用している現状にあります。通学の安全確保につきましては、通学手段の違いこそあれ、子供たち本人の安全はもちろんでありますけれども、保護者や地域の方々が安心できるように、学校におきまして、交通安全教育を今後ともしっかりと進めていく必要があると考

えております。

御指摘の通学路の問題でありますけれども、道路を管理する関係部局や国、市町等の関係機関に対して、子供たちの通学の安全が十分確保されるよう、環境整備をお願いしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時0分休憩

午後1時0分開議

○萩原耕三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団、河野哲也でございます。

「デフレ脱却こそがボウリングの1番ピンである」、これは11月6日、延岡市で開催された全国男女共同参画宣言都市サミットで講演された勝間和代氏の言葉でございます。この日は、河野副知事が来賓で来られて、お酒の好きな牧水の歌をそらんじられていました。見事なあいさつでした。日本は、今、デフレスパイラル状態であること、この状態が3年続くと日本経済はもたないことを断言されました。ここを倒さずしてほかの施策を行っても、効果は限定的だとして、脱デフレが解決さえすれば、それぞれが課題解決に向かって動き出すと進言されました。政府は、おくれること11月20日、日本は「緩やかなデフレ状況にある」と、月例経済報告の中でデフレ認定をいたしました。しかし、

この時点で、日銀は金融政策を変更しませんでした。政府もデフレ宣言したのみで、対策は打ち出さませんでした。そして、日銀も11月30日にやっとデフレ宣言をいたしました。

実は、6日のセミナー前日、勝間氏は、菅直人国家戦略担当大臣がエコノミストから意見を聞くマーケット・アイ・ミーティングに参加され、「まず、デフレを止めよう」と題したプレゼンテーションを行い、通貨の大量発行などの大胆なデフレ退治策を求めたそうです。納得は得られなかったが興味を持ってもらったと、勝間氏は評価していました。勝間氏はブログの中で、「このまま、デフレが3年も続いてしまえば、少子化対策も雇用対策も焼け石に水です。デフレ対策は、政府と日銀が共有する政策の目標と達成期限を政策合意として、国民に約束することが一つの手段です」と述べられていました。この勝間氏の提案について、ぜひ地方からメッセージをと思い、知事にただそうと準備をしていたところ、やっと昨日、デフレ対策について、政府、日銀連携と報道されたところでございます。そこでまず、このようにデフレ対策としての政府と日銀の大胆な金融政策が課題であるという意見がございますが、知事のデフレ対策についての認識をお伺いいたします。

次に、介護問題について福祉保健部長にお伺いいたします。

今年度、県は、今後3カ年における高齢者保健福祉対策の指針となる、新たな「宮崎県高齢者保健福祉計画（第五次宮崎県高齢者保健福祉計画・第四期宮崎県介護保険事業支援計画）」を策定されました。その中で、国は、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しており、平成19年10月の推計人口における高齢化率は21%に達したとし、宮崎県は、全国平均よりもさらに5

年程度早いペースで高齢化が進み、高齢化率は平成12年には20%を超え、平成20年10月には25.1%に達しているとしています。全国平均よりも早いペースで高齢化が進む本県は、時代の変化と要請に的確に対応していかなければならないと思います。

私ども公明党は、このような状況を再認識し、3,000人を超える地方議員で行動を起こしております。11月から12月上旬にかけての介護問題総点検運動でございます。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んでいるところでございます。

最近、高齢社会の深刻な実態を浮き彫りにするようなデータが発表されました。11月20日付の警察発表の新聞情報データです。介護保険制度が始まった平成12年から昨年10月までの10年間に、全国で高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人、心中などで被介護者が死に至る事件が少なくとも400件に上るという実態の報告でございます。事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こるケースがほとんどで、加害者となった介護者のうち4割は執行猶予判決を受けております。超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備など、さまざまな問題が絡み合う介護社会の重い現実を浮き彫りにしている事実だと受けとめざるを得ません。介護保険は、これからこそ必要な制度であり、よりよい制度につくり上げなければならない緊急の課題だと考えます。そこで、現在の介護保険制度においては家族介護が評価されておられません。現状では家族の負担は増大しており、今後は家族介護に対する支援も必要と考えますが、その認識と対応についてお伺いいたします。

次に、教育力の向上について、人的環境の観点でお伺いいたします。

私が小学校教員時代は、「子供の最大の教育環境は教師自身である」とし、教師そのものが問われたものでございました。しかし、今は、教師だけ、学校だけでは、子供の教育はできなくなっています。多様な問題を抱え、多様な児童を教育するためには、教師や学校をサポートする人的環境が非常に必要になってきました。改正された教育基本法も変化した教育情勢に呼応し、第13条に、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が示され、内容として、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」こととなっております。そこで、地域の人材を活用した学校支援のあり方について、今日まで本県教育を支え、御尽力いただきました大重教育委員長に思いや願いをお伺いいたしまして、後は自席で質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

デフレ対策についてであります。先般発表された月例経済報告によりますと、日本経済は「緩やかなデフレ状況にある」とされておまして、昨年の世界同時不況の影響からようやく持ち直しの動きにある中、厳しい雇用情勢や最近の急激な円高とあわせて、我が国経済の回復を阻害する要因となるのではないかと心配しております。特に、デフレの状況が長期にわたりますと、事業利益の減少、これに伴う賃金の低下や雇用の悪化、さらには需要の縮小と生産活動の低下など、経済活動全般にわたり停滞をもたらす、いわゆるデフレスパイラルの状態を招

くおそれがあると言われておるところであります。経済基盤の脆弱な本県のような地方にとって、このような状況は、生産や雇用、生活など、あらゆる面において極めて深刻な影響を及ぼすおそれがあります。このような状況を踏まえ、先日、日銀による10兆円規模の金融緩和措置が決定されました。私個人としては、インフレターゲットも必要かなと思っているのですが、国においては、デフレや円高等の影響を的確に見きわめ、引き続き適切な金融政策を行うとともに、雇用対策や将来の成長につながる経済対策など、実効性ある施策を一刻も早く実施していただきたいと考えておるところであります。[降壇]

○福祉保健部長(高橋 博君) [登壇] お答えいたします。

家族介護に対する支援についてであります。介護保険制度は、家族によって担われてきた介護を多様な介護サービス事業者の参入により社会的に支えていくことを基本理念として創設されております。このため、家族による介護は保険給付の対象とはされておりませんが、認知症高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、その家族に対して一定の支援が必要と考えております。県といたしましては、要介護者やその家族に対する支援の基本となる介護サービス計画に、ボランティア団体等により実施される地域での見守りサービス等を盛り込むよう事業者を指導し、要介護者やその家族の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○教育委員長(大重都志春君) [登壇] お答えいたします。

地域の人材を活用した学校支援のあり方についてであります。私は、子供の教育をさらに豊

かなものにするためには、地域ぐるみで子供を育てることが大変重要であると考えております。今日、情報化社会の進展や価値観の多様化の中、人間関係の希薄化、規範意識の低下など、子供を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校はこれまで以上にさまざまな課題を抱えるようになっており、以前にも増して、これからは地域全体で学校を支えることが大切であり、そのことが、ひいては子供たちの確かな学びと健やかな成長につながるものと思っております。

これまでも地域の方々には、ボランティアとして読み聞かせや登下校時の安全指導、学校の環境美化など、学校を支援するためのさまざまな活動を行っていただいているところであります。おかげさまで、このような活動によりまして、学校と地域の連携が深まり、学校教育のさらなる充実が図られてきていると考えております。今後は、これまで培ってきた学校、家庭、地域の連携を一段と深め、地域に根差した学校として、よりよい教育・子育ての環境づくりのために、地域の方々が積極的に支援活動に参加できる取り組みをさらに進めることが必要であると考えております。子供たちは地域の宝であります。地域の方々が一人でも多く学校や子供の教育に関心を持ち、地域全体で子供の育成に携わっていただくことを心から願っております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事が個人的にと前置きされましたが、やはり勝間氏もインフレーターゲットについては触れておられました。勝間氏は、「デフレスパイラルの恐怖は、まさに今、特になかなか職がない若年層が一番感じている部分だ」と述べられて

おります。物価が下がる。賃金が頭打ちになる。雇用が縮む。消費が鈍る。ますます企業が値下げする。物価が下がる。賃金が頭打ちになる。結果として雇用がなくなり、特に弱い若年者層や非熟練労働者にしわ寄せが行っていると、課題を我々に指摘してくださいました。今議会でも雇用対策についてはさまざまな議論が繰り返されておりますが、本当に喫緊の課題であります。その思いから、先ほども申しましたが、知事に国への強いメッセージを発信していただきたいのですが、22年度県の重点施策に雇用の確保と就業支援を挙げておられます。国の動きを受けて、若年者雇用を初めとする雇用対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、県では、来年度も引き続きまして、重要施策の中に雇用と就業支援という対策を盛り込ませていただいております。昨年、経済・雇用緊急対策の策定以降、雇用創出と就業支援には積極的に取り組んでいるところでありますが、議員御指摘のように、若年層、特に高卒者、新卒者の就職内定率が非常に厳しい状況でございます。そういったことを踏まえまして、県として県単で何かできないか、国の補助、基金等々を利用して何かできないか、今、具体的に担当部局と詰めた協議をしているところでございます。スピード感を持って対応しなきゃいけないと思いますので、できるだけ早い時期にこの対策を皆さんにお示しできればと思っております。経済・雇用緊急対策本部会議におきましても、各部局共通認識のもと、全庁挙げて雇用対策に取り組むように指示もさせていただいているところでございますし、今後、また国の第2次補正等も出てくると

思いますので、そういったものも踏まえながら、県として何ができるか、今後、対策を練っていきたくて考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。今の答弁が強いメッセージとなって国へということ、ぜひともお願いしたいと思います。

今の知事のお答えの中で、第2次補正予算の内容を踏まえながら適切にという言葉がありましたが、新政権は、例えば10月16日に、前政権が今の国民生活の糧にと打った子育て応援特別手当を1枚の通知で執行停止にいたしました。子育て中の若い夫婦の失望はいかばかりかと思えます。また、申請の準備を進めていた自治体は無駄な経費を使ったこととなります。国は削減総額6,314億円を確保し、来年度の子ども手当と言われますが、今、どうも心もとない状況になっているのではないのでしょうか。

また、あの事業仕分けにつきましても、公明党も推進した状況があります。確かに、作業が全面的に公開されたこと、それも会場での限られた人ではなく、インターネットで中継され、全国どこでも見ることができることは画期的です。予算査定生の現場が公開され、私たちの納めた税金がどのように使われたか、使われようとしているのかを見詰めることは、民主主義の原点を確認する機会にもなったと考えます。しかし、これも今議会で議論されておりますので、多くは申しませんが、改善すべき問題点があります。後ほど具体的に指摘したいと思いますが、その事業を最前線で取り組んでいる方々を確実に不安にしているということが言えるのではないかと思います。知事、重複した質問になるかもしれませんが、これらのことは、特に重点施策実現のためにという観点で見ると当初予算編成へどのような影響があるか、お伺い

いたします。

○知事(東国原英夫君) さきの10月16日に閣議決定されました国の補正予算の執行停止による影響につきましては、これは何度も申し上げておりますが、県内団体が行う事業への国庫補助金の削減に伴い、これに対する県補助金の一部が不要となる例があったものの、本県の予算への直接の影響は今のところ出ておりません。

なお、国の補正予算で措置された子育て応援特別手当につきましては、抜本的に見直され、民主党マニフェストに基づく子ども手当が概算要求に計上されましたが、その財源について地方の負担が議論されるなど、県の予算への影響が心配されるところであります。また、先週まで国の行政刷新会議で実施されていた事業仕分けにおきまして、地域産業振興の基盤となる農道整備事業の廃止とか、港湾整備事業の削減、あるいは地域科学技術振興・産学官連携事業の廃止、住宅用太陽光発電整備の導入補助金の削減など、平成22年度の重点施策に掲げました新たな産業の展開や低炭素社会の実現といったテーマについて本県への影響が懸念されるものも含まれております。しかしながら、こうした事業仕分けの結果が、今後、行政刷新会議の最終判断、財務省の査定を経て、各府省庁の予算にどのように反映されていくのか、現段階では不透明な状況にありますので、今後も国の予算編成の動向を注視するとともに、地域の実態や意見を国に対し積極的に伝えていくなど、的確に対応してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、県民の声を後押しとしていただいて、具体的に発信していただくことを要望したいと思います。

介護問題について福祉保健部長にお伺いいたします。

我々も調査の途上で、本来なら家族介護等の課題をデータとしてまとめていただきたいところですが、今回は動きながらお聞きした声としてお伺いしていきたいと思えます。先日、県介護福祉士会主催の「学生と従事者による意見交換会」に一般参加者としてグループに入れていただき、意見交換をさせていただきました。学生、従事者、事業者などさまざまな立場の方々から現場の声を聞くことができました。学生からは主に、学校で学んだことと現場実習でのギャップを感じるとか、利用者に自分の存在をわかってもらえない悲しさなど、介護を仕事として選択できるかなどの不安の声が上がりました。また、従事者からは、キャリアの必要な仕事であるため、続けることの難しさ、仕事に見合ったお給料を等。事業者からは、重度の人にとって介護報酬の限度額が低く、サービスが限られる等、介護保険制度の理念と実態がかけ離れていることを改めて実感いたしました。これらの課題は、しっかりととらえていきたいと考えます。

グループの話し合いの最後に、ケアマネジャーをされている方の報告で、「母親が認知症で、本人も自分もどうしようもなくなるときがあるが、地域の見守りのありがたさをいつも感じている」としみじみ語っておられたのが、非常に印象に残っております。また、行政の支援も訴えておりました。そこで、本県の認知症高齢者を地域で見守る取り組みの状況についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 認知症高齢者の見守りにつきましては、現在11市町村で、認知症高齢者や家族を支援するボランティアである認知症サポーターを養成する取り組みが進められております。また、都城市においては、道

路横断時の危険箇所など見守りが必要な場所等を示すマップの作成や、サポーターによる買い物の手助けなどの取り組みが、市内各地区で進められていると伺っております。県におきましては、平成19年度から、認知症地域支援体制構築等推進事業に取り組み、地域における見守りネットワークの構築や、認知症サポーターの養成等を支援しているところであります。以上でございます。

○河野哲也議員 ありがとうございます。複数のモデルが認知症高齢者として徘徊するシミュレーションを行って、地域の方々がかどのようにかかわることができるのか調査している自治体もあるようですので、そういうのもぜひ参考にさせていただいて、支援の拡大をお願いしたいと思います。

介護問題のアンケートを持って訪問していたところで、高齢者虐待の記事が話題になりました。改めて調べてみますと、厚生労働省が発表した、65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査結果の記事です。平成20年度に家庭内や介護施設などで確認されたのは全国で1万4,959件で、前年度より1,624件、12%増加し、このうち殺害されるなど24人が死亡、また家庭内虐待のうち被害者となったお年寄りの45.1%が介護の必要な認知症の方で、加害者の約4割が息子だったという深刻な実態が記事になっておりました。そこで、認知症等の高齢者に対する虐待の県内の状況と虐待防止の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県が実施しました調査によりますと、市町村によって確認された、虐待を受けた高齢者は、平成20年度が119人となっております。このうち認知症と認められた方が66人であり、全体の55%となっております。

ます。県といたしましては、高齢者の虐待防止に大きな役割を担っております市町村の体制整備に向けて、情報の提供や助言等の支援を行うとともに、関係機関から成る「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」の開催や、高齢者福祉に携わるさまざまな関係者を対象とした「高齢者虐待防止研修会」の開催等に取り組んできたところであります。今後とも、こうした取り組みを通じまして、市町村等と連携を図りながら、高齢者虐待防止に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 できるだけ当事者のそばで支援できる体制をしっかりと考えていただきたいなと思います。総点検運動をぜひとも公明党で取りまとめさせていただいて、より具体的な実態を報告させていただき、具体的な提言ができるよう努力していきたいと思います。

次に、シルバー人材センター事業について商工観光労働部長にお伺いいたします。

壇上で申し上げた宮崎県高齢者保健福祉計画の目指すべき政策の方向、6つの柱の一つに、高齢者の積極的な社会参加が挙げられております。基本的方向として、高齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応するため、社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会等の関係機関と連携し、就業機会の確保、提供に努めると明示してあります。高齢者の介護予防につながる事業であり、医療費軽減に効果を上げている事業であることも報告されているところであります。そこで、県内のシルバー人材センターの設置状況についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内のシルバー人材センターの設置状況でございますが、現在、シルバー人材センターが25カ所設置されております。そのうち国と市町村が運営補

助しているセンターが14カ所、市町村が単独で運営補助しているセンターが9カ所あります。このほか、県シルバー人材センター連合会に対し、国と県が運営補助を行っているところでございます。以上でございます。

○河野哲也議員 ありがとうございます。そこで、政府行政刷新会議の事業仕分けにつながるんですけども、事業仕分けの3日目に、シルバー人材センターの補助見直しが行い上げられました。結果は、予算を3分の1程度削減。概算要求の136億円に対して仕分け人は、センターの活動そのものは一定の役割を担っているとしても、補助率が高過ぎて効率的な運営がされていない上、民業を圧迫していると指摘、予算の3分の1程度を削減すべきだと判定しました。私は、連絡のとれたシルバー人材センターに確認をさせていただきました。一番口にされていたのが、効率的な運営ができていないとは、どれだけ地方のセンターの現状を知っているのだろうかということと、シルバー人材センターの補助金というのはセンターの専従職員の人件費補助にしか当たらないと言っておりました。このような現場の実情を仕分け人たちは全く理解していないのではということもお聞きしました。いただいた情報では、当日配付された財務省作成の予算削減資料に、兵庫県加西市の事業仕分けをわざわざ引用して、地方自治体でも不要としているところがあると提示したそうです。全国の自治体で事業仕分けが行われているわけではないのに、そのうちたまたま一つの自治体が不要としている結果をもって国の事業の判定資料とするのは、非常に恣意的であると考えます。シルバー人材センターについては、調べた限りですが、来年度以降の運営を危惧する声が高まっております。県はシルバー人材セ

ンターの意義をどのように認識しているか、お伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） シルバー人材センターにつきましては、高齢者に対しまして、地域社会の日常生活に密着した就業機会を確保・提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進によりまして、地域社会の活性化を図ることを目的として設置されているところでございます。今後、高齢化が一層進む中で、地域社会においてシルバー人材センターの果たす役割はますます重要になるものと認識しておりますので、県シルバー人材センター連合会や宮崎労働局と連携し、今後ともシルバー人材センターの事業の活性化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○河野哲也議員 国におきまして、政府判断になるとは思いますけれども、予算的には全体から見ると本当に少額かもしれませんが、何とかしっかり考えていただいて、今後ともセンターの支援については調査していきたいと考えております。

がん検診について、今回は特に女性特有のがん検診推進について福祉保健部長にお伺いいたします。

県民の皆様の署名が後押しとなり、我々公明党も推進させていただいた乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券配布が行われました。我々は啓発活動として、がん検診50%受診率アップのため、「がん検診無料クーポンによる受診を」とのチラシを配布するお知らせ運動もさせていただきました。そこでまず、女性特有のがん検診推進事業について、前回、各市町村、10月には完了すると答弁をいただきましたが、無料クーポン券の配布状況はどうなっているでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 女性特有のがん検診推進事業は、一定の年齢の女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布することにより、検診受診率の向上を図ることを目的として実施されるものであります。現時点において27市町村が無料クーポン券の配布を終えており、今月中には全市町村で配布が完了する予定となっております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。全国では、無料クーポン券ということで、早速、検診率向上に貢献している等の報告が上がっています。県内、早いところでは3カ月たっていると思いますが、無料クーポン券配布が検診の向上につながっている状況はありますか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 無料クーポン券は、早い市町村では8月ごろから配布されております。年度途中ですので、受診率の前年度との比較はできませんが、今回の無料クーポン券の配布を受けて、初めて検診を受診しようとする女性からの問い合わせが市町村に寄せられるなど、本事業が検診への関心、きっかけづくりとしての効果を発揮しているものと考えております。

○河野哲也議員 全国的にプラスの方向に働いているということで、ぜひ県内でも促進をしていきたい、そのように考えています。

本年度の補正予算で実施された子宮頸がん検診の無料クーポン券配布に加え、昨日、田口議員も紹介されましたが、10月には子宮頸がん予防ワクチンが国内で初めて正式承認を受けました。このこともお知らせ運動の中で語らせていただきました。対話の中で、検診受診率向上のための具体策として、買い物ついでに検診できる検診ルームの設置とか、友達と行くとプレ

ゼントがもらえるなど特典がつくとか、検診がうまい下手などのお医者さんの技術、医療機関の情報など受診時に参考になるものを自治体が、県、市町村が受診者に提供する、そういう声などもいただきました。ありがたいことに、11月4日の衆議院予算委員会において我が党の斉藤政調会長が、クーポンは5歳刻みで5年たたないとすべての人に行き渡らないとして、無料クーポンの継続を要請したところ、長妻厚生労働大臣から、「継続したい。概算要求で要求している」との答弁がありました。本県も知恵を結集して受診率向上を重要課題としていただきたいと思いますと考えますが、女性特有のがん検診について、受診率50%達成に向けた今後の取り組みをお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎県がん対策推進計画では、平成24年度のがん検診受診率の目標値を50%としておりますが、本県の平成19年度の受診率は、子宮がんが21.8%、乳がんが7.7%となっております。県としましては、ピンクリボン活動などによる啓発活動を行うとともに、市町村や検診機関に対し、休日検診の実施など女性の方が検診を受けやすい体制の確保について要請しているところであります。また、無料クーポン券の配布を行う「女性特有のがん検診推進事業」は、子宮がんや乳がんの検診受診率を大きく伸ばす契機になると考えておりますので、引き続き、国に対し事業の継続について要望してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 もしかしたら本県の受診にマイナスに働く要因なんかが分析されて、それを取り除いて向上につながるような、そういう支援をぜひお願いしたいと思います。

教育力の向上についてでございます。

大重教育委員長、御答弁ありがとうございます。

した。どうか今後とも本県教育を支えていただきたい、そのように思います。

11月22日、大分市で開催された「第7回全国おやじサミットin大分」に、私の子供が通っている学校のおやじ会のメンバーと一緒に参加しました。私も、実を言うとメンバーです。全国のおやじの会のメンバーが一堂に会して、「おやじ会の維持の仕方」「楽しいイベントの成功の極意」「地域とのつながり」「おやじが子供を守る」などの分科会に分かれて、各会場とも熱のこもった報告会がありました。規約を設けず、活動はできるときに無理をせず、思い切り子供と楽しむというスタンスで、本当にできる範囲でおやじ会として子供にかかわっていることが成功の秘訣だ、そのように感じました。

ところで、本県には、それぞれの立場で子供にかかわることをコーディネートする学校支援地域本部が17市町21本部に委託されておりますが、この学校支援地域本部事業のこれまでの成果と今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校支援地域本部事業は、学校、家庭、地域が一体となって子供を育てる体制を整えることを目的としておりまして、具体的には、学校と地域を結ぶコーディネーターが調整を行い、学校が必要とする活動に地域の方々がボランティアとして参加していただくものであります。事業初年度である平成20年度は、延べ2万5,000人を超える地域の方々に、登下校時の安全確保、環境整備、学校行事への協力、学習支援活動などに参加していただいたところであります。また、今年度は、例えば企業のOBによる中学校数学の学習支援など、各地域で特色のある取り組みもなされ、昨年度以上に充実してきているところであります。

す。このような活動によりまして、教職員がより深く子供と向き合うことができるようになり、教育活動の充実が図られているものと考えております。学校支援地域本部事業は、地域の教育力がまさに生きる事業でありますので、今後とも、実施主体となります市町村の積極的な取り組みを促してまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 この事業は時限の事業ですので、何とか拡大と継続をどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

午前中も質問がなされましたが、今回の教育事務所の再編で、県北の各市町村教育委員会は、学校、教師に対しての指導力が低下することを非常に懸念されております。教育事務所の責務というのは、学校、とりわけ教師の技量向上を図ることで、教育基本法や学校教育法で掲げている教育の目的を実現することだと私は考えます。今回の教育事務所の再編に伴って市町村教育委員会へもたらされるメリット・デメリットについて、教育長、重複するかもしれませんが、お伺ひいたします。

○教育長（渡辺義人君） 今回の教育事務所の再編につきましては、教育事務所の専門性の向上を大きな目的としているところであります。再編によりまして、一つの教育事務所の規模が拡大し、教科や生徒指導等の各専門分野に対応した指導主事を配置する体制を整えることができますことから、市町村教育委員会に対しまして、より専門性の高い指導・助言・援助をより的確に行うことができるようになると考えております。一方で、今回の再編によりまして、教育事務所までの距離が遠くなる地域が生じることは事実であり、このような地域の市町村教育委員会からは、「これまでどおりの支援が受け

られるのか」との不安の声も聞かれるところでもあります。県教育委員会といたしましては、今回の教育事務所の再編は、市町村教育委員会に対する指導・助言・援助の質及び量を維持充実させることを基本方針といたしまして、教育事務所の担当リーダー以下の職員は現在の職員数を維持することにいたしておりますので、そのような体制の中で指導・助言・援助に万全を期していくことにより、市町村教育委員会の不安を解消していきたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 指導・助言の担当リーダー以下の職員、指導主事の人数については維持するという事は確認しておきたいと思ひます。

教育長、学校訪問や教員研修の場で、指導主事による模擬授業とか模範授業を見られたことはございますか。

○教育長（渡辺義人君） 模擬授業の例になりますけれども、ことしの7月から8月にかけて、県内3つの地区で、新しい学習指導要領の趣旨を生かした授業が実践できますように、約2,000人の小中学校の教師を対象に、すべての教科等で、指導主事などによる模擬授業を盛り込んだ研修を行ったところであります。この研修の参加者からは、「来年度もぜひ参加したい」「学校でも実践してみたい」といった声があったとの報告を受けております。私自身でありますけれども、スーパーティーチャー等による授業は幾度か直接見ておりますけれども、残念ながら、指導主事による授業というのは今日までまだ見る機会に恵まれておりません。したがって、今の研修事業を次年度も計画いたしておりますので、ぜひ私も直接行って見てみたいというふうに考えております。以上です。

○河野哲也議員 ありがとうございます。実

は、私も現職時代、助言とか指導はありましたが、指導主事から模範授業というのは見せていただいたことはありません。本当に模範授業がされているということを確認しましたが、大変素晴らしいことだと思います。宮崎ならではの教育というのが実現できる、そのように思います。議員にさせていただいて全国の教育研究会に調査に行く中で、見るチャンスがありました。やはり指導者として、してみせること、これは基本の指導法である、そのように考えます。例えば、前回提案させていただきました観光立国教育の授業とか、指導主事の提案授業、そういうことができないか、またピサ型の学力向上の授業を指導主事が教師に示すことはできないか、そういうふうなことを考えております。指導主事の資質向上のために教育委員会ではどのような取り組みをしているか、教育長、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 十分御承知かと思えますけれども、指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、「教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない」と規定をされております。したがって、指導主事への任用に際しましては、教員を対象として、論文・面接による試験を実施した上で、力量を備えた職員を慎重に見きわめまして、適任者を任用しているところであります。このようにして任用されました指導主事につきましては、本庁の各課や教育事務所、教育研修センター等に配置されまして、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事をしておりますが、指導主事として、より多角的な視点を身につけさせる観点から、おおむね2

年～3年のサイクルでできるだけ業務内容の異なった所属への人事異動を行うことにいたしております。また、市町村からの要請に基づきまして市町村教育委員会に派遣される指導主事につきましては、学校現場と密接な場所で市町村固有の課題に直面しながら業務を遂行いたしますことから、より実践的なスキルアップにつながっていると考えます。

なお、先ほど議員からお尋ねのありました模擬授業等につきましては、今年度初めて大規模に実施いたしましたところではありますが、指導主事の資質向上にもつながりますことから、今後もこのような形での取り組みを取り入れてまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 今回、この質問を作成するときに、県庁のホームページ、教育委員会の欄を調べてみたら、非常に充実して、教育委員会の存在意義というか、それが明確にわかるようになりました。どうか、ぜひしっかりと指導主事の資質向上等を含めて取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。

おやしサミットの2日目は、「世界一受けたいおやじの授業」の参観でした。担当学校のオープンスクールに合わせて、その学校に通っている子供の父親が、自分の仕事を生かした授業を公開していました。大学教授とか、ドクターとか、音楽家とか、県庁職員等々でありました。子供たちは満面の笑顔で受けておりました。オープンスクールでありましたので、地域の方が参加していました。そのとき、お一人お一人がネームプレートを下げていました。色が違っていましたので、識別できるようになっていたと思います。学校の危機管理の高さを非常に感じました。オープンスクールで学校を開放しながら、しっかりとそういう危機管理をやっ

ているんだなと感じたそのとき、とっさに5年前の寝屋川、9年前の池田小の事件を思い出しました。私は、何年前でしたか、小学校の門の開閉の調査をさせていただいて、学校の危機管理についてたださせていただいたことがあると思いますけれども、再度、その質問、ちょっと確認したいと思います。登下校時における声かけ事案、学校への不審者侵入事案について、過去3年間の状況をお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 県警察本部のまとめによりますと、18歳以下の子供に対する声かけ事案の認知件数は、平成19年が333件、平成20年が271件であり、平成21年は10月末現在で250件が報告されています。また、子供に危害を加える目的で学校に侵入した事案についての学校から県教育委員会への報告は、過去3年間ございません。

○河野哲也議員 不審者という部分では事件性の確認がないということですが、声かけ事案に関しましては、内容を確認してみると、一步間違えば大きな事件につながる事案が数多く発生しております。再度、確認ですけれども、学校の安全対策についてどのように取り組んでいるか、お伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 各学校におきましては、事務室に受付を設け、来校者に対して、記名の上、名札着用を義務づけたり、職員が進んで声をかけたりするなどしております。また、危機管理マニュアルの整備や、不審者侵入を想定した防犯避難訓練の実施など、緊急時に備えた取り組みも行っており、安全な学校づくりに努めております。県教育委員会といたしましては、本年度から学校見守り支援事業をスタートさせ、子供の安全を確保するため、学校周辺や通学路などを巡回警備する学校巡回指導員を県

内に60名配置しております。また、県内各地で見守り活動を行っていただいている保護者や地域のボランティアの方々を対象に、スクールガード養成研修を開催しており、本年度は約400名の参加を見込んでいます。今後とも、警察との連携を深め、保護者や地域の方々の御協力をいただきながら、子供の安全確保に努めてまいります。

○河野哲也議員 「教育力の向上を支えるのは安心である」と結ばせていただいて、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。
(拍手)

○萩原耕三副議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 西都市・西米良村選出、自由民主党の押川修一郎でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

さきの総選挙において、自由民主党は残念ながら大敗を喫しました。このことは謙虚に反省し、今後、国民の声にしっかりこたえていけるよう、党の再生を図っていく必要があるものと考えているところであります。また、民主党を中心とする新政権には、この機会に真に国民の声にこたえ、特に弱い立場にある人や、本県のように財政力が弱く社会資本整備のおくれた地域のための新しい政策を実現してもらいたいと、大所よりエールを送りたいと思います。

新政権は、地域主権という大きな看板を打ち立てて、総選挙において県内でも多くの票を獲得されました。本県は、これまでいろいろな面でおくれてきておりましたので、県民はこの地域主権というすばらしい看板に大きな期待を寄せ、きっと弱い立場、苦しい状況に置かれた地方に光が当たるものと信じておられると思うと

ころであります。しかし、残念ながら、今回行われました事業仕分けなどの状況を見ますと、どうも都会的感覚で、専門外の方々に、例えば農道整備は要らないと、いともあっさり廃止をされる。また、本県の命綱である地方交付税までも事業仕分けのたたき台にのせ、地方には無駄が多いと叱責するなど、本県を初めとする財政力の弱い地方自治体を裏切るような動きが目についてきております。地方の人が、都市部の人と同じような整備を行い人並みの生活水準を目指すことが、どうしていけないのでしょうか。これから先、ますます都市部中心の議論が進み、我々の地方が切り捨てられるような、そんなことになってはいけないと強く感じているところであります。

そこで、このような状況の中で、これからの宮崎県を、どのような方法であるべき姿を描きながら導いていこうとされるのか、知事にお聞かせをいただきまして、壇上からの質問を終わり、後は自席のほうから質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 今後、我が国は、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、国・地方を通じて厳しい財政状況が予想されますが、そのような中、我が国の将来を支えるのは、地方の活力であると私は信じております。そのためには、まず、地方が真に自立できる社会や経済のシステムを確立することが不可欠であり、地方のことは地方みずからが決定し実行していけるよう、地方分権あるいは地域主権を大きく推進していく必要があると考えております。あわせて、地方においては、分権社会にふさわしい体制を整えるとともに、しっかりとした戦略を立て、だれもが生き生きと暮らしていけるような個性と活力に満ちた地域づく

り、産業づくりを行っていくことが求められると考えております。このようなことから、私は、本県が個性と活力に満ち、真に自立した地域として輝いていけるよう、地方分権の推進に努めてまいりますとともに、現在策定中の新たな総合計画におきましては、少子高齢・人口減少社会における成長戦略として、宮崎ならではの資源や特性を最大限生かした地域づくり、産業づくり、さらに本県の発展の基礎となる人材の育成など、本県の将来ビジョンをしっかりと描いてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○押川修一郎議員 宮崎が好きで、さらによくしたいという思いが伝わる答弁をいただき、ありがとうございます。知事になられて約3年になりますが、県には今まで、宮崎県としてのあるべき姿、進む方向、いわゆる物差しとなるようなものがなかったと理解してよろしいでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 中長期ビジョンでの総合計画というのはなかったと思います。それはどこの自治体もそうなんですけれども、本県が今回、20年、30年先、この宮崎県の目指す方向性というのを中長期ビジョンで総合計画として立てさせていただくというのは、自治体でも初めてだと認識しております。

○押川修一郎議員 それでは、知事の任期中に、今ある宮崎の姿をもとに、県民の皆様のさまざまな意見を生かしながら、20年後を見据えた計画をつくり上げていく作業が進められることになりますが、次の新たな総合計画に対する知事の思いというものをお聞かせいただければありがたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 先ほども申し上げましたとおり、少子高齢化、人口減の社会で、この地域が個性ある、この地域の特色が光り輝く

地域にするためには何をしなきゃいけないか、これから県民総力戦で、県民の皆様一人一人が御自覚をいただき、政治参画、行政参加をしていただき、官民一体となって地域づくりをし、小さいけれどもぴりりと辛いというような、あるいは九州、全国、アジアの中で光り輝いているような、そんな活力に満ちた宮崎県というのが私の理想であります。

○押川修一郎議員 今の知事の答弁の中で、20年という長期の中で、じゃだれがそれを担うのかということ、やはり県民、我々もそうありますけれども、どこまで知事が携わられるのかということ、知事に再度お聞きしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 今考え得る限りの状況というのを予測しまして、人口減、高齢化、そういったものをなるべく防ぐ、それらの進行をおくらす、あるいは今の人口等々をできれば維持するというような成長戦略、こういったものが肝要だと思います。そのために、私もずっと言わせていただいていますけれども、人材の育成と産業の育成、この2つ、二本柱でこの宮崎県、そしてまた、産業はどのような特色のある、あるいは人材育成にはどういう宮崎の特色を生かしていくかということ、この私の今の情熱を、中長期の総合計画にはふんだんに盛り込んでいきたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ長くこの長期ビジョンに携わっていただきますように、お願いをしておきたいと思えます。

次に、当初予算についてであります。

国の当初予算概算要求を見ますと、公共予算は極めて厳しいと思えます。国土交通省の公共事業関係費が対前年比86%、農林水産省の公共

事業費が同じく85%とのことで、極めて厳しい状況だと認識をしました。さらには、国土交通省も農林水産省も、直轄事業など自分の事業費の確保を優先するため、地方向けの予算は対前年度比80%はおろか、かなり下がるという話も聞いておるところであります。県の当初予算編成方針に示された補助公共事業費の対前年度比95%のシーリングは、とても確保できないのではないかと思います。加えて、新政権の事業仕分けでは、農道整備事業の廃止も出されている状況で、公共予算はどうなるのか心配をしているところでもあります。そこで、補助公共事業の対前年度比95%の確保は可能なのか、県土整備部、農政水産部、環境森林部の部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 環境森林部に關します平成22年度の国の公共事業の概算要求額につきましては、対前年比84.7%ということでもあります。さらには、事業仕分けの結果を踏まえますと、非常に厳しいものになるというふうに考えておりますが、本県は全国有数の森林・林業県でありますので、その影響が懸念されるところでございます。治山・林道事業は、県民の生命・財産を守り、林業や山村地域の振興を図る上で極めて重要な事業でありますので、山地災害等の復旧や林道整備の進捗に支障がないよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農政水産部関連の国の公共予算につきましては、概算要求で対前年比84.7%となつてございまして、さらに事業仕分けの結果を踏まえますと、大変厳しい状況となつており、農水産業を基幹産業とする本県にとりまして、多大な影響が懸念されるところでございます。農業農村整備事業あるいは

漁港漁場整備事業の推進は、本県の農水産業と農山漁村の活性化を図る上で必要不可欠でございます。本事業の推進に支障がないよう、今後とも、本県の実情を訴えながら、必要な予算の確保に向けて、強く国に働きかけてまいりたいと存じます。以上であります。

○県土整備部長（山田康夫君） 県土整備部の公共事業予算に係る平成22年度の国の概算要求は、対前年比86%であり、さらに事業仕分けの結果を踏まえますと、大変厳しい状況となっております。高速道路ネットワークの整備や、安全で安心な県民生活を確保するための防災対策など、本県の社会資本整備への影響を危惧しているところであります。このため、今後とも国に対し、必要な予算の確保や社会資本整備がおこなわれている地方への重点配分を強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 ただいま三部長のほうから、大変厳しいということで、国への要望をしていくということでありますけれども、ただでさえ県内建設業は極めて厳しい状況が続いており、さらに事業量が大幅に落ち込むこととなると、県内経済全体に及ぼす影響も非常に大きいと思われま。そこで、県内建設業対策についてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 県におきましては、大変厳しい状況にある建設業の対策を重点施策に位置づけさせていただきまして、経営相談窓口の設置や新分野進出を図る建設業者に対する助成、金融支援など、各種の支援を行っているところであります。また、公共事業につきましては、本年度は6月及び9月に、合わせて183億円の増額補正を行いまして、切れ目のない発

注に努めるとともに、入札制度につきましても、最低制限価格の引き上げや、地域企業育成型を初めとする総合評価落札方式の拡充などの対策を講じてきたところであります。このような中で、平成22年度における国の公共事業予算の大幅な削減が見込まれておりまして、今後の建設産業を取り巻く経営環境というのは、一段と厳しさを増すのではないかと考えております。県といたしましては、今後とも、機会あるごとに国に対し、公共予算の地方への重点配分等について強く要望するとともに、入札制度の検証と見直し、さらには建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援などに努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 大変厳しさというものが伝わるわけでありましてけれども、来年度当初予算に公共の特別枠を設けるべきだと思いますが、総務部長、お尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 県の大変厳しい財政状況の中でございますが、やはり財政運営に当たりましては、まずは財政改革プログラムに基づきます収支不足の圧縮に着実に取り組んでいく必要があると、この基調は変わらないということでございます。御指摘の第1期の財政改革推進期間における特別枠につきましては、県単公共事業の対前年度比30%減という非常に厳しいシーリングを設定いたしましたことから、激変緩和的に措置をしたものでございます。これに対して現在の財政改革プログラムでは、新直轄事業あるいは公共施設の県単維持管理経費を除いて、対前年度比5%減程度ということで、緩やかな縮減を図ることとしておりますので、状況を異にしているというふうに考えております。したがって、本県の厳しい財政状況等を踏まえますと、今回、特別枠を設けるこ

とは困難であると考えますが、国による予算配分におきまして、社会資本整備がおこなわれている本県への重点措置が行われるのか、これは注視をしていく必要があるものと考えております。いずれにいたしましても、県内景気の現状は十分認識をしておりますので、来年度重点施策に建設産業対策を含む「雇用の確保と就業支援」を掲げておくことからも、選択と集中の理念のもとで、的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 公共予算確保が難しいということはわかるわけでありませうけれども、しかし、社会資本整備が低い、あるいはおこなわれているところには、手厚い予算配分がなされて当然だというふうに思います。陳情、要望の仕方は工夫していただくとして、本県の来年度の予算確保に向けて、知事の意気込みのほどを聞かせていただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 非常に財政が逼迫しております。これは本県だけの課題ではないんですが、特に財政基盤の脆弱な本県等においては、交付税のあり方、一括交付金等々、新しい施策等々も注視してまいりたいと思っております。いずれにしろ、財政的に非常に厳しい状況ですので、地方の財源の確保、財政調整、そういったものはきちんと国に対策を練っていただきたいということを、強く要望してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。先ほど特別枠について質問させていただきましたけれども、「財政改革上、困難」と答弁があったところでもあります。しかし、やはりそこには手当てが必要だというふうに思います。特別枠じゃなくても結構でありますから、何らかの格好で対策を打っていただきますように、強

く要望しておきたいと思っております。

次に、和牛精液流出を受けての今後の対策ということで質問をさせていただきます。初日、丸山議員のほうからもあったところでもありますけれども、本年4月に県畜産試験場で発覚した和牛の凍結精液盗難事件については、畜産界を初め県民にも衝撃が走ったのは記憶に新しいところだと思っております。このようなやみルート流出事件の反省総括をされて、県有種雄牛凍結精液の県外流出防止策を構築されたとのことですが、導入する県有種雄牛凍結精液の需給管理のための新たなシステムの具体的な内容について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今回補正でお願いしております県有種雄牛凍結精液の需給管理システムにつきましては、家畜人工授精師等が、授精の都度、種雄牛や母牛の名前、精液証明書番号、家畜人工授精師等の氏名などを携帯端末に入力しまして、インターネットを通じて即時に県の家畜改良事業団に報告されるものでございます。また、これまで家畜人工授精師等に報告義務が課せられていなかった凍結精液ストローの毀損等につきましても、報告をしていただくこととしております。これらシステムの活用によりまして、家畜改良事業団が製造した県有種雄牛凍結精液の需給状況がリアルタイムに把握できるとともに、家畜人工授精師等が保有しております凍結精液の在庫管理も可能になるものと考えております。以上であります。

○押川修一郎議員 次に、そのシステムの導入によって、県有種雄牛凍結精液の不適正な流通を防ぐことができるようになるのか、同じく農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ただいまお答えしましたとおり、新たな今回の需給管理シス

テムの導入によりまして、家畜人工授精師等の凍結精液の利用状況をリアルタイムに把握することが可能になると考えております。また、あわせまして、凍結精液の適正利用を確保するため、家畜人工授精業務の適正な運用を管理監督する管理委員会を設置しますとともに、家畜保健衛生所の立入検査の際には、地域の家畜改良協会の立ち会いを求めるなど、新たな管理・検査体制を整備することとしております。このように、需給管理システムと管理・検査体制を一体的に運用することによりまして、本県種雄牛凍結精液の適正な流通を確保してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ今回のような事件が起こらないような形の中で、万全な管理をお願い申し上げたいと思います。長崎県においても、和牛精液容器1,300本が紛失して、管理担当者が自殺をされたというような新聞報道もあるようでありますから、そういったことがないような形の中での管理を、よろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、午前中、松村議員のほうからも畜産に関する質問があったところでありますけれども、私は、価格が安定するために、繁殖牛の母牛更新についてということでお伺いをさせていただきます。私は、地元郡市畜連市場の子牛競り市によく行くのですが、数年前の高値取引と違い、昨年来の経済の冷え込み等により、安値取引が続いております。原因はこれだけではなく、母牛の高齢にもあると、関係者の方々は話をされます。実際、繁殖農家の方々も、そのことには理解をされておられるのですが、安値市場であっても、母牛を買おうとすると、その子牛は値段が高いため買い控えをされる。結局、県外に血統のいい子牛が出ていくことになる

ということであります。そこで、県としても、血統のいい子牛を母牛更新として導入しやすいような対策はないのか、農政水産部長にあわせてお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 最近の和牛の子牛価格は低迷しておりますけれども、この要因といたしまして、やはり、高齢で能力の低い繁殖雌牛から生産された子牛が平均価格を下げているといった実態がございます。このため、能力の低いとされる古い血統パターンを持っております繁殖雌牛等を、市場の需要に沿った、より能力の高い繁殖雌牛に更新することによりまして、優良な子牛の継続的な供給が可能となり、子牛価格の上昇と安定化が図られるものと考えております。県といたしましては、本年度より、優良繁殖雌牛の更新に対して助成を行います「宮崎牛資質向上緊急対策事業」を県の単独事業として創設したところでありまして、国の事業も積極的に活用しながら、平成23年度までの3年間で約1万頭の繁殖雌牛の更新を行うこととしております。以上であります。

○押川修一郎議員 本年度より優良繁殖雌牛の更新に対して助成を行う「宮崎牛資質向上緊急対策事業」の創設と、国の事業を活用することとでありますけれども、このことについて農政水産部長に説明をお願いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ただいま申しました能力の低い繁殖雌牛を淘汰し、能力の高い雌牛に更新する場合の助成であります。国のほうで2つの事業、それから県のほうで、ただいま申し上げました県単事業1つを措置しておるところであります。まず、国の事業のほうであります。「肉用子牛資質向上緊急支援事業」につきましては、家畜市場において基準価格を下回って取引された子牛を生産した母牛に

ついて農家が更新する場合に、1頭当たり5万円を助成するものでございます。それから、もう一つの「優良繁殖雌牛更新促進事業」でありますけれども、農協が、雌牛を導入し更新を行う農家に対して貸し付けを行う場合に、1頭当たり20万円を限度に、その購入費用の3分の1を助成するというものであります。それから、先ほど申しあげました県の事業であります、「宮崎牛資質向上緊急対策事業」でございますけれども、市町村、農協等で構成しております地域協議会が、更新を行う農家に1頭当たり5万円の助成を行う際に、その2分の1を県のほうで助成するというものでございます。県といたしましては、今後とも、これらの事業を積極的に推進することによりまして、本県繁殖雌牛のさらなる能力向上に努めてまいりたいと存じます。以上であります。

○押川修一郎議員 国の事業で1頭当たり5万円ということでありまして、これが何とか倍ぐらいになるように、国のほうにもまた要望をお願いしたいと思います。さらに、この1万頭の確保に向けても、関係の方々と一緒になっていただいて、更新ができるようお願いしておきたいと思っております。

次に、たばこ増税についてであります。民主党政権になって間もない10月に、たばこ増税の話が出てまいりました。現在300円程度であるたばこを1,000円ぐらいにするという話でありましたが、最近では500円とか600円ということになります。いずれにしても、現在のたばこの価格からすると2倍程度ということで、愛煙家の皆さんの負担も大変重くなると思っております。一方、現在国においては、事業仕分けと称して、さまざまな事業の廃止や見直しが毎日のように報道されていますが、マニフェストに基づく政

策を実現しようとするれば、その財源を確保しなければならないのは当然であります。しかし、取れるところから取る、取りやすいところから取るとしか見えないのは私だけでしょうか。これまでもたばこ税については、1本当たり1円程度の税の引き上げが行われてきましたが、喫煙者の減少等により、さほど増収効果はなかったと聞いておるところであります。今回のように、1本当たりに直せば10円から15円以上も値上げされるということになると、果たしてどれだけの消費量が減少するのでしょうか。たばこの消費量が減少することにより、原料となる葉たばこの需要も減少し、ひいては国産葉たばこを生産されている農家の耕作面積が削減されることになることは明らかであります。葉たばこは、本県の畑作地帯において極めて重要な作物でありまして、たばこ増税の影響は、葉たばこ主産県の本県にとって大きいのではないかと考えております。そこで、たばこ増税等の動きの中で、本県のたばこ税の状況と引き上げられた場合の影響について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) まず、税収でございますが、本県のたばこ税の税収は、平成20年度の実績で申し上げますと、県たばこ税が約22億円、市町村たばこ税が約68億円、合わせて約90億円ということでございます。たばこ税の引き上げによる本県税収——これは市町村も含めてでございますが——この影響につきましては、現在、議員も御指摘のように、引き上げ幅等が現時点で不明でございますので、具体的な額を出すことは困難でありますけれども、過去の例で申し上げますと、税率の引き上げの直後は一たんは増収になります。ただ、やはり御指摘のように、喫煙者が減少しているということ

もありまして、消費量全体としては減少する、したがって、漸次減っていくという状況でございます。県といたしましては、たばこ税の動向につきましては、本県が葉たばこの一大生産県でもあることから、葉たばこ生産農家等の経営への影響も懸念されますので、今後の議論を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、ここで本県の産出額と葉たばこ耕作の推移を見ますと、平成11年度と21年度、10カ年の比較ということになりますけれども、11年度、面積が2,511ヘクタール、21年度が1,672ヘクタールで、839ヘクタールの減少であります。販売代金で147億6,478万2,000円あったものが、21年には75億3,775万2,000円ということで、減少幅が72億2,703万円になるようであります。農家戸数が平成11年度1,505戸あったのが、21年度では889戸、616戸の減少ということでありまして、このような状況になっておるところであります。これでたばこ税が上げられると、たばこの消費が仮に減少すると、葉たばこ耕作面積が削減されるおそれが高く、葉たばこ生産農家も来年以降の耕作に不安を抱かれるということになります。そこで、全国でも有数の葉たばこ生産県として、葉たばこ面積が削減された場合、どのような対応をされるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県の葉たばこの生産につきましては、ただいまお話がございましたけれども、大変重要な土地利用型の基幹作物でございまして、もし仮にたばこ税が増税されますと、耕作面積の削減が予想されまして、葉たばこ農家の経営等に多大な影響が懸念されるところであります。こういった中で、今

後とも本県の葉たばこ生産の振興を図っていくためには、御案内のように、今、葉たばこ生産はJ Tとの契約栽培の中で取り組みがなされておりますので、まずはやはり選ばれる産地となることが大変重要であると考えておりまして、需要に応じた高品質な葉たばこ生産に向けて、関係機関・団体が一体となって取り組んでいくことが何よりも大切ではないかと考えております。このため、県といたしましては、たばこ耕作組合とも十分連携しながら、品質の向上や安定収量の確保、さらには省力化・低コスト化などに取り組みながら、収益性の高い葉たばこ産地づくり、あるいは生産の維持も図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○押川修一郎議員 部長の思いのこもった答弁、本当にありがとうございます。そういうふうな方向でぜひ頑張っていただきたいと思っております。中山間地等でも栽培され、休耕地の解消並びに国土保全にも重要な品目でありますから、面積が削減されないように、団体等と一緒に産地づくりに努力していただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、みやざき農業実践塾についてであります。本県では、Iターン、Uターン者等農業以外から就農を希望する者が円滑に就農できるよう、就農に必要な栽培技術や経営管理等の習得を支援するため、平成12年から農業大学校に設置されていますが、農業実践塾卒業生の就農状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） みやざき農業実践塾でございますけれども、ただいまお話がありましたように、平成12年度の開設以来、これまで74名の方が6カ月または1年間の実践コースを修了されておりました、そのうち、現

在就農されておりますのは53名で、7割をちょっと超える就農率となっております。この就農者の出身別の内訳を見てみますと、県内出身者が34名、それから県外出身者が19名となっております。それぞれ県内の各地域で、施設・露地野菜等を中心に就農されているところでもあります。

○押川修一郎議員 よくわかりました。そういう中で、9月7日に、実は私、農業大学校に出向きまして、塾生と意見交換をさせていただきました。塾生の方々から、県、市町村への要望を聞いてまいりましたので、代表して金田憲明さんという方の内容を紹介させていただきます。初めに、「私は兵庫県出身で、農業を仕事として始めようと決意し、宮崎に来ました。宮崎を選んだ理由は、野菜づくりに適した温暖な気候、日照時間の長さ、年間晴天日の多さ、そして、それを生かした施設園芸での全国トップクラスの野菜産地であることです。私は今、実践塾で施設栽培の技術を学んでいます。そして、就農に向けての計画を模索している最中ですが、新規就農者が就農するには容易ではないというのが現状であり、新規就農者が農業を始めるには狭き門だと感じています。私たちは、新規就農者が就農への道筋が整えられるように、県、市町村に次の要望をお願いします。

新規就農者に向けて支援行政機関との連携、支援対策の強化。新規就農者への市町村農政課、農業委員会、農協からの農地情報提供。県外からの新規就農者を受け入れる地域体制づくり」等の意見、要望を承ったところでもあります。このような要望を受けて、就農支援をどのようにされているのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 実践塾生の就

農に当たりましては、栽培技術や経営管理の習得、それから施設や農地の確保に加えまして、就農先での地域社会の一員としての信頼関係を築くことが重要であると考えております。このため実践塾では、栽培技術の指導のほか、市町村やJA等との連携のもとに、施設や農地の情報提供に努めますとともに、就農希望地の農家や生産部会等との積極的な交流を促すなど、就農に向けた支援を行っているところでもあります。さらに、就農後につきましても、普及センターによります巡回指導や先進農家による助言など、定着に向けたフォローアップを行っているところでもあります。今後とも、関係機関・団体と一体となりまして、実践塾生にとって就農しやすい環境づくりを推進するなど、就農相談から定着までの総合的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 これは雇用の確保にもなるわけであります。特に今、県外の皆さん方が宮崎で農業をしたい、宮崎に住んでみたいということから、ぜひ親切な指導をお願いしたいと思います。知事も移住100人を目標にされておられるわけですが、移住対策にもなるというふうに思いますから、機関挙げてよろしくお願ひしたいと思います。

農政最後になります。最近、私がとてもうれしかったニュースに関連して質問をさせていただきます。それは、県亜熱帯果樹部会の農林水産祭天皇杯受賞のニュースです。この天皇杯は、農林水産関係の顕彰事業の最高峰とされ、ことしも514の農林水産大臣賞の中から、水稻、園芸、畜産等7つの部門で天皇杯が決定され、11月23日に天皇杯の受賞がなされたところです。この天皇杯は、園芸部門と畜産部門の分野で、本県ダブル受賞だったようです。私はこ

のニュースを聞いて、大変苦勞された地元西都市のマンゴー農家の顔を思い浮かべたところがあります。西都市は、宮崎マンゴーを常にリードしてきた産地でもあります。その道のりは平たんなものではなかったということを知っておるからであります。栽培技術も確立していない中での試行錯誤の連続、やに果の発生や完熟マンゴーを受けるネットの工夫など生産面での苦勞話や、市場で相手にもされなかった時期の思い出話は、枚挙にいとまがありません。平成17年台風14号においては、ハウスが水につき、部会員関係者で復旧に努められたことも、きのうのこのようであります。しかし、みんなで力を合わせて現在の地位を築いてこられ、「太陽のタマゴ」で一躍有名になったブランド化への取り組み、知事のトップセールスによる飛躍的な認知度の向上も、現在の宮崎マンゴーを語るには特筆すべき事項であると思います。今回の天皇杯受賞でそのブランド力をさらに高めることになると考えますが、油断はしておられないと思います。多くの産地が宮崎を目標に、追いつけ追い越せで頑張ってくると考えるからです。そこで、今回の天皇杯受賞を機に、本県のマンゴーの生産振興に今後どのように取り組んでいかれるのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今回の天皇杯の受賞につきましては、今お話にございましたように、まさに亜熱帯果樹部会が「宮崎はひとつ」といった合い言葉のもとに、完熟した果実をネットで収穫する方法の徹底とか出荷規格の統一など、県全体でブランド対策に取り組まれてきた、まさにたゆまぬ努力の成果であると思っております。県といたしましては、この受賞を機に、他県から追隨を許さない確固たるブ

ランドとなるように、生産面では、さらなる品質向上や収量アップなどの栽培技術の高度化、販売面では、糖度保証を初めとする産地の信頼性の向上などに、生産者はもとより、関係機関・団体が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。知事、マンゴー部会と養豚部会の方々にお祝いの言葉があれば、ぜひお願いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私も、農林水産祭の天皇杯のダブル受賞は、本当に心からうれしく思いました。そしてまた、これまで長きにわたって御苦勞を賜った生産者の方々、関係各位に、本当に心から御礼と敬意を表したいと思っています。これからもまた、宮崎ブランドとして、なお一層高みに確立するように、我々も御協力させていただきますので、手に手を携えて、一致団結して、また頑張っていきたいと思っております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。生産者の方々も、また励みとなって頑張っているというふうに思います。

次に、来春の卒業予定で、就職を希望する高校生の就職内定率が9月末現在で37.6%となり、前年同期よりも13.4%落ち込んだと、厚生労働省が発表しました。これは、昨日の公明党の新見議員からもそういう質問がありましたが、重なりますけれども、後の関係がありますから質問させていただきます。9月末時点での内定率が40%を下回ったのは、2004年以来5年ぶりで、下落幅は過去最大、景気低迷で企業の採用意欲はしぼんでおり、若者の就職難が深刻さを増しています。本県においても、9月現在、来春卒業予定者の公立高校の就職内定率が32.9%と報告を受けたところですが、それに

よりもすと、前年同期比で9.9%低下しているとのことで、非常に厳しい状況だと認識をしたところでもあります。そこでまず、私立高校の就職内定率はどのような状況なのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○**県民政策部長（高山幹男君）** 私立高等学校の就職内定率でありますけれども、10月末現在で38.1%でありまして、前年同期に比べて17.6ポイント低くなっておりまして、大変厳しい状況でございます。

○**押川修一郎議員** ありがとうございます。大変厳しいわけであります。ただいま私立高校の厳しい状況はお聞きになったと思いますが、公立高校の学科別の状況を含み、詳しい説明を教育長をお願いいたします。

○**教育長（渡辺義人君）** 来春、県立高校卒業予定者の10月末の内定状況であります。56.6%で前年同期に比べマイナス10.2ポイントとなっております。主な学科別の内定状況を申し上げますと、農業科が45.7%で前年同期と比べマイナス20.0ポイント、商業科が50.2%で同じくマイナス10.3ポイント、工業科が80.8%で同じくマイナス4.6ポイントとなっております。特に農業科、商業科が厳しい状況にあります。これは、学校現場からの声として、これまで農業科、商業科に出された製造業の求人が、工業科に比べ大幅に減ったことによるものであると聞いております。以上です。

○**押川修一郎議員** そのような状況を踏まえられて、高校生の就職状況が厳しい中、県教育委員会としてどのように対応されるのか、あわせて教育長にお伺いいたします。

○**教育長（渡辺義人君）** 県教育委員会といたしましては、社会人の第一歩を踏み出す生徒たちが、就職活動をするときの経済状況で不利に

なることがないように、これまで企業や経済団体を訪問し、求人の確保・拡大の要請を繰り返して行いますとともに、関係部局と連携しながら、就職支援施策等の充実を図っているところであります。支援施策等の内容といたしまして、1点目は、学校の進路対策専門員を5名から23名に大幅に増員しまして、学校における進路サポート体制の充実を図っております。2点目として、就職が決まらない生徒が専修学校等へ進路変更する場合の支援として、経済的負担の軽減を図るよう、県専修学校各種学校連合会にお願いし、先日、入学金の猶予等の具体的な支援策を提示いただいたところであります。3点目は、宮崎労働局と雇用・能力開発機構に対しまして、本来、失業者を対象とする職業訓練を、新規高卒者でも4月から受講できるように協力を要請いたしております。今後とも、県教育委員会といたしましては、高校生が卒業までに進路が決定するよう、学校、関係機関との連携を密にしながら求人開拓等に努めますとともに、就職が決まらなかった生徒に対するセーフティネットも関係部局と連携しながら構築し、あすの宮崎を担う高校生たちが社会的・職業的に自立できるように、積極的に支援してまいります。

○**押川修一郎議員** ありがとうございます。努力のほど、よろしく願いしておきたいと思っております。

ただいま県民政策部長あるいは教育長の答弁にもありましたとおり、就職氷河期で厳しいということでもあります。就職ができず、職業訓練を受けるとした場合に、生活費の支援など助成措置がない。既卒者の場合は、失業者としての支援策があるようですが、新規学卒の場合は支援策がなく、かわいそうでならない。そこで、

商工観光労働部長、何か対策はないのでしょうか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 職業訓練中の新規高卒者に対する生活支援につきましては、国の緊急人材育成支援事業に訓練・生活支援給付金があります。ただ、この支給要件につきましては、世帯の主たる生計者でなければならないなどとなっております。該当者が非常に少なくなるものと思います。また、技能者育成資金や生活福祉資金等の貸付制度がありますが、一定の貸出要件があることから、だれもが活用しやすい資金とはなっていない現状になっています。このようなことから、県といたしましては、制度の拡充や要件の緩和等、可能な支援について、現在、鋭意検討しているところでございまして、国に対しても、新規高卒者に対する生活支援の拡充等を強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 だれもが借りられるような形の中で、支援が受けられるような方向の中で、今ありましたとおり、努力をしていただきますようお願いしておきたいと思えます。

新卒者が職につけないと、フリーターやニートになる可能性が高くなると思えます。社会的にも問題になっていきますので、防止するためにも、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用はできないのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） るる出ましたように、来春の新規学卒者の就職内定率が非常に厳しい状況でありまして、これはまた、企業さんの話を聞いてみますと、ことしをとにかく乗り切りたいということで、「新規の採用は今のところ考えられない」とか、「そういう余裕はない」とかというような御意見があります。また年が改まって2月、3月になると、ちょっと動き

が出てくるんじゃないかなとは思っておるんですが、企業さんに、特に高卒者、大卒者の就職をお願いしているところでもあります。また、この基金についてなんですが、私もこの基金は有効に使えないかどうかと思ひまして、例えば就職できない高卒の方々を一回県が雇って、それを企業のニーズによって職業訓練等の研修に出すというようなことはできないか、この基金を活用しましてですね。そうしたら、検討したんですが、どうもこの基金ではそれができないということで、非常に使い勝手の悪い基金なんですね。先ほどの貸付金なんかの支援制度もありますけれども、もうちょっと要件緩和をしていただくというようなことを、国に対して強く要望していきたいと思っております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひそういう方向で努力をしていただきたいと思います。これは早急に検討していかないと困りますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、高等学校再編等についてであります。今後も少子化が進むことが予想される中、特色と活力ある学校づくりを掲げ、南那珂地区と西諸県地区の学校を再編され、総合高校が誕生したところでもあります。実は、西都市には妻高校及び西都商業高校の2校がありますが、通学区域撤廃等により入学者数が減り、クラス数が減少をしております。宮崎県立高等学校再編整備計画において、「全日制高等学校の規模の適正化」の項目の中で、1学年4学級以下の高等学校については、さらに1学級の削減を行うことが予想される場合に統廃合を検討する旨記載されており、西都商業高校は既に統廃合の検討対象規模の高等学校になっています。その一方で、宮崎市内の県立高校においては、校区撤廃

や普通科系専門学科など特設コースを設けるなどにより、市近郊市町の生徒が宮崎市内の学校に進学する傾向が高くなっていると聞いております。このような現状の中、本市においては、市内の中学生が市内の県立高校へ進学する機運を高めるべく「西都の教育を考える会」を開催するなど、入学志願者の確保に向けた取り組みが行われているところであります。そこで、県立妻高校と西都商業高校の再編と新しい学科創設について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 現行の高等学校再編整備計画におきまして、御質問にありましたように、1学年の適正規模を4学級から8学級を基本としている中で、妻高校は1学年4学級、西都商業高校は3学級になっております。両校におきましては、生徒や職員が一体となって、進学や就職、部活動、資格取得等に取り組み、実績を上げているところであります。このような中、西都・児湯地区におきましても、少子化に伴う生徒数の減少が今後とも見込まれておりますことから、妻高校と西都商業高校の今後のあり方につきましても、現在、協議を進めております「宮崎県学校教育改革推進協議会」の中で、保護者や有識者等からさまざまな御意見を伺ってまいります。その後、具体的な案を作成し、県民の皆様から幅広く御意見をいただきながら検討することになるものと考えております。

○押川修一郎議員 昨日の高橋議員の質問で答弁がありましたように、平成25年から新たな学校再編整備の中で検討されると思いますが、今後、地元の声を十分に聞いていただき、妻高と西都商の再編をしていただき、県立高校の存続を訴えて、要望とさせていただきたいと思っております。

次に、環境問題の中の生活排水対策についてであります。

県は、平成5年度に宮崎県生活排水対策基本計画を策定しました。9年度にはその改定を行われ、13年度には第2次計画を策定、18年度の改定計画に基づき、現在、県、市町村、県民一体となつての生活排水対策を推進してきているところであります。計画によると、生活排水は、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、そして合併処理浄化槽などによって59.5%が処理されているが、これを平成26年度には78.1%に引き上げることを目指すとなっています。その内訳は、公共下水道によって49.9%、合併処理浄化槽によって23%、農業集落排水等によって5.2%を担うということになっています。同計画の中では、平成22年度の間目標も掲げられていますが、現時点での達成状況はどうなっているのか、それぞれの内訳ごとの達成状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 生活排水処理率の達成状況につきましては、平成17年度から20年度末までの3年間で、公共下水道が4.9ポイント伸びまして43.8%、農業集落排水施設等が0.2ポイント伸びまして3.7%、合併処理浄化槽が2.4ポイント伸びまして19.5%となっております。公共下水道及び合併処理浄化槽の伸びは計画を上回っておるところでございますが、農業集落排水施設等の伸びは、現段階では計画を下回っている状況にあります。全体の達成状況としましては、3年間で7.4ポイント伸びまして、平成20年度末で66.9%となっております。平成22年度末の中間目標値の71.2%に対しまして、おおむね計画どおり進んでおるといふふうに考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。

次に、計画によると、生活排水処理率には市町村によってばらつきがあります。計画策定時点において、高いところは80%を超えています。低いところでは20%台といった状況ですが、処理率が低迷している市町村の理由は何でしょうか。また、目標達成は可能と考えられますか、あわせて環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 基本計画における生活排水処理率とか現在の達成率につきましては、地域住民の河川浄化に対する意識の度合いとか、財政状況など市町村の直面している課題への優先度などによりまして、違いが出ているものと考えております。今後、経済状況等も悪化する中で、目標達成が難しくなることも予想されるわけでございますけれども、県といたしましては、生活排水処理施設の経済性を改めて比較し、より効率的な処理施設の整備を促進すること等によりまして、目標の達成に向けて、関係部局との連携のもと、市町村とも一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。

次に、財政の逼迫、人口減少、高齢化が大きな要因になっていると考えられます。これからは大きな公共投資はなかなか難しい状況になってきています。計画の中でも、地域の特性を生かして生活排水処理施設を整備していくとされていますので、浄化槽の整備による生活排水処理対策が重要性を増してくると思われま。その意味からも、これからは市町村設置型の整備を進めていくべきだと思います。県として、市町村への指導、支援を積極的に行っていくべきだと考えておりますが、いかがでしょうか、あわせて部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 厳しい財政状況の中、生活排水対策を推進するためには、先生述べられましたように、地域の特性に応じた、より経済的な処理施設の整備が求められると思っております。今後、浄化槽の果たす役割がさらに大きくなると考えております。中でも、市町村が設置して維持管理を行います市町村設置型浄化槽は、個人負担が少なく、計画的な整備とか維持管理が確実にられることなどから、県では平成17年度に補助制度を創設しまして、市町村の負担が個人設置型と同等となるよう支援を行い、整備を促進しているところでございます。今後も、市町村に対しまして、市町村設置型浄化槽整備の経済性や有効性など、あるいは既の実施している市町村の事例等、最新の情報を提供いたしまして、積極的に市町村設置型浄化槽の普及に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ、そのような方向での努力もお願いしたいと思います。

次に、実態調査・法定検査についてであります。現在、県では、県下全域にわたり、戸別訪問による浄化槽の実態調査を行っています。これにより、浄化槽の設置、維持管理の状況の把握、住民に対する法定検査受検の徹底、単独処理浄化槽の改善指導へと生かしていけるものと期待しています。住民への啓発、浄化槽の信頼の確保、河川環境の保全へとつながっていくものと期待しています。そこで、今年度から実施されていますが、調査対象はどのくらいと想定し開始されたのか。また、調査の進捗状況はどのようになっているのか、部長、お聞かせください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今年度取り組

んでおります実態調査につきましては、県の浄化槽台帳の中で、中核市であります宮崎市を除く約13万4,000基のうち、維持管理や設置状況が不明な約3万3,000基を対象にしております。現在、調査を行っております具体的な内容につきましては、各保健所に調査員を2名から6名置き、宮崎市を除く全県下で戸別訪問による聞き取り調査を行いまして、浄化槽の設置や維持管理状況を把握し、適正管理指導の基礎資料を作成するものでございますが、10月末までの調査結果は、約2万3,000基の調査を終わりました、進捗率は約70%と進んでおります。

○押川修一郎議員 大分進んでおるといふふうに理解をしたところであります。

次に、その調査を通じて、どのような実態が把握できたのか。また、問題点が出てきたのか、あれば状況をあわせて部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 現在、調査が終わりました約2万3,000基については、下水道に接続されるなど既に廃止されているものが、約1万2,000基と5割を占めておりました。また、維持管理の状況につきましては、法で定められた保守点検がなされていないものが約150基でありましたが、法で年1回義務づけられている清掃がされていないものが約4,000基となっております。清掃頻度の不十分な状況が一部に見受けられたところでございます。調査の際には、チラシを配布するなど適正管理の啓発もその都度行っているところでございますが、管理が不十分でありますと、浄化槽の機能が低下いたしまして、放流水の水質が悪くなるのが懸念されますので、今後、この調査結果を踏まえ、設置者に対し、浄化槽の適正な維持管理の

指導を徹底してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、浄化槽法に基づく検査として、浄化槽を設置後、工事が適正に行われたかどうかを検査するいわゆる7条検査と、保守点検、清掃が適切に実施され、機能が保たれているかどうかを検査するいわゆる11条検査がありますが、本県は7条検査は100%の受検率ですが、11条検査は平成20年度で13.1%であり、全国平均で25.7%と言われておりますので、その半分にすぎないわけでありまして、そこで、11条検査の受検率がこのように低い理由は何なのか。また、受検率を上げさせるために、どのような対策を講じておられるのか、あわせて部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 法第11条の法定検査につきましては、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が十分発揮されているかを検査する重要なものでございます。毎年1回受ける必要がありますが、設置者にとっては、法定検査の制度や定期的な保守点検と法定検査の区別がわかりにくいいため、その重要性が認識できていないことなどが受検率の低い理由として考えられるところでございます。このため、平成17年度から、条例に基づく浄化槽設置者講習会により適正管理の啓発を行うとともに、平成20年度には、51人槽以上の大型の浄化槽の設置者に対しまして、文書による指導を行ったところでございます。今後は、今回の実態調査の結果をもとに、個人が設置している小型の浄化槽につきましても、個別に文書による指導を行い、法定検査制度の周知徹底を図りまして、受検率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ただいま答弁で、保守点検と法定検査の区別がわかりにくいいため、重要性

が認識できないというようなことも述べられたわけでありますが、例えば民間委託等は考えておられないのか、あわせて部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 法第11条検査を実施する機関につきましても、公正かつ中立的な検査体制を確保する必要があることから、浄化槽法に基づきまして、都道府県知事が一般財団法人などを指定することになっております。また、国の通知では、検査機関は都道府県ごとに原則1者とされており、県としましては、浄化槽設置者に対し法定検査制度の周知徹底をさらに図ることで、受検率の向上に努めてまいりたいと考えておりますけれども、検査機関に対しましても、受検率向上のための取り組みをお願いしたいと考えております。

○押川修一郎議員 今後、浄化槽あたりが多くなってきた場合には、またそういった変わることもあるということで理解をしたいと思いません。

最後になりますけれども、基本計画の中でも、生活排水対策について、県民、市町村、関係機関などが連携しての啓発の必要性、県民啓発の推進を強く訴えられています。本県では、生活排水処理率が低い市町村も多くあり、県全体としても、先ほどの答弁で、現在の生活排水処理率が66.9%ということでした。これは、全国の処理率、19年度77.5%に比べても低い状況にあります。そこで、県民、行政、議会、関係機関等を含め、現在のように厳しい状況の中で、これからの生活排水対策への取り組みをどう進めていくべきかについての理解を深めてもらう、啓発等の機会を設けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、あわせて部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 生活排水対策を推進するには、県民一人一人が河川浄化に対する理解を深めていくことが重要であると考えておりました。小中学生にもわかりやすい水辺調査の普及や、市町村と連携してNPOなどが行います河川浄化活動へ支援するなど、県民啓発に努めているところでございます。また、今年度、国が予定しております市町村長とか市町村議会議員を対象とした「浄化槽シンポジウム」の本県での開催を現在お願いしているところでございまして、今後とも、県民や市町村、関係団体と一体となった生活排水対策に取り組み、美しい川づくりに努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。家庭雑排水あたりもきれいに処理をしながら、きれいな水を河川に流すということを、我々もお約束いたしまして、本日のすべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○萩原耕三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時58分散会

12月4日（金）

平成 21 年 12 月 4 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 萩 原 耕 三 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 16 番 外 山 良 治 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 東国原 英 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 高 山 幹 男 |
| 総 務 部 長 | 山 下 健 次 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 伊 藤 孝 利 |
| 県 土 整 備 部 長 | 山 田 康 夫 |
| 会 計 管 理 者 | 長 友 秀 隆 |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 西 野 博 之 |
| 教 育 委 員 長 | 大 重 都 志 春 |
| 教 育 長 | 大 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 浜 砂 公 一 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 田 英 治 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 章 |
| 議 事 課 長 | 富 永 博 章 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○萩原耕三副議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 本日は、いよいよ一般質問の最終日となりました。通告に従いまして質問を進めてまいります。

県会議員選挙に出るに当たり、選挙用はがきを出しました。恥ずかしながら自分の顔写真を載せまして、その横に大きく「豊かな山づくりは豊かな海づくり」と書きました。豊かな森林が魚の豊富な海をつくる。このことは、いろいろな研究者によって明らかにされておりますが、山側と海側と力を合わせて豊かな社会をつくりましょうという思いでもありました。私は、山に生まれ、そこに住む者として、これまで山側が抱えているいろんな問題ばかり取り上げてきました。山側が多くの問題を抱えている今、しからは海側はどうか。宮崎県は、北は日豊海岸から南は日南海岸に至る長い海岸線を持ち、豊かな海洋資源に恵まれた日本有数の水産県であります。しかし、水産業は、生産量の減少、消費の低迷、就業者の減少、高齢化、価格の低迷など、林業と同じように困難な課題を多く抱えています。基幹産業の一つである水産業の振興は、本県の重要な課題であると考え、水産業の基本的な問題について、数点質問いたします。まず、本県の水産業の現状をどう認識されているか、知事にお伺いします。

以下の質問は、自席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

水産業の現状についてであります。本県水産業につきましては、カツオ・マグロ漁業や日向灘におけるまき網漁業などを中心に、全国でも有数の生産量を誇っており、地域の重要な産業であるとともに、我が国水産物の安定供給の一翼を担っておると思っております。しかしながら、担い手の減少や高齢化が進む中で、資源の悪化に伴う漁獲量の減少、燃油などの高騰によるコストの増加、景気後退による産地魚価の低迷などにより収益が減少し、極めて厳しい状況に直面していると認識しております。このため、県といたしましては、増殖場の整備や栽培漁業の推進による資源の回復・管理、みやざきブランドの確立、本県水産業の将来を支える多様な担い手の確保育成等により、今後とも、持続できる水産業・漁村の構築に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○黒木正一議員 我が国の漁業生産は、これまでいろいろな要素で変動してきましたけれども、主なものとしましては、円高による輸入水産物の増大、200海里体制の進展による遠洋漁業の後退、マイワシ資源の大変動による漁獲変動、他産業への就業者の異動による漁業者の減少など、いろいろな要因で大きく変動してきております。漁獲量は、1988年には1,200万トンあったものが、1998年には半減して600万トンになり、2000年以降は500万トン台で推移しています。有用魚の自給率は、1980年代に80%以上あったものが、2005年には55%にまで低下しております。本県においては、1990年をピークに減少を続け、ここ数年はピーク時の半分程度の

漁獲量となっています。数日前に、県南において、カツオ漁船が不漁により、港に帰っているというニュースも流れておりました。水産資源の減少の原因をどうとらえているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 水産資源の減少の要因についてでございます。一般的には、水産資源の産卵・育成の場となります藻場・干潟が、沿岸域の開発等によりまして減少したこと、それから資源の回復力を上回る漁獲が行われたこと等、さまざまな要因により減少していると言われております。本県の海面漁業生産量を見てみますと、ピーク時であります平成2年の約22万トンから、平成19年には半分ほどの10万7,000トンに減少しておりますが、これは先ほど申し上げた要因に加えまして、海水温等の海洋環境の変化により、大きな周期で変動を繰り返すマイワシ資源が急減したこと等によるものと考えております。以上であります。

○黒木正一議員 水産資源減少の原因は、一般的には、沿岸域の環境の悪化、それから生産力を上回る漁獲などが考えられるということでありまして、答弁にもありましたように、本県の生産量の大きな減少は、主としてマイワシ資源の減少であり、その周期変動は数十年のスケールということであるなら、そのピークが平成の初めにありましたから、回復まで何十年もかかることが予想されます。そのような中で、資源を枯渇させることなく漁業を継続させるためには、沿岸域の環境をよくすること、乱獲をしないことなどが考えられますけれども、水産資源をふやすために、県といたしましてはどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 水産資源の増

加に向けた取り組みでございますけれども、本県では従来より、関係機関と連携を図りながら、安定的に収益の見込めるマダイ、ヒラメ、カサゴ等の稚魚を生産し、年間100万尾程度の放流に努めております。また、ヒラメ、アオリイカ等の魚種を対象としまして、産卵や稚魚の生息の場として重要な増殖場を造成しているところであります。さらに、本年度からは、日向灘海域の生産力を高めるため、稚魚のえさであるプランクトンなどをふやすためのマウンド魚礁という新たな増殖場整備に着手したところであります。今後は、これらの取り組みとあわせまして、緊急に回復を図る必要があるカサゴ等につきましては、漁業者みずから行う禁漁期等の設定や漁獲物の体長制限など、資源管理のための取り組みをより一層促進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 本県においては、水産資源の維持のために、いろいろな有用魚の種苗生産技術の開発を行っている聞いております。どのような魚種の種苗生産技術開発を行い、実績を上げているのかお伺いします。また、私は魚が大好きで、よく魚料理屋さんに行くんですけども、あるところに行った折、トラガニが生けすに入っております、初めてトラガニというものを知ったんですけども、料理屋の主人の話では、北海道から予約して食べに来る客がいるということでありました。実際、北海道からの客が来ておまして、増殖して宮崎のトラガニをもっと売り出したらどうかという話になりました。トラガニの種苗生産・増殖はできないのか、加えてお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県ではこれまでに、マダイ、カサゴ、オオニベ等の種苗生産技術の開発に取り組みまして、特にカサゴで

は、稚魚を安定的に生産する本県独自の量産化技術を確立し、現在、年間30万尾以上の生産を行っております。御質問のトラガニであります。本県沿岸にも生息し、量は少ないものの、小型底びき網漁業等で漁獲されておりますが、このトラガニの種苗生産につきましては、他県の取り組みを見ましても、生産初期の死亡率が高いなど技術的な課題も多く、非常に難しいものであると聞いておりますので、今後とも、他県の状況など情報収集にさらに努めてまいりたいと考えております。県といたしましては、本県の水産資源を維持するための新たな技術開発につきましては、漁業者等の意見や市場の動向などを踏まえながら、今後とも、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 非常に難しいということであれば、また可能性も多いということではないかというふうに思います。

魚離れというのが漁業経営に大きな影を落していると言われております。いろんな統計を見ましても、年間1人当たり食用魚介類供給量、1988年の72キロから2005年には61キロに低下、年間1人当たりの生鮮魚介類購入量は、1970年の14.8キロから2006年には12.3キログラムに低下、魚介類の年間1人当たりの支出は、1992年の4万円から2005年には2万9,000円に低下、魚介類支出が食料支出に占める割合は、1980年の14%から2005年には10%に低下、いろいろな統計を見ましても、魚を買う量も魚を食べる量も減っております。子供に敬遠されると言われ、食の簡便化を初めとする消費者ニーズの変化があるとも言われておりますけれども、魚離れの原因をどう考えているのかお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 魚離れの状況

でございますけれども、国の水産白書によりますと、近年、若年層を中心に魚離れが進行しております。昭和40年と平成18年の比較では、生鮮魚介類の1人当たりの年間購入量が約3割減少している状況でございます。その原因といたしましては、骨があること等の理由で子供が魚を好まないといったこと、それから調理が面倒であること、魚介類の調理法を知らないといったことなどが指摘をされております。

○黒木正一議員 若者の魚離れが進行している、特に子供が骨があることなどを理由にださうですけれども、魚を好まない。ということになれば、将来にわたって消費を拡大していくには、学校給食での魚利用を図ることも必要ではないかというふうに思うわけです。そう考えまして、学校給食における魚利用の実情を少し調べてみました。給食費がおよそ1カ月4,000円弱、1食当たりが約230円、このうち主食が18%、牛乳が16%、副食が66%としますと、副食にかかわるのが152円、野菜、調味料を引いた残り、肉や魚に使うのが60円から100円となりますようです。給食に魚を取り入れようとしても、単価、調理法の問題から、イカ、エビ、練り製品といった輸入冷凍食品になるという傾向があるようです。このような学校給食の状況の中では、何らかの後押しがなければ、県内産のおいしい魚を給食に使うということは難しいと考えられます。食育基本法が施行されて、地産地消への機運が高まって、本県でも取り組みが始まったと聞いております。魚に限らず、学校給食における地産地消の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 学校給食の実施主体であります市町村におきましては、学校と生産者との契約により、県内の農水産物等を安価で

安定的に購入するための支援や、生産者や地元企業との連携による交流給食会の開催などによりまして、地場産物活用が図られているところでもあります。県教育委員会といたしましては、毎月16日を「ひむか地産地消給食の日」とし、県内産の農水産物等の利用を働きかけますとともに、JA、漁業協同組合等との連携による地場産物活用の体制づくりや、地場産物を使った子供たちの食づくり教室などに取り組む「食育実践事業」を推進しているところでもあります。

○黒木正一議員 農産物の給食での地産地消というのは、食育基本法ができる前から全国で行われていたようですけれども、水産物に関しては、沿岸でとれる魚は多種多様で量が安定しない、また値段の高い魚が多いということから、学校給食では難しいと利用が進まなかったようでもあります。2006年の内閣府食育推進室の報告によりますと、当時、魚の食育活動を行ったのは全国で5県、その中に宮崎県が入っておりまして、本県は全国に先駆けて水産物の食育活動を行っております。学校給食における県内産水産物利用の状況・促進についての教育長の見解をお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 学校給食に出されている県内で水揚げされている水産物といたしましては、シイラ、カツオ、アジや県北の特産物であるメヒカリなどがあり、地域によってばらつきはあるものの、多いところでは、月に3回程度使われております。また、これらの魚を使った献立には、「かつおの角煮」「めひかりの南蛮漬け」「魚うどん^{ぎよ}」等があり、子供たちに喜ばれていると聞いております。学校給食に地場産物を活用することは、子供たちが郷土の産物に触れることにより、郷土の食文化等に関心を持ち、地域社会との結びつきを深めること

ができるなど、教育的に意義深いことであると考えております。今後とも、市町村や関係部局と連携を図りまして、学校給食における県内産の農水産物等の活用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 学校給食に魚を使う頻度というのは、米飯給食のときに多くなるようです。米飯給食を進めることが、魚の消費拡大にもつながると思われれます。本県においては、魚、水産加工品8品目をみやざきブランド品として認証して付加価値をつけて、そのPR、需要の拡大に取り組んでいると聞いております。販路開拓に成果が上がっているのかお伺いいたします。農政水産部長にお願いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県水産物のブランドにつきましては、関係機関・団体で構成しております「いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会」におきましてブランド認証を行っており、これまでに、お話にありましたように、「シイラの焼酎もろみ漬け」あるいは「一口あわび」など、8品目が認証されております。水産物ブランドのPRや消費拡大につきましては、知事のトップセールス、漁協直営レストランでの県産水産物フェアの開催、新たな販路拡大のためのシーフードショーへの出展等に対する支援を行っておりまして、一定の成果が得られているものと考えております。県といたしましては、今後とも、本県水産物の認知度アップや消費の拡大を図るため、関係機関と一体となりまして、水産物ブランド対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 水産業活性化のために、各地で朝市などの水産振興イベントが催されておりますが、鮮魚類の販売には食品衛生法に係る規制があり、漁業者の話によりますと、他県に比

べて本県は特に規制が厳しいという話をお聞きます。運用の状況はどうなっているのか、また、緩和ができないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 食品衛生法において、鮮魚介類を販売しようとする者は、魚介類販売業の許可を受けなければならないとされております。県におきましては、食品衛生法施行条例で必要な許可の基準を定めておりますが、営業の形態、施設の周囲の状況等により、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、基準の一部を緩和できることとしております。これに基づき、水産振興イベントにおきましては、あらかじめ魚介類販売業の許可施設で包装した鮮魚等については、イベント会場に冷蔵設備等を設けた店舗での販売を認めているところであります。県といたしましては、流通、販売、消費に至る各段階における食品の安全・安心確保は、極めて重要でありますことから、今後とも、適切に対応してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 食の安全という面を考えますと、また県民の健康ということを考えますと、難しい面もあろうかと思っておりますけれども、水産業の活性化のために、できるだけ配慮をお願いしたいと思います。

先月、大西洋まぐろ類保存国際委員会において、クロマグロの漁獲量の4割削減が決定したという報道があり、話題となりました。これが本県のマグロはえ縄漁業には影響はないのかお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話にございましたように、先月開催されました大西洋まぐろ類保存国際委員会におきまして、来年の大西洋におけるクロマグロの漁獲可能量を、ことし

に比べて4割削減することが決定されたところでもあります。本県のマグロはえ縄漁船113隻ありますけれども、すべて太平洋のみで操業しておりますことから、今般の漁獲削減措置は、本県漁船の操業に支障を及ぼすことはないと考えております。しかしながら、太平洋のクロマグロにつきましても、資源管理の強化に向けた議論がありますことから、県といたしましては、今後とも、情報収集に努め、本県マグロはえ縄漁業の経営に支障を及ぼすことのないよう、関係機関・団体とも連携しながら、国に対して必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 10月の終わりでしたが、佐賀県の漁船が転覆し、乗組員8人が行方不明になり、そのうち3人が転覆した漁船の中から4日ぶりに奇跡的に救出されました。海難事故は一度起これば命にかかわることとなるために、漁業関係者は不安を抱えて操業を行っております。本県においても海難事故は繰り返されており、安全対策を充実させることが水産業の健全な発展につながると思います。本県の海難事故の状況と安全対策への取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県漁船の人命に係る海難事故につきましては、平成16年から20年までの最近5カ年で延べ72件の発生があり、10名の方が死亡または行方不明となるなど、水産業の健全な発展を図る上で大きな障害となっております。このため、県といたしましては、従来より、漁船と漁業無線局との交信を24時間確保するための支援やライフジャケット着用、救命いかだ設置の推進などに取り組んできたところであります。さらに、本年度は、県単事業によりまして、海中転落の際に船員が

身につけた小型発信器の救急信号を漁業無線局が受信し、迅速な人命救助につなげるシステムを整備することとしておりまして、漁業者の生命の安全確保に大きく寄与するものと考えております。県といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、漁業者の一層の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県単事業において、海中転落事故対策を国内でも早く取り組まれているということではありますが、早急な普及に努めていただきますようお願いしたいと思います。

本県の漁業就業者は、ここ25年で半分も減っております。60歳以上が36%と高齢化も進んでおります。本県の水産産業を継続し発展させるには、若年者の就業を促進するとともに、着実な定着を図り、地域漁業の担い手を確保することが必要と考えますが、担い手対策についてどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県におきましては、厳しい漁業情勢等を背景に、漁業就業者の減少・高齢化が進行しておりまして、担い手の確保育成は喫緊の課題であると考えております。このため、県といたしましては、従来より、漁業就業を促すための体験研修や船舶免許等漁業に必要な資格取得のための講習を実施しますとともに、就業後も普及指導員を中心に技術指導や経営相談等を行うなど、就業啓発から定着までの総合的な支援を行っているところであります。県といたしましては、今後はさらに、関係機関・団体と連携しながら、研修の充実やマッチング機能の強化、地域の受け入れ体制づくりなどに一体的に取り組むことにより、本県漁業の担い手の確保育成に努めてまいりたいと存じます。

○黒木正一議員 次に、林業行政についてお伺いいたします。

これまで何人の方が国の行政刷新会議による事業仕分けについての感想や本県への影響について取り上げましたが、林業分野に関する事業仕分けの対象事業と本県林業への影響について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林業分野に關します事業仕分けの対象事業といたしましては、間伐や作業道開設等の支援を行います「森林・林業・木材産業づくり交付金」の一部事業や、森林所有者が実施いたします施業実施区域の明確化作業等に対し支援を行います「森林整備地域活動支援交付金」などで、合わせまして7つの事業が今回対象になっております。今回の事業仕分けの作業におきましては、「取り組みの必要性はよく理解できるが、平成21年度補正予算の使い勝手をよくすることで対応できるのではないか」といった意見や、「平成21年度の基金残高の活用で十分対応できるのではないか」といった意見が多く出されまして、結果として、「廃止」や「来年度の予算計上見送り」等といった評価がなされたと聞いております。これらの予算の今後の取り扱いにつきましては、現時点では不明確な部分が多いことから、県といたしましては、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 合わせて7つの事業が対象となり、廃止などの厳しい評価がなされたということではありますが、私はこの事業仕分けの様子というのはテレビでしか見ておりませんが、何か新しく変わったなと思う一方で、地方や弱者に対しての優しさが感じられないという印象を持ちました。中山間地域等直接支払制度の林業版とも言える森林整備地域活動支援交付金、こ

の事業も対象となり、事業仕分けでは平成22年度予算要求は見送りとなったようではありますが、私の地元では、この交付金を活用して災害時に被害に遭った作業道の復旧をするなど、協同して道路や森林を守ろうという取り組みをしております。民主党のマニフェストには、間伐などの森林整備を実施するために必要な費用を森林所有者に交付する森林管理・環境保全直接支払制度を導入するとあります。事業仕分けにはマニフェストとの整合性がなく、森林・林業をどう位置づけるのか、その政策目標がないままに進められ、予算の無駄はなくなったが地方がさらに疲弊したというのでは意味がないわけであり、地方の実情をよく調査して予算案をまとめられるように期待したいというふうに思います。

次に、21年度補正予算、目玉でありました森林整備加速化・林業再生事業、この執行が棚上げとなって、関係者の方は気をもんでいたのですが、本県予算への影響はなかったのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 国の第1次補正予算の執行の見直しにつきましては、本県の林業予算に係る事業といたしまして、森林整備加速化・林業再生事業、森林整備地域活動支援交付金、それから森林整備事業、治山事業の4事業が対象となりました。これらの事業につきましては、見直し作業に一定期間を要しましたため、事業執行におくれが生じておりますけれども、予算額どおりの執行が認められておりますことから、本県予算への影響は今のところないと思います。

○黒木正一議員 執行が認められるということではありますが、執行おくれもあるということですので、おくれを取り戻すように御努力いただきま

すようお願いしたいと思います。

私の住む諸塚村、これは日向市から耳川を1時間ほどさかのぼった、総面積の95%を山林が占める典型的な山の村です。ことし5月に村制がしかれてから120年を迎えて、11月15日にその記念式典が行われたところです。村の120年前の姿は知る由もありませんが、耕地がわずか1%しかない厳しい条件の中で、自然と向き合い、山林を利用して焼き畑を行い、わずかな食料を糧にシイタケやお茶をつくりながら、杉やクスギを植えて林業立村を目指し、戦中戦後の厳しい時期に村の礎を築いてこられた先人に対し、深く敬意を表さずにはおられません。村では、16の公民館を中心にしてお互いが協力し合い、ふるさとを自分で守るという意識を持って、簡単な道路の維持補修や集落間を結ぶ公道の道草刈り、先人たちが守り育ててきた林業やシイタケ栽培など、村の産業の拡大に向けた活動を行っております。また、公民館単位に間伐など森林整備の優良事業を出してもらい、表彰を行う育林コンクールを行っております。実施に当たっては、各公民館の産業部が中心となり、県の諸塚駐在や森林組合の指導も受けながら、間伐などの森林整備の推進を図っているところです。間伐につきましては、森林の持つ公益的機能の発揮に加え、二酸化炭素の吸収源として新たな役割が期待されておりますが、材価が低迷する中で、間伐の採算性を上げ、森林所有者の負担を軽減していくためには、高性能林業機械の導入や路網の整備がこれまで以上に重要になっております。こういった状況の中で、間伐を今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 間伐につきましては、間伐経費の助成やコスト削減等により

まして、森林所有者の負担軽減を図り、その推進に取り組んでいるところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、木材価格が低迷する中で間伐をさらに促進していくためには、間伐コストの一層の削減や間伐材の利用促進を図り、森林所有者の所得の向上につなげていくことが重要であると考えております。このため県では、今後3カ年間で、施業の集約化を進めながら、森林所有者の負担のない定額助成による間伐や作業道の整備に集中的に取り組むことにしております。なお、作業道につきましては、高齢級森林の間伐にも対応できるよう、高規格な作業道を整備していくことにもしております。今後とも、これらの施策を着実に進めながら、効率的な間伐を推進いたしまして、間伐材の安定供給体制を構築することに努めながら、森林整備の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先ほども述べましたとおり、産業の中心となっております杉の材価が長期にわたって低迷するなど、林業を取り巻く状況は厳しいものがありますが、村では管理の行き届いた森林を認定する森林認証の取り組みや認証材を使った産直住宅に取り組んでおり、建設棟数が200棟を超えるなど、人気を博しております。また、林家の手取りが目減りしている中で、森林の二酸化炭素吸収量に着目し、吸収量をクレジット化し企業などに販売するJ－VER制度の申請を行い、森林整備や担い手対策につなげていこうとする活動も始めたところがあります。私は、この制度は林家の手取りを補い、ひいては森林整備の推進や担い手確保に有効な手段であり、この動きを県内に広めていくため、県でも当制度の導入に取り組んでいくべきだと考えておりますが、県の考えを環境森林

部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 昨年11月に、環境省によりまして創設されましたJ－VER制度につきましては、地球温暖化防止を推進するために、間伐による森林の二酸化炭素吸収量の増大や木質バイオマスの化石燃料代替による排出削減に経済的な付加価値をつけまして、市場で流通させる仕組みであります。温暖化対策の取り組みを推進する有効な制度であるというふうに考えております。県といたしましても、この制度を活用することで、間伐などの森林整備の推進や林地残材の利用促進が期待されますことから、本制度の活用を希望する事業者等に対しましては、申請等に必要な森林資源情報の提供などを行っているところでございます。また現在、部内にJ－VER制度に関するワーキンググループを立ち上げまして、具体的な活用方法等の検討を進めているところでございます。

○黒木正一議員 諸塚村では、過疎化や高齢化が進行している状況を踏まえまして、将来にわたって地域の農林業を維持していくには、将来を担う若い労働力の確保が不可欠であるという考えから、平成2年に諸塚村国土保全森林作業隊を創設したんですけれども、それを発展させて、平成7年に財団法人ウッドピア諸塚を立ち上げました。これにより、造林や間伐といった森林整備だけでなく、畜産センターとか製茶工場の管理運営など、多方面において地域産業の振興に大きな力を発揮しております。過疎化が進む中で、林業振興はもちろん、村内での若者定住により地域活性化に大きく貢献している反面、独立採算を目標に経営努力を続けておりますが、経営は厳しく、村からの運営補助を受けているのも実情です。林業担い手の確保は、本

県の林業振興や森林の適正管理、また若者の定住により中山間地の活性化を図るためにも、緊急かつ不可欠な課題であり、県や市町村関係者が一体となって進めていく必要があると考えております。そこで、県は林業担い手の確保育成にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林の有し多面的な機能を高度に発揮していくためには、森林の適正な整備と、それを支えます担い手の確保育成が極めて重要だと考えております。このため県では、林業担い手対策基金を活用いたしまして、就労条件の改善や林業技術者の養成等に取り組んでいるところでございます。また、平成15年度から、国の「緑の雇用担い手対策」を活用いたしまして、新規就業者の確保にも取り組んでおりますが、これまで740人の研修修了者の約6割に当たります411人が森林組合等の林業事業体に就業しております。さらに、本年度から新たに、林業就業相談会を開催するとともに、新規就業者の定着促進を図るために、緑の雇用研修修了者を継続して雇用する事業体に奨励金を交付します「森林の仕事担い手新規参入等支援事業」にも取り組んでいるところでございます。今後とも、これらの施策、関係機関との連携を通じまして、林業担い手の確保育成に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 11月15日から狩猟が解禁となりました。ことしの狩猟シーズンがいよいよ始まりましたが、農林業における鳥獣被害、ここ数年、急激に増加しており、平成20年度の被害額は約2億7,000万円となっております。このうち、シカが約4割の被害を出しております。椎葉村や美郷町などでは、特にその被害が甚大で

あり、林業経営意欲の低下にもつながりかねない状況です。

10月の初めだったと思います。椎葉村の非常に奥に入ったある集落にお伺いをいたしました。去年行ったときは14戸と言っておりましたけれども、ことし行きましたら、2戸減って12戸になったと言っておりました。3人以上の世帯が1戸だけで、あとは1人ないし2人の世帯です。人口が1人減るということが世帯の減少を伴うという、そういう地域であります。私が車で行きまして、家の近くに車をとめて家のほうに歩いていきましたら、家の上で、小さな畑で作業をしておりました高齢者の女性の方が慌てておりてくるのが見えました。近くに行きましたら、ちょうどその日はその子供さんが日向から帰ってくる予定になっていたようで、慌てておりてきて、私の顔を見て「子供かと思った」と言っただけで、私に「何をしていたんですか」と聞きましたら、ちょうどその日は十五夜でした。「十五夜さんにお供えする芋を掘っているんですよ」ということを言っておりました。「子供さんは日向からどの道を通ってここに帰ってくるんですか」と聞きましたら、「日向から美郷町、それから諸塚に行って、諸塚に小原井という集落がありますが、そこを過ぎて小原井峠を越えて帰ってくるんです」と。本当に遠い道です。その小原井峠という林道がありますけれども、その一部補装されていないところがあったんですけれども、そこを補装してもらおうと話を聞きましたと、本当にありがたいことです、便利になりますということで、もし県庁の方に会う機会があるならお礼を言ってくださいということでありました。

その人は言いませんでしたけれども、その地

区のほかの人に聞きました。その人は、1週間に一度、タクシーで病院に通っているという話でした。椎葉の病院よりも熊本県の病院のほうが近いから、そちらのほうに通っているんですが、1回1万円かかると、大変な思いをしていますねという話をされておりました。

その地区でシイタケ栽培をやっている農家に行ったんですけれども、そこに行きましたら犬が何匹か寄ってきまして、放し飼いです。私は犬と相性が悪いので、よくほえられるんですけれども、その犬はほえもせず、もちろんかみつくとせず、しつけがいいのだと思いますけれども、優しい犬たちで、その農家の主人に話を聞きますと、シイタケをシカが食べに来るんだと、家のそばの家庭菜園も荒らされてどうもならんから、仕方なく犬を放し飼いにしてるんだということでした。何とかシカの害をうまくやってくれんかという話でした。

今回の一般質問の初日に、丸山議員からモンキーダッグの話がありましたけれども、既にモンキーダッグじゃなくてディアダッグです。自衛のためにやっているところもあります。私の住んでいる諸塚村、一昔前まではシカの姿は見たことはなかったんですけれども、夕方には鳴き声を聞きますし、ヒノキが皮をむかれたり、田や畑に姿を見ることになり、被害の拡大を心配しているところでもあります。県では今年度、新たに個体数調整のために、シカの特別捕獲に対しまして、市町村と連携して1頭当たり8,000円を助成するとともに、シカの1日1人1頭となっていた捕獲頭数制限の撤廃を打ち出しているところであり、その成果を期待しているところでございます。しかしながら、ハンターの方に聞きますと、先ほどの林業担い手と同じく、狩猟者が高齢化して減ってきていると、狩猟者の

確保も重要な課題となっております。そこで、どのように狩猟者の確保対策を進めていくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 平成20年度の本県の狩猟免許保有者数は約6,900名でありまして、このうち60歳以上の方の割合は約7割となっております。これを平成16年度と比べますと、保有者数は約400名減少し、一方、60歳以上の割合は約15ポイント上昇しております。このように、狩猟者の減少・高齢化が進行している状況にあるところでございます。このため県では、新規狩猟者の確保対策といたしまして、狩猟免許試験の休日実施や県内複数会場での実施など、受験機会をふやす取り組みを行いますとともに、受験を希望される方を対象に、事前の講習会を開催しているところでございます。また、試験の実施や事前講習会の開催に当たりましては、周知の徹底を図る必要があることから、テレビやラジオ、新聞などを通じて、広くPRに努めているところでございます。今後とも、市町村等と連携を図りながら、受験しやすい環境づくりをさらに進め、狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 続きまして、教育行政についてお伺いしますが、その前に、知事に子ども手当に関してお伺いしたいと思います。中学卒業までの子供に月額2万6,000円を支給する新政権の目玉政策、子ども手当でありますけれども、制度内容の議論が続いています。所得制限を設けるのか一律支給にするのか、全額国庫負担にするのかどうするのか、この政策、子を持つ親ならだれでも飛びつきたくなるマニフェストであっただけに、国民、県民、非常に関心を持っております。この子ども手当の政策目標自体、いま一つはっきりしませんが、経済的に苦しい

世帯の子育てを支援するというのであれば、所得制限を設けるべきで、高所得の家庭にまで支給する必要はないと思います。経済格差が広がっており、経済的に本当に困っている世帯、地域の実情を考慮した対策を講じるべきだというふうに考えます。先日、テレビを見ておりましたら、夕方だったと思います。知事が作詞したという歌が紹介されていました。女性歌手の2人組の方が歌っておりまして、定かではありませんが、間違っていたら申しわけないと思いますが、歌詞の中に次のような歌詞があったと思います。「家族を持つ、兄弟をつくろ、子ども手当もよろしくね」という歌詞があったのではないかと思います。知事は今議論されています子ども手当をどう考えておられるのかお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 子ども手当につきましては、現行の児童手当よりは支給額がふえ、支給対象も拡大することから、子育て家庭の経済的負担の軽減につながるものと考えております。国におきましては、全額国費になるのか、所得制限なしを前提としているのか、そういった視点で概算要求がなされているようでありますが、制度設計に当たりましては、地方の声を十分聞いていただくよう、国へ要望しているところであります。いずれにしましても、現段階では制度の詳細が明らかになっておりませんので、県といたしましては、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと思います。

○黒木正一議員 歌詞は間違っていなかったですよ。

教育問題について何点かお伺いいたします。私が卒業したのは諸塚小学校でありますけれども、明治7年、8年ごろは、神社の神楽殿とかお寺が教室として使われていたようで、読み書

き、そろばんを教えていたようです。教師がいなかったようで、たまたま教師が来ても長続きせず、数カ月で去って、欠員が1年以上になることもあったようです。その間は、上級の生徒が助手となって教えていたこともあったようです。明治23年に小学校令の改正があり、学校の設備もやや充実して児童の数も増加したものの、免許状を持った教師を得ることができずに、単に学校としての形式を整えたにすぎない状態であった、そういう記録もあります。教師をどう確保するかが、かつて大きな問題であったようです。明治、大正、昭和を通じて積み重ねられた多くの先人の努力と教育に対する人々の変わらぬ熱意が、どんな山間僻地であっても当たり前のように教師がいて、同じレベルの教育を受けられる今日の義務教育の仕組みをつくることができたのだと感謝しなければならないと思います。

このことを踏まえながら質問をいたします。最近のいろいろ週刊誌等の雑誌で、よく有名私立の中高一貫校の入試情報、そういう記事を目にします。私のような地方に住む者にとりましては、同じ日本に住みながら、何か違う教育制度があるのではないかと思うくらいであります。教育における格差、お金のある人もない人も、都会の人も僻地の人も、一定水準の公の教育を受けられるようにすること、公立中学校、小学校を含めてかもしれませんが、公立学校の充実を図ることが教育格差を是正する基本ではないかと考えます。現在、新しい学習指導要領への完全移行に向けて、一部先行実施されている段階にありますけれども、この新学習指導要領で中学校教育はどう変わっていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 新しい学習指導要領

の理念は、現行の学習指導要領と同じであり、子供たちの「生きる力」をより一層はぐくんでいくことを目指しております。その理念を具現化するために、中学校教育では、国語や数学、英語など、ほとんどの教科において、学習内容とともに授業時数も増加され、これまで以上に基礎的な知識・技能の習得や考える力・判断する力の育成などに努めることとされました。また、道徳教育においては、地域のさまざまな施設を利用しながら体験活動等を積極的に行い、子供たちの社会性や人間性をはぐくむことなども重視されたところでもあります。さらに、古典や歴史学習の充実、武道の必修化など、我が国や郷土の伝統文化に関する教育の充実も重視されております。このような中、新しい学習指導要領の実施に伴い、中山間地域の中学校はもろんのこと、県内のすべての中学校において、学校の中だけの学びではなく、地域の自然、伝統文化あるいは人材など、その地域の教育力を生かした教育活動が今後必要になってくると考えております。議員の地元の諸塚村は、まさにこういった地域の教育力が非常に豊かなところでもありますので、私は大変なモデル地域だというふうに思っております。以上です。

○黒木正一議員 どうもありがとうございます。

6月の議会において、僻地出身の高等学校等生徒に対して、教育費負担が大きいので、修学支援策を考えてほしいという質問を行いました。そのとき、今後については、修学支援策全般の中において引き続き研究を行っていくという答弁でありましたが、どのように研究が進められているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 僻地出身の県立高等学校等生徒に対する修学支援策につきまして

は、去る6月議会における議員の御質問はもとより、かねてより、僻地を抱える各市町村長等からの御要望もあり、該当する世帯の負担軽減の可能性について十分に研究をしてまいっているところでありました。しかしながら、その後、新政権が発足し、国におきまして、国公立高校生のある世帯に対して、授業料相当額を助成して実質的にその無料化を図るとともに、私立高校生等のいる世帯に対しても、同等額を助成する施策が概算要求をされておりますので、現在、その動向を注視しているところであります。

○黒木正一議員 この件については、本当に真剣な研究がなされたというふうに話を聞いております。動向を見きわめて、さらに研究を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、教育委員の選任について、これは知事にお伺いしますが、昭和23年に県の教育委員会が設立されたようでありまして、当時は公選によって教育委員は選ばれておって、いろんな事情により、昭和31年の新法で、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命と改められて、今日に至っているようであります。現在、本県には、6名の教育委員の方々が議会の同意を得て選任されておられます。教育委員会設立当初のように、教育委員が公選であれば、人口の多い都市部の人ばかりが教育委員になることも考えられるわけで、現行のように、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命ということになると、教育環境の異なる地域から選出することができると考えられます。教育委員の選考においては、地域性に配慮されているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 教育委員の任命に当たりましては、県央、県南、県北の各地域から

委員を任命するなど、地域性を初め、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じることのないよう配慮しているところあります。現在、教育長を含めて6名の委員を任命しておりますが、内訳は、県央地域が4名、県南地域及び県北地域が各1名となっております。今後とも、御指摘の地域的なバランスにも配慮しながら、多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 地域性だけでなく、年齢、性別、職業などに配慮されているということですが、私は現在の教育委員の皆さんに何の不满があるわけではありません。また、各地の教育事情を把握するために努力されていることもお聞きしております。このような質問をいたしましたのは、中山間地域が今日本の抱えている食料や環境エネルギーといった大きな課題を担う地域である同時に、一つの取り組みの例として、子ども農山漁村交流プロジェクトといった事業があるように、日本の教育の一端を担う地域でもあると考える者として、中山間地域からも、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する人がいるならば、教育委員に選任することも必要ではないかと思うからであります。

次に、県立図書館の利活用についてお伺いします。2日前の読売新聞紙上で、童話作家で元民主党衆院議員の肥田美代子さんが、事業仕分けで、子どもの読書支援事業、子どもゆめ基金が廃止、返納と判定されたことに、「活字に親しむことではぐくまれる言語能力は、国の力の土台である」と言って怒っておりました。いかに情報技術が進んでも、本がこの世からなくなることはないと考えますし、本離れが言われる中でも、だれでも自由に本を借りることのでき

る公立図書館は、さまざまな物事を知る上で、とても大切な教育環境の一つであると思います。私は時々、県立図書館に行きますが、これだけの施設を身近に利用できる近郊の人たちはいいなど、うらやましく思います。先日、本を借りました。地元の図書館で返却することもできるのですよと言われて、初めてそのような制度があることを知りました。2日前の宮日新聞には、西米良村の読書活動の取り組みが載っておりまして、地元の図書室にない本を県立図書館から取り寄せて借りられるのが好評とありました。県立図書館を遠隔地などより広く多くの県民が利用する方法をどのようにしているのか、また、その利用状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立図書館におきましては、県民の方々にそれぞれの居住地で利用していただけるように、移動図書館車「やまびこ」による巡回配本活動及び「マイライン」と呼んでおりますインターネットを活用した貸し出しを行っております。巡回配本につきましては、希望する市町村の図書館や図書室、学校からの要請に応じ、図書を届けるものでありまして、平成20年度は、12市町村15カ所の公立図書館等と45校の小中学校及び特別支援学校を巡回し、合わせて3万9,851冊を貸し出してあります。次に、「マイライン」につきましては、居住地の図書館や図書室を通して申し込むことにより、図書の貸し出し及び返却ができるものであり、平成20年度は5,236冊を貸し出してあります。今後とも、県民の方々に対する貸し出し方法の周知を行い、県立図書館がより身近な図書館となるよう努めてまいります。

○黒木正一議員 質問を終わります。（拍手）

○萩原耕三副議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は、5日間の一般質問最終日です。自民党では登壇最後であります。これにふさわしい質問をしてまいりたいと思いません。

まずは、普天間基地の移設問題であります。鳩山総理は、選挙公約と、それから国民新党、社民党への配慮もありまして、年内決着を来年に先送りされました。年内決着しない場合、自民党沖縄県連は、沖縄県外移設方針に転換をすると、こういうことを先に決議されております。沖縄県のすべての政党が県外・国外移設ということになりました。これで辺野古及び沖縄県内移設は難しくなったと思っているところがあります。けさの新聞報道にはありませんでしたが、昨夜のニュースで、国内移設の候補地に、佐賀空港、岩国基地とともに新田原基地が報道されておりました。さきに関西空港への移設、利用する案に、橋下大阪府知事は、沖縄の基地負担の軽減で政府から提案があれば、積極的に議論に応じる、検討する姿勢を示されました。そこで、今回、新田原基地のニュースを知事はどのように受けとめられたのか。また、政府から打診、提案があった場合、それに応じるのか、検討されるのかをお聞きして、後は自席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

政府のほうから、そういう話の内容は、打診は今のところ一切ございません。ですので、仮にという問いでございましたが、仮の話に対して、ここで私が言明するということはふさわしくないと考えております。また、ゆうべの報道も私は見ておりませんので、どういう状況かも把握しておりませんので、ここで答えを言う、

出すということは避けさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

○中野一則議員 政府からまだ打診がないという話でありましたが、昨夜のニュース、それからインターネット等では、鳩山総理は既に辺野古以外への移設を検討する考えを明確に示されております。その中に、新田原基地も具体的に名が挙がってきております。ですから、知事はないと言われましたが、何かそういう打診があったのではないかとも思うんですが、本当ではないわけですか。

○知事(東国原英夫君) 本当にありません。

○中野一則議員 なければ、これ以上議論をすることはできませんが、具体的にあった場合は、どのように対応されますか。

○知事(東国原英夫君) 仮の話にはお答えできないと申し上げたんですが、これは一般論として、日本とアメリカの日米安保ということは、これは国同士の国家間の話し合いが原則だと思っただけです。そしてまた、政府がそれに対して答えを出された場合は、国全体でこれは考えていかなきゃいけないと思います。もちろん沖縄の負担軽減ということは、国全体で協力していかなければいけないとは思っておりますが、まだ政府の見解等々が明らかにされていないので、ここで答えすることはできないということでございます。

○中野一則議員 わかりました。

次に、来年度予算の歳入確保について質問させていただきます。国も事業仕分け等をしながら予算編成中ではありますが、私は国の予算を、赤字国債を大量に増発する超大型予算になるのではという見方をしております。そこで、来年度の宮崎県の一般会計の予算規模をひとつ知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 平成22年度の当初予算についてであります。まず歳出につきまして、過去の経済対策等に伴う公債費の増や後期高齢者医療費負担金の社会保障関係費の増嵩のほか、新政権によります子ども手当創設に係る地方負担拡大等の懸念がある一方、公共事業費の大幅削減、直轄事業負担金の廃止に係る議論もなされているところであります。一方、歳入につきましては、景気後退の影響による県税収入の減が見込まれることに加え、国において、自動車関連諸税の暫定税率の廃止、増額で概算要求されたものの事業仕分けで抜本的な見直しと判断された地方交付税の取り扱いなど、減少要因となり得るものが検討されているところであります。このように、地方財政に大きな影響を及ぼす国の制度設計等が不透明な状況にありますので、現段階において、本県の平成22年度当初予算の規模を見込むということは、非常に困難であると思っております。県といたしましては、国の動向や県内経済の状況をしっかりと把握しながら、予算編成作業を的確に進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 現段階ではわからないという話でありましたが、少なくとも本年度の予算を上回る予算をひとつ計上してほしいと、このように要望しておきたいと思っております。

それで、当初予算の編成のポイントということで、歳入に関する事項を、積極的な歳入確保に努力、財政の健全化を確保するため県債発行は抑制、徹底的な見直しによる自主財源の確保と、こういう項目がございます。それで、自主財源の確保というのでありますが、何といたってもその中心は県税であります。先ほども知事が減額が見込まれるという話でありましたけれども、もう上半期の決算も終わったと思いま

す。本年度の見込み額、あるいは来年度の見込み額がわかれば、総務部長、お答え願いたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） 県税の本年度の見込み額でございますが、まだ現在のところ、算定をしておりますけれども、相当程度落ち込むのではないかと考えております。さらに、来年度の税収につきましても、こういった経済状況ということもございまして、あるいは国の税制改正、これがどういった方向になるのか、このあたりも不透明でございますので、非常に算定は厳しいというところでございます。

○中野一則議員 県税が落ち込むということであろうと思っております。

それから、県債発行の抑制とありますが、本当にこれが厳守できるんですか。税収が落ち込む中で、あるいは交付税がはっきり決まらない中で、これが厳守できるかどうかを総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 歳入の確保をどういった方法で行うかということでございますので、その中で交付税なり、あるいは税収なり、そういったこと等を勘案して、全体としては、財政改革プログラムを踏まえて、起債の制限、制約は、基本的には進めたいと考えております。

○中野一則議員 それと、徹底的な見直しによる自主財源の確保という項目もあるわけですが、具体例があれば教えてください。

○総務部長（山下健次君） これまで、いろいろな方法で自主財源の確保をやっておるわけですが、例えばホームページへのバナー広告掲載とか、あるいは自動車税のインターネットによるクレジット納付とか、こういった方法をとっておりますが、さらに、なかなかこうい

う経済状況で難しい部分はありますが、未利用財産の売却あるいは物品の売り払いとか、さらには公営企業貸付金の活用、それから不要不急な基金の見直しということで、引き続き、徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、知事にお尋ねしたいと思うんですが、県の補助金を5年間にわたって13億円以上積み立てている団体もあります。それから、20億円近くの県の出資金をもとに、これを財産運用して事業を展開する団体もあります。ここも近年、支出を減少して繰り越しがふえていると、こういう団体があるわけですね。こういうもの等をいろいろとチェックしていけば、埋蔵金とは言いませんが、かなりのものがあるんじゃないかな、こう思っております。それで、県も国の事業仕分けに負けないぐらいのこういう仕分けをすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 事業仕分けというのは、非常に重要な作業だと思います。それは、事務事業の見直しとか、あるいは議会の常任委員会とか特別委員会のチェックというものも含んだ、広い意味での事業仕分けという観点でとらえさせていただきます。議員御指摘のように、まだまだ節約する分、削減する分は、余地が残されておると考えておりますので、来年度以降、そういったものにきちんと対応していきたいと考えております。

○中野一則議員 次は、総合長期計画についてお尋ねしていきたいと思っております。今回の総合計画、10年ないし20年のスパンの計画であります。これは私は高く評価して大いに進めてほしいと、こう思っておりますが、このことを前提にして質問していきたいと思うんですが、策定に至った経緯、背景、知事のツルの一声でこの

ようになったのかを含めて、基本的方針も含めて、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長(高山幹男君) 総合計画についてでありますけれども、平成19年に策定いたしました現行の「新みやぎ創造計画」、これの計画期間が平成23年3月までとなっておりますことから、今回新たな総合計画の策定に向けた作業を開始したところでございます。新たな計画におきましては、今後予想されます人口構造の変化等を踏まえまして、長期的な視点に立った将来像、施策の方向性を示す長期ビジョンと、短期的な重点施策でありますアクションプランとで構成することといたしております。計画の策定に当たりましては、庁内横断的な体制で検討を進めますとともに、市町村との意見交換や地域別の県民会議等を行いながら、県民参加による計画づくりを進めていきたいと考えております。なお、この総合計画につきましては、県議会の御審議をいただくこととなりますけれども、長期ビジョンにつきましては、平成23年2月の、また短期的なアクションプランについては、次の期の知事マニフェスト等を反映させた上で、同年6月の県議会に提案させていただきます考えでおります。

○中野一則議員 これを計画するに当たって、知事からの何かアクションというか、さっきはツルの一声と言いましたが、そういうことはなかったんですか。

○県民政策部長(高山幹男君) 先ほど申しましたように、いずれにしても、短期、計画期間が23年3月でございます。期間が満了でありますから、それまでには準備しなければいけないということで進めて始めたわけでございますが、具体的な計画の策定に当たっては、とにかく前例にとられるなとか、そういった厳しい

御指示等ございました。

○中野一則議員 知事のマニフェストが平成23年に切れるということで、進められるというお話であります。それで今回の総合計画は、知事のマニフェスト、あるいは知事の過去の答弁、発言との整合性があるのかということをお尋ねしていきたいと思うんですが、実は平成19年2月定例議会、これは私の総合長期計画に対する質問であります。「知事は独自の総合長期計画を策定されるお考えがあるのか」という私の質問に対して、「私のマニフェストは、今後4年間に特に重点的に実施すべき施策、事業を整備し、新たに体系化したもので、新たな総合長期計画を策定し実施していく」と、こう言われました。それで、私が次の質問で「では、新たな総合計画の期間は何年ですか」と尋ねましたら、「これまであった総合長期計画は、5年とか10年のスパンですよ。あれは僕はおかしいと思っている。任期は4年なのに、なぜ5年とか10年なのか。ちょっとおかしい。私の場合、総合長期計画は4年ということを提案」と、こういう答弁をされました。今回は10年、20年という、私もそうあってほしいんですが、そういう計画であります。そのことは、知事のマニフェスト、当初の答弁と整合性がないのじゃないかな、こう思うんです。知事、その辺のことについての御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 総合計画というのは、5年から10年ぐらいで従来定めておったんですが、それがやっぱり任期の4年にそぐわないんじゃないかと、時間的には枠をはみ出るんじゃないかという発想のもとに、4年ということを示唆させていただきました。これはあくまでも短期の私の任期、1期目のプランでありま

して、それをアクションプランということと、それと中長期という視点がやっぱり大切だなということは気持ちでありました。ですから、これは分けて、短期プランと中長期プラン、中長期プランを、20年、30年の長きにわたって見据えて総合計画を立てなきゃいけないというのは、議員が平成19年2月に御指摘いただいたときに、そうかなと思った、そういうこともあり得るなということはある次第でございます。

○中野一則議員 長期計画が必要だと、そういう認識であれば、その当時、安藤知事が作成した元気みやざき創造計画、これが17年3月に策定したばかりだったんですよ。それを廃止して、そして就任と同時に新しい4年物をつくられたんですよ。マニフェストとの整合性、自分の主張ということで。そのことと整合性がないと。今回これを改めてそういうふうに認識され直したんだろうというふうに思いますけれども、整合性を、これをするとするならば、4年4年のスパン、これから先の4年を考えた場合には、次の2期目への知事の布石として長い計画を立てたんじゃないかと、そういう考えもできると思うんですが、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 長期の20年に及ぶ総合計画の観点というのは、これから、この地域、宮崎を初め国が、少子高齢化、そしてまた人口減、これまで経験をしたことのないような状況になる。産業構造の変化とか、そういったものに対応、あるいはグローバル化、あるいは広域連合とか道州制とか、そういう地域の行政自体が、その枠、パラダイムが変わる時代に、これに対応しなければいけないという、そういう課題認識です。そこから長期の総合計画が必要だということが一つあります。それと、それに向けての短期プランというのは、任期、あく

までも4年で、そのときの政権といいますか首長さん、知事さんが、自分の施策、重要政策を入れた短期プランが必要、この二輪で、両輪で行かなければいけないと私は考えております。

○中野一則議員　そういう状態が過去からずっと続いていたのに、途中で壊したのは、知事、あなただったんですよ。ですから、ここはもう総合計画あるいはマニフェストについての知事自身の御認識が変化をされたと、軌道修正をされたと、そんなふうを受けとめたいと思うんですが、それでよろしいですね。

○知事(東国原英夫君)　ちょっとおっしゃっている意味がわからないんですが、前首長さんがおつくりになった総合計画を基調として、私のマニフェストをエッセンスとして入れた、それを短期プランを立てたわけでございます、4年間の。そのスパンでこれからもいくのが、行政の連続性としては適切ではないかということでございます。

○中野一則議員　少なくともこの3年間は、10年、20年の長期計画はなかったと、こういうことですよ。そのことは御認識していただきたい。これから先は、2期目からは、長期計画の中で4年間ずつのマニフェストに応じた中期の計画をされると、そういうことになるということになるんですよ。よろしいですか。

進めていきたいと思いますが、松形知事が策定された第五次宮崎県総合長期計画、これはそういうことで存在期間は3年11カ月でした。それから、安藤知事が策定された元気みやざき創造計画は2年3カ月の寿命でした。そして、御自身がつくられた新みやざき創造計画は、結果として4年の寿命と、こういうことになるだろうと思います。とにかくこの総合長期計画というものは、先ほど知事も言われましたが、継続

性、普遍性が必要だと思うんです。今回の計画も途中で破棄されることのないように、だれが知事になっても途中で破棄されることのないようなものを策定してほしいということを要望して、また、計画を策定するに当たっては、拙速であってはならないと思うんです。松形知事の五次計画は、2年5カ月、策定期間にかかっております。安藤知事の元気みやざき創造計画は、1年7カ月かけて策定をされました。それと、知事が今やっておる新みやざき創造計画、これは寿命が一番長いんだけど、策定期間はわずか5カ月でありました。それで、県民政策部長、今回のものは23年度からということでしたが、どのくらいかけて策定されるんですか。拙速がないようにしていただきたいということを当初申し上げましたが、どのくらいの策定期間でされるのかをお尋ねいたします。

○県民政策部長(高山幹男君)　少なくとも、この総合計画の着手につきましては、今年度初めから、これからの人口の移動とか減の状況とか、そこ辺の現状の把握とかをずっと今年度初めから進めておりますし、先ほど申しましたとおり、長期ビジョンについて、23年の2月議会のほうに御提案しようと、そう考えておりますので、そういった意味では、2年程度かかって準備を進めるということになるかと思えます。

○中野一則議員　どうの方が知事になっても、途中で破棄されるような総合計画にならないように、拙速にならないように、じっくりかけて策定してください。

この前、12月2日の高橋議員が、基幹産業である水産業代表が委員に入っていないということをおっしゃいました。これは、20年3月の議会で、県行政に係る基本的な計画の議決等に関する

る条例が制定されました。これで議会がチェックするという事になったわけですが、先ほどもちょっと言われましたが、それで、県総合計画審議会の条例の4条は、そのときに削除しなければならなかったわけですね。削除して、学識経験者等の人数をふやしておけば、工業・水産代表、ほかの方も代表になれたんですよ。だから、まだ今議会、期間がありますから、これを削除、あるいは一部人数を変更する議案を早速提案して、水産業界の人等も含めた委員会にしてほしいと思うんですが、ぜひ提案してほしいんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 一応あの条例で決めたものですから、15名というのを、メンバーは決まっておるわけでございますが、それをまたこれから変えるというのは、ちょっと手続上、また検討が必要だと思いますので、それは一つのアイデアとして受けとめさせていただきたいと思っております。ただ、この前も答弁しましたけれども、分科会におきまして、特別的な分科会で、きちんと農林水産業の方たち、有識者、学識経験者あるいは経験者等々は、入れさせていただく予定でありますので、御理解をいただければとは思っているんですが。

○中野一則議員 2年かかって策定する総合計画ですから、改正ぐらいさっとやって、2年間論議してもらえばいいと思うんですが、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、県の物産館、いわゆるアンテナショップについて質問させていただきたいと思えます。このアンテナショップの目的、必要性、効果等については省略しますが、9月議会にアンテナショップ整備充実事業を提案されましたが、その取り組み状況について、商工観光労働

部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 9月補正で計上しましたアンテナショップ整備充実事業につきましては、「みやざき物産館」と「新宿みやざき館KONNE」の2つのアンテナショップの改修等を行う事業が1つ、それからもう1つは、アンテナショップの多店舗展開についての調査・研究を行う事業の、2つの事業で構成しております。まず、「みやざき物産館」の一部改修につきましては、商品展示の要望が多く寄せられておりますことから、効率的な展示を行い取り扱い商品数をふやすことができるよう改修工事を行うものでございまして、その中で、特に最近ふえております冷蔵・冷凍商品のコーナーの充実を図るものであります。また、「KONNE」の改修は、開設後10年を経過しまして、老朽化している階段踊り場の修繕や、展示棚あるいは電話設備の更新等を行うものでございます。いずれも現在、工事発注に向け準備を進めているところでございます。次に、アンテナショップの多店舗展開に関する調査・研究事業につきましては、「新宿みやざき館KONNE」などに次ぐ新たなアンテナショップの設置につきまして調査を行うものでございますが、現在、委託先である宮崎県物産貿易振興センターなどと連携しまして、具体的な調査を実施しているところでございます。以上でございます。

○中野一則議員 多店舗展開事業のほうの新たな設置場所、イメージでもいいんですが、どこか想定される場所はありますか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） アンテナショップの多店舗展開事業につきましては、展開場所として現在検討していますのは、北部九州や中京地区など、アンテナショップのない地

域で設置できないか、また、大阪につきましては、アンテナショップがあるわけでございますけれども、アンテナショップの機能をより発揮するという観点から、現在の県の大阪事務所との併設の方法がよいのかといったことなどについて、現在、検討を進めておるところでございます。

○中野一則議員 その店舗展開、なるだけ急いでほしいと思います。11月4日の宮日に物産館の人気ベスト10というのが載っておりましたが、これは知事の戦略、トップセールス、自身のキャラクターのおかげもあって、宮崎県は3位にランクされておりました。1位が北海道、票数で602票、2位が沖縄県191票、そして3位が宮崎県でありました。票数は61票、次が鹿児島県で30票です。3位になっているんですが、1位、2位とはかなりの差があると、こういうことであります。沖縄県は、県外に4店舗、県内に2店舗のアンテナショップを出しておられます。そういうことで、宮崎県も早く、先ほど北部九州あるいは中京等にということで進めておるといっていましたが、一日も早くしてほしいと思うんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） アンテナショップの売り上げは、北海道にはちょっとかなわないなという感じがしております。僕も県外に行ったときに、抜き打ちでいろんなアンテナショップを視察させてもらうんですが、すばらしい何か取り組みをされているなという感じがしております。でも、追いつけ追い越せで、2位ではいかんと思いますので、1位になりたいと思っておりますので、今後とも、多店舗展開、スピード感を持ってやりたいと思います。今、他のアンテナショップ等々で利益が出ているところなので、そういったものを利用して何かできない

か。例えばコンビニとかデパートだとか、あるいはほかの何かそういう創意工夫はないかということをお伺いさせていただいているので、もう少しお待ちください。

○中野一則議員 スピード感を持ってと言われましたから、ぜひそういうことで進めてほしいと思います。

それで、北部九州、名古屋等々にということでしたが、今まで実質、県外は東京新宿の「KONNE」だけなんですよね。それをあちこちたくさんというのは、単独宮崎県だけでは大変難しい面もあるだろうと思うんですよね。それで、他県との合同店舗の展開はできないかということをお伺い申し上げたいと思います。既に、青森県、秋田県、岩手県、この3県は、「みちのく夢プラザ」ということで、アンテナショップを福岡と大阪に展開されております。先日私も福岡市天神にありますこの「みちのく夢プラザ」に行ってきました。平成11年に開店されて10年たっているんですけども、物産、観光の面、非常に大盛況でありました。平日、通常の日だったのに大盛況でありました。それを見て、宮崎県も、南九州ということでは鹿児島県、熊本県等と、合同戦法で全国あちこちに、あるいは海外を含めて、早く展開すべきではなかろうかと、こう思うんです。それで、鹿児島県、熊本県と協議しないと進められない話ですけども、そのあたりを知事、どのようにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 大変すばらしいアイデアだと思います。何ができるのか、熊本県さん、鹿児島県さん、実を言うと、観光関係では飛行機ですね。去年、南九州PR大賞のときに、3県合同で、ANAでもJALでも乗っていただいたところに、3県の特産品あるいは商

品が当たるといったものを合同でさせていただいていますので、そういったことについては、意思疎通ができやすいと思っておりますので、何かできないか、ちょっと投げかけてみたいと思います。

○中野一則議員 ぜひ多店舗展開ということで、合同店舗を含めて取り組みをしてほしいと御要望を申し上げておきたいと思っております。

それから、農作業事故対策についてお尋ねしていきたいと思っております。

9月29日、五ヶ瀬町で発生した畜産用地下式サイロの事故、非常に私も大ショックを受けたところでもあります。早速現地調査をしたいと思いましたが、余りにも痛ましくて、行くことができませんでした。改めて御冥福をお祈りしたいと思います。事故の原因は、二酸化炭素発生による酸欠による窒息死と意識不明の重体と、こういう内容であります。今回の事故をどのように受けとめておられるか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 先般、五ヶ瀬町で発生しました地下式サイロ内における事故につきましては、ただいまお話にございましたように、牛の飼料としてサイロ内に入れられていたブドウの搾りかすが発酵しまして、大量の二酸化炭素が発生したことによる窒息が原因とされておりますけれども、大変痛ましい事故として重く受けとめているところであります。県といたしましては、事故の発生を受けまして、サイロ内での作業の安全確保につきまして、速やかに関係機関・団体に対して注意喚起を行いますとともに、県内の地下式サイロの大部分が設置されております西臼杵地域におきまして、町、JA等と連携しまして、農家への研修会を開催するなどの対策をとったところであります。

さらに、本議会にお願いしておりますけれども、「自給飼料安全確保対策事業」によりまして、地下式サイロから、より安全性の高い地上式の簡易型サイロへの移行を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○中野一則議員 既に、いろいろと注意を喚起して、関係団体等も取り組んでおられるようですが、この同型の地下式サイロ、県内に何基あって、まだどのくらい使用されているかをお尋ねいたします。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 今回事故のありましたサイロは、古いタイプの地下式のサイロでございます。県内では、平地の少ない西臼杵地域を中心に、約880基が設置されております。このうち、現在でも約500基程度が使用されているということでもあります。

○中野一則議員 それから、県内で過去、農業サイロによる酸欠事故というものはあったものかどうかをお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 本県のサイロでの酸欠事故につきましては、県で把握しております限りでは、過去に2件発生しております。うち1件は、平成4年でありますけれども、国富町で50歳代の男性が、それからもう1件は、平成7年になりますが、串間市で60歳代の男性が、サイロ内での作業中に酸欠で亡くなったもので、2件ございます。

○中野一則議員 過去に2件、しかも平成になってから発生しているわけですが、この教訓が生かされていない。徹底した事故防止対策なり安全対策がとられていなかった。今回の事故の発生については、行政もひとつ責任があるんじゃないかというふうに思いますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長(伊藤孝利君) サイロ等の酸

欠のおそれのある場所での作業につきましては、これまでも換気等の基本技術につきまして、随時研修会等を通じて周知を図ってきたところでございますけれども、サイロの構造とか調整方法に関する具体的な法律等による規制等はございませんけれども、県といたしましては、やはり今回の事故を厳しく重く受けとめまして、改めて事故防止の啓発を図りますとともに、より安全な代替技術とかあるいは施設の導入に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 二度とこういう事故が起こらないように、ひとつ真剣に行政指導等に取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

それで、多発する、深刻化する農作業事故について、ちょっと私も調べてきましたので、質問していきたいと思うんですが、農業経営は、基本的に最大の資本は人なんですよね。農業は人が中心の産業ですから、その人に万が一あつてはならんわけですけども、残念ながら、個人経営であるがゆえに、雇用関係がないゆえに、労働安全衛生法の適用がないということから、いろいろと事故も発生しているようであります。事故防止・安全対策を行政も協力すべきだと思うんですが、過去30年間のデータを調べてみました。これを昭和54年から63年の10年間、平成元年から10年の10年間、平成11年から20年の10年間、いわゆる延べ30年になりますが、この結果で、10年置きにまとめたことからすると、特徴が3つあります。まず、発生件数であります。これは確かにこの30年間の間に1,845件、37%減少いたしております。それから、もう一つの特徴は、死亡者数は逆にふえているということでもあります。最初の10年間で70人、その次の10年間で95人、最近の10年間で109

人死亡されております。そして、非常に高齢者が死亡していると。特にこの平成20年だけを見ますと、6件6人死亡されておるんですが、この6人は60歳から85歳の方で、平均年齢は71歳であります。すべての方が男性で、うち5件はトラクターの事故による転落、その下敷きになった死亡と、こういうことでもあります。それから、もう一つの特徴、私もびっくりしたんですが、女性の割合が非常に増加しているということでもあります。最初の10年間は女性の割合が25%です。次の10年間は32%、最近の10年間は40%なんです。こういう3つの特徴があるわけですけども、ぜひ、こういう特徴、この実態をどのように担当部長として受けとめられておるかをお聞きしたいと思います。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 本県の農作業事故につきましては、ただいま議員のほうからお話いただきました。県で把握しております昭和50年以降では、昭和60年に669件ございました。これをピークに徐々に減少して、近年では年間300件程度で推移しております。ただ、なかなか、近年余り、推移、横ばいというような感じでございます。さらに、毎年、大体10名以上の方が農作業中の事故によって死亡されているということございまして、その原因の多くがトラクターなどの農業機械に関連するものとなっております。御指摘にございましたように、女性の割合あるいは高齢者の割合が極めて高くなっているという状況でございます。こういったことから、県では、農業機械の利用技術の向上を図るための講習会を随時開催しますとともに、3月と9月を農作業安全運動月間と定めまして、農作業安全に関する講習会、啓発ポスターの掲示、あるいはパンフレットの配布などの意識啓発を図っておるところであります。

今後とも、市町村、団体とも連携しながら、事故防止により一層努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 この実態を重く受けとめていただいて、行政も責任があるんだ、そういう立場から、既に言われましたが、関係団体とも協力して、できたら安衛法にのっとったぐらいの事故防止・安全対策に努めてほしいと要望したいと思います。

それから、農業者労災保険制度というのがあるんです。ところが、この加入率が極めて少ない。JAの組合員数から計算しても5.2%しか加入していない、こういう実態がわかりました。それで、先ほど20年度発生した死亡者6人、死亡された6人はみんな入っていなかった。だけれども、せっかくある制度に乗っかっていないという実態であります。この制度の周知と加入促進の啓発をぜひお願いしたいと思います。部長、御答弁をお願いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ただいま御指摘ございましたように、JA中央会の調査を見ますと、平成20年度における県内農家の労災保険の加入件数が3,448件ということで、農家人口で割り出してみますと、加入率が2.62%ということで、他県と比べますと、そんなにあれはないんですが、北海道あたりと比べると低いというような状況でございます。この労災保険に農業者が加入するためには、特別加入団体としての要件を満たす農協などの団体を通して申請を行う必要がございます。このため、県といたしましては、農業者の補償の充実の視点から、農協における特別加入団体の設立とか、あるいは各地域の農業者の加入促進につきまして、市町村農協等と連携しながら、あらゆる機会を通じて啓発推進を図っていききたいと考えておりま

す。

○中野一則議員 ところで、知事は、先ほどから質問している五ヶ瀬町のサイロ事故あるいは農作業事故発生の実態をどのように受けとめられましたか、御感想をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 先般、五ヶ瀬町で発生しました地下式サイロ内における事故につきましては、3名の方のとうとい命が失われまして、また、お1人がいまだに意識不明の重体となっておりますことは、大変痛ましく残念な事故であったと思っております。農作業事故につきましては、農業者の方々の身体・生命への直接的な被害にとどまらず、経営はもとより生活全般に多大な影響を及ぼすと考えております。県といたしましては、高齢者や女性の農作業事故が増加していることなども踏まえつつ、関係機関・団体とも連携しながら、農作業事故の防止に向けて、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、教育行政、徳育、いわゆる道徳教育についてお尋ねしていきたいと思えます。

11月30日に文科省が発表しました、小学生、中学生あるいは高校生の学校内での暴力行為あるいはいじめ、暴力行為が5万9,618件、小学生、中学生は過去最高、いじめについては、前年より減ということですが、それでも8万4,648件発生をいたしております。文科省が分析しているんですけども、これは都道府県の教育委員会からの分析ということでの分析でありましたが、子供たちが感情を抑えられない、規範意識の低下、これが増加の原因、理由だと、こういう発表でありました。幸いというか、宮崎県の発生率は、全国の発生率の4分の1ではあります、全国のこの状況あるいは県

の状況をどのように分析されているか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 文部科学省が実施しました平成20年度の調査によりますと、本県の公立学校において、いじめと認知された件数は205件で、平成19年度と比べますと、176件減少しております。1,000人当たりの認知件数で申し上げますと、1.61件であり、全国の6.42件に比べまして低い状況にあります。いじめの認知件数が減少したことにつきましては、各学校が対策委員会を定期的開催し、個々の児童生徒に応じた対応のあり方を検討するとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、そういった地道な取り組みによるものであるととらえております。また、暴力行為の発生件数は138件で、平成19年度と比べますと、43件増加いたしております。1,000人当たりの発生件数では1.10件であり、全国の4.39件と比べますと、低い状況にあります。暴力行為の発生件数が増加した背景といたしましては、児童生徒の規範意識や望ましい人間関係を構築するためのコミュニケーション能力の低下などが考えられるところでありまして、ささいなことでもけんかになったり、物に当たったりする例や、同じ生徒が繰り返す例などが報告されております。県教育委員会といたしましては、これらの結果をしっかりと受けとめて、今後とも、家庭や地域と一体となって、学校における生徒指導に努めてまいりたいと思います。

○中野一則議員 以德報怨という言葉があります。怨みに報いるには徳を以ってす、いわゆる受けたあだを恩で返すという意味です。受けた恩をあだで返す人間が多い現代においては、まことに崇高な考え方であると、こう思っているところでもあります。今回の文科省が発表された

暴力行為等を見て、徳育、道徳教育を強化すべしと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 道徳教育は、子供一人一人のよりよい生き方を目指して、他者を思いやる心やよいことを行う喜び、善悪を判断する力、約束や決まりを守ることの大切さ、価値ある行動をとろうとする態度などを育てるものであり、社会に生きる一員として、非常に大切なもの、欠かせないものというふうに考えております。子供たちの心に響く道徳教育を進めるためには、学校において、道徳の時間はもとよりであります。命を大切に教育や奉仕活動等の体験活動の充実を図り、教科学習や学校行事など、すべての教育活動を相互に関連させながら取り組むことが必要であるというふうに考えます。また、道徳教育は、学校、家庭、地域が、それぞれの役割を果たすとともに、十分連携しながら、子供の心が豊かになるように取り組むことが大切ではないかというふうに考えます。以上です。

○中野一則議員 中華民国、台湾は、日本の徳・知・体に群・美を加えた五育という教育をされておられます。品格ある教育の推進、健全な人間形成、道徳観を育てるということでございます。群とは、群れと書くんですけども、団体など多数の中でのコミュニケーションをとるための教育、美は芸術教育、小学校1年生から全員にバイオリンと漢字の書を教える、こういう教育であります。このことが宮崎県の教育の参考にならんものかなと思っているんですが、教育長か教育委員長、どちらか御答弁願います。

○教育長（渡辺義人君） 今、御紹介のありました台湾の教育理念、徳・知・体・群・美、こ

れは徳重先生がたしか2月議会で御紹介いただいたものではないかなと思いますけれども、いずれも私は人間の道徳性を培う上で欠かせないものというふうに理解をいたしております。そういう意味で、我が国の教育基本法の教育目標の中に、知・徳・体、この3つをあらわしたものがございますし、また、群の教育あるいは美の教育ということも、全体的には理念として私は一貫して横たわっていると、このように理解しております。以上です。

○中野一則議員 日本、宮崎県では、全体的教育の中で、この五育も含めて教育されているというふうに理解いたしました。ぜひそういう考え方で進めてほしいと思います。

国の行政刷新会議、事業仕分けをしてきましたが、文科省のものも、かなり廃止、予算縮減をされております。その中に、道徳教育総合支援事業が3分の1から2分の1、半額に予算が縮減されました。特に「心のノート」の作成についても、いろいろと論議されたようですが、今までこの「心のノート」、全員に配布してあるものを、希望する市町村へ配布する、そういうふうに仕分け委員会等では決まったようではありますが、できたらこれを宮崎県全域に配布してほしいと思っているんですが、そのあたりは今後どう進められるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 「心のノート」につきましては、これまで全員一律配布ということではなされてきたわけですが、文部科学省の概算要求の段階で盛り込まれておりませんでしたので、そもそも「心のノート」については土俵に上がらなかったということでありまして、今議員がおっしゃった3分の1か半額に削減というのは、その「心のノート」を除いた部

分について、そういう結果になったということでもあります。その「心のノート」の取り扱いについて、今後どのようにしていくのかということでもありますけれども、まだ現段階でどうだろうと言えらるものではありませんけれども、「心のノート」につきましては、県内のすべての小学校、中学校で活用されているというふうに聞いておりますので、基本的には各市町村のほうで御判断をいただくことが適切ではないかなと思いますけれども、国のほうでも、これにかかわってウェブを通じた配信ですとか、そういったことで支援をしたいというふうに考えておるようでありますので、我々としても、もう少し今後の動向を見きわめていきたいと、このように考えております。以上です。

○中野一則議員 私は事業仕分けで外されたかと思ったら、もともと文科省の概算要求から外したということですね。この事業は、もともと13億あったものが11億に減らしていますから、その減らした中にこれも入ったということになれば、ゆゆしきことだなと今思っているところであります。この補助教材の「心のノート」、小学校1年生、3年生、5年生、中学校1年生に配布して、2年ないし3年使用するものであります。「心のノート」は、子供の成長に合わせて、心の教育、道徳心を充実するために作成されたものであります。これが「心のノート」の3年・4年生のものでありますが、私も全部を読んでみました。大変すばらしいノートだなと、心を打たれながら読んだところがあります。これを今の子供にずっと教えていけば、使っていけば、道徳心、すばらしい子供ができるなど、こう思ったところがあります。これは子供も、もちろんノートですから、ここにずっと書き込みができるようになっておるし、

学校ではもちろんですが、家庭でも使えるようになったノートなんです。みんな、一応配ってもらって見てください。もしこれが、もともと文科相がこれを外して概算要求をしたということであれば、これは今後つくらないということになると思いますが、私は、こういうすばらしいノートは今後やっぱり活用してほしいな、できたら文科省がつからないのであれば宮崎県独自で、もうこれはできているわけだから、印刷するばかりですから、ぜひつくって、徳育、道徳教育に活用していただきたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 先ほど御答弁申し上げましたように、文部科学省は、全国一律配布ということはやめたということでもありますけれども、それにかわってインターネット配信をして、それからダウンロードして印刷をするような手だてについては配慮するというようなことでありますので、ただ、各市町村でそれぞれダウンロードして使うとなりますと、また結構厄介かなという気もいたします。ただ、県がこれについてお金を出してつくって配布するというのも、またこれは財政負担が伴う話でありますので、今後ちょっと研究をしてみたいと、このように考えます。

○中野一則議員 ぜひ県でつくって、一人残らず宮崎県の子供には配布してくれるよう願っています。やはり何も資源のない日本、特に宮崎県は資源がないですから、人が資源です。人が資源ですから、これに費やすお金を惜しんだらいけません。総務部長、その辺の財政配慮をよろしくお願いいたします。また、知事も、そういうことを念頭にして指示をしていただくように、よろしくをお願いしたいと思えます。

余り時間がなくなってきましたが、病院局に

2～3お尋ねしたいと思ったんですけれども、いわゆる県立病院の見直し、これを進めておられますが、これについては、県立病院だけでなく、県内にある市町村公立病院、ここも非常に経営が厳しいし、また、今既に一般会計からすべての病院が繰り入れをされている状況でありますし、それでも8病院が累積欠損金の状態にあります。また、診療所を含めて18あるんですけれども、うち14カ所は県立病院に遠いところですから、ここはぜひ今度の見直しについては、このことも含めて見直しをされるようによろしくお尋ねしたいと思います。そういうおつもりはないかを病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 御指摘の件は、御案内のとおり、県立病院は3病院ございますけれども、全域を所管します中核病院ということでやっております。そういう意味では、一部各分科会等でも、この県立病院が、やはり第2次、第3次の救急医療施設として、後方支援病院の役割を果たしてほしいという話ですとか、他の病院では対応が難しい高度医療を担うべきだと、こういった御意見等も出ております。そういった意味では、各圏域の病院との連携をとりながらの病院のあり方というものを当然検討すべきですから、今御指摘の意見等を十分念頭に置きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 県立病院では、毎年一般会計から57億から58億費やしてやっているわけですから、公平な面から、そのことも考慮して、一般の地方、浦々の公立病院まで行き渡るようなネットワークをつくったり、医療が受けられる体制をつくるのが、県立病院のあるいは宮崎県の医療行政の役目だところと思えますから、そのことを御要望を申し上げて、実は今回の質問

が、私、個人的には20回目でありました。有権者であるえびの市民を初め県民の皆さん方、県の御当局あるいは同僚議員に感謝して、質問のすべてを終わります。(拍手)

○萩原耕三副議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、浜砂守議員。

○浜砂 守議員〔登壇〕(拍手) 一般質問もきょうが最終日になりました。ちょうど午後の眠たい時間ですけれども、しばらくの間拝借したいと思います。なお、先ほど話がありましたが、自民党の最後の質問者でございます。自民党県民の会の浜砂でございます。よろしく願いをいたします。また、質問項目のうちの「平成22年度当初予算編成について」につきましては、政府の税制改正の確定を見てからということで、見送りをさせていただきます。それから、雇用状況については、それぞれの議員さんから質問がありまして、重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

それでは、通告に従い、順次質問をしてまいります。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

民主党は、96年の結党以来、13年目、5度目の衆議院選挙で初めて政権の座を獲得いたしました。長年政権与党であった自民党が大敗した最大の理由は、自己変革ができないまま、現状維持に終始したことでありました。自民党は、郵

政解散から3年間で首相が、安倍・福田・麻生首相と3人も入れかわり、国民の信を問う解散総選挙が求められていたにもかかわらず、保守党として新たな理念や使命を示すことができませんでした。このような自民党に対する不信感の受け皿になったのが民主党であります。改革を求める有権者の声は、総選挙で、民主党に115議席から戦後最大の308議席へと3倍近くに増大させ、第1党に押し上げました。鳩山内閣は、その誕生のいきさつから見れば、日本政治を変革し、新しい歴史をつくる使命を持った政権でなければなりません。果たして鳩山内閣はこの経済的不況から脱出ができるのか、社会保障制度の将来設計や新たな戦略的外交など、政策的課題に取り組み、どのようにして具体的成果を上げるかが、これからの課題であります。政権交代があり、新政権は発足しました。しかし、経営層がかわっただけで、官僚機構はそのまま残っておりますから、事務レベルまでかわったわけではありません。場合によっては、長年続いた慣例が旧態依然のまま残り、これまでの政策を引きずる可能性もあります。しかも、政権交代のときには必ず負の資産がついてまいります。民主党政権は、前自民党政権の残した膨大な赤字財政を背負い込んだ上でスタートしなければなりません。民主党は、マニフェストで、16.8兆円にも及ぶ新政策を打ち出しております。しかし、国民には、いわゆる政府の埋蔵金と無駄遣いをやめさえすれば、子ども手当も、高速道路無料化も、農家への戸別所得補償の財源も出るような、そのような印象を与えてしまったのかもしれない。その財源としての16.8兆円をどのようにして何によって生み出すか。むしろ国民に痛みや負担をかける要素を明示したほうがよかったのかもしれない。09

年9月、国の借金864.5兆円、国民1人当たりの借金約678万円、自民党政権が残した過去最大の借金、負の資産を背負っての政権交代、民主党政権のスタートについて、知事の政治的所感をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、宮崎県総合計画について知事にお尋ねいたします。

東国原知事のマニフェストをもとに、数値目標などをまとめた「新みやざき創造計画」が、来年度最終年度を迎えるのを前にして、新しい総合計画を策定することとしています。新総合計画では、20年先を見据えた県の将来像を描くとされております。知事は、常に行政にはスピードが必要であり、社会の目まぐるしい変化、多様化するニーズについていかなければならないと言っておられます。社会経済状況が劇的に変化している状況の中で、果たして20年先を見越した県の将来のビジョンを描くことが可能であるのか、また、実効性のある計画となるのか疑問に思います。内容をお聞かせください。

次に、新総合計画の中で、地方分権の進展、道州制国家の導入、市町村合併などを含め、どのように想定されているのか、知事の所見をお聞かせください。

次に、地域振興策・土地利用について農政水産部長にお尋ねいたします。

サラリーマン家庭や都市部の住民の中で、自然回帰、健康志向、いやしという観点から、休日には、小面積の農地を利用して自家用野菜や花の栽培をしたいという人がふえております。都会から移住した方々が働く場を確保するため、小規模な農地を取得し、農業に新規参入するという動きや、環境教育の観点から、児童生徒の自然学習、体験学習の場として、小さな農園を活用してサツマイモなどの作物を栽培する

といった話もよく聞くところであります。このような流れの中で、農業の源である農地は、食料の生産基盤であるとともに、多面的な地域資源でもあります。地域振興策の一つとして、農地が、新規参入者や高齢者の利用、子供の教育の場として有効活用できるよう、小規模な農地が取得できる制度はないのか、お聞かせください。

次に、地域振興対策・商店街振興について商工観光労働部長にお尋ねいたします。最近、地域の課題として、少子高齢化、地元商店と産業の衰退、自治体の財政的逼迫等が頻繁に取り上げられております。ことし7月、内閣府が行った「地方再生に関する特別世論調査」では、地域が元気になるために国や地方がとる有効な方法として最も多かったのが、補助金などの財政的支援で44.1%、次に地方自治体への権限移譲が41.9%、次いで人材の育成となっております。さらに、「住んでいる地域は元気があると思うか」の問いでは、「元気がある」が46.7%、「元気がない」が46.2%であります。元気がないと答えた人の理由は、「商店街など町の中心部のにぎわいが薄れている」と答えた人が70.3%、次いで、「子供や若い人が減っている」が55.5%と続いております。このアンケート調査は全国調査であります。私どもの住む地元の西都市の市街地の商店街でも空き店舗がふえ、街を歩く人も少なく、12月だというのに活気が出てきません。何か手だてはないものかと思っておりますが、これといった起爆剤がないのが現状であります。どの地域でも同じような悩みを持ちながら活性化に向けて努力されているのですが、長引く景気の低迷に加え、公共投資の抑制、倒産、失業、賃金カット、さらには人事院勧告による公務員給与の引き下げ・賞与の

カットなど、最近は、景気回復どころか、逆に景気の低迷に拍車をかけているとしか思えないのであります。また、私は、議会に来るとき、国道10号を通過して来るのですが、神宮から江平にかけて、シャッターを閉めている店舗が最近やたら目立つようになりました。最近の県内における空き店舗の状況及び商店街振興に対する取り組みについてお聞かせください。

次に、滞在型グリーンツーリズムについて商工観光労働部長にお尋ねいたします。

宮崎県庁舎を訪れる観光客が絶えません。東国原知事の誕生から、宮崎を訪れる観光客は、明らかに従来とは違ったスポットを好んで訪れています。広くは知られていないにしても、高いポテンシャルを持つ地域資源はどこにでも存在しています。せんだって、西都市と小林市を中心とした「北きりしま」農家民泊を組み込んだツアーが、県内の旅行社から初めて発売され、注目を集めました。ツアーの中身は、農業体験や郷土料理体験などをしながら農家に宿泊するといったプランで、農業や自然、さらには郷土芸能といった宮崎らしい素材をたっぷりと生かした内容となっております。このような取り組みは、これまで観光とは縁の薄かった中山間地域等に、観光客を誘致する有効な手段であり、農商工連携による地域活性化にもつながるものであります。近年、西都市でも、農家民泊を中心とした体験・滞在型観光に積極的に取り組んでおります。宮崎が世界に誇る西都原古墳群や、考古博物館を初め、500年の歴史を持つ菊池の郷、東米良の自然や、銀鏡神楽など、体験・滞在型観光の推進地域としての潜在能力は極めて高いものがあり、今後、積極的な推進が求められております。県における体験・滞在型観光への取り組み状況と今後の展開についてお

聞かせをいただきたいと存じます。

次に、エコクリーンプラザみやざきについて知事にお尋ねをいたします。

会計検査院は、施設を管理運営する県環境整備公社に対し、現在補強工事を進めているエコクリーンプラザみやざき浸出水調整池破損問題で、基礎の設計等が適切でなかったとして、約14億円の建設事業費は不当だったと指摘をいたしました。加えて、公社は、水張り試験で漏水が起きていたにもかかわらず、池の機能は十分とする事実と異なる調書を添えて、補強事業実績報告書を提出していたことについても、機能を確保する手直しをした上で提出すべきだったと指摘をいたしました。当初から何かと問題の多い施設であります。新聞報道では、知事は、「内容を真摯に受けとめ、今後このようなことがないように対応していきたい」と述べられております。県議会の場合において一度コメントを賜りたいと存じます。また、この施設の建設費は、予定よりかなり安く完成したと聞いています。施設建設における当初の計画額と実績額、建設資金の内容について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

次に、西米良村板谷トンネルについて県土整備部長に伺います。

西米良村国道219号板谷トンネルに、国内初のLED発光ダイオードを使用した照明設備が設置されました。最近までは難しいとされていた青色ダイオードが実用化されたため、赤、青、緑の光の三原色がそろい、フルカラーの表示装置や照明、光ディスク装置のヘッドなどの用途が拡大され、最近では、夜を彩るイルミネーションにも多く使われているようであります。また、省エネやCO₂削減効果もあると聞きます。国内初のLED使用について、その経過と

効果についてお聞かせください。

次に、一ツ瀬川の改修について県土整備部長にお尋ねいたします。

一ツ瀬川は、流路延長88キロメートル、本県では、大淀川と五ヶ瀬川、耳川に次ぐ規模であります。平成17年の台風14号により、西都市の穂北地区、妻地区の市街地周辺において、堤防の決壊こそなかったものの、数カ所の漏水が発生したため、2,303世帯、6,932名に避難勧告、240世帯、739人に避難指示が出されました。その後、平成19年台風14号の襲来の際も、1,458世帯、3,828人に避難勧告・指示が出されております。現在でも、台風や大雨のたびに住民の不安は募るばかりであります。このため、県において、平成18年から一ツ瀬川の堤防の調査が進められたと聞いております。一ツ瀬川堤防の調査結果と今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと存じます。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

新政権についてであります。今回の政権交代は、多くの国民が、従来の政治への閉塞感や、日々の暮らしに対する不満、さらには将来への不安から、現状の打破と変化を求めたものであったと思います。新政権におかれましては、大変厳しい景気・雇用情勢や財政状況のもと、さまざまな改革や政策に意欲的に取り組まれている姿勢を大いに評価しますとともに、今後の成果に期待しているところであります。地方の疲弊は待ったなしの状況にあります。インフラ整備についても地域間格差が生じております。こうした地方の実情を十分に御理解いただき、喫緊の課題であります景気・雇用対策はもちろ

んのこと、地域主権の実現、道路・港湾の整備など山積する課題に、真の政治主導のもと、スピード感を持って取り組んでいただければと思っております。

続きまして、20年後の将来像についてであります。本県の人口は、2030年には100万人を割り込み、高齢化率も35%を超えると推計されているなど、今後、本県の人口構造やそれに伴う産業構造も大きく変化してくるものと予想されます。20年後を見通すことは非常に困難であり、正確な予測をすることはできないと考えておりますが、大きく構造が変わることをしっかりと踏まえた上で、本県の目指すべき姿やその実現に向けた方策を示すことが必要であると思っておりますので、20年後を見据えた計画にしていきたいと思いますと考えております。このような考え方にに基づき、新たな計画では、20年後の本県の姿をイメージし、基本目標や将来像を示した上で、その実現のための分野別施策の方向性については今後10年間、重点的に取り組む必要のある課題については4年間の計画とする予定であります。

次に、総合計画における市町村合併、道州制の考え方についてであります。地方分権改革の進展、あるいは新政権による地域主権の推進の中で、国、県、市町村の役割分担や、さらにその形がどう変化していくか、まさにこれからが制度設計という段階であり、現時点で将来を見通すことはなかなか困難であると認識しております。このような中で、市町村合併につきましては、今回の合併推進は、本年度をもって一区切りとされたところであり、今後は、市町村の自主的な判断によると考えておりました。計画においては、基本的には、広域的な連携や、市町村間の相互補完等による定住や自立の推進という視点で検討してまいりたいと考えておりま

す。

また、道州制につきましては、国や地方のあり方にかかわる大変重要な問題であり、新政権のもとでどのような動きになるか不明な部分もあります。したがって、今回の計画策定に当たっては、道州制の導入を前提とすることはありませんが、道州制の議論の背景にある広域的な行政課題の増加等はしっかりと踏まえて、他県との幅広い連携や役割分担等の観点からの検討を行うことになると考えております。

続きまして、エコクリーンプラザみやざきについてであります。先般公表されました会計検査院の報告書によりますと、宮崎県環境整備公社が受けた国庫補助金のうち、浸出水調整池に係る2億500万円余の全額について、「設計等が適切でなかったため、工事の目的を達しておらず不当」との指摘がなされたところであります。会計検査院から不当事項として指摘されたことは、大変遺憾であり、その内容を真摯に受けとめ、今後このようなことのないよう対応していきたいと考えております。なお、補助金の返還につきましては、補助金を交付した環境省のほうで今後の対応が検討されると伺っておりますが、浸出水調整池については、現在、補強工事を施工中であり、これが完成すれば、補助金の目的も達成されることとなります。したがって、県といたしましては、このような状況を環境省に十分説明しながら、補助金の返還を求められることのないよう努めていきたいと考えております。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

エコクリーンプラザみやざきについてであります。宮崎県環境整備公社では、エコクリーンプラザみやざきの整備に当たり、当初、事業費

を総額508億2,800万円余と見込んでおりましたが、コスト削減に努めるとともに、焼却溶融施設やリサイクルプラザなどの工事において入札残が生じた関係等から、最終的には348億3,500万円の事業費で完成しております。なお、この事業費には、廃棄物処理施設整備事業など国からの58億円余の補助金と、市町村からの263億円余の建設委託金が含まれております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

空き店舗の状況と商店街振興についてであります。県内の主要19商店街において実施しております空き店舗調査によりますと、平成21年7月現在の空き店舗数は、調査対象の664店舗のうち169店舗となっておりまして、空き店舗率は25.5%と、前年と比べまして1.6ポイント増加となっております。このような状況の中、県ではこれまで、空き店舗における高齢者交流施設やギャラリーの運営、イベントの開催などに助成し、商店街振興に努めてきたところであります。しかしながら、人口減少など厳しい商業環境の中、商店街単独では活性化に取り組むことが難しくなっております。したがって、今後は、商店街だけに着目した対策ではなく、商店街の枠を超えたまちづくりという視点から取り組む必要があると考えております。そこで、本年度は、まちなか商業再生支援事業を創設し、商店街が福祉団体やNPOなどと連携し、商店街を含めたまち全体を再生する取り組みを支援しております。今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら、優良な取り組みを重点的に支援することによりまして、その成果やノウハウが県内に広がり、生き生きとしたまちづくりにつながっていくことを期待していると

ころでございます。

次に、体験・滞在型観光についてであります。県では、体験・滞在型観光を、宮崎の自然や田舎暮らしのよさをゆったり、じっくり味わってもらおうということとして、「ゆっ旅宮崎」の名称で展開しているところでございます。これまで、西都市など県内各地域におけるモニターツアーの実施や、人材育成のための研修会の開催などによりまして、受け入れ体制の整備を図るとともに、ホームページや雑誌を活用した情報発信などを行ってきたところでございます。本年度から、ゆっ旅宮崎の旅行商品化に取り組んでおりますが、10月には県内の旅行社から、「銀鏡神楽と山里の暮らし体験ツアー」といった、西都や北きりしま地域でのツアーが発売されたところでございます。今後は、旅行商品化を一層推進するとともに、地域の受け入れ体制や体験メニュー等のさらなる磨き上げを行いまして、体験・滞在型観光を地域ビジネスとして根づかせ、本県観光の新たな魅力の創出につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

小規模な農地取得を希望される方への対応についてであります。現行の農地法では、農地の効率的な利用を図るため、農地を取得する場合には、50アール以上となることが原則とされております。この下限面積につきましては、現行法でも、一定の要件を満たす場合には、知事の判断で、10アールを限度に引き下げることが可能でありましたが、今般の農地法の改正に伴いまして、耕作放棄地の有効活用や新規就農の促進といった観点から、各市町村の農業委員会がみずからの判断で、10アールを下回る面積設定

も可能となったところでございます。この新たな制度は、今月中旬には施行されると伺っておりますので、県といたしましては、制度の趣旨を踏まえ、各地域の実情に即した運用が図られますよう、関係機関とも連携しながら、農業委員会に対する指導・助言を適切に行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、国道219号板谷トンネルの照明についてであります。板谷トンネルの照明につきましては、当初、通常の蛍光灯タイプで設計しておりましたが、照明工事の受注者から、新規開発のLED照明の使用承認申請がありまして、機能やコストについて検討した結果、設計と同等以上の品質と判断をされたことから、使用を承認したところであります。LED照明については、製品価格が割高なもの、低電力で利用できるなどのメリットがあり、環境や省エネルギーの面ですぐれておりますことから、今後、他の製品との経済比較を行い、その使用について検討してまいりたいと存じます。

次に、一ツ瀬川本川の堤防についてであります。一ツ瀬川は、昭和7年度から平成10年度にかけて、河口部から杉安橋までの21.2キロメートル区間において河川改修を実施してきたところであります。また、平成17年9月の台風14号により甚大な浸水被害が発生したため、支川の三財川については、平成19年度から広域基幹河川改修事業に着手し、浸水被害の軽減に努めているところであります。さらに、漏水が発生した一ツ瀬川本川堤防においては、早急な対策が必要な箇所について、災害復旧事業等により、護岸などの補強工事や水位の上昇を防ぐための

河床掘削などを実施いたしました。しかしながら、一ツ瀬川の堤防の漏水は、堤防の材料や老朽化が原因であり、今後とも堤防の補強などの対策が必要であると考え、河口から杉安橋間につきましては、平成18年度から20年度までの3カ年で、堤防内部の状態を把握するために、弾性波調査やボーリング調査等の地質調査を実施いたしました。この結果、十分な強度を持った堤防にするためには、大規模な補強が必要であると判断したところであります。県といたしましては、地域住民の皆さんの生命・財産を守る上で、一ツ瀬川の堤防補強は重要な課題であると認識しておりますので、今後は、補助事業での事業化へ向けた河川整備計画の策定と詳細な検討を実施しまして、堤防の強化に向けて国と協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○浜砂 守議員 それでは、質問者席から質問をしてまいります。

まず、県民政策部長、宮崎県総合計画審議会、委員22名で構成するという事になっております。市及び町村代表者各1人ずつということで2名、学識経験者15名ということになっておりますが、本県の20年後の将来像を描くということで、この委員の構成が作成されておるわけではありますが、書いていないからわからないんですが、年齢的には大体どのくらいの方なのでしょうか。

○県民政策部長（高山幹男君） 総合計画審議会委員の年齢ということですが、一番年齢の高い方で78歳、一番若い方で37歳で、平均では59歳となっております。

○浜砂 守議員 男性の平均年齢が79.28、80前ですから、20年後の策定をするということで、59歳、79歳。幅広く人間を入れて、先ほど

質問の中にもありましたけれども、このうち県議会から互選されて5人というのもあるんですね。今何人入っておられるのかわかりませんが、5人以内、別にですね。辞退もしているというような話も聞きますけれども、この部分もありますので、せつかく長期計画、20年の計画を立てられるんですから、それも十分また検討していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。知事にお尋ねいたしますが、急速な過疎化、高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加というのは、いわゆる過疎の典型的な表現なんですけど、地域の活力がなくなっている。昨年、知事が「生き生き集落」という呼び名をつけられました限界集落ですね。過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者、社会的共同生活の維持が困難になった限界集落に、「生き生き集落」という名前をつけられました。しかしながら、来年の3月には過疎法も期限切れを迎えるということで、新政権のもとで過疎法が存続するかどうかというのはまだわかりません。不透明でありますので、中山間地域や限界集落はまさに待ったなし。先ほどの話ではありませんが、待ったなしの状況であります。この際、県として思い切った政策、例えば、知事が名づけられた「生き生き集落基金」とか、そういった独自の予算を投じてこういうところを維持させていくという考えはないかどうか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員おっしゃるように、中山間地域対策というのは非常に喫緊な課題だと思っております。来年度も、本年度に続く重要施策の一つに位置づけさせていただいたところであります。また、その事業の実施に当たっては、御案内のように、中山間地域対策

推進本部を設置させていただきまして、集落の活性化、そしてまた、日常生活の維持充実、産業の振興、これを三本柱として、全庁的に取り組んでいるところであります。また、これは御案内のように、特効薬というか、即効性のある政策というのを見つけることがなかなか困難でございまして、地道な取り組み、そして、前向きな取り組みを、あらゆる政策を総動員してやっていくしかないかなど。地道な取り組みを続けていくしかないかなど考えているところでございます。

このようなことから、国に対して、過疎地域対策の継続を要望するとともに、集落対策等のソフト事業を実施するための過疎市町村基金を創設するよう、強く提案しているところであります。県といたしましても、引き続き、地域住民や市町村と連携しまして、地域の特性を生かした特徴ある取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。なお、御提案の生き生き集落については、生き生き集落の補助金というものが非常に少なかったものですから、もうちょっと拡充・拡大してはいかがかということは、担当部局とは意見交換をさせていただき、検討させていただいているところであります。

○浜砂 守議員 ぜひお願いしたいんです。というのは、実は、いい機会ですから、長期的な20年間の今後の計画を立てられるというのも、これも一理あると思うんですけれども、県内には極端に疲弊した地域が点在している。前の松形知事のとときに私も話をしたことがあるんですが、自分の田んぼの話ばかりして大変申しわけないんですけれども、知事はまだ行かれたことがないと思います。副知事は一度東米良の銀鏡と一緒に行っていただきましたね。昭和の

大合併で、昭和37年に西都市に合併をした旧児湯郡東米良村、知事、御承知ですか。

○知事（東国原英夫君） 存じ上げております。

○浜砂 守議員 この東米良というのは、西都市の中心街から約30キロほど山の中に入ったところなんです。いわゆる準山間地域であります。合併した当時の人口が5,231人、昭和35年の国勢調査の結果であります。そういう村が、当時はちょうどツ瀬ダムの建設でにぎわっていたときでもあったんですけども、ことしで合併47年。現在の人口が実に386人なんです。人口減少率92.6%、高齢化率56.74%、10月1日現在。人口減少が県内で一番進んだ地域が、この東米良、旧東米良村。2番目が、きのう高橋議員がお話しされましたが、酒谷村だそうです。なお東米良の話をしますと、旧村内に13小中学校がありました。今では、辛うじて、村の中心地の約200人ぐらいの人が住んでおられる銀鏡と上揚という地区に、それぞれ小学校、中学校が1校ずつあります。しかも、地元の住民はこの存続に大変な苦勞をされているんです。学校がなくなったら村がなくなってしまう。そういう思いから、必死の努力で山村留学の振興をされております。そして、その残りのあと200人弱、170～180人の人たちは、旧村内の6集落に点在をされているんです。もちろんひとり暮らしの高齢者の方もたくさんいらっしゃいますし、たまに人に会うとすれば郵便配達員か農協の職員ぐらい。まさに医療難民、介護の難民なんです。生徒数は、小中学校合わせて32名。小学校は全校で15人、うち地元が10人、先生の子供さんが3人、留学生が2人。中学校は全校で17人、うち地元生4人、留学生15人。小学2年生と中学1年生には地元生はおりません。県

内にはこういう地域がほかにもあると思うんですが、この状態では、とても20年というこの長期計画の中では存続ができない。この準山間地域といいますか、いわゆる、表現では中山間地域であります。この振興について、振興か存続か、生き長らえるための考え方として、知事、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 私はこれまで、あらゆる機会をとらまえて、県内の中山間地域を回らせていただきまして、中山間地域の厳しい実情を肌で感じるとともに、住民の皆様の地域に対する誇りや、地域活性化に向けた強い意欲を持っておられることを心強く感じたところでもあります。県におきましては、現在、住民主体の元気な集落づくりに取り組む生き生き集落に対する支援や、「きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業」を通じた産業の振興など、各種施策を推進しているところであります。今後、少子高齢化の進行等によりまして、中山間地の集落を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されますが、これらの地域特性を生かした住民主体の取り組みに対する支援を、市町村と連携を図りながらしっかり行っていきたいと考えております。また、私も可能な限り、中山間地域の集落に直接足を運び、集落の方々との意見交換をしてみたいと考えておるところであります。

○浜砂 守議員 知事、お願いですが、ぜひ一度行ってみてください。みんな喜ぶと思いますので。

それから、もう一点、4年間のアクションプランの中で、本当に息絶える寸前のような集落、ここの問題を、地元は一生懸命、地元の方は、仕事をして、自分で企業を起こして、若い

人を雇って山村留学の子供を入れているんです。そういう状況ですから、ぜひひとつ、短期間のアクションプランの中に盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。答弁があればよろしくお願ひします。

○知事(東国原英夫君) 中山間地域対策は喫緊の課題だと私は思っています。山村を守る、自然を守るというのは非常に重要な役割だと思っておりますので、そういった観点から、今後も短期、中長期含めて、しっかりした総合計画に盛り込んでいきたいと考えております。

○浜砂 守議員 ありがとうございます。

次に、エコクリーンみやざきについてですが、このエコクリーンプラザみやざきにはもう一つの問題が発生しております。まだほかにもあるかもしれませんが、今、出てきているのはこの問題ですが、瓶の再資源率が極端に低い。エコクリーンみやざきは、平成17年から稼働を始めました。平成16年までガラス瓶を回収していたたらのき台——これは前の回収施設です——と比べて、そのリサイクル率が40%を切っている。しかも、リサイクルされないガラス瓶は、全部最終処分場に埋め立てられておると聞いておりますけれども、環境森林部長、本当の話ですか。

○環境森林部長(吉瀬和明君) ガラス瓶につきましては、まず、缶・瓶の選別設備というものがございまして、そこで分別されなかったもの、あるいは、それらの中に資源として利用できるスチールやアルミが含まれておりますので、同じリサイクル施設内にあります不燃粗大ごみ処理設備で再度選別処理を行いまして、リサイクルの推進に努めておるところでございます。その上で、最終的に残りましたガラスくずでありますカレット等は、最終処分場で埋め立

て処分をされております。

○浜砂 守議員 ですから、結局、回収できなかった瓶はそこに埋め立てされているということですね。平成16年度に2,344トンのガラス瓶がリサイクルされました。そして、平成20年度は何と830トンなんです。これくらいのもの。集めたものがリサイクルされなくて、最終処分場で処分されているというのが実態であります。

それから、宮崎県の環境整備公社では、瓶の回収のリサイクル施設の建設に当たり、160億円ぐらい当初の計画からすると安くできています。それに当たって、場所を必要とする、いわゆる事前に選別するヤード方式という方式と、深い穴を掘って、収容能率は上がるが、穴を掘るものですから、落差があって、ピットと言われるように、そこに一遍に落とし込むんです。そのような2つの方式が検討されて、結果的には、ほかに余り例を見ないピット方式が採用されたと聞いております。その内容について、何でもこういう一般的に使われていないピット方式がそこで採用されたのか、環境森林部長、お尋ねをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） エコクリーンプラザみやざきのリサイクル施設におきますガラス瓶の処理につきましては、建設当時、公社において、今、議員のおっしゃいましたヤード方式あるいはピット方式という2つの方式を比較検討されております。そのプラントを納入するに当たりまして、国内の主要なプラントメーカー16社から意見を聞いておまして、その結果、15社から、限られた敷地面積あるいは大量のごみを処理するためには、瓶割れによりまず回収率が低下する懸念があったとしても、ピット方式を採用すべきであるとの回答がありまして、これを踏まえまして、公社としては

ピット方式を採用したものと聞いております。

○浜砂 守議員 ピット方式のほうがコンサルも業者もいいでしょう。高いんですから。ヤード方式は、そこに一時ストックをして、そこでごみ選別をして有効利用する方法です。ただ、ピット方式、14メートルですよ、落差が。穴の落差が14メートル。そこに缶と瓶が一緒に入ったものを一遍に落とし込むわけですから、割れるのは当たり前です。そういうのを何でリサイクル施設が採用したかという疑問があるんです。建設費の高いものを何でそこで採用した。どうもここがおかしいところがあるんですけど、瓶が割れるのは当たり前です。採用した経過は、環境森林部長、今言われましたけど、何でも高いものを採用したのか。そこにストックするヤード方式というものは適用できなかったのか、環境森林部長、お尋ねします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 先ほど申し上げましたように、確かに建築費としてはピット方式のほうが高いというふうな意見も出ております。ただ、ここの処理の量というものが、それなりの量といいますか、非常に大量な量ということでございまして、各プラントメーカーからの回答にも、確かにコストは高いかもしれませんが、これだけの量をさばっていくにはピット方式のほうがいいというふうな回答でございまして、そういうことになったんだろうと思います。

○浜砂 守議員 回答はそうなんですが、部長の考え、部長は当時の担当じゃありませんから。でも、今振り返ってみて、あの当時につくったのは確かに間違いだと思うんです。だれが考えても、前の施設として、回収率が4割、37%に落ち込んでいる。これはみんな、何でもこんなものをつくったのかと。県民の皆さん

は知らんと思います。かなりのものを回収されると思います。都城市が、20年の回収を見ますと、1,080トン、宮崎のこのリサイクル施設、リサイクルセンター、今のエコクリーンみやざき、ここの回収は20年で830トン。都城のほうが多いんです。しかも、都城市の利用率は1人が5.48キロ、宮崎は1.95キロ、このくらいの開きがあるんです。この開きについてどう考えられますか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今、議員おっしゃいましたように、確かに、都城と宮崎市の現在の処理量はそれぐらいの差になっておりますけれども、当時、このエコクリーンプラザをつくる時に想定しました量は、もっと大きな処理量が出てくるということで想定しまして仕様をつくっておりますので、現在はそのような量でございますが、当時の検討するときの想定量が相当大きなものを想定したということでございまして、現在の量とは確かに違いは出てきていると思います。

○浜砂 守議員 いや、想定量は多かったんですよ。今のは回収量が少ないんです。回収量が。だから、これを何とか改善せにゃいかんというので、もっとお尋ねしますけど、全国の市町村においても、ガラス瓶の回収については厳しく規制がしてあります。できるだけ再資源化ができるように厳重に分別して回収がなされている。しかも8種類、9種類——西都市は9種類ですけど——に分別をする。宮崎市も瓶と缶を一緒にするのは、瓶が割れないように、いわゆる空き缶がクッションとなるように一緒にしてあるんです。このことは御承知ですか。お答えください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 知っております。

○浜砂 守議員 私も今まで余り関心がなかった、持っていなかったんですけど、しかも、空き缶は、水でゆすいでつぶさないで出す。ガラス瓶は、ふたを外してゆすいで出す。県民の皆さんは、資源ごみをリサイクルするために細かい部分に手をかけて、自分が出すのがリサイクルされるもんだろうと思って出しているんです。それがリサイクルされていないということなんです。どうお考えになりますか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 前の施設である宮崎市のたらのき台のものに比べまして、現在の回収量というのは5割そこそこ、6割ぐらいという形で推移しているのは知っておりますけれども、おっしゃいますように、資源というのは循環型で考えなくちゃいけない状況でございますので、それらのことも踏まえませんが、現状では、そういう形で、公社としましても、オープン当時に比べますと徐々に回収率は上がっておりますので、それなりの努力は今後されると思っております。

○浜砂 守議員 県民にはそういうことで厳しく規制しているんですよ。ところが、集まったものを公の施設が工程の中で壊すんです。県民にごみの区別を厳しく指定しているにもかかわらず、肝心な行政のリサイクル施設の工程でその大半を崩してしまう。再資源化ができなくなっている。これはやっぱり県民の皆さんに知らせにゃいかんですよ。知事、どんなですか。やっぱりちゃんとこれを、方式はどうでもいいんですが、再資源率を上げるように、県民の皆さんにも理解をいただいて、みんな県民の皆さんはそう思っているんです。されていると思っている。実質はされていないんです。どのように知事、お考えですか。

○知事（東国原英夫君） もちろん回収量を上

げるとするのは、資源の有効活用とか廃棄物の最終処分の減少など、環境への負荷の少ない低炭素社会には寄与するものだと考えております。その意を読みますと、これからヤード式に変更できないのかというような意味合いが含まれておるかと思いますが、あくまでもこれは公社が決めることでありまして、これからヤード式に変えると、変更のコストはどうか、あるいは大量なごみを処分しますので、その面積、費用のあり方、あるいは一般廃棄物は、御案内のように最終責任は市町村にありますから、市町村さんとの調整はどうかと、いろいろな問題を解決しなきゃいけないものが出てくると思いますので、公社におきましては、円滑なごみ処理をやっていただくように期待しておりますので、その公社の判断、今後の運営を見守っていききたいと考えております。

○浜砂 守議員 県民の皆さんはそれを知らないんですよ。それで、ヤード方式に変えろと言っているんじゃないんです。とにかく回収率が上がるように、ほかの県と比べてかなり低いはずですよ。周辺のやり方とするとかなり低い。高いのはえびのとか都城、このあたりは、別にかごに入れて回収しているんです。7キロ、8キロになっています。宮崎の4倍ぐらいです。そのくらい回収している。それだけ再資源化ができています。宮崎の場合は、集めたものを自分の施設で壊しているということなんです。だから、これを上げてもらうように。環境整備公社は県の外郭団体ですから、県の出資が入っているはずですから、そこが管理している施設ということですから、ぜひ徹底した指導というか、そういった改善を要求していただきたいと思いますが、知事、答弁をお願いします。

○知事（東国原英夫君） 今、エコクリーンプ

ラザのごみ量は、90数%が一般廃棄物となっておりますので、県は監督指導の立場にあるというのは御案内のとおりですので、それはまた公社に意見を言っていきたいと考えております。しかし、先ほども言ったように、主体は市町村ということでございますので、市町村さんの意見も十分踏まえながら今後対応していきたいと考えております。

○浜砂 守議員 市町村と言われますが、市町村の行政も知らないだろうと思うんです。旧田野町・高岡町・佐土原町、清武町、国富町、綾町、ここの人たちは全部、有効利用されていると思っているはずなんです。報道の皆さんおられたら、知らせていただきたいと思いますが、ぜひ改善していただかないと、これはやっばり、日本国じゅうみんなが今取り組んでおる問題なんです。ですから、市民ではあります、県民でもありますから、市・町民でもありますから、ぜひしっかりと、指導という言い方は今しないんでしょうか、しっかりした要求をしていただきたい。知事、もう一度お願いします。

○知事（東国原英夫君） その回収率、回収量については、宮崎市民、県央の住民の方たちは知らなかったことは事実かもしれませんが、それはまた検証してみないとわかりませんが、今後その周知を広げるとともに、その回収量、回収率を上げるような努力をされるように、公社のほうには意見を言っていきたいと考えております。

○浜砂 守議員 いつも時間が足りませんから、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕（拍手） 一般質問も

最後になりました。きょうも多くの皆さんにお越しいただいてありがとうございます。愛みやぎ、武井俊輔でございます。ことし最後の質問者としてこの場に立てること、本当に光栄に思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

岩切章太郎が、住友総本社をやめまして宮崎に帰ってまいりましたときに、次の3つのことを誓って宮崎に帰ってきたということでございます。まず、世の中には中央で働く者と地方で働く者がいる。私はあくまでも地方で働く人間でありたい。2つ、私は旗を振るほうではなく、旗を見て実際に仕事をする側の人間でありたい。3つ、人のやっていること、やる人の多い仕事はしない。新しい仕事や行き詰まった人の嫌がる仕事をしたいということを言われております。私もこの宮崎で実際に動きながら、きょうも、なかなか取り上げにくいような質問も勇気を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

では、まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

自民政権時代は、有識者会議等にいろいろと呼ばれたりというようなこともありまして、非常に政権との距離の近さを感じましたが、一方、こうして民主党政権になりまして、その距離感について、私どもで見ていると、ちょっと距離感が遠いのかなという感じもいたしますが、今後、政権与党とどのような距離感で臨んでいかれるのか、お伺いをいたします。

もう一点、昨日の報道、沖縄の普天間基地移転の関係でございますが、国内の移転先として、一時的に新田原に移転をすると、3つの候補のうちの一つとして移転をするという話が報

道されておりました。時間も午前中から推移をしておりますが、県として何か報告を受けているか、また、県として問い合わせを行ったのか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わりました、後は質問者席で質問させていただきます。ありがとうございます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

新政権の掲げる地域主権への取り組み等に大いに期待しているところであり、公開の場での事業仕分けや、国への陳情・要望ルールの明確化に取り組むなどの改革姿勢についても、評価をさせていただいているところであります。しかしながら、県民生活を守る立場からは、本県などインフラ整備のおくれている地方への優先的な配分や、地方交付税などの財源の確保にも十分に配慮いただきたいと考えておるところであります。新政権に対しましては、今後の成果に期待しつつも、本県、そして地方の発展のために、地域の厳しい実態など申し上げるべきことは申し上げてまいりたいと考えております。

また、沖縄普天間基地の問題であります。政府から具体的な打診等々は一切今のところございません。そしてまた、県のほうからも問い合わせもしていないところであります。以上です。 [降壇]

○武井俊輔議員 普天間の問題については、やはり、非常に県民も心配をすることであろうかと思っておりますので、適宜・適切に情報を把握していただいて、また、公開もあわせて願いをいたします。

続きまして、先ほどの政権交代に関連してなんですが、東京事務所の役割についてお伺いをいたします。宮崎県東京事務所の重要な役割と

して、霞が関からの情報収集でありますとか、また、いろいろ陳情団が行ったときのコーディネート、そういった役割があるかと思えます。民主党の方針が、県連を通じて要望・陳情を受けるといった形に変わってきておるわけです。ということは、東京事務所の今後の役割が変化してくるということになるかと思えますが、その対応について総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） ただいま議員御指摘のように、従前、確かに東京事務所は、そういった国との連絡調整ということが主体でございましたけれども、現在は、もちろんこの連絡調整はあるんですが、企業誘致あるいは県産品の流通販売、観光、広報などの業務も所管をしております。体制については、これを体制上は、状況の変化にあわせて見直しを行ってきておりました。例えば、各省庁との連絡調整を行います行政担当、これが平成17年度までは3課7名体制でございましたが、現在は、1グループ4名体制ということで、相対的に縮小しているということがございます。御指摘のように、民主党による陳情システムの変更というのは、今後の東京事務所の業務にも当然影響はあろうかと思えますけれども、一方で、全国知事会の動きというのが、御承知のように非常に活発になっております。その中で、各種プロジェクトチームの設置等もなされておりました。今後本格化いたします国と地方の協議あるいは各種政策の制度設計に関する情報の収集、こういった点が非常に重要になってくるのではないかと。あるいは、またさらに、それに対応するための地元選出国會議員との連携、こういった業務量は当然増加するのではないかと考えております。こういうことですので、必要に応じて状況を踏まえて見直しを行ってま

いりたいと考えております。

○武井俊輔議員 また適宜・適切に見直しをお願いしたいと思います。

続きまして、事業仕分けについてお伺いをいたします。国はこの仕分け委員会で、90事業、約8,800億円分を廃止・見直しというふうにいたしました。私も傍聴しておりましたが、2007年、本県の事業仕分けでございますが、事業廃止は2件ということで、しかも、おおむね事前に方向性が出ていたものであったかと思えます。性格の違いからであろうかと思えますが、県と国の事業仕分けの違いについてどのように認識されているか、お伺いをいたします。総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 県におきましては、平成19年度に、ただいま議員御指摘のように事業仕分けを実施いたしましたけれども、そもそも事業仕分けというのは、制度の意義を見直すための手段であるという基本を踏まえまして、既存の事業について、その必要性をチェックした上で、その実施主体が民間か行政か。行政であるということならば、国か県か市町村かという役割を仕分けいたします。それとともに、費用負担のあり方についてはどうあるべきかという、基本的な手法にのっとりて実施をしたものでございます。さらに、この「本来どうあるべきか」という点と、現実には、やはり必ずしもそうはいかないという点もありますので、本来あるべき実施主体のいろんな事情も考慮して、例えばこれは民でやるべきだといったときに、民の受け皿がないとか、あるいは力がまだそこまで育っていないとか、そういったことがございますので、そういう実施主体の諸事情も考慮した現実的な対応はどういったものになるのか、こういう2つの視点から判断をして

いただいたところに、本県の場合は特徴があるというふうに考えております。これと比較して国の今回の事業仕分けということでございますと、やはりかなりの点で違いがあるというふうに私どもは思っております。

○武井俊輔議員 確かに違いは私も見てあるなというふうに思ったんですが、県の事業仕分けについて、先日のうちの西村議員への答弁の中で、事業費削減の効果が得られたといったようなことがありました。ただ、これは事業仕分けによる効果なのか、一般的な事務事業の見直しによった効果なのか、ちょっと不明な部分がありました。つきまして、以下、具体的に2点伺いたいと思います。県の事業仕分けにおいて、宮崎県の6人の仕分け委員全員が、不要ないしは民間で行うべきとした商工観光労働部のコールセンター支援事業、これは560万9,000円でございます。また、同じく、6人の仕分け委員が、本来ならば民間で行うべきという判断をしました農政水産部のみやざき青果物安定取引強化事業1,936万円、この2つについて、その後どのように検討されたのか、それぞれ担当部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 議員御指摘のとおり、コールセンター支援事業につきましては、仕分け委員会におきまして、「本来は民間で行うべきである」と言われているんですが、その後言葉がありまして、「が、コールセンター誘致に当たっての重要な条件となっている点も考慮し、内容の見直し等の改善を行って実施すべき」という御意見でございました。この事業につきましては、本県が集積を図る業種として取り組んでおりますコールセンターの誘致を促進し、企業から要請のある人材の確保にこたえるために行っている研修事業でございま

して、県としましては、企業誘致を促進するためにぜひとも必要な事業であると考えております。したがって、事業仕分け委員会の提言も踏まえながら、受講者の就職がさらに促進されるよう、事業内容の見直しを行いまして実施しているところでございます。以上でございます。

○農政水産部長（伊藤孝利君） もう一点の、みやざき青果物安定取引強化事業でございますけれども、この事業は、農業団体が行います新たな取引先の開拓、あるいは量販店等とタイアップした商品開発等に対して支援を行うことによりまして、安定的な取引づくりを通じた農家所得の向上を目的に実施したものであります。本事業につきましては、事業仕分け委員会のほうから、「本来、民間が実施すべき事業である」が、現実的な対応としては、「民間の自立と県費負担の軽減を図れるよう、事業の改善を行って実施すべき」との提言をいただいたところであります。本年度におきましては、この提言の趣旨も踏まえまして、19年度に対し約40%の予算削減を行いますとともに、新たな取り組みであります農商工連携による加工用・業務用野菜の販売活動への支援等に切りかえまして、将来的には、このような取り組みが民間の自主的な取り組みとして行われることを促進する内容として、事業の改善を図ったところであります。以上です。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。こういった今のようなお話なんですけれども、当然今、私も初めて聞きましたし、実際に仕分けに携わった皆さん、または県民の皆さんについても、そういうことだったんだなということになるかと思うんですが、こういったフィードバックとか結果の報告というのがどのようになされ

たのか、総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 本県の事業仕分けにおきましては、先ほど申し上げましたように、本来どうあるべきかという点と、現実的な対応、この2つの視点から提言をいただいております。その内容は、作業の過程で委員からいただいた意見あるいは評価を含めまして、その後の予算編成あるいは事務事業の見直しにおいて、的確に反映をさせていただいております。対象とされなかった事業の見直しにおきましても、重要な視点とさせていただいているところがございます。また、その結果につきましては、当初予算案の概要、これを我々、白パンフと通称しておりますが、この当初予算案の概要のほかに、重点施策、重点推進事業等の査定状況として、県庁ホームページ等において公表をしているところがございます。

○武井俊輔議員 そういったことをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。以前、県民サポーターのアフターフォローという話があったときも、その後何もしていないというような話がありましたけれども、そういうふうにならないように、仕分け委員にも、こういうふうになったとかそういったことも、結果の通知等もあわせて行っていただきたいと思います。

次に移ります。副知事もいらっしゃって恐縮なんですけれども、心苦しい部分もあります。質問してまいります。国からの派遣職員の受け入れについてであります。この地方分権が叫ばれる昨今ですが、なぜ宮崎県が国から幹部職員を受け入れるのか、また、宮崎県には何人来ているのか、受け入れる理由を含めて総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） まず、受け入れている人数でございますけれども、平成21年の12

月1日現在で、国から派遣を受けている課長級以上の職員は、私の前に座っております副知事のほか、総務部1名、環境森林部1名、商工観光労働部1名、農政水産部3名、県土整備部1名、計8名でございます。これらの職員は、県政のさまざまな課題に的確な対応が求められる中で、よりよい県政推進を図る手法の一環として、行政運営に関しまして豊富な知識あるいは経験を有する人材を、県庁内外を問わず幅広く求めて、適材適所で配置をしているところがございます。

○武井俊輔議員 知事にお伺いをいたします。特に、宮崎県の財政運営のかなめであります財政の主管ポストがございますが、調べてみますと、過去の25年間ぐらい、昭和の60年ぐらいから見ると、プロパーの県職員はたった1人だけでございます。私は、この県庁の中にも、いろんな職員の皆さんとおつき合いでする中で、財政の主管ポストの任にたえ得る優秀な職員の方はたくさんいるんじゃないかと思うんですが、この財政の主管ポストを国からの派遣に頼る現状をどう思われるのか、また、県からのプロパー職員の登用はされないのか、知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） 地方分権、地域主権というのが私の政治理念でありまして、ですから、就任以来言わせていただいているのは、地方分権は、権限と財源と人間を十分に地方にくれと。この3つはセットなんです。ですから、私は、結論から申し上げますと、優秀な国の人間は地方に欲しいと思っています。国の職員に限らず、県内外、県外、あるいは民間でもいいと思うんですが、あくまでも適材適所、私の政治理念やビジョンやそういったもの、考え方を十分実務に反映できるスキルや経験や知識を

持った、優秀な人間を適材適所で置くということが適切だと思っております。引き続き、国との交流という選択肢も一つでございますので、そういったものも含めながら、人材登用、適材適所、政治主導で行ってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 適材適所という言葉が何度か出てきたんですが、ということは、過去にこうやって、知事の前の知事の時代も当然あるわけですがけれども、宮崎県には財政の主管ポストの任に足る優秀な人材はいないということですか。いかがですか。

○知事(東国原英夫君) 前の首長さんの判断はわかりませんが、私は、財政課長を含め、国の職員との交流のポジションに足る人間は、県内にもプロパーにもいらっしゃると、十分そう思っております。

○武井俊輔議員 地方分権、地方主権ということであれば、まず、人材からの独立といいますか、人材をしっかりと、一時的には確かに苦しいことはあるかもしれませんが、やはりそういうポストで人をつくっていくというところもあるかと思っておりますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思うんです。一挙にかえるのはなかなか難しいところがあるのであれば、例えば1回交代とか、そういうような形ででもプロパーの職員をできるだけ登用していくということ、積極的に意識されていくべきではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

○知事(東国原英夫君) 1回ごとにかえるというのも、行政の連続性とか、キャリアを積む、経験を積むといったことについて広く勘案しなきゃいけないと思っておりますので、それは私の政治主導で判断させていただきたいと。

○武井俊輔議員 地方分権、地方主権というこ

との知事は旗手でいらっしゃると思いますので、そういった意味では、今まで国と地方の関係の中で、どちらかといえば当たり前になっているような、いわゆる予定調和になっているようなルールというのは、積極的に知事には壊していただきたいというふうに思っております。

次に移りますが、イラストの問題について伺います。知事は、残り1年をおおむね迎えた段階でイラストのあり方を考えていくというふうにおっしゃっておりました。確かに選挙管理委員会などの見解でも、民間の商行為について規定はできないということでしたが、例えば県が発行するもの、また、名義協賛をすとかそういった後援事業のチラシなどでも、今でも知事のイラストがあるようなものもあります。今後、このイラストについてどのように取り扱っていかれるおつもりか、お伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 私は、就任して以来、イラストは、県産品の販路拡大とか、地元企業の振興の一助になればと思ひまして、基本的には、肖像権に関連させることなく、民間の企業や団体などのみずからの責任のもとに、自由に使っていただいても構わないとのスタンスで対応してきたところであります。御指摘のあったイラストと公職選挙法との関係、あるいは県の事業に係るものですが、「イラストの使用が商行為に名をかりて、売名等を意図して行われると認められた場合には、時期のいかんを問わず、公職選挙法に抵触するが、純粋な商行為を意図して行われるイラストの使用については、公職選挙法の規制の対象外になる」と、選挙管の見解も示されておりますので、私が売名行為ということをやらない限り、それが認められない限り、これは合法的だと考えております。ですから、今のところ、このイラストに

関して特段に我々が規制するとか、そういったことはしないということでございます。

○武井俊輔議員 任期1年を切ってきますと、そういう解釈の問題もいろいろ出てくるかと思いますので、また細心の注意をお願いしたいと思います。

次に移ります。県の出先機関のあり方についてお伺いをいたします。

さきの議会におきまして、3つの土木事務所を再編するという議案がこの県議会で否決されました。行政改革の議案が否決されたということは、非常に重大なことであったと考えますが、この問題が否決されたことについて知事はどのような認識をお持ちか、伺います。

○知事(東国原英夫君) 再編案につきましては、平成19年に公表させていただきました当初案では、廃止する予定であった高岡、串間、高鍋の3土木事務所を、地元の皆様からの請願や御意見を踏まえ、統合後も出張所として残すなど、住民サービスや安全・安心の確保が図られるよう、でき得る限りの見直しを行ったものでありましたが、結果として、県議会において提案が認められなかったことにつきましては、真摯に受けとめなければならないと考えております。しかしながら、極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な行財政システムを構築していくためには、徹底した事務事業の見直しや職員数の削減、出先機関の再編を含む組織の見直しなど、やれることはすべてやらざるを得ない状況であります。したがって、土木事務所のあり方につきましては、今後とも、皆さんの御意見を賜りながら検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 今後ともそういった意味で不断の見直しを続けていかれるということなんです

が、ここで1問、知事と副知事にも再質問を1点させていただきたいと思うんです。これが否決をされたというのは非常に大きなことだと思うんですが、これは知事に伺いたいと思います。地方自治法176条1項で再議、3分の2の再可決というのが法律で規定されているんですが、例えば前回の議会でそれが否決になったときに、そういったことを使ってでも通していくといったようなお考えにならなかったのかということをお伺いしたいと思います。

副知事に1点お伺いしたいんですが、議会の採決がなかなか厳しいといったような状況があったわけですね。事務執行の責任者として、これに対して、この議案についてどのように臨まれたのか、お伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 先ほども答弁申し上げましたが、一議会一提案の原則ということでもありますので、今後とも、行財政改革のこの計画に従って、皆さんの御意見、地元の御意見も十分賜りながら、もう一度検討をしていきたいというふうに考えております。

○副知事(河野俊嗣君) 前議会の対応でございますが、あの議会の中でさまざまな御意見があるということをお伺いしたので、今、知事が見直しの考え方について説明を申し上げましたが、そのような、私どもが地元の皆様や議会の声を踏まえて、このような見直し案を考えているということをお伺いし、なるべく丁寧な説明というものを心がけたつもりであります。

○武井俊輔議員 結果はこういうことであるわけですから、行革議案というのは、そういった意味で重いものだとお伺いすることを改めて感じております。

引き続き伺いますが、この議案が出ましたときに、財政縮減効果が1億円ありますという

ようなことがあったわけなんです。ということは、逆説的に言いますと、結果として1億円の財政縮減ができなかったということになるわけです。1億円ですから、決して小さな金額ではないんですが、この件についてどのような認識、対応をお考えか、知事に伺います。

○知事(東国原英夫君) 再編案は、土木事務所を統合し、総務・経理部門等の人員を削減する一方で、公共工事の品質確保など、新たな行政課題に対応するための体制整備を図ろうとしたものでありまして、スクラップを行いながらも必要なビルドは行った上で、1億円程度の財政縮減を図ろうとしたものでありました。また、行財政改革は、このような努力の積み重ねによって成果があらわれてくるものと考えております。このような意味で、私といたしましては、1億円という金額は、極めて厳しい財政状況の中で大変大きな金額であり、再編案による縮減が図れなかったことにつきましては、残念に感じておるところであります。

○武井俊輔議員 この件につきまして、さきの総務政策常任委員会でも担当課長と議論をいたしましたんですが、県としては、先ほどの答弁のとおり、今後も不断の見直しを進めていくということでございました。確かにいろいろと難しい部分があるのはよくわかるんですが、ただ、他県を調べてみますと、もっと生活に身近な出先機関、例えば警察署なんかでも、平成16年で1,267あったものが21年で1,202になっているとか、もっと生活に身近な出先機関でもかなり統廃合を進めている県もあるわけなんです。そういった意味で、今回の否決で、ややハードルもこれから高くなってきたわけですが、今後の出先機関の再編についてどのように取り組むのか、改めて伺います。

○知事(東国原英夫君) 本県の行政組織につきましては、限られた人材を有効に活用し、簡素で効率的な組織体制の整備を図ることを基本的な考えとさせていただいているところであります。現在の行財政改革大綱2007におきましては、本庁では、政策立案業務など全県的・専門的視野に立った業務を担う一方、出先機関では、市町村への権限移譲を行ってもなお県が行うべき業務のうち、現地・現場性の高いものや、住民サービスの向上につながるものを担うこととしております。土木事務所を初め、出先機関のあり方につきましては、今後ともこのような考えに基づきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 いろいろと私も考えてみまして、委員会の視察調査でも岡山に行ったりということもしてきたわけですが、他県では、地域振興局という制度をとっているところも結構ございます。今は、宮崎県の場合は、土木事務所とか、縦におりているわけです。これを横ぐしにするというものなんです。私は、これから地方分権というのを、県内での地方分権ということも考えていったときに、例えば、県内を3～4の振興局のような形に再編をして、各部署を横ぐしにして、部長級の局長をそこに置いて、そこで地域のことをより地域で決められるようにという仕組みというのが、これから必要ではないかと思っております。ただ、今までの議会の中でのいろいろと質問など聞いておきますと、部を超えた人員ができてしまうと。これは運営的に難しいとか、いろいろと課題があるということもあったわけなんです。私は、地域振興局をつくって、例えばその運営委員会みたいなものをつくって、そこに地元の市町村長さんであるとか、地元の県会議員の方とか、そ

ういう方にも入っていただいて、そのまさに地域のことを地域で決められるような仕組みというものをつくっていくということが、これから必要ではないかと思えます。こういった地域振興局制度、また県内での地方分権の必要性について、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 出先機関の総合事務所化という話であります。昨今、市町村合併が進みまして地方分権が進展する中で、市町村のエリア広域化や権限拡大によりまして、メリットである総合調整機能が薄れて、いわゆる二重行政の弊害が生じないかという問題があります。また、組織が大規模になることに伴う組織管理上の問題や、さらに、他県の事例の中には、これは滋賀県、茨城県、広島、沖縄といった県でございますが、総合事務所長の指揮命令系統とは別に、各部門の内部組織が本庁各部と直結しまして、指揮命令系統が二元化するといった、いわゆるデメリットの課題もございます。そしてまた、先ほど言った茨城、滋賀、広島、沖縄の4県は、総合事務所制を廃止しております。こういった他府県の例も勘案して、今後、地方分権の進展を含めた社会経済情勢の変化を踏まえながら、本庁及び出先機関のあり方、そういったものの検討を進めてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 もちろんいろんな考え方があるかと思うんですけども、さっきおっしゃったとおりで、いろいろ役割が変わってきているということは間違いないんですが、るるいろんな、先ほどの土木事務所の否決の問題から含めて話をしてまいりましたが、最後に、知事御自身は、今後の出先機関のあり方というものについてどのようにお考えか、伺います。

○知事（東国原英夫君） 県の出先機関は、住

民に身近な最前線の現場で、福祉や農林水産業振興、道路等の社会基盤施設の整備など、現地・現場性の高い業務を担うとともに、所掌事務について、管内市町村との連絡調整業務を担っており、今後も、地域における行政需要を的確に把握しながら、必要なサービスを提供できるよう体制整備を図っていく必要があると考えております。一方で、県の極めて厳しい財政状況の中で、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、簡素で効率的な組織づくりが求められており、必要な行政サービスを確保しながら、将来的に持続可能な行政システムを構築していくことが大変重要であると認識しております。これからの地方分権改革の進展によりまして、住民に身近な市町村へ、より一層の権限移譲が進むことが予想されますが、県民の皆様のニーズに対応した行政組織のあり方については、さまざまな形態が考えられますので、今後とも市町村との連携を深め、また、役割分担に留意しながら、必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひ、また不断の見直しをお願いしていきたいと思います。

続きまして、各種委員の報酬のあり方ということで、行政委員会についてお伺いをいたします。

本県には、監査委員会、教育委員会、人事委員会、公安委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会、計9つの行政委員会があります。委員の皆様には、それぞれ県行政の円滑な運営のため、いろいろと御活動、また御意見をいただいていることに深く敬意を表しております。私も個人的にもいろいろとお世話、御指導になっている方がたくさんいらっしゃいます。

それを踏まえてなんです、このポストにつきまして、常勤でありますところの監査委員、または教育長を除いたポストについてお伺いをいたします。まず、この行政委員は総計で何人いらっしゃるのか、また、年額の報酬総額は幾らなのか、総務部長に伺います。

○総務部長(山下健次君) 非常勤の行政委員の人数でございますが、9つの委員会に64名の委員がいらっしゃいます。報酬総額につきましては、5%減額後の年間合計で申し上げますと、約8,400万円が支給されているところでございます。

○武井俊輔議員 それぞれ御活躍いただいておりますわけですが、このポストについてはすべて月額報酬で賄われております。最も高いもので、委員長さんが22万2,300円、委員が17万3,850円。安いものは、内水面漁場管理委員会ですが、これが月額で、会長が4万6,000円、委員が3万3,000円となっております。中には、委員長や会長以外は、ほぼ月に1回の会議が中心となっているものもあるわけなんです、これが月額報酬であるという理由を総務部長に伺います。

○総務部長(山下健次君) 行政委員会の委員の報酬につきましては、知事から独立した執行機関として、出勤日数だけでははかれない重要な役割や職責を担っていただいておりますことから、そのような点を考慮して、現在、条例により月額で定められているものでございます。ちなみに、全国の状況を申し上げますと、監査委員、教育委員会、人事委員会、公安委員会、選挙管理委員会、労働委員会、この各委員については、すべての都道府県で月額となっております。収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の各委員については、多くが

月額、一部の団体で日額となっているところでございます。

○武井俊輔議員 続いて、代表監査委員にお伺いをいたします。この行政委員の報酬が月額であること、これも含めた報酬のあり方、または内容については監査の対象になるのか、お伺いをいたします。

○代表監査委員(城倉恒雄君) 私ども監査委員は、地方公共団体が条例・規則等の法令の定めるところに従いまして、財務その他の事業を適正に実施しているかどうかという観点から監査を行っております。したがって、行政委員の報酬につきましても、条例に基づき、会計処理などが適正に行われているかどうかという観点からの監査は実施しておりますけれども、条例そのものについては監査の対象にならないというのが基本的な考え方でございます。

○武井俊輔議員 すなわち行政監査にはなじまない。すなわち政治的な判断であるということになるかと思えます。現実に、それもありません、いろいろと今、これについて裁判があったりというような状況にもなっているかと思うんですが、今回、私は質問をするに当たって、各行政委員会の会議、その回数、また、それに要した時間などを全部取り寄せをいたしました。それをいろいろと精査をしてみました。例えば、私たち議員にとって非常に身近な存在であり、重要な存在であります選挙管理委員会ですが、ちょっと選挙管理委員会のところを見ますと、4月が、15日会議40分、5月、28日会議40分、6月が会議が1時間、行政訴訟打ち合わせに3名のうち1名が1時間などとなっております。委員長は、辞令交付とか議会出席等もあつたりということで多少回数はふえていくわけですが、それでも月に4日から5日ぐらい

です。委員ですと、多いときでも月に3日程度となっております。報酬については先ほど総務部長からありましたが、5%削減ということはありますが、委員長が17万3,450円、委員が14万5,350円というふうになっております。旅費等はもちろん別に支給をされているわけでございます。すなわち、おおむね月に1時間程度の会議なんですね。1時間に満たない会議が多いわけなんですけど、そういった中で、こういった金額が支払われているわけです。今回の議会でもそうですが、県職員の手当を削減しなければならないといった厳しい行財政の現状が、今、この宮崎県にあるわけです。そういったことを考えても、また社会通念上から考えても、私は、これがこれから理解されていくのか非常に疑問であります。例えば、日額制にして会議1回につき幾らといったような形の制度に変更をしていくべきではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 行政委員の報酬についてであります。議員御指摘のように単純に出勤日数だけでははかれない、大変重要な役割、職責を担っていただいておりますということは事実であります。しかしながら、議員御指摘のように、昨今の財政状況等を見ると、公務員の給与、あるいは行政委員を含めたその給与は、県民の皆様に納得できるものなのかという観点は大切だと思っております。また、今、議員御指摘のように、大阪高等裁判所の判決が係争中でございまして、その状況等も踏まえながら、日額化を含めた適正な報酬のあり方について、引き続き検討していく必要があると考えております。

○武井俊輔議員 ですから、日額にして、結果として今までと同じとか、ないしは、むしろ今

までを超える場合があっても、それはもちろん構わないわけでありまして。ただ、やはり今、これだけの厳しい状況ですし、純粋な、ピュアな県民目線で見たとときに、これは時代にそぐわないのではないかと思います。活動内容というのは非常にありがたいことではあると思うんですけども、本当にそういった意味での県民目線というものを改めて知事にも考えていただいて、適切な対応をしていただきますようお願いをいたします。

次に移ります。航空路線についてお伺いをいたしてまいります。

台湾の国際線についてでございます。2008年の6月に運航を開始したエバー航空の国際線でございますが、わずか1年3カ月で運休するに至りました。運航当初は、お見合いツアーとか非常に華々しく運航を開始したんですが、末期には欠航を繰り返し、短期間で運休をするということになりました。確かに、リーマンショックの影響とかインフルエンザの影響があったのは、まことにもってそのとおりであります。しかし、同じタイミングで運航を開始した石川県の小松線なんかは運休していないことを考えれば、やはり宮崎県の取り組みの中に何か足りなかったものがあつたのではないかというふうに私は考えております。エバー航空、この1年3カ月の総括も含めて、どのように認識をされているか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（高山幹男君） 台北線の運休につきましては、エバー航空からは、今、議員もおっしゃいましたように、長引く景気低迷とか、新型インフルエンザ等の影響もあって、搭乗率が当初見込みよりも低かったことに加えまして、厳しい同社の経営状況の中で、世界的な路線の見直しを行う必要があつたためというふ

うに伺っております。県におきましては、昨年6月の就航以来、関係団体等と連携しまして、路線PRや利用促進に取り組んできたところでもありますけれども、台湾におきまして、宮崎とか南九州の知名度がまだ十分でなかったこと、さらには運航時間が利用しづらかったこと等も、搭乗率に影響したのではないかというふうに分析をいたしております。

○武井俊輔議員 確かにいろんな理由はよくわかるんですが、とにかく、宮崎だけが運休になったということは重く受けとめていかなければいけないと思っております。報道では、中華航空(チャイナエアライン)のほうで就航が検討されているということがテレビ、新聞等にも出ておりますし、いろいろ業界等もそういった理解でよろしいということでしょうか。県民政策部長に伺います。

○県民政策部長(高山幹男君) 今、御質問にありましたように、新聞等でも確かにいろいろと報道されているわけでもありますけれども、私どもとしては、正式には何も聞いていないところでございます。

○武井俊輔議員 確かに、今の段階ですと、言えることと言えないことがあるかと思っておりますけれども、ぜひ、そういった方向になれば頑張っていたきたいと思っております。

最後に知事に伺います。中華航空が運航するというような方向性が出るだろうなという印象は持っているわけなんですけど、そういった意味で、仮にそういった形で定期便が再開をしたとするならば、今回のこのエバー航空の教訓を生かして、どのような取り組みが必要と考えられるか、決意のほどを伺います。

○知事(東国原英夫君) エバー航空が就航し

て1年4カ月で運休となったわけですが、1年を過ぎましてことしの7月ぐらいからは、搭乗率が70%を超えたりしまして、やっとこれからだなと思ったときに運休ということで、非常に残念に思っているところであります。また、小松空港の例を議員御提示されましたが、石川県は、雪、そしてまた温泉といった台湾にない魅力と申しますか、そういったものを前面にうまく出したなという感じがします。今後、もし中華航空さんが運航される際には、そういったところの反省、総括をさせていただきまして、宮崎だけではなく、鹿児島、熊本、南九州、あるいは九州一体となった、九州が誇れる資源とか特性といったものを広くPRして、個々の観光地を磨き上げ、観光素材を磨き上げて、台湾の方たちにお示ししなきゃいけないかなど。同時に、九州からも台湾に興味を持っていただくような取り組みも、あわせてやっていかなきゃいけないかなど思っております。いずれにしろ、エバー航空さんの就航というものの反省点に立ちまして、もし中華航空さんが本県に路線を就航していただいたならば、その人材交流、観光交流、あるいは産業交流に全力で努めてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひお願いします。台湾にも2社しかないわけですから、これがほぼ最後のチャンス。大手では2社ですから、これが多分、中華航空、最後のチャンスだと思いますので、そういった思いでぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、JAL(日本航空)経営再建問題と本県に及ぼす影響についてお伺いをいたします。深刻な経営不振に陥っているJALでございますが、本県におきましても、JALグループの路線として見ますと、高知線、長崎線の撤

退、広島西空港線についても徹底が決まっております。また、大阪線のみならず福岡線についても、36人乗りの一部プロペラ機に置きかえられるなど、路線の減少、機材の小型化がどんどん進んでおります。地方空港の中には、信州松本とか運航する航空会社がなくなる、そういう話が出ております。そういったような空港も出ておりますが、このJALの経営再建の過程の中で本県にどのような影響が考えられるのか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎空港から日本航空の国内4つの路線、羽田、伊丹、福岡、広島西、この4空港との間に就航しているわけですが、ことしの9月ですか、今質問にございましたけれども、日本航空の経営改善に関連いたしまして、このうちの広島西飛行場について、平成22年度末で撤退を検討しているというふうな報道がなされたところでございます。現在、これにつきましては、正式には何も聞いておりませんが、宮崎空港の航空路線、これは地域経済の活性化とか交流のために重要な基盤でございますので、引き続き情報収集を行いますとともに、路線の維持充実に努めてまいりたいと思っております。

○武井俊輔議員 2社、3社あるという、ダブルトラック、トリプルトラックとありますが、こういったものがないと、なかなか競争原理も働きませんし、運賃にも影響がありますので、ぜひそのあたりも含めてしっかりと情報収集、対応をお願いしたいと思います。

続いて、JALに関してもう一点お伺いをいたします。大阪線の欠航の問題について伺います。JALの大阪線、これはボンバルディアというプロペラ機で飛んでいるわけなんですけど、本年度上半期だけで、悪天候とかそういったも

のを除いて、機材故障とか機材繰り不良とか、そういったものだけで47便欠航しております。プロペラで機材が小さいものですから、後続便への振りかえもできない。次の便にも乗れないといったようなこともあって、私も何度もそれにひっかかったことがあるんですが、およそ安定運航とは言えない状況にあります。欠航率が2.1%ということをごさいますと、ANAが全体で0.7%ということをごさいますと、非常に高い状況にあります。定期便というのはちゃんと飛んでこそそのものでありますし、ビジネス、観光等含めて大きな影響があると考えます。改善についてJALに要請をするべきではないかと考えますが、県民政策部長の見解を求めます。

○県民政策部長（高山幹男君） 航空便が欠航いたしますと、利用者の利便性を損なうこととなりますので、県といたしましても、安定的な運航をお願いしているところでありますけれども、日本航空の宮崎支店からは、天候などの不可抗力によるもの以外の欠航につきましては、極力なくして、さらなる利便性とか安全性の向上と安定運航に努めていきたいと伺っておりますので、そのようにやっていただけるものと考えております。

○武井俊輔議員 定期便ですから、極力なくしていただかないと困るわけなんですけど、そういった意味で、こういった経営再建も含めて、これからなかなか厳しい状況にありますので、ぜひその辺をしっかりとお願いしたいと思います。

続いて、みやざき観光コンベンション協会と九州観光推進機構についてお伺いをいたします。

これは、4年前の2005年の4月に設置されたものでして、九州一体でセールスをするという

趣旨で設置されたものであります。確かに、アジア戦略とかそういったものを見ても、非常に有効に活用されていることは間違いないと思います。しかし、負担金を見てみますと、年間に3,200万円、また、さらに職員の派遣も別に行っているわけでありまして、ですから、おおむね年間に4,000万円ぐらい宮崎県は出しているわけなんです。そういった意味で、宮崎県も独自で誘客も行っている状況の中で、この機構の意義、また、この費用対効果についてどのように認識をされているか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州観光推進機構についてでございますが、本県への観光客の誘致は、九州観光推進機構の取り組みだけでなく、観光関係事業者あるいは県や市町村といった行政の取り組みなどが相互に関連しながら効果を発揮するものでありますので、機構の取り組みによる効果だけを測定する、いわゆる費用対効果を測定することは非常に困難なものと考えております。これからの国の訪日外国人客増加への取り組みの強化、あるいは九州新幹線の全線開通等の動向を踏まえますと、九州が一体となって観光客の誘致を行うことが大変重要でございまして、機構の役割は今後ますます大きくなっていくものと思われまして、本県への集客の取り組みに当たりましては、機構が実施します大規模PRや広域観光ルートの設定、大型キャンペーン等の事業を最大限に活用していく、こちらから積極的に活用していく、あるいはその負担に見合うような事業効果が本県にもたらされるように、機構に対し、積極的に事業提案を行っていくということが必要ではないかと考えております。以上でございます。

○武井俊輔議員 2011年の3月に九州新幹線が全通をするわけなんです。観光業界ではそれを九州観光振興の起爆剤にしようということ。先日も観議連のほうでも延岡でもそういう話で、かなり業界の皆さんの期待が強いということ。これをひしひしと感じているところでございます。ただ、現実的に見ますと、やはり宮崎は沿線じゃないわけですから、当然、沿線である熊本県を中心とする西側への観光のシフトというのも、ますます進んでいく。危惧も一方ではあるのではないかと考えております。そういったような状況の中で、新幹線沿線でないからこそ、本県のPRに逆に力を入れていただかなければいけないんじゃないかと思っております。そのあたりをどのように働きかけていかれるおつもりなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州観光推進機構に対しましては、これまでも、評議員会、理事会等の機会をとらえまして、本県を含む、広く九州内にその事業効果が及ぶように主張してまいりました。その結果、機構におきましては、新幹線の開通効果を、新幹線沿線地域以外への県へ波及させるよう、九州全体のPRとともに、修学旅行について、新幹線を利用した横方向のモデルコースの設定あるいは誘致活動を実施しているほか、来年度以降のキャンペーンの展開に向けた準備をしているところでございます。また、現在、今後の機構の事業指針となります新たな九州観光戦略の検討が進められております。同戦略が、本県にとっても十分な誘客効果がもたらされるものになりますよう、積極的にその策定に携わっていきたいと考えております。以上でございます。

○武井俊輔議員 続いて、観光コンベンション協会について伺います。協会の役割というのは

非常に重要なものだという事は言うまでもないわけなんです、いろいろ話を聞いてみますと、スポーツの誘致でいろいろ企業を訪問したり、コンベンションの誘致で行く一方で、例えばその会社は工場を持っている会社であったりとかいうようなことで、一方では、うまくつなげば企業誘致の可能性とかもそのあたりにあったりするわけなんです、そういった意味で、私は、この観光コンベンション協会を産業観光協会的なものにして、企業誘致なんかもできるような、宮崎県の対外的な戦略の窓口にしていったらいいのではないかと考えますが、見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） みやざき観光コンベンション協会は、本県の観光振興を図るために、民間の観光事業者等が主体となって設立した団体でありまして、行政と民間事業者との間や民間同士の連携を図りながら、観光宣伝やコンベンション誘致等を中心に活動を行っております。一方、企業誘致は、今後の投資に係る機密性の高い企業の情報を収集し、本県の立地を個別に働きかけるものでありまして、県が主体となって取り組んでいるところであります。このように、協会の設立経緯や活動の内容、さらには企業誘致における行政の主体性などから考えますと、協会に企業誘致の機能を持たせることは無理があるのではないかと考えております。ただ、私は、行政が対外的な誘致戦略を展開する上では、観光誘致や企業誘致とはお互いに連動・連携して進めるべきと考えております。そのため、例えば企業誘致で個別に企業を訪問する際には、コンベンションなどの誘致もあわせて行うよう、関係部署には指示させていただいているところであります。また、協会に対しても、本県への企業誘致の重要性を認識し

ていただき、例えばコンベンション等の誘致・受け入れに際しては、企業誘致の可能性も視野に入れて事業展開をするよう働きかけているところであります。

○武井俊輔議員 わかりました。時間もありませんので1つ飛ばして、続いて、太陽光パネル導入についてお伺いをいたしてまいります。

議案にあります住宅用太陽光発電システム等導入支援事業についてであります、非常に人気を博しているということで、これは県のソーラーフロンティア構想にも資することで、評価をしたいと思うんです。ただ、この件で1点疑問な点がありますのは、ソーラーパネルのメーカーはどこでもいいですよということでございます。昭和シェルソーラーが、これだけの莫大なコストをかけて宮崎県に立地をするという状況にあるわけなんです、この補助金で使用するパネルを昭和シェルソーラー製のものに限定することはできないのか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（高山幹男君） 住宅用システムの補助制度につきましては、環境にやさしい自然エネルギーであります太陽光発電を、家庭レベルに広く普及させることによりまして、新しい「太陽と緑のくにみやざき」として、低炭素社会実現のフロントランナーとなることを目指しますとともに、あわせまして、経済・雇用対策としての側面も有しておるものでございます。太陽光発電の普及拡大を図るためには、県民の多様な選択を可能とすることが必要であると考えており、また、経済・雇用の面からも、できる限りその効果を県内全域に波及させることが重要でありますことから、補助対象を特定の製品に限定するという事は難しいんじゃないかと考えております。

○武井俊輔議員 非常に残念な感じもするんですね。例えば営業マンが——私も営業の仕事をしておりましたが——会社にセールスに行っていて、「済みません、うちの商品買ってください」と。「でも、私は、あなたのところの商品を買うかわかりませんよ」みたいな話でしたら、ちょっとどうなのかなと。どうぞお引き取りくださいという感じがするんです。ですから、誘致企業もこれから非常に激しい競争になってくるわけなんです。本県は、日立プラズマディスプレイの非常に苦い経験もあるわけです。そういった意味で、誘致企業はリスクを負って宮崎県に来ていただいているわけですから、そういった意識を県民に啓発して、その製品を優先的に使っていくといったような意識を持っていく必要があるのではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 昨今の厳しい経済情勢の中にありまして、昭和シェルソーラー株式会社様により、世界最大級の太陽電池工場が立地することは、本県産業の振興や雇用の維持・拡大を図る上で、非常に大きな効果があるものと考えております。また期待もしておるところであります。県民がどのような製品を購入するか否かは、個人の自由な選択にゆだねられるべきものと考えておりますが、県といたしましては、製造、発電、活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりを目指すソーラーフロンティア構想の重要性、さらには、その推進における昭和シェルソーラーの位置づけ等について、広く周知いたしますとともに、メガソーラー事業の実施等、同社とさまざまな連携を図ってまいりたいと考えておるところであります。

○武井俊輔議員 なかなか難しいところもあるかと思うんですが、自治体によっては、例えば

そこの自治体に自動車の工場があれば、その工場の車を買えば助成をすとかいうのもやっているわけですから、いろんなことをまた考えていただきたいと思います。

最後に、国語力向上についてということをお伺いします。

先日、大学生が絵文字ばかりのメールを送ってくるものから、「絵文字を使わずに送ってみて」と言うのと、「なかなか書けない」と言うんです。携帯メールというものになれているからかわかりませんが、文章力とか読解力というのに非常に不安を感じたところでございます。まず、教育委員長にお伺いをいたします。今回で御退任ということですが、今までの中で、読解力の向上についてどのような思いをお持ちか、またどのような取り組みをなさってきたか、お伺いをいたします。

○教育委員長（大重都志春君） 議員の御指摘にもございましたとおり、我が国の子供たちの読解力の低下を懸念する声があります。例えば、国際的な学力調査でありますPISA（ピザ）調査では、思考力、判断力、表現力等を問う読解力の問題や記述式の問題に無解答が多いという結果が出ております。学習意欲や、粘り強く問題に取り組む態度にも課題があるのではないかと考えますが、読解力は、子供たちが社会において必要とされる力であるため、憂慮すべきことであると思っております。このような状況を踏まえ、新学習指導要領では、国語を初め各教科等で、自分の考えをまとめて発表するなどの言語活動の充実を図ることを大きな柱として位置づけておりますが、これはまさに時宜を得たものであります。変化の激しいこれからの時代を担う子供たちにとって、読解力は、生きる力をはぐくむためにも重要なものであり、

すべての教育活動でその育成を図っていかねなければいけないと考えております。

なお、私の過去の経験を振り返ってみますと、教壇に立っていたころ、私の一日は、まず、その日の朝刊から子供たちに知らせたい記事を探すことから始まり、朝の会では、子供たちと一緒に日本や世界の出来事に思いをはせておりました。今考えますと、N I E教育のはしりのようなものでしたが、子供たちのまなざしは本当に生き生きとしておりました。教師の思い、そして日々の取り組みこそが子供たちの大きな成長をはぐくむと、私は信じております。以上です。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。本当にじっくりと聞かせていただきました。

続きまして、読解力向上のためにということで、新聞の活用——今まさに出ましたN I E、これは、ニュース・イン・エデュケーション、教育に新聞をとということなんです、こういったN I E教育についても、県内各地でも取り組まれているんです。見てみますと、基本的には中学校がほぼ中心であるということで、高校ですと、私が把握する限りは1校しか取り組みがないように思います。県として、このN I E教育を含めて、こういった読解力をつけるためにどのような取り組みをしているか、教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 読解力を身につけさせるためには、まず、読書に親しむ態度を育てることが大切だと考えております。各高等学校におきましては、現在、約8割の学校で朝の読書を取り入れております。また、図書委員会の活動として読書週間を設定したり、図書だよりを発行し、学級ごとの貸し出し冊数や推薦図書を掲載するなどして、読書活動を推進しており

ます。さらに、授業におきましても、国語や公民を初め、多くの教科において、図書や新聞等を活用して、思考力、判断力、表現力等をはぐくむ場を設定しながら、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図り、読解力の育成に取り組んでいるところであります。以上です。

○武井俊輔議員 私も現場でいろいろと先生とかに話を聞いてみたんです。そうしますと、モチベーションの高い先生とか、そういったことに非常に理解のある校長先生がいるときには、学校の中で非常に盛んになるんだけど、そういう人が異動になったり、退職をしたりということになると、またいつの間にかなくなってしまおうというような、システムというよりは、人に依拠している部分がどうも大きいように感じております。そういった意味で、こういった読解力向上とかN I E教育などというのは、短期的なものでは数字の見えにくい部分があるわけなんです、こういったものに長期的な視点で取り組んでいただきたいと考えます。教育長の見解を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 読解力の向上には、先ほど申し上げましたように、読書に親しむとともに、新聞の活用というのも大事なことでと考えております。ちなみに、新聞につきましては、現在、各高校は、生徒が利用するために平均4紙程度を購入して、図書館や各学年の廊下等に置いて生徒が閲覧できるようにいたしております。また、総合的な学習の時間において、新聞を資料として探求型の授業を展開したり、多くの教科の授業や論文指導等に利用したりするなど、新聞を活用しているところでございます。新聞には、情報源としての役割のほかに、物事を多面的にとらえたり、あるいは社会に対する関心を高めたりする効果が考えられますの

で、県教育委員会といたしましても、今後とも学校全体で、お話にありましたように、継続的に新聞の活用がより一層促進されますように促してまいりたい、このように考えております。

○武井俊輔議員 そういった意味で、この読解力の重要性、また、新聞のお話もありましたけれども、重要性ということは非常にあるかと私も思います。

最後に知事に、せっかくですから、1点お伺いしたいと思うんですが、知事は、よく新聞と闘っていらっしゃるということもあるかと思うんですが、新聞を読むとか読書とかそういうものの重要性についてどのようにお感じか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 議員御指摘のように、私は、新聞に余りいい思い出がないものですから。新聞もちろん私に対していい印象は持っていないと思うんです。特に地元の新聞はそうだと思うんですけど。それとは別に、客観的に、新聞は多くのものを情報提供してくれる、あるいは文章能力——特に社説「いもがらぼくと」は別にしまして、社説に関しては、文章の構成力あるいは創造力、洞察力、そういったもの、あるいは読解力、語彙力、あるいはリテラシー、そういったものを非常に高めてくれる要素があると思います。新聞——活字ですね、そういったものに多く触れるように、これからは教育委員会等々をお願いしながら、読解力、語彙力、日本語力といえますか、そういったものが向上できる、そしてまた、そこから人材育成、子供たちの育成につながっていけばいいかなという感じがしております。

○武井俊輔議員 いろいろ御答弁ありがとうございました。いろいろと副知事初め失礼なこともあったかと思いますが、お許しをいただきま

して、以上をもちまして一般質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第16号及び第17号採決

○中村幸一議長 ここで、さきに提案のありました教育委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第16号及び第17号を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第16号及び第17号について、一括してお諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第12号まで及び請願委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第12号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託をいたします。

平成21年12月 4 日(金)

あすからの日程をお知らせいたします。

あす5日から10日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月11日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 1 分散会

12月11日（金）

平成 21 年 12 月 11 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 萩 原 耕 三 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 16 番 外 山 良 治 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | |
| 県 民 政 策 部 長 | 高 山 幹 男 | |
| 総 務 部 長 | 山 下 健 次 | |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 | |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | |
| 農 政 水 産 部 長 | 伊 藤 孝 利 | |
| 県 土 整 備 部 長 | 山 田 康 夫 | |
| 会 計 管 理 者 | 長 友 秀 隆 | |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 | |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | |
| 財 政 課 長 | 西 野 博 之 | |
| 教 育 委 員 長 | 大 重 都 志 春 | |
| 教 育 長 | 大 渡 辺 義 人 | |
| 公 安 委 員 長 | 野 中 玄 雄 | |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 浜 砂 公 一 | |
| 事 務 局 次 長 | 岡 田 英 治 | |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | |
| 議 事 課 長 | 富 永 博 章 | |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 | |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | |

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第12号まで、並びに請願第29号から第33号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願3件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、請願第31号については賛成多数、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、65億9,332万円の増額補正であります。この結果、一般会計の予算規模は6,347億2,866万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源につきましては、国庫支出金53億5,794万円余、繰入金12億838万円余が主なものとなっております。

このうち、県民政策部所管の予算につきまし

ては、6億2,916万円余の増額補正であり、補正後の予算額は113億446万円余となります。また、総務部所管の予算につきましては、6億963万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,445億5,945万円余となります。

まず、太陽光発電システム導入促進事業であります。

このことについて当局より、「9月補正予算を受け、住宅用太陽光発電システムの導入促進のための補助制度を創設し、11月から申請受け付けを開始したところ、国の新たな余剰電力買い取り制度の効果もあり、申し込みが予算額を大きく上回る見込みとなっていることから、増額補正を行うものである。この事業は、来年度も継続して計画的に行っていく予定である」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「太陽光発電システムの導入促進に当たっては、複数のメーカーが県内で競争してしく環境を整えて、結果として太陽光パネル等が県内に広く普及していくことが重要である。一方、県におかれては、誘致企業であるメーカーとさまざまな形で連携及び支援しながら、太陽光発電について県民に普及していく施策を積極的に展開していただきたい」との要望がありました。

次に、新たな県総合計画の策定状況についてであります。

このことについて当局より、「県総合計画は、長期的な展望として、本県の20年後の将来像を描いた上で、分野別施策における10年間の施策の方向性を明確に示すとともに、4年間のアクションプランを策定する。長期ビジョンについては、普遍性のある議論をもとに、県民共有の財産となるようなしっかりとしたものを仕上げていきたい。また、アクションプランにつ

いては、知事のマニフェスト等に基づく短期的な重点施策の中心プランとして策定する」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「20年後の宮崎のあり方はこういうものであると自信を持って通用するものを作成してほしい。2年をかけて策定する長期ビジョンは、次期知事選挙の結果に影響されることなく、人口問題等の将来的な課題に対して普遍的な内容を持つような計画にしていきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国際音楽祭を考える懇談会についてであります。

このことについて、当局より、「懇談会では「今後も本県の文化的財産として継続して実施すべきである」こと、「県民の意見の反映や出演機会の提供などによる県民参加を盛り込むべきである」という2点について、すべての委員の意見が一致した」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「宮崎国際音楽祭については、県内外から高い評価を受けており、今後とも時間をかけて積み重ねていくべきである。県民参加や経費節減を図りながらも、演奏会の質は下げないでほしい。今回の懇談会の意見も踏まえ、音楽祭がこういうふうに変ったというのを今後示していただきたい」との要望がありました。

次に、市町村への権限移譲についてであります。

このことについて当局より、「移譲事務については、毎年、全市町村を対象にメニューを示して説明会を行っている。移譲事務数は、宮崎市を初め規模の大きな市を中心に移譲が進んでおり、毎年増加傾向にある。平成22年4月時点の移譲事務数は1,068となり、前年度と比較し

て108事務の増加となる予定である」との説明がありました。

このことについて委員より、「住民サービスや事務の効率化の観点からは、住民に身近な事務は市町村で行うことが必要である。市町村と緊密に連携しながら、権限移譲を進めてほしい」との要望がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国の経済・危機対策補正に基づく交付金により、新たに「宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金」の造成や、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増しを行うとともに、国庫補助決定に伴う事業など48億7,700万円余の増額補正となっており、この結果、福祉保健部全体の補正後の予算額

は1,001億6,100万円余となります。

このうち、新型インフルエンザ対策事業についてであります。

これは、市町村が行う低所得者等への新型インフルエンザワクチン接種の補助や、インフルエンザ患者の入院を受け入れる医療機関の人工呼吸器を購入する費用に対して補助を行う事業であります。

このことに関連して委員より、「新型インフルエンザに対するワクチン接種費用は1回目が3,600円などと決まっているが、季節性インフルエンザワクチン接種費用については、各医療機関で費用が異なる。自由診療ということだが、同じ県内でも安いところと高いところの格差が1.5倍もある事例が見られるなど、余りにも差があるのはいかがなものか」との意見がありました。

次に、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を希望する市町村へ移譲するためなどの所要の改正を行うものであり、今回の改正に伴う市町村へ移譲を行う福祉保健部所管の事務数は108件となっております。

このことについて委員より、「県民にとって、同じ事務でありながら、市町村が窓口であったり県が窓口であったりすることはわかりづらい。県として一律となるように事務移譲に積極的に取り組んでほしい」との意見がありました。

次に、小林市立病院についてであります。

西諸医療圏の中核病院である小林市立病院について、来年1月末に内科医が2人退職して1人になるため、県の第2次救急医療施設の指定

を返上する可能性が報道されております。

このことについて委員より、「西諸地域の住民にとって、安全・安心が損なわれる大変な問題である。宮崎県医療計画の第2次救急医療施設として指定している県においても、指定の返上が避けられるように、医師確保に全力を挙げて取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、県立病院事業の平成21年度上半期の業務状況等についてであります。

このことについて当局より、平成21年度上半期における利用患者数は、前年度同期と比較すると、入院患者数で1万6,700人余、8.6%の減、外来患者数で3万2,900人余、17.2%の減となったとの報告があり、特に延岡病院については、入院患者数で13.7%、外来患者数で27.3%減っているとのことであり、収支についても前年度に比べ悪化しております。これは、いわゆるコンビニ受診の自粛やかかりつけ医推進の効果のほか、一部診療科の休診の影響等によるものであります。

また、県立病院経営形態検討委員会における検討状況についても報告があり、3病院いずれの分科会とも、ふさわしい経営形態として現行形態の継続を選択したとのことであります。その分科会の議論の中では、「病院の職員の意識に公務員としての甘えがあり、患者満足度の向上や経営改善に向けたさらなる意識改革が必要である」との厳しい意見や、「現在の医療スタッフの確保が難しい現状では、病院の経営努力だけでは経営の自立化は難しい。運営面での最大の課題である医師確保が、経営形態の変更で改善されるとはいいがたく、現行形態で引き続き努力したほうが現実性が高いと考えられる」などの意見があったとのことであります。

当委員会といたしましては、県立病院経営形

態検討委員会の各分科会の意見を尊重した経営努力を求めますが、一方で、現場での医療機器の整備などの意見を酌み取り、県立病院の高度医療の提供という使命を果たすことを第一に取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、県土整備部所管については、土地区画整理法に係る事務が対象となっております。

次に、議案第9号及び第10号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、県土整備部が所管している建設技術センターの管理運営、延岡土木事務所管内の県営住宅の管理運営について、指定管理者を指定するものであります。

このうち、建設技術センターの指定管理について、委員より、「指定管理となった後、産業開発青年隊の隊員募集については、指定管理者に一任するのか」との質疑があり、当局より、「県ホームページや公報などの広報媒体を活用し、県としても、今後も隊員の募集に関して協力していく考えである」との答弁がありました。また、別の委員より、「産業開発青年隊での教育については、技術面だけではなく、精神面での教育も評価されているという話も聞くが、現在の校風や教育理念は受け継がれていくのか」との質疑があり、当局より、「指定管理者募集要領の中に、土木建設分野において即戦力となる技術者の育成、規律正しく豊かな人間性を身につけた社会人の育成をコンセプトとして人材育成を実施するよう記載されており、カリキュラムや校風等についても大きく変更されることはないと考えている」との答弁がありました。

次に、新規学卒者雇用対策等についてであります。

このことについて当局より、「雇用状況が厳しい中、新規学卒者の就職状況も極めて厳しい状況となっており、新規学卒者の雇用の場の確保に向けて、直接的・緊急的な対策を早急に講じることとしたものである。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した対策案として、民間への委託雇用で1年間100名程度、県の臨時的任用として最長8カ月、50名程度の雇用創出を図るものであり、そのほかにも、県立産業技術専門校で新卒未就職者枠

を10名程度設けるとともに、臨時的に8名程度の定員増を行うなどの対策を行うこととし、今後、具体的な内容を策定した後、成案を得た上で2月議会に提案し、議会の議決を得られれば、速やかに事業公募等を行い、来年4月からの雇用に対応していくとの説明がありました。

このことについて、委員より、「企業からは即戦力として働いていただける人材の要望が多いが、資格を得るための職業訓練にはこの基金は使えないのか」との質疑があり、当局より、「本事業は、緊急雇用基金制度の適用要件を最大限活用したものであるが、現在の要件では職業訓練には活用できない。今後、さらに事業効果が発揮できるよう、国に対し、基金事業要件の緩和を強く求めていく」との答弁がありました。また、別の委員より、「県の臨時的任用として雇用することで、次のステップである正規雇用につなげていくようなスキルアップが図れるか」との質疑があり、当局より、「スキルアップにつながるよう、任用後の配属先については、検討を行っていききたい」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「新規学卒者が、当対策の雇用期間が終了した後も次の雇用先に就職でき、正規の雇用につながっていくようなフォローアップ事業についても取り組んでほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今回の雇用対策が、一時的な雇用に終わるのではなく、継続的な正規雇用に結びつくよう関係部局、関係機関とも連携を図り、その事業内容についてもさらに充実させていくとともに、新規学卒者だけでなく、未就業者全体の雇用対策についてもあわせて取り組んでいただくよう、要望するものがあります。

次に、入札制度についてであります。

このことについて、委員より、「入札・契約制度改革のあり方については、当委員会でもさまざまな議論を行い、9月には知事に対して申し入れも行っている。その後、入札制度の見直しについてどのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「現在、全国の状況を調べているところである。県土整備部内の発注機関との意見交換を実施したところであり、今後は関係団体等とも意見交換をしていく必要があると考えている。また、知事に対しては、現在の入札の現状等について説明を行った。今後も、入札状況等を検証しながら研究を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「さらなる経済情勢の悪化が懸念される中、地域経済を守るという観点からも、入札制度の見直しを喫緊の課題ととらえ、早急に取り組んでほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委

員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、国の経済・雇用対策である「森林整備加速化・林業再生事業」の3億2,700万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は355億5,600万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は361億5,300万円余となります。

このことについて委員より、「木材や木質バイオマスの加工施設など前倒しで整備を進める事業と、事業期間が短くなったことによって今回減額し、次年度以降の執行となる木造公共施設整備などの事業があるが、製品の需要が低迷している中で、木材の流通が滞ってしまう状況になるのではないかと危惧される。このため、今後は市場関係者等と連携を図り、円滑な流通や販路を確保するよう努めるとともに、着実な事業推進に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

このことについて委員より、「現在、設計変更等により工事がおくれぎみとのことであるが、今後は、施工業者等と工事の進め方について綿密な協議をしながら、安全な施設を完成させるよう努めるとともに、工事の進捗率も上げるよう全力で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で1億4,900万円余の増額補正であり、その主なものは、国庫補助決定に伴う補正で、補正後の一般会計予算額は450億1,600万円余となります。また、特別会計では、宮崎県農業改良資金特別会計において5,900万円余の増額補正であり、補正後の特別会計予算額は6億3,000万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は456億5,600万円余となります。

次に、戸別所得補償制度に関するモデル対策についてであります。

当局より、「国の平成22年度の概算要求において、地域農業の再生と食料自給率の向上を目的として、平成22年産米から、稲作農家の経営安定に向けた「米の戸別所得補償モデル事業」と麦や大豆、飼料作物等の転作作物に対する新たな助成対策の「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業が実施される予定である」との説明があり、このことについて委員より、「22年度は米を対象にモデル的に実施するとのことであるが、複合経営が多い本県の特徴を踏まえ、主力である野菜、畜産を含めた補償制度とするよう、地方の実情を中央にしっかりと伝えていく必要がある」との意見がありました。

次に、損害賠償の額の決定についてであります。

これは、平成20年11月に発生した県有車両による交通事故において、損害賠償の額が決定されたものであります。

このことについて委員より、「本案件については了解できるものの、事務手続について再確認をしておきたい」との意見がありました。

次に、「森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求め

る意見書」についてであります。

経済情勢の悪化による木材需要の急激な縮小と長期にわたる価格の低迷は、林業・木材産業を極めて厳しい状況に陥れており、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機にあります。このようなことから、国において、森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営を実現するとともに、山村を再生させるため、特段の措置を講じるよう要望するものであります。

次に、「農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書」についてであります。

先般の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、農道整備事業は廃止の方針が打ち出され、今後の整備が懸念をされるところであります。また、当委員会において、去る8日、本県の農道整備状況の現地調査を行い、地元関係者からも整備の継続を望む声があるなど、整備の重要性を確認したところであります。農道は、農業農村の振興に大きく寄与し、特に中山間地域では、重要な生活用道路としての役割も担っております。農業が基幹産業でありながら、農道の整備がおこなわれている本県においては、本事業の役割は重要なものとなっております。整備を進めていくことが必要不可欠であります。このようなことから、国において、農村地域での農道整備が着実に行われるよう、事業の継続的な実施と予算の確保を要望するものであります。

以上、これら2件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査とい

たしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 文教警察企業常任委員会でございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第7号及び新規請願1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第7号「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、現行条例では規制できない新たな形態の客引き行為等を規制するとともに、卑わいな行為及びつきまとい行為等の罰則を強化するもので、違反行為の抑止を図るとともに、積極的な指導・警告・取り締まり等により悪質な客引き行為等を排除し、違反行為から派生する各種事件を未然に防止することで、安全・安心な歓楽街の確保、県民の平穏な生活環境の確保を図るものであります。

このことについて、委員より、「これまで本県では規制対象外となっていた行為を規制するものであることから、改正内容の周知をしっかりと行ってほしい」との要望があり、当局より、「各種マスコミ媒体やチラシ・ポスターによる広報活動に加え、各警察署あるいは業態ごとの説明会を開催するほか、説明会に参加でき

ない事業者に対しては、各店舗に直接チラシを配付するなどして、周知徹底を図っていく」との答弁がありました。

次に、教育事務所の再編についてであります。

当局より、ことし9月以降に行われた市町村長や市町村教育長等への再編案の説明及び意見交換の概要等について説明があり、「一部について再編後の管轄区域を検討中ではあるが、ほとんどの市町村長及び市町村教育長から、再編案について一定の理解をいただいたところである」との報告がありました。

このことについて、委員より、「今回の教育事務所の再編については、その進め方や説明手続に問題があったのではないか」との意見があり、当局より、「手順を踏んで検討を重ねてきたところであるが、再編案を外部に示す手続に関しては、今回のことを今後の教訓として生かしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、12月18日に開催予定の県教育庁組織規則を審議する教育委員会会議において、当委員会及び市町村等から出された意見や要望を十分踏まえた上で、教育事務所の再編について適切な判断を行うこと、また、再編後も隔たりのない教育水準を維持するため、遠隔地となる市町村への支援をしっかりと行うこと、この2点を強く要望するものであります。

次に、宮崎県企業局経営ビジョンについてであります。

このことについて、当局より、新しい経営ビジョン案が示され、「これは、平成17年9月に策定された現在の経営ビジョンを改訂するものであり、健全経営のもとで県民福祉の向上に貢献するという基本姿勢のもと、国内経済の低迷

や厳しさを増す地方財政、あるいは低炭素・循環型社会の構築等、現在の企業局を取り巻く環境の変化や経営の現状を踏まえた上で、平成22年度から5年間の経営指針として、来年3月に策定する予定である」との説明があり、委員より、「企業局がこれまでに培ってきたノウハウを地域へ還元することができれば、市町村等が行う小水力発電などの新エネルギーの開発導入がさらに進むことが期待されるので、知事部局とも連携しながら、地域資源の活用に積極的に取り組んでほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 私は、長期にわたって継続審査となっております請願について、その審議の経過などをお聞かせいただきたいというふうに思います。

厚生常任委員会と商工建設常任委員会にそれぞれ付託されております案件なんですけれど

も、特に第5号などは、2年経過している中で10回の審査がもう既に行われているんですけども、まだ結論が出ないと。また、9号など、商工建設のほうでも1年半にわたって7回の審査が行われておりますけれども、まだ結果が出ないというような状況になっているんですけども、なぜ審議が重ねられながら結論に至っていないのか、何か問題があるのか、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○中村幸一議長 厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員 まず、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」及び請願第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」の委員会での審議内容と継続理由でありますけれども、特にことしの8月の選挙といたしますか、その後、民主党、社民党、国民新党の連立合意の中で、後期高齢者医療制度並びに障害者自立支援法とも廃止の方針というのが確認をされておりまして、そのような国の状況をもう少し注視する必要があるのではないかとということで、これは賛成多数で継続となったところがあります。

○前屋敷恵美議員 続いて、商工建設のほうからもお願いしたいと思います。

○中村幸一議長 商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員 前屋敷議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、議案第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願について、当委員会での審査内容と継続理由ということですが、当請願については、昨年度から継続審査となっております。今定例会においては、具体的な審査を直接行ってはおりませんが、当条例

を策定する必要性については、各議員それぞれ理解はできるものの、条例の実効性等について、さらに研究をそれぞれ深めたいということで、慎重に検討していくことがよいのではないかとということで、賛成多数で継続審査となったものであります。以上です。

○前屋敷恵美議員 それぞれ経過を御説明いただきましたけれども、私は、これだけ長期にわたる審議が続いてくる中で、やはり審査に当たって説明が必要だとか、資料が必要だとかいう場合には、それが不十分であれば、請願者に直接尋ねることなど、そういう方策も必要であったんではないかと思うのですけれども、そういうこともなされたんでしょうか。その辺のところをお聞かせください。それぞれお答えいただきたいと思います。

○長友安弘議員 請願者に対してそういう聴取を行うということはありませんでしたけれども、今回委員会の中で出た意見としましては、いずれの請願につきましても、これはやっぱり結論を出すべきではないかということでございましたけれども、今回につきましては、継続という声があつて、それをお諮りをしたという状況で、賛成多数で継続となったところがございます。いずれにしても、きちんとした結果を次の定例会には出したいというふうに思っております。

○宮原義久議員 私が委員長という立場で直接採決に加わるということではないんですが、先ほども話をしたように、必要性というのは、各委員十分その理解はしているというふうには理解をしているんですが、資料等を請求したのかという話にもなりますが、そこまでは、たしか今の現状ではやってはおりません。ただ、必要であるということなんですが、議会の進行上

の関係からいいますと、各委員それぞれさらに調査研究したいということで、「継続」という言葉が寄せられれば、やはりそこを踏ることから、賛成多数ということで継続になっておりますので、今後、各委員それぞれまた、この場でもこういう話になっておりますので、十分さらに精査をさせていただいた上で、資料等必要であれば、そういう要望が出てくるかなというふうには思っております。以上です。

○前屋敷恵美議員 最後に、もう一点ずつお伺いしたいんですけども、請願者の立場に立てば、いつまでたっても結果が示されないというのでは、議会に対する信頼も損なわれかねないと思っております。ですから、県民に誠実に対応するためにも、これだけ長期にわたれば、途中でその経過なりを請願者の方々に御説明することもあって当然ではなかったかと思っておりますけれども、その辺の対応はどうだったんでしょうか。

○長友安弘議員 今後、努力をしてまいりたいと思います。

○宮原義久議員 前向きに検討させていただきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出をされました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第10号「公の施設の指定管理者の

指定について」、反対の立場から討論を行います。

同議案は、延岡土木事務所管内の県営住宅13団地1,308戸について、その管理を延岡宅地建物取引業協同組合にゆだねるというものです。既に指定管理者制度が導入をされている宮崎市土木事務所管内などでは、住宅管理について、住民に対する対応の悪さから苦情の相談も寄せられています。ある団地などは、建てかえ入居から4～5年たっても、子供たちの遊び場や公園は整備どころか確保もされず、以前3カ所あった集会所も1カ所に削られたままで、日常生活に不便を来しています。団地内の穴ぼこにはすぐに雨水がたまるなどで、住宅を管理する不動産業者に整備を要請してもなしのつぶてで、責任の所在があいまいになった、もとの体制のほうがよかったと言われております。これらは当然県が対応する要件ではありますが、住民には全く伝わらないのです。この事例は一例にすぎませんが、住民福祉に寄与する公営住宅としての目的や機能を損なうことなく維持管理が行われているかといえば、極めて不十分であり、県が直営で管理をしていたときと比較して、サービスは低下をしているのではないのでしょうか。

この指定管理者制度は、官から民への構造改革路線、民間開放路線の一環として、あらゆる部署で進められていますが、特に公営住宅については、他の施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。それは、公営住宅法がうたう、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、提供すると同時に、公が責任を持って維持管理に当たるということは、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーを守る重要な役割があるからです。とりわけ家賃の徴収・督促業務に関して、個人情報等

の扱いがしっかり担保されているのかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関しては、指定管理者制度はふさわしくないと考えます。よって、今回提案された公営住宅の指定管理者の指定は認められません。

次に、請願についてです。

継続審査と報告されました、新規請願第32号「後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願」及び第33号「2010年度の年金確保に関する請願」について、採択を求めるものです。

「後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願」については、来年4月の制度の見直しで、さらなる保険料の引き上げが予想されるもとで、75歳以上の高齢者を囲い込み、差別医療を押しつける「後期高齢者医療制度」は、高齢者にとって耐えがたい屈辱的な制度です。安心して医療が受けられるよう、制度の早期廃止を求めた同請願の採択を求めるものです。

また、「2010年度の年金確保に関する請願」については、年金生活者にとってさまざまな税の控除が縮小・廃止される一方、医療や介護保険料の負担がふえ、可処分所得が激減する中では、年金を頼りに生活する国民にとって、年金の確保は切実な問題です。来年度年金の減額改定を行わないように求めた同請願の採択を求めるものです。

次に、今議会でも引き続き継続審査との報告がありました、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」、第9号「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願、第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」、第19号「平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願」及び第20号

「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について、採択を求めるものです。いずれの請願も、県民の暮らしの中での切実な課題・問題の解決を求めて、県議会にその思いを受けとめてほしい、力になってほしいと提出されたものばかりです。

こうした県民の切実な課題の請願を1年半も2年も継続審査で保留にすることは、議会の責任にもかかわる問題だと思います。継続審査を繰り返すということは、裏を返せば、請願の内容が道理あるものであり、不採択にできないものであるということだと思います。そうであれば、請願者の思いを重く受けとめ、その願いにこたえることは、県民のためにある議会の務めではないでしょうか。厳しい年の瀬を迎えておりますが、県民の暮らしが少しでも安定したものになるように、県議会そして議員は、県民とともに行動することが求められていると思います。ぜひ、それぞれの請願者の意思を十分に尊重して、今議会での請願採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を期待いたしまして、討論といたします。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第10号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第9号まで、
第11号及び第12号採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号から第9号まで、第11号及び第12号の各号議案について、一括お諮りをいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願1件採決

○中村幸一議長 次に、請願第31号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第5号、第9号、第11号、第20号、第32号及び第33号について、一括お諮りをいたします。

各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年12月11日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

過疎対策の充実を求める意見書

議員発議案第2号

新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

議案発議案第3号

高速道路無料化に関する意見書

議員発議案第4号

国民の生活を守る経済・雇用対策の実施を求める意見書

議員発議案第5号

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

議員発議案第6号

道路・港湾整備予算の確保を求める意見書

議員発議案第7号

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

議員発議案第8号

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

議員発議案第9号

全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書

議員発議案第10号

JAL(日本航空)経営再建に係る地方航空路線の維持確保を求める意見書

議員発議案第11号

細菌性髄膜炎から乳幼児を守るワクチンの定期接種化を求める意見書

議員発議案第12号

第6回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

平成21年12月11日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求める意見書

議員発議案第14号

農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書

平成21年12月11日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 福田 作弥

押川修一郎

武井 俊輔

前屋敷恵美

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

たばこ税増税の反対についての意見書

◎ 議員発議案第1号から第15号まで

追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第15号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出されました議員発議案について、第2号「新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書」及び第9号「全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書」について、反対の立場から討論を行います。

まず、議員発議案第2号「新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書」についてです。

1958年の第1次防衛力整備計画が始まって以来、軍事費は他の予算の増減にかかわらず聖域とされ、倍々ゲームで巨額の軍事費に大膨張してきました。現在、名称を変えての中期防衛力整備計画は、この5年間だけでも24兆2,400億円、毎年5兆円もの軍事費が保証されています。ソ連脅威論に始まった軍備拡大は、ソ連が崩壊した後も続き、世界でアメリカに次ぐF15戦闘機を持ち、世界のどの国にもない数の潜水艦捜索機を持つという膨大な無駄遣いの兵器購入が行われてきました。そして今日、自衛隊は、アメリカとともに海外で肩を並べて戦争ができる軍隊へと大きく変わろうとしており、海外派兵用兵器購入に踏み出し始めています。

海上自衛隊は、アメリカのアフガン報復戦争の支援として、インド洋での給油活動を行ってきましたが、その補給艦は430億円もの巨額な高性能のものに買い換えられ、また大型ヘリ護衛艦の配備を行い、対空ミサイルや対潜ミサイルも装備した、1隻当たり1,057億円もの護衛艦「ひゅうが」を配備しました。航空自衛隊も、海外の戦闘にしか使わない空中給油機や空中警戒管制機(AWACS)など、日本防衛には不要な兵器を購入するなど、今や専守防衛を投げ捨てて、自衛隊の海外派兵を一層進めるための中期防衛力整備計画の新たな見直しは、認められるものではありません。

今、北朝鮮問題など新たな脅威論が持ち出されていますが、それは、正式な外交ルートを開いて、話し合いのテーブルに着かせ、道理ある平和的話し合いを通じて非核化の実現を迫るなどの外交努力で解決することが重要であって、軍事力でもって解決するなど、世界の流れから大きくかけ離れています。今、世界の流れは、武力によらない平和の方向に大きく転換しています。アジア諸国を初め、世界の24カ国、世界人口の57%を占める国々が参加する東南アジア友好協力条約(TAC)は、「武力行使の放棄」「国際紛争の平和解決」をうたっています。

こうした平和の共同が広がる中で、日本も軍備増強の流れを平和・軍縮の流れに切りかえるべきです。近隣諸国と平和・友好関係を築くことこそ、日本の平和と安全の最も確かな保障となるものです。

この長引く景気低迷、雇用危機の中で、先日来、予算の事業仕分け作業が行われましたが、財源不足は否めません。今こそ、軍事費を大幅に削って財源を生み出し、暮らし、福祉、教育

に回すことが何より求められています。この方向こそ、道理ある選択ではないでしょうか。

よって、国民犠牲でさらなる軍事費を確保し、アメリカと一体に戦争をする国づくりにひた走る、新たな防衛計画の大綱策定に反対をするものです。

次に、議員発議案第9号「全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書」についてです。

本意見書案は、新政権が全国学力・学習状況調査、いわゆる全国一斉学力調査を抽出方式に変えて実施しようとしていることへ苦言を呈し、さらなる内容強化を求めています。そもそもこの学力調査は、児童生徒の学力傾向を把握することから始められたもので、抽出調査で十分と言われてきました。しかし、全国一斉学力調査を実施してきたことで、さまざまな弊害が生じています。その一つが、学力テストそのものの問題です。学校が平均点競争に駆り立てられ、得点力をアップさせたからといって、必ずしも学力そのものが上がったという保証にはならないからです。得点力を上げるために、テストの模擬訓練や対策の授業に力を割かれ、正規の授業時数にテスト対策が食い込んでしまい、わかって楽しい本来の授業ができず、子供たちに本来のつけるべき力がつかないといった事態さえ起きています。

さらに問題なのは、予備調査とはいえ、学力調査と称して、「家の人に大切にされていると思うか」「先生から認められていると思うか」

「家に何冊本があるか」など90項目もの生活・意識調査が行われたことです。さすがに本番ではこうした項目は削除されたものの、その人権意識の低さには驚かざるを得ません。

第2は、手続上の問題で、採点とデータ処理を、ベネッセコーポレーションやNTTデータ

など民間に委託している問題です。個人情報保護と説明責任が重視される現代社会においては、到底考えられないことであり、しかも費用は77億円という巨額を、まさに民間に丸投げという点でも、余りにも無責任ではないでしょうか。これだけの予算があれば、学校の施設整備費や備品費、少人数学級実現に振り向けてほしいという、学校現場や保護者の願いにこたえるべきではないでしょうか。

また、本意見書では、世界最高水準の義務教育を実現するために、全国一斉学力調査が必要であるかのように言っていますが、学力世界一で注目されているフィンランドでは、20人学級を進め、習熟度別学級編制をやめ、学び合いを大切にする、いっせい学力テストの中止、暗記ではなく何のために学ぶのかを大切にする、教員に教育の専門家としての自由と自主性を保障する、授業時間は日本より短く、夏休みも宿題なしの2カ月など、余暇や遊びによる人間形成を重視するなどの教育が行われてきましたが、その成果が実ったと言えます。

日本の教育予算は、OECD（経済開発協力機構）30カ国中最下位です。しかも、OECD平均の3分の2しかないという、まさに世界最低水準の予算です。フィンランドのような先進こそ見習い、むやみに子供たちを競争に駆り立てるやり方を改め、教育予算をふやし、将来の社会を担う子供たちに、基礎学力と豊かな人間形成が培われる教育こそ進められるべきです。

以上のような立場から、全国一斉学力調査の中止こそ必要であることを強く申し述べ、本意見案に反対するものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号及び第9号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号及び第9号について、一括お諮りいたします。

両案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成21年11月定例県議会を閉会いたします。(拍手)

午前11時6分閉会

◎ 議員発議案第15号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第15号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号、第3号から第8号

まで及び第10号から第14号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第1号、第3号から第8号まで及び第10号から第14号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

本年もあと20日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれましては、一層御自

資

料

平成21年11月定例県議会日程

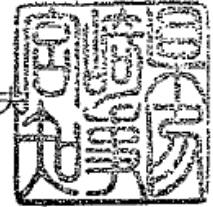
17日間

月日	曜	区分	議事	備考
11.25	水	本会議	開会 議席変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告 議案上程 知事提案理由説明 議案委員会付託（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
26	木	休会	常任委員会（総務政策、文教警察企業） （議案調査）	一般質問通告締切 12:00
27	金			
28	土		（閉庁日）	
29	日			
30	月	本会議	常任委員長審査結果報告、質疑討論、採決（給与改定関連） 一般質問	議会運営委員会 9:30
12.1	火	本会議	一般質問	請願締切 12:00
2	水			
3	木		一般質問	議員発議案締切 17:00 （会派提出）
4	金		一般質問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
5	土		（閉庁日）	
6	日			
7	月	休会	常任委員会	議員発議案締切 17:00 （会派提出を除く）
8	火			
9	水		特別委員会	議会運営委員会
10	木		（議事整理）	
11	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215 - 1255
平成21年11月25日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

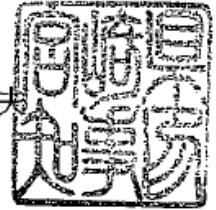
- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第2号 平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例
- 議案第5号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第11号 損害賠償の額の決定について
- 議案第12号 当せん金付証票の発売について
- 議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第14号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第15号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

215 - 1260
平成21年11月30日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第16号 教育委員会委員の任命の同意について
議案第17号 収用委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

平成21年11月定例会

一般質問時間割

11月30日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
2	自由民主党	福田 作弥	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~14:00	
4	自由民主党	外山 三博	14:00~15:00	

12月 1日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	愛みやざき	西村 賢	10:00~11:00	
6	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
7	社会民主党	鳥飼 謙二	13:00~14:00	
8	民主 党	田口 雄二	14:00~15:00	

12月 2日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
9	公 明 党	新見 昌安	10:00~11:00	
10	社会民主党	高橋 透	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	十屋 幸平	13:00~14:00	
12	愛みやざき	松田 勝則	14:00~15:00	

12月 3日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
13	自由民主党	松村 悟郎	10:00~11:00	休憩
14	公 明 党	河野 哲也	13:00~14:00	
15	自由民主党	押川修一郎	14:00~15:00	

12月 4日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
16	自由民主党	黒木 正一	10:00~11:00	
17	自由民主党	中野 一則	11:00~12:00	休憩
18	自由民主党県民の会	濱砂 守	13:00~14:00	
19	愛みやざき	武井 俊輔	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例		可決			
第5号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第7号	公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例					可決
第8号	工事請負契約の変更について			可決		
第9号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第10号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第11号	損害賠償の額の決定について				可決	
第12号	当せん金付証票の発売について	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 5 号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第 9 号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第 1 1 号	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		継続			
第 1 9 号	平成 2 1 年度宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 2 0 号	物価に見合う年金引き上げを求める請願		継続			
第 2 9 号	改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願	継続				
第30-1号	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願	継続				
第30-2号	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願					継続
第 3 1 号	たばこ税増税反対についての請願	採択				
第 3 2 号	後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願		継続			
第 3 3 号	2 0 1 0 年度の年金確保に関する請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成21年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第29号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める 請願 請願第30-1号 教育格差をなくしすべての子どもに ゆきとどいた教育を求める請願 県民政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査 ・調査を要 するため
厚生常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める 請願 請願第11号 障害者自立支援法の抜本的改善を求める 請願 請願第20号 物価に見合う年金引き上げを求める 請願 請願第32号 後期高齢者医療制度早期廃止の意見書 提出を求める請願 請願第33号 2010年度の年金確保に関する請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査 ・調査を要 するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」 の制定を求める請願 請願第19号 平成21年度宮崎地方最低賃金改正に ついての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査 ・調査を要 するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要す るため
文教警察企業 常任委員会	請願第30-2号 教育格差をなくしすべての子どもに ゆきとどいた教育を求める請願 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に 関する調査	慎重な審査 ・調査を要 するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会 運営を図る ため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	12月11日・可 決
〃 第2号	平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例	〃
〃 第5号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第9号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第10号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第11号	損害賠償の額の決定について	〃
〃 第12号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第13号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月30日・可 決
〃 第14号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第15号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第16号	教育委員会委員の任命の同意について	12月4日・同 意
〃 第17号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	過疎対策の充実を求める意見書	12月11日・可 決
〃 第2号	新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書	〃
〃 第3号	高速道路無料化に関する意見書	〃
〃 第4号	国民の生活を守る経済・雇用対策の実施を求める意見書	〃
〃 第5号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第6号	道路・港湾整備予算の確保を求める意見書	12月11日・可 決
〃 第7号	農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書	〃
〃 第8号	農業共済事業の健全な発展を求める意見書	〃
〃 第9号	全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書	〃
〃 第10号	JAL（日本航空）経営再建に係る地方航空路線の維持確保を求める意見書	〃
〃 第11号	細菌性髄膜炎から乳幼児を守るワクチンの定期接種化を求める意見書	〃
〃 第12号	第6回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第13号	森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求める意見書	〃
〃 第14号	農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書	〃
〃 第15号	たばこ税増税の反対についての意見書	〃

意見書、その他

過疎対策の充実を求める意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4次、40年に渡り総合的な過疎対策事業が講じられ、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきた。

しかしながら、若者の流出による人口の減少や高齢化が急速に進行しており、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、野生鳥獣による耕作地等の被害による基幹産業である農林水産業の停滞を始めとし、公共交通の縮小、地域を担う医師の深刻な不足など基礎的な集落を維持することさえ困難な地域も拡大している。

平成12年に施行された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末を持って失効することとなるが、過疎地域の持つ豊かな自然や歴史・文化、水源の涵養、食料・人材の供給など多面的な機能を今後とも維持し安心・安全な暮らしを支えるためには、引き続き総合的な過疎対策に取り組むことが必要である。

については、現行法の延長について可能な限り拡充するとともに、抜本改正においては、計画策定の義務づけの見直しや実態に即したきめ細やかな地域の指定を含め、過疎地域の地域性・自主性を重視した総合的な対策とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
農 林 水 産 大 臣	赤 松 広 隆 様
国 土 交 通 大 臣	前 原 誠 司 様

新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

北沢俊美防衛大臣は、9月24日の報道各社とのインタビューで、防衛計画大綱の見直しについて、年内に見直す考えを表明したものの、政府は10月20日の安全保障会議で、防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画の策定を来年末まで先送りする方針を確認した。

現在の大綱は平成16年に策定され、平成17年度から今年度までの5年間の計画期間となっているが、計画策定以降、北朝鮮は核実験や大陸間弾道ミサイルの発射を行う一方、中国は航空母艦の建造計画を進め、我が国近海における活動を活発化させるなど、北東アジアの安全保障環境は、現大綱が策定された平成16年から大きく変化し、我が国の安全保障上、早急な対応が必要となっている。

また、自然災害への対応や、有事における国民保護など、自衛隊の活動は国民生活と密接に関係しており、自衛隊の円滑な運用と、地方自治体との有機的な連携のためにも新大綱の策定は急務である。

よって、国においては、我が国の安定と繁栄を今後とも確保するため、新たな防衛計画の大綱策定を先送りする決定を撤回し、早急に新大綱と新たな中期防衛力整備計画を策定するとともに、国防についての新政権の強い意志を内外に発表することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
外 務 大 臣	岡 田 克 也 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
防 衛 大 臣	北 沢 俊 美 様

高速道路無料化に関する意見書

平成22年度当初予算の概算要求において、高速道路無料化の社会実験に要する経費として6,000億円が計上されたが、九州経済連合会による九州内企業へのアンケートをはじめ、多くの調査で、無料化の反対意見が賛成意見を上回り、およそ国民においてこれを支持する世論が醸成されているとは言えない状況にある。

本県は、大都市圏から遠距離に位置している上、東九州自動車道など高速道路網の整備が遅れていることもあり、長距離フェリーなどへの物流面での依存度が高いが、無料化はこうした海上航路の維持を困難にするものと思われる。

また、高速バスの利益で過疎地域の生活路線を維持しているバス事業者に対する影響も深刻であり、高速道路が無料化されれば、路線バスの減便や廃止が相次ぎ、車を持たない高齢者や学生など交通弱者の移動手段が失われる事態も想定される。

さらに、高速道路の渋滞問題や自家用車使用を抑制するという地球温暖化対策の観点からも課題が多い政策と言わざるを得ない。

本県のような地方において高速道路建設は途上であり、無料化の結果、高速道路をはじめ、地域にとって必要な道路整備事業の予算確保が困難になることも明らかである。

よって、国においては、高速道路無料化について慎重に検討されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣 菅直人様
内閣官房長官 平野博文様
総務大臣 原口一博様
財務大臣 藤井裕久様
国土交通大臣 前原誠司様

国民の生活を守る経済・雇用対策の実施を求める意見書

依然として厳しい経済・雇用情勢が続く中、国は、11月の月例経済報告において日本経済は「穏やかなデフレ状況にある」と認定するに至ったが、このところの急激な円高傾向も重なり、さらなる企業業績の低下と雇用情勢の悪化が大いに懸念されるところである。

特に、本県においては、10月末時点で、有効求人倍率は0.39倍と全国の0.44倍を下回り、また、新卒者の就職内定率は、大学生が40.3%、高校生が54.4%と就職氷河期を上回る最悪の状況に近づきつつあるなど、景気後退の波は地方に及ぶにつれて増幅され、今や県民生活に重大な影響を及ぼしていると言っても過言ではない。

このような地方の実態を十分に踏まえつつ、国は、国民の生活を守り抜くために、責任をもって切れ目のない対策を講じていく必要がある。

よって、国においては、「雇用」や「地方」に配慮した第二次補正予算の編成はもとより、デフレからの脱却と安定的な経済成長を実現するために、下記事項を早急に実行するよう強く要望する。

記

- 1 雇用の維持・確保を図るため、実態に即した助成金支給要件の緩和を含めて雇用調整助成金制度を拡充すること。
- 2 雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡充や「訓練・生活支援給付」の恒久化を図るとともに、ワンストップ・サービス化に伴いハローワークの窓口体制を強化するなど、職業訓練、再就職、生活、住宅等に関する総合的な支援を充実すること。
- 3 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。
- 4 急激な円高による影響を緩和するため、中小企業金融対策を充実・強化すること。
- 5 デフレからの脱却と経済の安定的な成長を実現するマクロ経済政策を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五五月様
内閣総理大臣	鳩山由起夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
金融担当大臣	平野博静様
総務大臣	原井口一裕様
財務大臣	藤井裕久様
厚生労働大臣	長妻昭行様
経済産業大臣	直嶋正行様

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この交付金を活用し、道路や水道等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の多大な貢献があることを十分認識すべきである。

しかしながら、これらの関係市町村においては、人口の減少や高齢化の進行、三位一体の改革による地方交付税の減額等により地域の疲弊が進行している。

このような状況下、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、現在の制度では、これらの地域がますます疲弊し、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

よって、国においては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるこの交付金について、今後とも円滑な運転を継続することの必要性を考慮の上、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 交付対象期間を発電施設の運転終了までとすること。
- 2 原子力発電交付金との格差を踏まえ、交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件を改善し、所要の財源を措置すること。
- 3 行政刷新会議ワーキンググループの結論を尊重し、使途に制限のない交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
経 済 産 業 大 臣	直 嶋 正 行 様

道路・港湾整備予算の確保を求める意見書

本県の産業の活性化や暮らしの利便性向上、さらには九州全体の一体的な浮揚を図っていくためには、「東九州自動車道」や「九州横断自動車道」などの高規格幹線道路をはじめ、国県道や市町村道を含めた道路網の一体的なネットワークを早期に構築することが重要であり、一刻も早い整備が求められているところである。

しかしながら、平成22年度当初予算の概算要求において、東九州自動車道は県南の北郷～日南間が大幅に予算が削減され、九州横断自動車道についても予算の圧縮がなされた。また、国道10号都城志布志道路も予算が大きく減額され、国道220号青島～日南改良事業については概算要求が見送られる事態となった。

さらに、九州の扇の要に位置する細島港については、大型貨物船が着岸可能な水深13メートル規模の岸壁整備が概算要求に盛り込まれず、細島港利用を前提に本県への進出を決定した誘致企業の今後の動向が、大いに懸念される場所である。

都市と地方、東西九州の格差がますます拡大している中であって、このままでは本県は、危機的な状況に陥ってしまうこととなる。

よって、国においては、地域主権を実現するためにも、本県のように社会資本整備が著しく遅れている地方の道路・港湾整備予算が十分に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
国土交通大臣	前原誠司様

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の急速な進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄地の増加などが顕著になっている。この状況を放置すると、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念される。

よって、国においては、農山漁村の持つ多面的機能を維持・向上させるため、下記施策の推進を図られるよう強く求める。

記

- 1 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。
- 2 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境保全などの対策を強化すること。
- 3 今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
農 林 水 産 大 臣	赤 松 広 隆 様
環 境 大 臣	小 沢 鋭 仁 様

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

先般実施された行政刷新会議による事業仕分けにおいて、農業共済の共済掛金国庫負担金及び農業共済事業事務費負担金について、いずれも「三分の一程度の予算要求縮減」との結論が出された。

農業は自然に左右されることが最も大きい産業であり、特に本県は、台風による風水害に度々見舞われているところである。こうした災害から農家の経営を守り、農業の自律的な発展を支えているのが農業共済制度である。農作物の被害率は一般の損害保険に比べて非常に高く、それゆえ掛金が高くなることから、国は農業災害補償法に基づき、掛金の二分の一を負担し、より多くの農家が農業共済制度に加入できるよう支援してきたところである。

農業共済組合が事業運営にあたり経費の無駄を削減し、経営努力につなげることは極めて有意義であるが、事業仕分けによって、農業共済制度の負担金が削減され、結果的に農家の負担が増大することは、我が国農業の発展を阻害することにつながるものである。

よって、国においては、農業共済制度の健全な発展を図るとともに、国庫負担金の縮減が農家の負担増大につながらないように、必要な予算措置を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様

全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度より現行方式を改め「抽出方式」（４０％）に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されている。さらには、行政刷新会議による事業仕分けにおいて、「全国学力・学習状況調査」の抽出対象の絞り込みを含む予算要求の大幅縮減の結論が出されたところである。

来年は３年前に小学６年生だった児童が、中学３年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加することになるが、３年間の学習の成果を定点観測に検証できる初めての機会であるにも関わらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由が見あたらない。

抽出調査の対象外であっても、学校の設置者が希望をすれば利用できる「希望利用方式」も検討されているようであるが、その実施に関しては非常に曖昧であり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となった者と比べて、著しく不公平を生じさせるものである。

よって、国においては、世界最高水準の義務教育を実現するため、「全国学力・学習状況調査」を慎重に検討し、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年１２月１１日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
文部科学大臣	川端達夫様
総務大臣	原口一博様

JAL（日本航空）経営再建に係る地方航空路線の維持確保を求める意見書

JAL（日本航空）は事業再生申請が受理され、現在経営再建の途上にある。その過程においてJALは経営合理化の一環として路線の再編成を進め、地方空港の中には運航する定期便が皆無になるという状況が発出することも懸念されている。

本県でもJALグループは長崎、高知など段階的に廃止を進め、既に広島西線についても廃止の方向が打ち出されている。

他のJALグループ路線においても機材の小型化なども進められており、これは旅客のみならず、貨物スペースの減少に伴う農産品、工業製品の輸送力確保にも影響を与えるものである。

今後もJALグループの経営再建の過程において、大都市間を結ぶ主要路線に経営資源が集中投下されれば、地方空港及び地方路線への影響は大きくなり、地方経済への影響は甚大なものとなることは必至である。

JALグループの経営再建においては、公的資金の投入にあたっての高額な企業年金の問題などへの国民の理解を得る対応をすべきことは言うまでもない。しかし、極めて公共性の高い企業であり、早急な経営再建が求められるところである。

よって、国においてはJALグループの経営再建にあたっては、国民の理解にも配慮しつつ、地方空港及び地方路線の維持継続等が十分図られるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
財務大臣	藤井裕久様
国土交通大臣	前原誠司様

細菌性髄膜炎から乳幼児を守るワクチンの定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は国内で5歳未満乳幼児の発症数が年間約600名以上、そのうち約5%が死亡、また約20%が脳や手足などに後遺症が残るとの報告もあり、怖い病気である。また初期症状は発熱など風邪に症状が似ているため、早期の診断が困難であることから、対処法としてワクチンによる予防が有効な手段である。

細菌性髄膜炎の主な原因となるインフルエンザ菌b型(ヒブ)と肺炎球菌(七価)は国が安全性を認めたワクチンが承認されており、ヒブワクチンはすでに任意接種ができ、肺炎球菌ワクチンは一般販売が予定されているところである。

しかし、ヒブワクチンの接種費用が高価であることから接種を控えるところもあり、全国的な普及が遅れている。ヒブワクチンと肺炎球菌(七価)ワクチンの定期接種化が実現することですべての乳幼児に接種が可能となる。

よって、国におかれては速やかにヒブ及び肺炎球菌による細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患(一類疾病)に位置づけることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
財務大臣	藤井裕久様
厚生労働大臣	長妻昭様

第6回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会機能の充実や活力に満ちた地域づくりなどについての意見交換
- 2 派遣場所 長崎市
- 3 期 間 平成22年1月18日（月）から
平成22年1月19日（火）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する11名以内

森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求める意見書

世界規模で地球温暖化が深刻な環境問題となる中、国は2020年までにCO₂を1990年に比べて25%削減することを目標としたが、地球温暖化対策を進めるためには、森林がもつCO₂を吸収・固定する機能をこれまで以上に発揮させていく必要があることは言うまでもない。

しかしながら、経済情勢の悪化による木材需要の急激な縮小と長期にわたる価格の低迷は、CO₂の吸収・固定機能はもとより森林がもつ多面的な機能の発揮に欠かせない林業・木材産業を極めて厳しい状況に陥れている。

特に本県は、スギの生産量が18年連続して全国一となるなど、全国有数の林業県であるがゆえに最も厳しい状況を強いられており、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機にある。

よって国におかれては、森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営を実現するとともに山村を再生させるため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 創設が検討されている地球温暖化対策税（環境税）については、森林吸収源対策及び木材・木質バイオマスの利用拡大施策の推進のための安定的財源とすること。
- 2 京都議定書に基づくCO₂の森林吸収目標3.8%を確保するために必要な間伐の事業量を確保するとともに、森林整備や林業生産活動を効率的に推進するため路網の整備を推進すること。
- 3 木材価格の長引く低迷による厳しい状況を深刻に受け止め、森林整備に要する費用相当額交付による森林所有者の負担軽減措置を行うこと。
- 4 森林・林業の担い手を育成し、持続可能な森林経営体制を確立するため、緑の雇用担い手対策等による林業労働対策及び林業後継者対策を推進するとともに、施業の集約化・団地化・機械化による効率的な生産システムの確立を推進すること。
- 5 住宅建築、公共施設、公共工事等多様な分野での木材利用の拡大、さらには木質バイオマス利用・開発を推進するとともに、住宅版エコポイント制度を導入するに当たっては、国産材の利用に関してもポイント付与の項目とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
財務大臣	藤井裕久	様
農林水産大臣	赤松広隆	様
経済産業大臣	直嶋正行	様
環境大臣	小沢鋭仁	様

農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書

先般の行政刷新会議の「事業仕分け」において、農道整備事業は「歴史的役割は終わった」として「廃止」の方針が打ち出されたところであるが、地方においては、本事業に対する要望が強く、今後の整備が懸念されている。

農道は、一般道とは異なり、農業集落と営農団地、営農団地と集出荷施設等を結ぶ路線であり、大型の農業機械の導入による農業経営の効率化や農産物輸送の合理化が図られ、農業農村の振興に大きく寄与している。特に、中山間地域では、重要な生活用道路としての役割も担っている。

農業が基幹産業でありながら、農道の整備が遅れている本県においては、一般道と異なる機能等を有する本事業の役割は重要なものとなっている。

さらには、都市と農村の地域間格差が拡大している中であって、都市と農村が一体となって均衡ある発展をしていくためには、農業生産基盤の整備にあわせて農道整備を進めることが必要不可欠である。

よって、国においては、農村地域での農道整備が着実に行われるよう事業の継続的な実施と予算の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様

たばこ税増税の反対についての意見書

たばこ税については、厚生労働省が政府税制調査会に「たばこ税増税」を要望し、政府税調では慎重論もありながら、増税の方向で論議がなされ、12月11日に予定されている税制改正大綱決定に向け、増税の動きが強まりつつある。また、たばこの消費削減を目的としたたばこ税増税論が一部にあるものの、たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するか否かは、あくまで成人各人が判断すべき問題である。

たばこ税は国・地方を合わせてすでに60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、製品たばこの消費量が10年連続で減少している中、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ない。たばこという特定の商品のみならず、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を著しく欠くものであり、さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者だけでなく、国民の納得は到底得られない。

こうした中、地方財政は地方交付税が大幅に削減されるなど、厳しい財源不足にあり、地方たばこ税は極めて貴重な一般財源となっている。平成19年度における宮崎県の地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約95億円にのぼり、地方税に占める割合は4%に達している。

また、さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとする我が国たばこ産業全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済、地域農業にも計り知れない影響を及ぼすことになる。

特に、本県葉たばこは、畑地帯を中心に889名1,670ヘクタール栽培され、作付け前に買入価格、耕作面積が決定しており、安定した土地利用型農業の重要な品目の一つとなっており、万一、たばこ税が増税されれば消費量減少により、耕作面積の大幅な減反が危惧され、農業経営の維持が困難な状況となるばかりでなく、耕作放棄地等が増加するなど、地域農業への影響が懸念される。

よって国会並びに政府におかれては、現状を十分に考慮し、安易なたばこ税の引き上げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
総務大臣	原口一博	様
財務大臣	藤井裕久	様
農林水産大臣	赤松広隆	様
経済産業大臣	直嶋正行	様

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	3	—	3	
厚生	2	3	5	
商工建設	—	2	2	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	1	—	1	
計	6	5	11	

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第29号	受理年月日	平成21年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎県日南市大字日高650-2 日高 ゆかり		
請願の件名	<p>改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願</p> <p>(請願の要旨)</p> <p>改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願 国籍法の改正により生じ得る偽装認知の防止ならびに改正された国籍法の厳格な制度運用の要請を求める。かつ国会又は関係行政庁へ同趣旨の意見書を提出することも求める。 具体的には、下記の制度運用を求める。</p> <p>(1) DNA鑑定の審査時における推奨 (2) 申請者や外国人の親の日本における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査(国籍付与後の継続調査を含む) (3) 審査情報の開示 (4) 罰則を強化すること</p> <p>(請願の理由)</p> <p>国籍法の一部を改正する法律が平成20年12月5日に参議院で可決され、同年12月12日に公布された。本改正法案は、「出生後日本国民である父に認知された子の国籍の取得に関する国籍法の規定は、一部が違憲である」との最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本国籍の取得を可能とする為に提出されたものである。</p> <p>しかし、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われた他、国民の間でも偽装認知等の違法行為ならびに不正行為を懸念する声がある。違法に日本国籍が取得された場合、それに伴い生じうる犯罪行為および不正行為によって住民の福祉の増進ならびに宮崎県の健全な発達が妨げられるおそれがある。</p> <p>よって、国籍法改正によって生じ得る偽装認知の防止ならびに改正された国籍法の厳格な制度運用を要請するとともに、同趣旨の意見書を国会ならびに関係行政庁へ提出することを求める。</p>		
紹介議員	外山 衛 宮原 義久 横田 照夫		
摘要			

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第30-1号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名811人)		
請願の件名	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願 請願の趣旨 教育は、子どもたちの輝く未来と社会をつくります。ところが、経済的な理由で多くの子どもたちが大事な学ぶ権利を脅かされています。私たちは、教育予算を増やし、どの子にもゆきとどいた教育を保障することを求めています。また、近年の教育制度の変更により、学校には様々な問題が起こっています。これらについても、制度の見直しするよう県から国へ要望し、あるいは市町村の実情を把握していただきますよう請願します。 請願項目 1 小・中・高等学校の30人以下学級（高校職業科25人・定時制20人）を早急に実現するよう、国に意見書を出してください。 2 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。 3 ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員を増やしてください。 教職員は、正規採用にしてください。 4 障がいの多様化に応じた手厚い人員配置をしてください。 5 高校の授業料を、私学を含め無料化するよう、国に意見書を出してください。 6 学費と教育条件の公私格差を解消するため、私学助成を大幅に増額してください。 7 全国一斉学力調査を廃止してください。 8 教育免許更新制を廃止してください。 9 2学期制を3学期制に戻してください。 10 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。 給食費は無償にしてください。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第30-2号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名811人)		
請願の件名	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願 請願の趣旨 教育は、子どもたちの輝く未来と社会をつくります。ところが、経済的な理由で多くの子どもたちが大事な学ぶ権利を脅かされています。私たちは、教育予算を増やし、どの子にもゆきとどいた教育を保障することを求めています。また、近年の教育制度の変更により、学校には様々な問題が起こっています。これらについても、制度の見直しするよう県から国へ要望し、あるいは市町村の実情を把握していただきますよう請願します。 請願項目 1 小・中・高等学校の30人以下学級（高校職業科25人・定時制20人）を早急に実現するよう、国に意見書を出してください。 2 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。 3 ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員を増やしてください。 教職員は、正規採用にしてください。 4 障がいの多様化に応じた手厚い人員配置をしてください。 5 高校の授業料を、私学を含め無料化するよう、国に意見書を出してください。 6 学費と教育条件の公私格差を解消するため、私学助成を大幅に増額してください。 7 全国一斉学力調査を廃止してください。 8 教育免許更新制を廃止してください。 9 2学期制を3学期制に戻してください。 10 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。 給食費は無償にしてください。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第31号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市高千穂通1丁目6番21号 宮崎県たばこ耕作組合 組合長 郡 利夫 宮崎県宮崎市旭1丁目8-17 宮崎たばこ販売協同組合 理事長 渡辺正司		
請願の件名	<p>(要旨) たばこ税増税反対についての請願</p> <p>(理由) たばこ税については、厚生労働省が政府税制調査会に「たばこ税増税」を要望し、政府税調では慎重論もありながら、増税の方向で論議がなされ、12月11日に予定されている税制改正大綱決定に向け、増税の動きが強まりつつあります。</p> <p>一方、地方財政は地方交付税が大幅に削減されるなど、厳しい財源不足にある中、地方たばこ税は極めて貴重な一般財源となっており、平成19年度における宮崎県の地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約95億円にのぼり、地方税に占める割合は4%に達しております。</p> <p>たばこはあくまで合法の嗜好品です。また、たばこ税は国・地方を合わせてすでに60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、製品たばこの消費量が10年連続で減少している中、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ません。</p> <p>このような中、たばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、たばこの消費量が大幅に減少することは避けられず、その結果、宮崎県においても貴重な一般財源である地方たばこ税は、過去の例から見ても、税収減につながることは明らかであります。</p> <p>また、本県葉たばこは、畑地帯を中心に889名1,670ヘクタール栽培され、作付け前に買入価格、耕作面積が決定しており、安定した土地利用型農業の重要な品目の一つとなっております。万一、たばこ税が増税されれば消費量減少により、耕作面積の大幅な減反が危惧され、農業経営の維持が困難な状況となるばかりでなく、耕作放棄地等が増加するなど、地域農業への影響が懸念されます。</p> <p>ついては、次の理由により、たばこ税増税が行なわれることのないよう強く要望し同趣旨の意見書提出を求めます。</p> <p>1. たばこは、すでに担税物品の中でも最も高率の60%を越える税を負担している。たばこという特定の商品のみならず、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を著しく欠くものである。さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者ばかりか、到底国民の納得は得られない。</p>		

	<p>2. 喫煙規制強化ならびに成年人口減少などの構造的要因により10年連続でたばこの消費量が減少している中、更なるたばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、貴重な一般財源である地方たばこ税の税収減につながることは、過去の例から見ても明らかである。</p> <p>3. 一部には、たばこの消費削減を目的としたたばこ税増税論があるものの、たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するか否かは、あくまで成人各人が判断すべき問題である。</p> <p>4. さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとする我が国たばこ産業全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済、地域農業にも計り知れない影響を及ぼすことになる。</p>
紹介議員	丸山裕次郎 外山 衛 松村 悟郎 横田 照夫 徳重 忠夫 河野 哲也 関師 博規 田口 雄二
摘 要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第32号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願</p> <p>[請願の趣旨]</p> <p>昨年4月から「後期高齢者医療制度」が実施されましたが、この制度は医療費の削減を目的とした世界に例を見ない年齢による差別的医療制度といわねばなりません。</p> <p>この制度は、75歳以上の高齢者を囲い込み、病気になったのは自己責任、その医療費も高齢者の自己負担が原則というものです。そのため、実施と同時に各方面から問題点が指摘され、次々と見直しが行なわれましたが、制度の根幹はそのまま温存されており、反対が強かった差別医療の導入も現在は凍結されていますが、制度化されたままです。</p> <p>来年4月には制度の見直しが予定されており、報道によりますと「保険料の引き上げは避けられない」とも言われています。すでに、参議院では2009年6月に「廃止」法案が可決され、鳩山新政権も「制度は廃止する」方針であり、当該者からは不服申立申請書が続々と提出されているなど、一刻も早くこの制度は廃止されるべきものと言わねばなりません。ただ、長妻厚労大臣の記者会見等の発言では、新しい医療制度総体の改革を先行させることも検討しており、その間、現行制度が継続される恐れがあります。高齢者は、この制度が一日でも長く続くことを認めることはできず、早期に廃止されることを願っています。</p> <p>つきましては、この制度の廃止を図るために、下記事項について、地方自治法第99条に基づいて、国に意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 後期高齢者医療制度は、問題点も多いため、早期に廃止すること。</p>		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第33号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>2010年度の年金確保に関する請願</p> <p>[請願の趣旨]</p> <p>公的年金等控除の縮小・老年者控除の廃止・低所得高齢者の住民税非課税措置廃止などに加えて、医療・介護保険料の上昇などが加わり、可処分所得が激減しています。そのため、高齢者の生活は厳しさを増しています。</p> <p>2008年は、国際投機資金の無秩序な投機活動による原油・穀物の高騰に伴う物価の異常な上昇があったにもかかわらず、政府は様々な理由をつけて2009年度の年金を据え置きとしました。そのため、高齢者の生活はさらに追い詰められることとなりました。</p> <p>今年、2009年半ばより、消費者物価指数の低下が伝えられています。これを理由に2010年度、政府が年金減額を行うことが懸念されます。しかし、庶民にとって消費者物価指数は、不当に低く表示されています。</p> <p>2010年度、政府が年金の減額改定を強行することとなるならば、高齢者の生活はさらに圧迫されることとなります。それにより内需がますます冷えこみ、地域の経済や自治体財政にも深刻な影響をもたらすことは明らかです。</p> <p>よって、これ以上の生活圧迫を防ぐ年金の減額改定を回避するために、下記事項について地方自治法第99条に基づいて、関係各方面に意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 2009年の「消費者物価指数」に関わらず、高齢者の生活実態にかんがみ2010年度年金の減額改定を行わないこと。</p>		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二 前屋敷 恵美		
摘要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

厚生常任委員会

請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願者 住所・氏名	宮崎市祇園3丁目158 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		
紹介議員	外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上紀代子 前屋敷恵美 武井 俊輔 河野 哲也		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第19号	受理年月日	平成21年 6月 5日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山 節夫		
請願の件名	平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	田口 雄二 満行 潤一		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	平成21年 6月17日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 委員長 津守 信弘		
請願の件名	物価に見合う年金引き上げを求める請願		
紹介議員	満行 潤一 井上 紀代子 前屋敷 恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月25日	水	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（中野一則、武井両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（議員の委員会委員辞任許可等） 議案第1号～第15号上程 知事提案理由説明 議案第13号～第15号委員会付託（給与改定関連）
11月26日	木	休 会	常任委員会（総務政策、文教警察企業）
11月27日	金		（議案調査）
11月28日	土		
11月29日	日		
11月30日	月	本 会 議	議案第16号、第17号追加上程 知事提案理由説明 常任委員長審査結果報告（総務政策、文教警察企業） 討論（議案第13号、第14号に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第13号、第14号）（可決） 採決（議案第15号）（可決） 一般質問（山下、福田、丸山、外山三博各議員）
12月1日	火	本 会 議	総務部長発言 一般質問（西村、前屋敷、鳥飼、田口各議員）
12月2日	水		一般質問（新見、高橋、十屋、松田各議員）
12月3日	木		一般質問（松村、河野哲也、押川各議員）
12月4日	金		一般質問（黒木正一、中野一則、浜砂、武井各議員） 採決（議案第16号、第17号）（同意） 議案・請願委員会付託
12月5日	土		
12月6日	日		
12月7日	月	休 会	常任委員会
12月8日	火		
12月9日	水		特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月10日	木	休 会	(議事整理)
12月11日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑 (請願の継続審査について) (前屋敷議員) 討論 (議案第10号に反対、請願の継続審査について反対) (前屋敷議員) 採決 (議案第10号) (可決) 採決 (議案第1号～第9号、第11号、第12号) (可決) 採決 (請願1件) (採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第15号追加上程 討論 (議員発議案第2号、第9号に反対) 採決 (議員発議案第2号、第9号) (可決) 採決 (議員発議案第15号) (可決) 採決 (議員発議案第1号、第3号～第8号、第10号～第14号) (可決) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 萩 原 耕 三

宮 崎 県 議 会 議 員 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 武 井 俊 輔